

日本語の会話における使役表現の使用原理と使用実態

一橋大学審査博士学位論文

2021年10月

一橋大学大学院言語社会研究科

博士後期課程

LD192003

王 慧雋

目次

第1章	はじめに.....	1
1.1	研究目的と研究課題.....	1
1.2	本論文の構成.....	2
第2章	先行研究.....	5
2.1	使役表現と本研究の分析対象.....	5
2.2	使役表現の意味に関する先行研究.....	6
2.2.1	意志による使役表現の意味の分類.....	6
2.2.2	使役表現の意味の細分類.....	8
2.2.3	使役表現の意味に関する研究の限界.....	14
2.3	使役表現の機能に関する先行研究.....	15
2.4	使役表現の使用実態に関する先行研究.....	24
2.5	使役表現の習得・指導に関する先行研究.....	32
2.5.1	使役表現の習得に関する先行研究.....	32
2.5.2	使役表現の指導に関する先行研究.....	33
2.6	先行研究のまとめと本研究の位置づけ.....	36
第3章	研究方法.....	40
3.1	使役表現の使用原理の分析方法.....	40
3.1.1	シナリオの用例分析.....	40
3.1.2	用例収集に用いたテレビドラマのシナリオ.....	42
3.2	使役表現の使用実態の分析方法.....	42
3.2.1	シナリオとコーパスの比較.....	42
3.2.2	『日常会話コーパス』を用いた用例収集と分析対象.....	43
3.3	日本語教科書に見られる使役表現の分析方法.....	45

第4章 使役表現の使用原理.....	47
4.1 シ手の意志から見た使役表現の使用	47
4.1.1 シ手の意志の観点	47
4.1.2 〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の3分類	49
4.1.3 シ手の意志を分類する4つの手がかり	52
4.2 シ手・サセ手の立場から見た使役表現の使用.....	55
4.2.1 シ手・サセ手の立場の観点.....	55
4.2.2 立場別の〈意志相反〉	57
4.2.3 立場別の〈意志尊重〉	59
4.2.4 立場別の〈意志不問〉	62
4.3 話し手の共感から見た使役表現の使用.....	63
4.3.1 話し手の共感の観点.....	63
4.3.2 意志別の共感の寄せ方.....	72
4.4 第4章のまとめ	75
第5章 テレビドラマのシナリオに見られる使役表現	77
5.1 意志・立場・共感の観点から見た偏り	77
5.2 シナリオにおける〈意志相反〉	80
5.2.1 シナリオにおける〔聞き手⇒話し手〕の〈意志相反〉	80
5.2.2 シナリオにおける〔第三者⇒話し手〕の〈意志相反〉	81
5.2.3 シナリオにおける〔話し手⇒聞き手〕の〈意志相反〉	82
5.2.4 シナリオにおける〔第三者⇒聞き手〕の〈意志相反〉	83
5.2.5 シナリオにおける〔話し手⇒第三者〕の〈意志相反〉	84
5.2.6 シナリオにおける〔聞き手⇒第三者〕の〈意志相反〉	86
5.2.7 シナリオにおける〔第三者⇒第三者〕の〈意志相反〉	88
5.2.8 シナリオにおける〈意志相反〉のまとめ.....	90
5.3 シナリオにおける〈意志尊重〉	93
5.3.1 シナリオにおける〔聞き手⇒話し手〕の〈意志尊重〉	93
5.3.2 シナリオにおける〔第三者⇒話し手〕の〈意志尊重〉	98
5.3.3 シナリオにおける〔話し手⇒聞き手〕の〈意志尊重〉	98

5.3.4	シナリオにおける [第三者⇒聞き手] の〈意志尊重〉	100
5.3.5	シナリオにおける [話し手⇒第三者] の〈意志尊重〉	101
5.3.6	シナリオにおける [聞き手⇒第三者] の〈意志尊重〉	102
5.3.7	シナリオにおける [第三者⇒第三者] の〈意志尊重〉	105
5.3.8	シナリオにおける〈意志尊重〉のまとめ	106
5.4	シナリオにおける〈意志不問〉	109
5.4.1	シナリオにおける [話し手⇒第三者] の〈意志不問〉	109
5.4.2	シナリオにおける [聞き手⇒第三者] の〈意志不問〉	110
5.4.3	シナリオにおける [第三者⇒第三者] の〈意志不問〉	111
5.4.4	シナリオにおける〈意志不問〉のまとめ	112
5.5	第5章のまとめ	115
第6章	『日常会話コーパス』に見られる使役表現の量的傾向	117
6.1	『日常会話コーパス』における使役表現の前接動詞	117
6.2	『日常会話コーパス』における使役表現の出現形態	119
6.2.1	出現形態の種類と形態別使用数	119
6.2.2	前接動詞から見た「-(s) asu」形態	120
6.2.3	形式から見た出現形態	123
6.3	『日常会話コーパス』における使役表現の複合形式	127
6.4	意志・立場・共感の観点から見た偏り	129
6.5	第6章のまとめ	134
第7章	『日常会話コーパス』に見られる使役表現の質的特徴	136
7.1	『日常会話コーパス』における〈意志相反〉	136
7.1.1	『日常会話コーパス』における [聞き手⇒話し手] の〈意志相反〉	136
7.1.2	『日常会話コーパス』における [第三者⇒話し手] の〈意志相反〉	138
7.1.3	『日常会話コーパス』における [話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉	139
7.1.4	『日常会話コーパス』における [第三者⇒聞き手] の〈意志相反〉	141
7.1.5	『日常会話コーパス』における [話し手⇒第三者] の〈意志相反〉	143
7.1.6	『日常会話コーパス』における [聞き手⇒第三者] の〈意志相反〉	144
7.1.7	『日常会話コーパス』における [第三者⇒第三者] の〈意志相反〉	146

7.1.8	『日常会話コーパス』における〈意志相反〉のまとめ	149
7.2	『日常会話コーパス』における〈意志尊重〉	152
7.2.1	『日常会話コーパス』における〔聞き手⇒話し手〕の〈意志尊重〉	152
7.2.2	『日常会話コーパス』における〔第三者⇒話し手〕の〈意志尊重〉	159
7.2.3	『日常会話コーパス』における〔話し手⇒聞き手〕の〈意志尊重〉	163
7.2.4	『日常会話コーパス』における〔第三者⇒聞き手〕の〈意志尊重〉	163
7.2.5	『日常会話コーパス』における〔話し手⇒第三者〕の〈意志尊重〉	164
7.2.6	『日常会話コーパス』における〔聞き手⇒第三者〕の〈意志尊重〉	166
7.2.7	『日常会話コーパス』における〔第三者⇒第三者〕の〈意志尊重〉	168
7.2.8	『日常会話コーパス』における〈意志尊重〉のまとめ	171
7.3	『日常会話コーパス』における〈意志不問〉	173
7.3.1	『日常会話コーパス』における〔話し手⇒第三者〕の〈意志不問〉	173
7.3.2	『日常会話コーパス』における〔聞き手⇒第三者〕の〈意志不問〉	178
7.3.3	『日常会話コーパス』における〔第三者⇒第三者〕の〈意志不問〉	181
7.3.4	『日常会話コーパス』における〈意志不問〉のまとめ	184
7.4	第7章のまとめ	187
第8章	日本語教科書に見られる使役表現の扱い方	189
8.1	日本語教科書における使役表現の前接動詞	189
8.2	日本語教科書における使役表現の出現形態	191
8.3	意志の不明確さ	193
8.4	発話機能の不在	196
8.5	形式・発話機能の偏り	200
8.5.1	《許可求め》形式の偏り	200
8.5.2	〔第三者⇒話し手〕の《叙述》の扱い不足	204
8.6	第8章のまとめ	205
第9章	おわりに	207
9.1	本研究のまとめ	207
9.2	今後の課題	213

教師用指導書一覽.....	215
参考文献	216
謝辞.....	220

第1章 はじめに

1.1 研究目的と研究課題

使役表現「(さ)せる」は日本語学習者にとって運用が困難であると言われている(奥野2012, 王2018)。例えば、学習者は次のような状況で使役表現を使うことがある。

- (1) [A先生の授業内容を、別の先生に聞かれて]
A先生は私たちに漢字を勉強させました。
- (2) [パーティーにどのような手料理を持ち寄るかをパーティー参加者に伝える]
私はみなさんにベトナムのはるまきを食べさせます。

(1)も(2)も構文的には正しいものである。「先生は学生の私たちに漢字を勉強するという行動を引き起こした」「私はみなさんに食べるという行動を引き起こす」という事態の捉え方も、動作・状態変化に影響を与える者を主体として表現する「使役」そのものである。しかし、「授業内容の説明」「手料理の情報の共有」といった状況から考えると、ここで使役表現を使うことに違和感を覚える人が多いだろう。日本語教師なら、使役表現はこのような状況では使わないことを直感的に捉えられるが、学習者から見れば、(1)(2)は次のような教科書の例文と練習と類似したものに見える。

- (3) 先生は生徒に日記をつけさせました。 (『外大初』: 139)
- (4) 体にいいので、子どもに牛乳を飲ませています。 (『みんな初』: 191)

(1)と(3)は同じく先生が生徒に指示して行動を引き起こしたことを叙述しているものである。(2)と(4)も、「飲む」「食べる」主体にとって「いいもの」「喜ばしいもの」を「飲む」「食べる」といった動作を引き起こす点では共通していると考えられる。では、なぜ(1)(2)が不自然なのであろうか。使役表現は(1)(2)のように使わないのならば、そもそもどのように使うものなのであろうか。教科書で習っている学習者からこのような疑問が生じて不思議ではない。

こうした疑問に答えるために、日本語教師が内省に基づいて「(1)は不満に聞こえる」「(2)のような、相手の行動を引き起こすことを「(さ)せる」で表現することはあまりない」の

ように、ある程度説明できるかもしれないが、自省だけでは使役表現の使用実態と一致しているかが不明である。本研究では、使役表現の使用実態の分析結果をもって検証する必要があると考え、研究課題の1つとして取り込む。そして、何よりも重要な研究課題として、「そもそも使役表現はどのように使うものか」に答えるために、使役表現の使用を支える観点を見つけ出し、使役表現の使用原理を明らかにしなければならないと考える。なぜなら、(1) (2)のような個別な使用例が不自然であることだけが理解できても、使用状況が変われば、自然か否かがわからなくなるためである。そのため、使役表現の使用における重要な観点を提示し、使用原理がわかるように教えられたら、学習者が足場として観点をういて使役表現を使うか否かを判断できるようになることも期待できる。教師も観点と使用原理に基づいて、教科書の例文と練習の適切さを見直し、学習者の不自然な使用を防ぐために必要な説明を考案することができる。

そこで、本研究では、日本語の会話における使役表現に焦点をしぼり、使役表現の使用原理と使用実態を明らかにし、日本語教育における使役表現の扱い方の提言を行うことを目的とする。日本語の会話における使役表現に焦点をあてるのは、現行の日本語教科書では、使役表現が使われる会話文が提示され、口頭で練習が行われることが多いためである。

研究課題は、次の3つである。

研究課題1：日本語の会話における使役表現の使用原理を明らかにする。

研究課題2：日本語の会話における使役表現の使用実態を明らかにする。

研究課題3：日本語教科書における使役表現の扱い方を調査し、改善の提言を行う。

1.2 本論文の構成

本論文の構成は次のとおりである。

第1章 はじめに

第2章 先行研究

第3章 研究方法

第4章 使役表現の使用原理	⇔ 【研究課題1】
第5章 テレビドラマのシナリオに見られる使役表現	
第6章 『日常会話コーパス』に見られる使役表現の量的傾向	⇔ 【研究課題2】
第7章 『日常会話コーパス』に見られる使役表現の質的特徴	
第8章 日本語教科書に見られる使役表現の扱い方	⇔ 【研究課題3】
第9章 おわりに	

第1章では、研究目的、研究課題および本論文の構成について述べる。

第2章では、本研究に関連が深いものとして、使役表現が表す意味、使役表現の機能、使役表現の使用実態および使役表現の習得・指導に関する先行研究を概観する。これまでの研究の成果と限界を指摘しつつ、本研究における使役表現の使用原理の分析および会話における使役表現の使用実態を調べる必要性を述べる。

第3章では、3つの研究課題を解明するための研究方法として、使用原理を捉えるためのテレビドラマのシナリオの分析、使用実態を調査するためのシナリオとコーパスの分析および、日本語教科書における使役表現の扱い方の調査方法について述べる。

第4章では、研究課題1として、テレビドラマのシナリオの用例を用いて、「(さ)せる」形式が示す事柄とシ手の意志の関係という意志の観点と、シ手・サセ手のそれぞれが、会話参加者の話し手・聞き手、または第三者のいずれに該当するのかという立場の観点と、話し手が「(さ)せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉える際に、シ手・サセ手のいずれに気持ちを寄せて考えるのか、あるいはシ手・サセ手のいずれにも寄せずに考えるのかという共感の観点を立て、使役表現の使用原理について述べる。

第5～7章では、研究課題2として、第4章で使用原理を捉える3つの観点をを用いて、使役表現の使用実態を分析する。第5章では、テレビドラマのシナリオに出現する使役表現を分析する。第6・7章では、『日本語日常会話コーパス』(CEJC モニター公開版)に出現する使役表現を分析する。第6章では、使役表現の量的な傾向を把握することと、用例のより詳細な質的特徴の分析は第7章で行う。

第8章では、研究課題3として、第4～7章で述べた使用原理と使用実態を踏まえ、日本語教科書における使役表現の扱い方を分析し、問題点を指摘する。

第9章では、本研究で明らかにしたことをまとめ、考察が至らない部分について今後の課題として述べる。

第2章 先行研究

使役表現については、これまで多くの先行研究の蓄積があり、研究者によって用語も分析対象も異なる。本章の2.1ではまず、本研究における使役表現を定義し、分析対象を明確にする。2.2と2.3では、これまで数多くなされてきた使役表現が表す意味と、使役表現の機能に関する先行研究を概観し、先行研究の問題点を述べる。2.4では、これまでの使役表現の使用実態に関する先行研究を整理し、日本語の会話における使役表現の使用実態を調べる必要性を述べる。そして、日本語教育における使役表現の扱い方の提言を示すにあたり、2.5では、使役表現の習得・指導に関する先行研究についてまとめる。

2.1 使役表現と本研究の分析対象

日本語記述文法研究会（2009）では、「使役」と「使役文」は次のように定義されている。

- (5) 使役とは、対応する能動文には含まれていない人や物を主語として、能動文の表す事態の成立に影響を与える主体（使役者）として表現するものである。

- ・子どもがテレビを消した。（能動文）
- ・父親が子どもにテレビを消させた。（使役文）

（日本語記述文法研究会 2009：257）

- (6) 使役文は、使役者（使役の主体）が、被使役者（動きの主体・能動主体）による動きの実行・成立に関わっているものとして事態をとらえ、表現するものである。使役文とは、使役者による事態への関与と、被使役者が行う動きが複合した表現であり、使役者の関与がなければ、被使役者の動きがないのが一般的である。

（日本語記述文法研究会 2009：261）

(5)の「使役」の規定から、主体（使役者）が主語となる使役受身・使役授受の文は使役文の範疇から外れるとも考えられるが、(6)の「使役文」の規定に従うと、使役受身・使役授受が含まれる文も「使役者による事態への関与と、被使役者が行う動きが複合した表現」であるため、「使役文」の範疇に当てはまる。実際、日本語記述文法研究会（2009）では、使役受身・使役授受が含まれる文も、使役文の例文として挙げられているが、先行研究によって、「使役」「使役文」「使役表現」といった用語も異なれば、扱われている分析対象も様々

である。また、「使役」を形態的なものとして捉えれば、「(さ)せる」が含まれるものになるが、意味的なものと捉える場合、「殺す」「見せる」のような語彙レベルの表現 (Shibatani1976) や、さらには、他者の動作を引き起こすといった関与を表せる授受表現の「てもらう」「ていただく」も「使役」になりうる。

本研究は、動作・状態変化の主体と区別する関与者が存在し、主体の動作・状態変化の実現・成立に影響を与えているという事態を表現するものをすべて使役表現として考える立場である。本来ならば、語彙的な使役表現と意味的な使役表現である「てもらう」「ていただく」についても考察する必要があるが、本研究は形態的に捉えられる使役表現に関心があるものであり、分析対象を「せる (-aseru)」「させる (-saseru)」とその縮約形¹「-asu」「さす (-sasu)」が含まれる使役表現に限定する。形態的な使役表現の中でも、サセ手・シ手がいずれも人間であるものと、片方、または両方とも事物のものがある。日本語教科書で中心的に扱われている使役表現が人間同士の関与を表すものであり (高橋・白川 2006:25)、また、人間関係に影響を及ぼしやすいことに鑑み、本研究では、人間同士の関与を示す使役表現を優先して考察する。

先行研究によって、「使役」「使役文」「使役表現」などの用語が異なるが、本研究では、使役受身・使役授受の複合形式も含めて、「(さ)せる」が含まれる形式を総括して「使役表現」と呼ぶ。本研究では、動作・状態変化の主体と、動作・状態変化の主体に影響を与える者をそれぞれ「シ手」「サセ手」と呼ぶ。

2.2 使役表現の意味に関する先行研究

使役表現の意味について、これまで「(さ)せる」が文中で表す意味を中心に数多くの研究がなされてきた。「(さ)せる」が表す意味は、シ手の意志により、「強制/許可 (放任)」といった2~3つに大きくは分類されるが、意志にほかの観点を組み合わせ、使役表現の意味をさらに細分する研究もある。

2.2.1 意志による使役表現の意味の分類

シ手の意志の観点から、文中における「(さ)せる」の意味を捉える代表的な研究として、青木 (1977) が挙げられる。

¹ 本研究では、日本語記述文法研究会 (2009) に従い、「-asu」「-sasu」の形態を「-aseru」「-saseru」の縮約形として捉える。

青木（1977）は、「ある者が他者²に対して、他者自らの意志において或いは主体性をもってその動作を行うようにしむけること」を「使役の基本的内容」とし、意味を3種類に分けている。サセ手の意志がシ手の意志に反して強い場合、あるいはサセ手の意志がシ手の意志を上回って強い場合を「強制」（例7～例11）とし、サセ手の意志がシ手の意志に反しない場合を「許可助成」（例12～例16）とし、また、「許可助成」の派生的用法として、サセ手には積極的な意志がなく、シ手の行為を妨げない場合を「放任」（例17～例22）としている。下線は原文の傍点と同じ箇所でも引いたものである。

「強制」の意味：

- (7) 一刻も早く通らせる
- (8) 遊びたがる子供を風呂に入らせる
- (9) 途中の駅で降りさせる
- (10) 苦難に堪えさせる
- (11) もっとよく考えさせる

「許可助成」の意味：

- (12) 早く帰らせてやる
- (13) しばらくここに隠れさせてもらう
- (14) 部外者にも参加させる
- (15) そうやすやすとホームランは打たせない
- (16) 今度から子供にも使わせてやる

「放任」の意味：

- (17) 何時までも苦しませておくに忍びない
- (18) 猫を膝の上でじゃれさせる
- (19) 早くも悪に染まらせてしまった
- (20) 勝手にしゃべらせる
- (21) 子供をガンで死なせた親の会
- (22) 放心の体で何時までも波に足を洗わせていた

（青木 1977 : 115）

² 青木（1977）による「他者」は有情物に限らず、「非情物の持つ動作実現能力・本性は、有情物の意志・主体性と同様にみなし得る」とされている。

このように、青木（1977）では、サセ手の意志がシ手の意志に反するか否か、両者の意志の強弱関係といった観点を明確にしたうえで、「(さ)せる」が文中で示す意味を捉えている。ただし、同研究では、サセ手の意志がシ手の意志に反するか反しないかで「強制」「許可助成」を分けると述べているが、例15の「そうやすやすとホームランは打たせない」を「許可助成」と扱っていることから見ると、サセ手の意志とシ手の意志の関係で分類しているというよりは、実際は肯定形で示されている「(さ)せる」事柄がシ手の意志に反するものか反しないものかで分類している。なぜなら、サセ手はホームランを打ちたいシ手に打たせないため、サセ手の意志はシ手の意志に反していると考えたほうが妥当だからである。

青木（1977）以前の「積極的にさせる／他が動作をする事を妨げないで、之を許容する」（橋本 1934 : 293）や「積極的に仕向ける／不干渉すなわち許容・放任」（湯沢 1953 : 138）なども、シ手の意志で分類されたものに通じると見なすことができる。また、青木（1977）以降の研究でも、「意志」を術語として援用しているとは限らないものの、実質的にはシ手の意志による「強制／許可（放任）」の分類を受け継いでいると思われる（柴谷 1978 の「誘発使役／許容使役」、村木 1991 による「使役／許容／なりゆき」など）。

2.2.2 使役表現の意味の細分類

シ手の意志のほかに、「(さ)せる」に前接する動詞（以降、「前接動詞」と呼ぶ）の意志性の観点（佐藤 1986）や、シ手・サセ手の本来の性質の観点（柳田 1994）、動作・状態変化の実現・成立の手段・条件の観点（石川 1994）を加えて、意味がさらに細分類される。また、文中における「(さ)せる」の意味だけでなく、「(さ)せる」を含む文全体の意味を捉える研究もある（佐藤 1986）。

佐藤（1986）

佐藤（1986）では（23）のように、「源泉」という用語を用いて「動作が生じるもと」に注目しながら、シ手（「動作主体」）にあるものと、サセ手（「使役主体」）にあるものの2種類があるとしたうえで、前接動詞の意志性および肯定形「(さ)せる」・否定形「(さ)せない」と動作が生じる「源泉」との関わりによって、表 2-1³のとおりに使役表現の意味を大きく8種に分類している。

(23) 「人が 人に (を) ～ (意志動作) させる」文があらわすできごとは、使役主

³ 表 2-1 は、筆者が佐藤（1986）の p.113 および p.142 の表に基づいてまとめたものである。

体のなんらかのうごき（はたらきかけ）がなければ動作主体の動作そのものが生じえないばあいと、使役主体のうごき（はたらきかけ）のありなしにかかわらず、動作主体の動作が生じるばあいとがある。つまり、動作主体の動作の源泉が（A）使役主体にあるばあいと（B）動作主体にあるばあいとがある。（佐藤 1986：111）

表 2-1 佐藤（1986）による意味分類

	A 源泉＝使役主体		B 源泉＝動作主体	
	させる	させない	させる	させない
意志動詞	指令	解放（非強制）	許可（放任）	禁止
無意志動詞	変化をひきおこす	変化をひきおこさない	放置する	放置しない

（佐藤 1986：113, 142 筆者整理）

次の（24）の論述と（25）（26）の例からもわかるように、同研究で「さしずして相手に動作をさせる」とされている「指令」には「強制」が含まれている。このように見ると、同研究の「指令」と青木（1977）の「強制」は、名称が異なるが、実質は等しいものと考えられる。「許可（放任）」も青木（1977）と共通している点と合わせて見ると、青木（1977）で論じられていない無意志動詞の場合と否定形「（さ）せない」の場合を除けば、佐藤（1986）の「指令／許可（放任）」の分類は、青木（1977）の「強制／許可助成（放任）」は類似したものと考えられる。

（24） 指令の文のなかには、相手＝動作主体にとってのぞましくない、不利益をもたらすような動作を強要することを表現するものがある。相手はその動作の実現をのぞまないのであって、その動作をひきおこすもとは使役主体にある。そしてやはり必然的なものとしての動作をさしだす。このような文には《強制》感がつきまとう。
（佐藤 1986：113）

（25） 母は呼吸のつまったような苦しい声をだして、下女にぬれ手ぬぐいを持ってこさせた。
（佐藤 1986：113）

（26） お常めはおれがこれまでくう物もろくにくわせないで、牛馬のように働かせていたものだから、獣のようになっていて、女らしい性質がでず^にいたのだ。
（佐藤 1986：114）

（27）の記述から、意志の観点だけでなく、意志動詞・無意志動詞を区別しているのは、

動詞が表す動作・状態変化が人間の意志でコントロールできるものか否かにより、サセ手の関与のあり方が異なると捉えているためであることがわかる。同研究では、意志動詞の場合の「指令／解放（非強制）」「許可（放任）／禁止」といった意味と区別して、無意志動詞の場合の意味として「変化をひきおこす／変化をひきおこさない」（例 28, 例 29）, 「放置する／放置しない」（例 30, 例 31）が挙げられている。肯定形の「(さ) せる」だけでなく、否定形で使われている「(さ) せない」（例 29, 例 31）も含めて使役文の意味を捉えているのも、同研究の新たな観点である。

- (27) 「人が 人に (を) ～させる」のくみたてをもつ文のうち、人間の無意志的な現象（生理的, 心理的, 社会的な状態変化）をひきおこすことをあらわす使役動詞を述語にすえた文は、もともになる動詞のさししめず状態変化が意志にもとづくのではなく、いわばなりゆきとして生じるがために、それをひきおこす《はたらきかけ》も独特の性格をおびてくる。まず、意志動詞の使役に典型的であった《指令》のような手段ではこのような変化をひきおこすことはできない。

(佐藤 1986 : 102)

- (28) 変化をひきおこす :

岸本君は時々人をびっくりさせる。

(佐藤 1986 : 103)

- (29) 変化をひきおこさない :

……美夜はおそらくどんな男をもあきさせず愛されつづける女であろう。

(佐藤 1986 : 165)

- (30) 放置する :

当分、本人のいう通り泳がせてようすをみようというのである。

(佐藤 1986 : 163)

- (31) 放置しない :

「先生だけはどうかして墮落させたくないと思います。」

(佐藤 1986 : 166)

柳田 (1994)

前接動詞の意志性の有無と、否定形を含む使役文の意味のほかに、シ手とサセ手の本来の性質で意味を細かく類別する研究もある。例えば、柳田 (1994) は「用法」という術語を使い、(32) のような「拘束」「推奨」「許容」「放任」「助成」「随順」の用法があると認めている。様々な用法が生じる原因について、同研究では、シ手とサセ手の「2つの意志や本性の組み合わせにいろいろなものがあるから」と解釈している。

(32) 拘束用法（し手がそうすることを望んでいないのに、させ手が無理やりそうさせる場合）：

いやがっている子どもに無理やり勉強させる。

推奨用法（し手がそうすることを望んでおり、させ手がその実現に力を貸しておすしすすめる場合）：

夏休みに子どもを北海道旅行に行かせる。

許容方法（し手がそうすることを望んでおり、させ手が一定の限度内でそのことを許す場合）：

夏の間だけ芝生の中に入らせる。

放任用法（し手が望んでするところに、させ手が意図的にまかせる場合）：

不満を言いたいだけ言わせておく。

助成用法（無生物のし手の本性を生かして、させ手がその実現をはたす場合）：

ゼリーを冷蔵庫でかたまらせる。

随順用法（無生物のし手の本性がなすところに、させ手がまかせる場合）：

波に足を洗わせている。

（柳田 1994：355-356）

青木（1977）・佐藤（1986）はシ手・サセ手が両方とも人間の使役表現を中心に考察したものであるが、柳田（1994）は人間のサセ手と非情物のシ手との関与を表す使役表現まで分析対象に含めたことにより、(32)の「助成」「随順」も意味として捉えられるようになった。また、同じく非情物のシ手でも、シ手の本性を利用するか干渉しないでおくのかで、「助成」と「随順」が区別されている。同じく人間同士の使役表現でシ手の意志として望んでいる場合でも、シ手自身で実現可能か否かで、青木（1977）と佐藤（1986）が捉えていた「許容」「放任」から、さらに「推奨」の意味が取り出されている。

阪田・倉持（1980）、石川（1994）

日本語教育の立場から、シ手の意志による分類を受け継ぎながら、意味を細分類する研究もなされている。代表的なものとして、阪田・倉持（1980）と石川（1994）が挙げられる。阪田・倉持（1980）は、(33)のとおり、人間同士の関与を表す意味として、「使役（命じる）」「期待どおりの結果になるようにする」「当人の意志どおりにそれが実現される」「放任する」「意図的にそうしたのではないのに、ある結果を招く事態に至った」を挙げている。佐藤（1986）による「意志動詞／無意志動詞」と柳田（1994）によるシ手・サセ手の「本性」の

ような明確な基準は示されていないが、「当人の意志どおりに」といった記述から意志を意識していることがわかる。また、「当人の意志どおりにそれが実現される」と「放任する」を区別している点でも、柳田（1994）と共通している。

(33) 使役（命じる）を表す：

私は娘に料理をつくらせた。

父親は子供を使いに行かせた。

期待どおりの結果になるようにする意を表す：

お世辞を言って彼女を喜ばせた。

住民に公害問題に対する関心を向けさせる。

当人の意志どおりにそれが実現される意を表す：

本人の希望に入れて、アメリカに留学させた。

子供をひとりで旅行に行かせるのは危険だ。

だれにでも勝手に使わせるわけにはいかない。

放任するという意を表す：

勝手に怒らせておけ。

子供じゃないんだから、したいようにさせよう。

言わせておけばきりがいい。

意図的にそうしたのではないのに、ある結果（一般に好ましくない）を招く事態に至った意を表す：

うっかり失礼なことを言って彼を怒らせてしまった。

朝寝坊をして友達を1時間も待たせてしまった。

親を悲しませるようなことをしてはいけない。

（阪田・倉持 1980：25-28）

石川（1994）では、使役表現の広い用法が日本語の学習上の混乱の原因と認識し、教育の立場から使役表現の用法を次の（34）のように、12分類で整理している。

(34) (1) 命令・強制いわゆる使役の用法

第二に、社員と社費を使って、違法行為を行わせたのではないか、という疑問である。（命令）

こんなものを私に書かせる編集長が鬼に思えた。（強制）

- (2) 補助・手助けの用法
赤ちゃんの手を引いて歩かせた。
- (3) コントロール・操作の用法
うまく言って、金を出させる。
- (4) 監視・管理・監督の用法
子供を公園で遊ばせながら、おしゃべりをする。
- (5) 許可・許しの用法
子供が映画を見たいというので、行かせることにした。
来週ちょっとお邪魔させていただきたいんですが。(許可を求める表現)
- (6) 諒解を求める言い方(「許可・許し」の一種)
隣の部屋に食事を用意させていただきました。(余計なことかもしれませんが)
- (7) 恩恵に対する感謝と「へりくだり」の表現
この度は、工事を受注させていただきありがとうございました。
- (8) 放置・放任の用法
あまり干渉せず本人達のやりたいようにやらせている。
- (9) 責任の表現
おしゃべりに夢中になっている間に、子供に怪我をさせてしまった。
- (10) 失敗／好ましくない出来事の原因と、成果／好ましい出来事の原因
時間を間違えてお客さんを待たせてしまった。(失敗)
長年の地道な努力が実験を成功させたのだ。(成果)
- (11) 感情的反応の原因
親切にしたつもりが、逆に相手を怒らせてしまった。
- (12) 自動詞の他動詞化
議論を戦わせる。

(石川 1994 : 3-31)

同研究でも阪田・倉持(1980)と同様に「用法」という術語を用いて論じているが、「命令・強制」「許可・許し」「放置・放任」は、青木(1977)・佐藤(1986)が扱っている「強制」「許可(放任)」「放置」に等しいものである。「補助・手助け」「コントロール・操作」「監視・管理・監督」「責任」「失敗／好ましくない出来事の原因と、成果／好ましい出来事の原因」「感情的反応の原因」は関連の説明から、シ手による動作・状態変化の実現・成立のための手段や条件で細分類された意味であることがわかる。つまり、(6)(7)(12)を除いた9分

類はすべて人間同士の使役表現の意味で分類されたものである。

2.2.3 使役表現の意味に関する研究の限界

2.2.1 と 2.2.2 で挙げた青木 (1977), 阪田・倉持 (1980), 佐藤 (1986), 柳田 (1994), 石川 (1994) は代表的なものに過ぎず, 使役表現の意味に関する研究はほかにも多数ある。ここまで概観したとおり, 使役表現の意味は, シ手の意志の観点から, 代表的な意味を取り出して「強制/許可 (放任)」のように 2~3 つに分類することもできるし, 前接動詞の意志性の有無や, 動作・状態変化を実現する手段などでさらに細かく類別しようとするれば, 石川 (1994) のように人間同士の関与を示す使役表現だけで 9 分類まで分けることも可能である。

もちろん, 日本語学の観点から見れば, 使役表現が「強制」「許可」「放任」「補助」など, 多様な意味を表しうること自体も興味深いものであり, 日本語教育にも大いに貢献し得るものである。日本語学習者が使役表現の意味を理解する際に, 「強制」「許可」を間違えないように, また, 同じく本人が望んでいる場合でも, 行動の「許可」なのか「放任」なのか, それともシ手本人の能力が及ばないゆえの「補助」なのかといった細かい区別もできるように指導する必要性を示唆するためである。

一方, ここで改めて明確にしておかなければならないことがある。それは, これまで多数の研究で扱われている「強制」「許可」「放任」「補助」などの意味は, 「(さ)せる」という形式が持つ意味ではなく, あくまで現実で使われるとき, 具体的な文脈の中で生み出された派生的意味であるということである。2.1 で挙げた日本語記述文法研究会 (2009) の「使役」「使役文」の定義でもわかるように, 「(さ)せる」形式はサセ手の存在を示す形式に過ぎず, 本来, サセ手が何らかの形でシ手の動作・状況変化の実現・成立に影響を与えているという素朴な意味 (以降では「中核的意味」と呼ぶ) しか持たない。そうした素朴な意味しかない「(さ)せる」は, 使われることによってはじめて, サセ手・シ手の人間関係や社会通念などの認識に基づいて解釈されながら, 「強制」「許可」「放任」「補助」といった派生的意味を帯びるようになる。

ここで派生的意味であることを改めて確認したのは, 教師が文脈の中で生まれる派生的意味であることを明確にせず, 「強制」「許可」などをあたかも使役表現が本来持つ中核的意味かのように教えてしまうと, それこそ学習者の不適切な使用を招きかねないためである。「強制」「許可」「放任」「補助」などの意味の理解は学習者にとってそれほど難しいものとは思えないが, 単にそうした意味を表すだけのために使役表現を使うと, 学習者が意図しない「田中さんは私に〇〇させました」「わたしは田中さんに〇〇させました」のような非難

や誇示になってしまう恐れがある。また、学習者の運用という側面から考えると、派生的意味の理解だけでは不十分である。そうした派生的意味が話し手のどのような感情を伴い、使役表現を含む発話が対人的コミュニケーションにおいて何が伝えられるのかに関する研究も、運用を目指す教育で求められている。これまで数多くなされてきた使役表現の派生的意味の研究は、意味そのものの記述を目的としているため、運用の指導に生かすのに限界があるのは当然のことである。

もう一つの限界は、細分化という研究が目指す方向に由来するものがある。「(さ)せる」の意味として、「敵に胸板をしたたかに射させて」という「許容的な意味」が松下(1924)によって認められたことに伴い、「強制/許可(放任)」の2~3分類で分ける研究が現れ、1970年前後からさらに細分する研究が進んできた(早津 2016: 68-70)。細分化は上述したように、使役文が持つ派生的意味の広さを究明する点においては重要なことである。しかし、教育の観点から考えると、細かく分ければよいというものでもない。細かく分類すればするほど、共通点が軽視されがちになる。例えば、「許可」「放任」「補助」といった細分類は、シ手の動作・状態変化を実現するための手段では異なるものであるが、シ手の意志を尊重している点は共通している。学習者に教える際、個々の意味として「許可」「放任」「補助」を取り上げる必要もあるかもしれないが、シ手の意志が尊重されているという共通点を理解しないと、多様な意味に戸惑ってしまい、かえって運用上の負担がかかる恐れがある。使役表現の派生的意味の細分は、意味の記述の精緻化という点では、日本語教育にも役立つものである。一方、細分類と相反する方向を目指す、共通点を帰納的に抽出するという考え方も教育上で必要なものである。この意味では、これまでの使役表現の意味の細分類に限界がある。

2.3 使役表現の機能に関する先行研究

「機能」という用語の使い方は研究者によって様々である。使役表現の機能について、使役を含む文における連用修飾や仮定条件節などの構文的機能を考察するもの(高 2014)もあるが、ここでは、本研究の関心がある、使役表現を含む発話が対人的コミュニケーション上果たす機能に関連が深い先行研究を挙げる。

中川(1995)

コミュニカティブ・アプローチの浸透に伴い、日本語教育における文法のあり方について「形態的、意味的説明だけに終わらず、意味的關係と機能的關係を結びつける方向へ向かうべきである」(市川 1989: 75)のように、問い直しが行われるようになった。そうした背景

の中、中川（1995）のような、使役表現の談話全体の中における機能や表現意図に目を向ける研究も現れた。

中川（1995）は「ある表現が文法的内容というよりはむしろ、「言外の意味」的な表現意図を伴って発話される場合のあることに十分な注意を払っておかなければならない」「ある文が発話される場面や状況に応じて、そこに含まれる話し手の表現意図が談話におけるその文の機能である」としたうえで、日本語教科書で扱われている会話文を用いて、使役表現の「表現意図＝機能」を次の（35）のように分析している。〈 〉のうかが「言外の意味」、すなわち「表現意図＝機能」と思われるものである。下線と【 】の記号は中川（1995）によるものであり、a～kの番号は筆者によるものである。

- (35) a. 〈シ手に動作・行為を【命令・要求】している意〉
鈴木「さっそくですが、佐々木さんは、選手に一日どれぐらい練習させて
いますか?」
佐々木「そうですね。今は、毎日必ず、六時間ぐらいやらせることにして
います。」
- b. 〈被害を及ぼし迷惑をかけたことを【詫び】る気持ち。また、【会話開始】
をも意図している〉
床屋：どうも、お待たせしました。めがねはこちらへどうぞ。
- c. 〈【迷惑・被害】を受けた意〉
キム：わたしの国の経済について書かされました。時間が短くて、あまりよ
く書けませんでした。
- d. 〈【マイナス感情】を感じている意〉
キム：初めに新聞の記事を読まされて、その記事の中のことばを説明させら
れました。
- e. 〈【期待】通りの結果になることを希望しての行為である意〉
キム：いいえ、運がよかったですよ。でも、これで両親を喜ばせることが
できます。
- f. 〈【安心】させるという行為を働きかけている意〉
山田：そうですね。早く知らせてお父さん、お母さんを安心させてあげてく
ださい。
- g. 〈子どもの行為を【放任】する意〉
中村：そのとおりです。でも、子どもは自由の遊ばせた方がいいと思います。

h. <希望をかなえてやるよう【許可】した>

私たちの息子は今年十八歳で、今イギリスに留学中です。私たちは息子を国際人に育てようと思って、小さいころから英語を習わせてきました。また、早くから外国の生活を経験させるために、おとしイギリスの高校に留学させました。

i. <謙讓的な【許可求め】>

- ・林：家内が今日休ませていただきたいと言っているんですが。
- ・林：いいえ。わたしでよかったら喜んでやらせていただきます。
- ・A：今度、是非一度読ませてくださいね。

j. <【許可お礼】>

- ・タン：今日は見学させてくださって、ありがとうございました。
- ・両親は戦争の直後に結婚しました。苦しい生活の中でわたしたち三人をよくじょうぶに育ててくれました。またわたしを大学にまで行かせてくれました。

k. <【感銘】の意>

アリス：はああ。ここに来て、科学の時代に生きていることを、ひしひしと感じさせられました。

(中川 1995 : 8-12 筆者整理)

従来の使役表現の意味に関する研究では、bの「お待たせしました」は、「失敗／好ましくない出来事の原因」(石川 1994)の意味を表すものと捉えられてきた。中川(1995)は意味にとどまらず、「<被害を及ぼし迷惑をかけたことを【詫び】る気持ち>」を表出し、「<【会話開始】の意図を含んでいる>」のように、使役表現を含む発話が対人的コミュニケーションで果たす機能(以降では、「使役表現を含む発話機能」と呼ぶ)を捉える試みを行っている。このような発話機能を捉える試みは、bのほかにも、iの【許可求め】、jの【許可お礼】、kの【感銘】の例にも見られる。もちろん、「(さ)せる」形式そのものに【詫び】【許可求め】などの発話機能を持っているわけではないが、コミュニケーションで使役表現を使って何を伝えられるのかを考察するうえで、発話機能を捉える試みは、重要な観点を示唆したものである。

また、cの【迷惑・被害】とdの【マイナス感情】は発話機能ではないが、「言外の意味」として発話に現れる感情的意味を捉えようとしているものと思われる。「(さ)せる」が示す事柄に関する感情的意味を捉えようとしている点では、「強制」「許可」などの派生的意味と

は異なる性質のものであり、使役表現の意味に関する研究をさらに深めたと言える。

一方、同じく「表現意図＝機能」として挙げられているものの中に、「強制」「許可」と同質のものとしか思えないものも少なくない。例えば、aの<シ手に動作・行為を【命令・要求】している意>やgの<子どもの行為を【放任】する意>、hの<希望をかなえてやるよう【許可】した>が、「強制」「許可」「放任」といった従来の派生的意味そのものである。つまり、同研究で挙げられている使役表現の「表現意図＝機能」には、【許可求め】のような発話機能のものと、【迷惑・被害】のような感情的意味のものと、【命令・要求】のような派生的意味のものが混在している。また、iの「休ませていただきたい」「読ませてください」と、jの「見学させてくださって、ありがとうございました」が【許可求め】と【許可お礼】であることに異論はなかろうが、「やらせていただきます」と「わたしを大学にまで行かせてくれました」も同じく【許可求め】【許可お礼】の発話機能として捉える妥当性に疑問が残る。

瀬戸 (2010, 2012)

中川 (1995) のほかに、瀬戸 (2010) と瀬戸 (2012) も使役表現の感情的意味と発話機能を捉える試みを行っているが、いずれも分析対象が複合形式の使役授受に限定されているものである。

瀬戸 (2010) は、バラエティ DVD、テレビのトーク番組、漫才、文庫本、新聞朝刊から収集された 45 例の使役授受の「意味・用法」を考察したものである。同研究は、使役授受の「文の中心に据えられている意味は「恩恵」であり、他の諸条件によって派生的な機能を持つ」としている。そのうえで、「単なる恩恵授受を表す」ものを「恩恵」とし、それと区別する「派生的な機能」として、「許可求め」「謙遜表現」「宣言表現」の 3 分類を取り出している (例 36)。

- (36) a. 単なる恩恵授受を表す「恩恵」:
- ・Y:「今日こそはあいつらに『楽しいですね』って、言わせてやろう」と思ってるんじゃないですか?
 - ・ペットショップに顔を出したドルジは、「いいもの、買いました」と白い歯を見せた。彼の素朴な仕草がわたしをほっとさせてくれる。
- b. 相手の許可を得て自分が行動を起こしてよいか確認する「許可求め」:
- ・O: 鈴木さんですね。ちょっとお話を聞かせてください。
 - ・T: すごいですね。このあの、担当の者が打合せさせていただきたいって、

お願いしたら、大阪に帰ってきますから、東京駅の近くでお茶をしたら、
これからすぐ大阪にかかるって…

c. 発話段階で動作が達成・進行している場合の「謙遜表現」

- ・ T1 : 漫才やらさせてもらってます。
- ・ K : グランプリ取らせていただきました。

d. 発話の時点で動作が始まっていない場合の「宣言表現」

- ・ A : うん、そうさせてもらおうわ。
- ・ A : ま、最後に言わせてもらおうと、メイドインイタリアーだよ。

(瀬戸 2010 : 114-120 筆者整理)

中川 (1995) では、「やらせていただきます」を発話機能の「許可求め」として分類しているような未整理の問題が存在するが、瀬戸 (2010) では、達成済または進行中の動作で使われている「(さ) せていただく」と、発話時に未開始の動作で使われている「(さ) せていただく」を区別し、後者を「宣言表現」と分類している。このように、「許可求め」と「宣言表現」が区別されている点では中川 (1995) より整理が進んだと言える。一方、「恩恵」が使役授受の使用に伴われる感情的意味と考えれば、感情的意味と「許可求め」「宣言表現」といった発話機能の区別がまだ整理がついていないところが窺える。例えば、話し手が第三者に恩恵を与える「言わせてやろう」と、第三者が書き手に恩恵を与える「ほっとさせてくれる」は一括で「恩恵」として分類されている。「恩恵」の感情的意味を表している点では、確かに共通している。しかし、前者が第三者に恩恵を与える意志を表示しているのに対して、後者は第三者が自分に恩恵を与えてくれることを叙述し、称賛を示しているものである。つまり、発話機能から見ると異質のものが同じ「恩恵」の中に混在しており、発話機能として取り出しきれていない。

瀬戸 (2012) は、使役授受の「機能」として、表 2-2 の 6 種類に分けて分析している。瀬戸 (2010) の「宣言」「許可求め」のほかに、「許可与え」「許可叙述」「使動」「許可に対する謝意」の 4 分類が新たに挙げられている。瀬戸 (2010) と比べて、「機能」がより細かく分類されているが、未整理の問題は解消されていない。例えば、「許可与え」は名称から一見、発話機能に見えるが、例文の「(息子を) 遊ばせてあげたい」を見ると、使役授受を用いてシ手の息子本人に遊ぶことの許可を与えているのではなく、あくまでシ手以外の者に許可を与えたいという意志を表明しているものである。また、「許可に対する謝意」は「許可求め」と並ぶ発話機能というよりは、感情的意味と考えたほうが妥当である。「使動」は「動作主の動作を引き起こす」という定義から見ると、発話機能でも感情的意味でもなく、

むしろ「強制」「許可」と並ぶ派生的意味の一種である。

表 2-2 瀬戸 (2012) による使役授受の機能の定義

使動	話し手あるいは書き手が動作主に対して働きかけ、動作主の動作を引き起こすこと 例 面倒なことを押し付けながら感謝しないので、 <u>困らせてやろう</u> と思い、返事をしないことにした。
許可与え	動作主に動作実行の希望があり、話し手あるいは書き手がそれを認めること 例 平日は息子の相手がなかなかできないから、夏休みは <u>うんと遊ばせてあげたい</u> 。
許可叙述	話し手あるいは書き手が希望する動作について、相手から許可を得ていないという事態を述べること 例 佐藤さんは基本的に事務室のプリンターを <u>使わせてくれない</u> 。
許可求め	話し手あるいは書き手が希望する動作について、相手に対して使用許可を得ようとする 例 終電に間に合わないので、 <u>お暇させてもらえませんか</u> 。
許可に対する謝意	話し手あるいは書き手が希望する動作について相手から許可を得、それに対して感謝の意を表すこと 例 上京する時に <u>持たせてくれた梅干し</u> がもうすぐなくなりそうだ。
宣言	話し手・書き手自身がこれから為そうとする動作について、あたかも相手に許可を得たと表明しつつ述べる 例 文化祭の参加申し込みは、本日 3 時をもって <u>締め切らせていただきます</u> 。

(瀬戸 2012 : 120)

また、表 2-2 の「機能」の定義を見ると、同研究で扱われている用例はすべてサセ手・シ手のいずれかに話し手・書き手が含まれているものであるが、話し手・書き手が含まれていないものもあるはずである。例えば、相手の遭遇を尋ねる「なんか書かされたの?」といったようなものも日常会話で観察できる。話し手が含まれていない使役表現も扱える、より精緻な分析が必要である。

王 (2010, 2012a, 2012b)

筆者は、川口 (1996, 2001) などの一連の研究で提唱されている文法記述の「文脈化⁴」の試みとして、使役表現を含む発話機能の記述を行った (王 2010, 2012a, 2012b)。

王 (2010) は、文学作品・新聞記事・話し言葉コーパス (「インタビュー形式による日本語会話データベース」『BTS による多言語話し言葉コーパス』『女性のことば・職場編』『男性のことば・職場編』) から収集した 745 の用例を用いて分析したものである。蒲谷・川口・坂本 (1998) などの一連の表現類型論による「行動展開表現⁵」「理解要請表現」の概念を援用し、使役表現を含む発話機能を考察した結果、12 種の発話機能の例を取り上げている。使役表現が使われる「行動展開表現」タイプの発話機能として、「宣言」(例：{人名 2} と呼ばさせていただきます)、「指示・命令」(例：御都合、お聞かせ下さい)、「依頼」(例：翻訳家なり訳文に何を求められるかをお聞かせ願えますか)、「許可求め」(例：あの一面接に来ているということで、始めさせていただきます) がある。感情・認識の表出を意図する「理解要請表現」タイプの発話機能として、「不満」(例：どうしてあなたはわざわざこんなときにロクでもない話を私に聞かせなくちゃならないのよ)、「同情」(例：そんな小泉さんのツケを整理させられている福田さんは本当にかわいそうだ)、「評価」(例：うまいね、あんまりひずませてない)、「弁解」(例：あのおばさんが、びりびりした電波を送って僕の手を滑らせた)、「ありがたい気持ちを込めた叙述」(例：お言葉に甘えて丸一日そこで心ゆくまでレコードを探索してもらった)、「不快な気持ちを込めた叙述」(例：先生の授業は、全てに、感想を書かされて)、「意見表明の前置き」(例：私見を述べさせてもらうなら)、「断りの前置き」(例：これ以上つらい思いをさせたくない) を挙げている。

王 (2012a) では、シナリオから収集した 745 例を用い、「許容」の派生的意味を表す使役表現に焦点をあて発話機能を分析している。シ手・サセ手がそれぞれ話し手・聞き手・第三者のいずれに該当するかで分類したうえで分析した結果、同じく「許容」の派生的意味でも、「許容」の必要性を主張するために使役表現が使われるものと、反対に「許容」の不適切さを指摘するために使われるものの 2 種類があると指摘し、発話機能の具体例として次の 11 種を挙げている。「許容」の必要性を主張するために使われる発話機能として、[話し手⇒第三者] (矢印の前後にそれぞれ、サセ手とシ手を示す) の「愚痴」(例：使わせてあげてるの

⁴ 「文脈化」とは、「特定の語彙・文法項目・文型などを含む文や文章が、「どういう文脈」で、すなわち「だれからだれにむけて」「どういう (コミュニケーション上の) 目的をもって」発信されるのかを記述すること」(川口 2001 : 18) である。

⁵ 何らかの行動が展開されることを意図する「行動展開表現」の具体例として、「忠告・助言」「勧誘」「依頼」「指示・命令」「許可与え」「申し出」「許可求め」「確認」「宣言」が挙げられる。

に、なんで睨むのよ), [話し手⇒聞き手] の「宣言」(例: 結婚披露パーティーを始めさせていただきます) と「見解表明の前置き」(例: 妻の立場から言わせてもらおうと), [聞き手⇒第三者] の「忠告・助言」(例: 彼女の好きにさせてあげれば?), [第三者⇒自分] の「理由説明」(例: 毎日ただで電車に乗らせてもらってますけど), [第三者⇒相手] の「指示・命令」(例: 就任したら存分に研究をさせてもらいなさい), 「見解表明」(例: あなたも良い暮らしをさせてもらったでしょう) の7種が観察された。「許容」の不適切さを指摘するために使われる発話機能として, [話し手⇒聞き手] の「意志表明」(例: お前ら外科に勝手させるか), [話し手⇒第三者] の「宣言」(例: 総理には一切喋らせない) と「理由説明」(例: 私はね, 自分の男でも「おまえ」って呼ばせたことないの), [聞き手⇒第三者] の「指示・命令」(例: 絶対に交渉の邪魔をさせるな), [聞き手⇒第三者] の「非難」(例: なぜ他の科の意志に口を挟ませたんだ) の4種がある。

王 (2012b) では, シナリオから収集した 745 例を用い, 「強制」の派生的意味を表す使役表現に焦点をあて発話機能を分析している。分析の結果, 同じく「強制」の派生的意味でも, サセ手による「強制」的な働きかけを否定的に評価し, 不適切さを指摘するために使役表現が使われるものと, 反対に「強制」的な働きかけを肯定的に評価し, 能動性を主張するために使われるものの2種類があると指摘している。前者の具体的な発話機能として, [聞き手⇒話し手] の「不満」(例: メール読ませといて, そういう態度, ないんじゃないの?), [話し手⇒聞き手] の「謝罪」(例: すみません, 時間取らせちゃって), [聞き手⇒第三者] の「不満」(例: 遠藤を使ってこそこそ調べさせているくせに) の3種を挙げている。後者の発話機能の例として, [話し手⇒第三者] の「自慢」(例: その改正は, わたくしが文部科学省にはっぱをかけてやらせたんです), [話し手⇒第三者] の「宣言」(例: 佃たちにやらせます), [聞き手⇒第三者] の「指示・命令」(例: なんとか言い聞かせてやめさせる) の3種がある。

上述したように, 王 (2010, 2012a, 2012b) は発話機能の具体例の記述を行いながら, 同じ「強制」「許容」の派生的意味でも, 具体的な文脈の中では「強制/許容」の不適切さを指摘している場合と, 「強制」の能動性, または「許容」の必要性を主張する場合という相反する2種に分かれることを捉えることができた。また, 同じ派生的意味であるものの, 文脈の中で相反する2種類の現れ方をすることについて, 王 (2012b) では話し手による「否定的評価」「肯定的評価」に由来すると言及している。「否定的評価」は「(さ)せる」事柄に対するネガティブな感情を表しているという点で, 中川 (1995) による「迷惑・被害」「マイナス感情」と共通しており, 「肯定的評価」は「(さ)せる」事柄に対するポジティブな感情を示しているという点で, 瀬戸 (2010, 2012) の「恩恵」「許可に対する謝意」と共通し

ているものと考えられる。一方、なぜ同じ派生的意味でも相反する2種類の感情的意味を伴うのか、その2種類の感情的意味が生じる基となるものが何か、感情的意味と多種多様な発話機能とどのようにつながっているのかの仕組みに関する考察がされていない。また、王(2010, 2012a, 2012b)はいずれも多く用例のごく一部しか記述できておらず、使役表現の全体像および使用実態を捉える課題がまだ残されたままである。

使役表現の派生的意味に比較して、使役表現を含む発話のコミュニケーション上の機能に関する研究は少ないが、これまでの中川(1995)と瀬戸(2010・2012)と王(2010, 2012a, 2012b)では、「迷惑・被害」「恩恵」「否定的／肯定的評価」といった感情的意味と、「宣言」「許可求め」といった発話機能が捉えられた。この意味では、「強制／許可」などの派生的意味にとどまっていた使役表現の研究を発展させたと言える。その一方、課題も残っている。課題は主に2つある。

1つ目は、派生的意味と感情的意味と発話機能の三者が未整理に終わっている点である。中川(1995)で挙げられている「表現意図＝機能」では、「詫び」「許可求め」などの発話機能と「迷惑・被害」「マイナス感情」などの感情的意味が区別されておらず、「強制」「許可」と同質の派生的意味の「命令・要求」「放任」も混在している(混乱を避けるために以降では、派生的意味を{ }で、感情的意味を【 】で、発話機能を《 》で記す)。瀬戸(2010・2012)でも、感情的意味の【恩恵】と、派生的意味の{使動}が発話機能と並べて挙げられている。2.2.3では、使役表現の中核的意味と派生的意味の区別について確認したが、派生的意味と感情的意味と発話機能の区別も明確にする必要がある。性質が異なるこの3つを区別せずには、使役表現が言語使用においてどのように用いられているかを究明することができない。

2つ目は、最大の課題として、派生的意味と感情的意味と発話機能の相互関係が不明なままであり、{強制}{許容}などの派生的意味から、【迷惑・被害】【恩恵】【否定的評価／肯定的評価】などの感情的意味と、《許可求め》《宣言》などの発話機能がいかに生み出されるのかという仕組みが明らかにされていない点である。筆者が行った王(2010, 2012a, 2012b)の一連の研究では、{強制}{許容}の派生的意味を表す使役表現が《宣言》《許可求め》に限らず、《愚痴》《誇示》など様々な発話機能を派生させることがわかった。しかし、使役表現の派生的意味と、感情的意味と、使役表現を含む発話機能の三者のつながりがまだ明らかにされていない。例えば、同じ{強制}の使役表現でも、ネガティブな感情的意味を伴いながら、《愚痴》の発話機能を果たすこともあれば(中川1995の例:わたしの国の経済について書かされました)、ポジティブな感情的意味を示しながら《誇示》の発話機能として働く

(王 2012b の例：その改正は、わたくしが文部科学省にはっぱをかけてやらせたんです。) こともできる。派生的意味では共通しているものの、正反対の感情的意味を帯び、《愚痴》《誇示》のような異なる発話機能を果すのはなぜなのであろうか。使役表現の個々の発話機能の記述も意味があるが、発話機能を細かく分けようとするれば無限に分けることができる。個々の発話機能の記述よりも重要なのは、{強制}{許容}などの派生的意味から、ネガティブ、ポジティブといった感情的意味と、《愚痴》《誇示》などの発話機能がいかに生み出されるのかという仕組みを明確にすることである。その仕組みが明確にならない限り、コミュニケーションにおいて使役表現がどのように使われているのかの見通しがつかず、発話機能が豊富であればあるほど混乱を招きやすくなる。

2.4 使役表現の使用実態に関する先行研究

使役表現に関する従来の研究では、作例に基づく議論が行われることが多いが、1990年代から、実例に基づく使役表現の量的傾向を調べ、使用実態を捉える研究が行われるようになった。

使役表現の使用実態を調査する研究として、米澤(1992)、高橋・白川(2006)、瀬戸(2010)、前田(2011)、岩田(2012)、瀬戸(2012)、早津・高(2012)、森(2012)、庵・宮部(2013)、森(2014)が挙げられる。そのうち、岩田(2012)は話し言葉におけるシ手のヲ格・ニ格での表示と省略に着目したコーパス分析のものであり、早津・高(2012)は書き言葉における「ゼリーを固まらせる」と「ゼリーを固める」、「生徒を家に帰らせる」と「生徒を家に帰す」のような連語レベルにおける他動詞との類似性に注目したものである。森(2014)は、漢語サ変動詞について「スル」が「サセル」に置換可能となる文法現象を分析したものである。いずれも、対人的コミュニケーションにおける使役表現の使用に関心がある本研究との関連性が薄いため、ここでは岩田(2012)、早津・高(2012)、森(2014)以外の7つについて概観する。

米澤(1992)

米澤(1992)は、音声資料(テレビ番組・ラジオ番組・ドラマ・映画)と文字資料(小説・随筆・文献・雑誌)から収集された実例を用いて分析したものである。同研究による使役表現の形式の調査結果は、次の表2-3にまとめられる。

表 2-3 米澤（1992）による使役表現の形式の調査結果

資料	使役授受	使役授受 (許可求め ⁶)	使役受身	その他	合計
音声 資料	12 (5.38%)	2 (0.90%)	0 (0.00%)	41 (18.39%)	55 (24.66%)
文字 資料	21 (9.42%)	3 (1.35%)	24 (10.76%)	120 (53.81%)	168 (75.34%)
合計	33 (14.80%)	5 (2.24%)	24 (10.76%)	161 (72.20%)	223 (100.00%)

(米澤 1992 : 125 筆者整理)

表 2-3 の結果について、同研究では、音声資料では、使役受身が出現しておらず、許可求めに使われる使役授受も少ないことと、複合形式以外の使役表現は多様な形で使われており、その多くが初級の学習項目との組み合わせであると指摘している。形式のほかに、使役表現の使用場面の顕著な例として、教育を話題にした場面と料理があげられ、あいさつに近い特定の表現（例：お待たせしました）が多いといった指摘も日本語教育に重要な観点を示したものである。また、日本語母語話者の使用で観察された、五段動詞の使役受身形の間違いや（例：触らさせられた）、スル動詞の使役形の非用（例：杵をつねにはつきりしておかなければ）と過剰使用（例：子供を幸福にさせるために息子や娘を進学させていく）、自他対応動詞における他動詞の使役形の過剰使用（例：（出演者の番組出演について）私も何回かださせてください）の考察も興味深い。

一方、収集された書き言葉の 168 例に比較して、話し言葉の用例は 55 例程度である。同研究では、使役受身の用例が観察されなかった結果に基づき、使役受身を読み書きに限定して教えることを提言しているが、受身との複合形式が未出現であるという結果は、分析に使用された言語資料の制約に起因する可能性も考えられる。このように、55 例で話し言葉における使役表現の使用実態を捉えるには、用例数が少ないという問題がある。

⁶ 先行研究によって「許可求め」「依頼」の呼び方が異なる。米澤（1992）は「依頼」と呼んでいるが、本研究では行動を要求するものと区別し、許可を要求するものを「許可求め」、行動を要求するものを「依頼」と呼ぶ。

高橋・白川（2006）

高橋・白川（2006）は、「女性の言葉・職場編」の3000発話とラジオドラマのシナリオ40本を用いて調べたものである。使役表現の形式の調査結果は、次の表2-4のようにまとめられる。

表2-4 高橋・白川（2006）による使役表現の形式の調査結果

資料	使役授受	使役授受 (許可求め)	使役受身	その他	合計
女性の ことば	6 (8.57%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	4 (5.71%)	10 (14.29%)
ラジオ	10 (14.29%)	8 (11.43%)	6 (8.57%)	36 (51.43%)	60 (85.71%)
合計	16 (22.86%)	8 (11.43%)	6 (8.57%)	40 (57.14%)	70 (100.00%)

(高橋・白川 2006 : 28 筆者整理)

同研究の調査結果によると、ラジオの全60例中、55例がシ手・サセ手がいずれも有情物の用例であり、複合形式の使役授受・使役受身以外のものが36例と最も多く、それに次ぐ使役授受が18例ある。使役授受が用例総数（60例）の30%を占めるという結果に基づいて、同研究では、日本語教育では使役授受が重視されていないことに疑問を呈している。また、シ手・サセ手の立場に言及している数少ない先行研究の一つとして、シ手・サセ手に話者を含む用例が全60例の80%を占めていることと、話者を含んだ「強制」の用例（例：郵送させましょうか）が多くないことも指摘されている。一方、米澤（1992）と同様に、用例数不足の問題が否めないため、さらなる調査が必要である。

瀬戸（2010）

2.3で挙げた瀬戸（2010）は、話し言葉と書き言葉から収集した全491例（表2-5）中の45例の使役授受に注目して分析したものである。

表 2-5 瀬戸（2010）による使役表現の形式の調査結果

資料	使役授受	使役受身	その他	合計
話し言葉	30 (6.11%)	6 (1.22%)	50 (10.18%)	86 (17.52%)
書き言葉	15 (3.05%)	25 (5.09%)	365 (74.34%)	405 (82.48%)
合計	45 (9.16%)	31 (6.31%)	415 (84.52%)	491 (100.00%)

(瀬戸 2010 : 121 一部パーセンテージ追加)

表 2-6 瀬戸（2010）による使役授受の意味・用法別の用例数

	恩恵	許可求め	謙遜	宣言	混合形 ⁷	合計
話し言葉	3 (6.67%)	6 (13.33%)	18 (40.00%)	3 (6.67%)	0 (0.00%)	30 (66.67%)
書き言葉	7 (15.56%)	5 (11.11%)	0 (0.00%)	2 (4.44%)	1 (2.22%)	15 (33.33%)
合計	10 (22.2%)	11 (24.4%)	18 (40.0%)	5 (11.1%)	1 (2.2%)	45 (100.0%)

(瀬戸 2010 : 120 筆者整理)

その分析結果（表 2-6）によると、45 例の使役授受では、18 例の「謙遜」（例：漫才やらさせてもらってます）が最も多く、「許可求め」（例：お話聞かせてください）が 11 例、「宣言」（例：そうさせてもらおうわ）が 5 例ある。同研究では、授受表現の系統別の分析もしており、例えば、サセテヤル・サセテアゲル系統の「恩恵」（例：言わせてやろう）が 1 例しか観察されなかった理由について、「恩着せがましい印象を与えてしまい、配慮を欠くことから使用制限が生じる」ためだと考察している。ただし、同研究自身でも認めているように、分析に用いた 45 例の用例総数が少ない。

⁷ 瀬戸（2010）では、「食べさせてやってくれ」を「恩恵」と「許可求め」の混合形と分類している。

前田（2011）

複数種類の言語資料を用いた米澤（1992）、高橋・白川（2006）、瀬戸（2010）と異なり、前田（2011）は映画・テレビドラマのシナリオのみを用いて分析したものである。同研究は、それ以前の使用実態の研究に見られなかった単文・複文という観点から、使役表現が使われる文について考察しながら、特に使役授受に注目したものである。表 2-7 は同研究の調査結果の表を 1 つにまとめたものであり、[] の内が使役授受の用例数である。

表 2-7 前田（2011）による使役表現が使われる文

資料	単文	引用節	接続辞文末	複文Ⅰ (連用)	複文Ⅱ (連体)	合計
映画	118 [41] (49.17%)	9 [1] (3.75%)	19 [3] (7.92%)	35 [0] (14.58%)	15 [0] (6.25%)	196 [45] (81.67%)
ドラマ	27 [8] (11.25%)	3 [1] (1.25%)	1 [0] (0.42%)	5 [0] (2.08%)	8 [0] (3.33%)	44 [9] (18.33%)
合計	145 [49] (60.42%)	12 [2] (5.00%)	20 [3] (8.33%)	40 [0] (16.67%)	23 [0] (9.58%)	240 [54] (100.00%)

(前田 2011 : 609-610 筆者整理)

前田（2011）の主な指摘として、次のことが述べられている。①使役表現の 3 分の 2 が単文で用いられるものであり、単文の 3 分の 1 が使役授受である。②単文末においては、「母親が息子に薬を飲ませた。」という単純な形態はほとんど出現していないが、ほかの形式と複合した多様な形態が見られた。平叙文だけでなく疑問文も、肯定形だけでなく否定形も、命令形（させろ）・意向形（させよう・させましょう）・依頼形（させて）・否定の依頼形（させないで・させないでくれ）・禁止形式（させるな）のような活用形のほか、「てほしい」「てはいけない」「のだ」「ほうがいい」「ようにする」などの文末表現とも共起する。使役受身も、「てくる」「てしまう」の補助動詞との組み合わせも出現している。③複文では、主節に出現する用例が観察されておらず、従属節の用例のみである。連用節では、「て」形が圧倒的に多く、連体節では、4 文の 3 が形式的な名詞を修飾するものである。上述した分析結果はいずれも、日本語教育で使役表現を教える際に、単文・複文のそれぞれにおいて、どのような形式で取り上げる必要があるのかについて、重要な知見を与えるものである。

瀬戸（2012）

2.3 で挙げた瀬戸（2012）は、話し言葉と書き言葉の計 398 例を、サセテヤル・サセテアゲル系、サセテクレル・サセテクダサル系、サセテモラウ・サセテイタダク系の 3 系統と、「使動」「許可与え」「許可叙述」「許可求め」「許可に対する謝意」「宣言」の 6 つの機能分類で、整理し分析した結果が次の表 2-8 のとおりである。

表 2-8 瀬戸（2012）による使役授受の機能と形式

機能	アゲル系統		クレル系統		モラウ系統		合計
	やる	あげる	くれる	くださる	もらう	いただく	
使動	6 (意志形3)	12 (願望8)					18
許可与え	1	3					4
許可叙述			9 (否定形5)		12 (否定形10)		21
許可求め			7 (命令形7)	14 (ください14)	10 (願望6)	31 (願望27)	62
許可に対する謝意			67 (タ形5)	1	65 (タ形32)	87 (タ形49)	220
宣言					17 (ル形12)	53 (ル形51)	70
他動使役+やりもらい				2	1		3
合計	7	15	83	17	105	171	398

(瀬戸 2012 : 103)

同研究では、各機能分類における各系統の文末形式などをさらに細かく分析しているが、系統別で見られた傾向として、サセテモラウ・サセテイタダク系統が最も多く、機能別で見られた傾向として、「許可に対する謝意」が最も多い。一方、瀬戸（2010）と異なり、話し言葉と書き言葉を分けて扱っていないため、それぞれに特徴があるかは不明である。

森 (2012)

森 (2012) は、書き言葉に限定し使用実態を調査したものである。同研究では、意味的な分類として、「強制」(例：部長はミラーさんをアメリカへ出張させました)、「許容」(例：部長はずきさんを3日間休ませました。),「謙譲」(例：すみませんが、あした休ませていただけませんか。),「その他⁸」の4分類で使役表現を整理し、『現代日本語書き言葉均衡コーパス』(BCCWJ) および毎日新聞・毎日小学生新聞における使役表現を調べている。

主な結果として、次のことが指摘されている。①BCCWJにおける使役の出現頻度は、受身などの初級文法項目と比べると低く(全体でおよそ0.1%弱、述語における出現頻度でも0.72%程度)、使役の使用率が低い。②毎日小学生新聞における使役の出現頻度(0.019%)はBCCWJを大きく下回るため、難易度が低めの文章の場合、使役は使われにくい。③BCCWJのYahoo!知恵袋のみ、「その他」が35.80%と少なく、「許容」「謙譲」が合計で約45%を占める。それに対して、白書、書籍、新聞では、6割から8割が「その他」のものであり、「強制」「許容」「謙譲」を大きく上回る。ジャンルを分けずに全体で見ると、「その他」が多いため、日本語教育で教えられている、強制や許容といった用法が使役表現の典型ではない。

同研究は、大規模コーパスを用いた検証、対照コーパスとの比較、受身を含めたほかの学習項目と比較しているなどの点において、それ以前の研究と大いに異なるものであり、コーパスを用いる使用実態の解明を大きく進めた優れた研究である。その一方、書き言葉コーパスを用いて、日本語教育における使役表現の扱い方と比較するという方法の妥当性に疑問が残る。日本語教科書においては、使役表現が使われている会話が本文で提示されており、教室で教える際も主に口頭で会話の形で練習が行うことが多い。つまり、日本語教育において、使役表現は話し言葉で使われるものとして指導されている。日本語教育における使役表現の扱い方へ提言するならば、書き言葉よりは、話し言葉、特に会話における使用実態の調査を優先する必要がある。口語体に近いYahoo!知恵袋における「許容」「謙譲」が多いことから、話し言葉における使役表現は、書き言葉と異なる傾向がある可能性が窺えるため、話し言葉の使役表現の量的傾向も把握しておかねばならない。

庵・宮部 (2013)

⁸ 「その他」には、使役形代用の他動詞(例：合わせる、済ませる)、他動詞からの派生(例：聞かせる、知らせる)、再帰的な和語(例：晩秋の夕暮れは、僕の心をなごませる)、漢語サ変のうち、スル置換可能なもの(例：米市場が景気を活性化させる)、漢語サ変のうち、スル置換不可能なもの(例：人々を熱狂させる)がある。

庵・宮部（2013）は、漢語サ変動詞の使役形について調査したものである。『現代日本語書き言葉均衡コーパス』（BCCWJ）を用いて「漢語+させる」について調査した結果として、次のことが指摘されている。①書き言葉における「漢語+させる」の主な用法は「他動詞を作るための使役」である。②定延（2000）が指摘する「使役余剰」⁹は書き言葉では広範囲に見られる現象である。同研究はこの結果に基づいて、漢語の使役表現を教える際は「他動詞を作るマーカー」として教え、学習者に対して「使役余剰」への注意を促す必要があると提言している。書き言葉で使われる使役表現の指導に関する重要な指摘である。

使役表現の使用実態に関する先行研究の概観のまとめとして、使役表現の使用実態の解明で残されている課題について、以下の2つを挙げる。

1つ目は、書き言葉と話し言葉のそれぞれで使われている使役表現が区別されておらず、話し言葉における使役表現の使用実態が十分に明らかにされていない点である。瀬戸（2010）は話し言葉と書き言葉を分けて集計しているが、話し言葉の用例が少なく、分析も話し言葉と書き言葉の用例をまとめて扱っている。瀬戸（2012）では、書き言葉と話し言葉を分けて集計していない。書き言葉の使役表現に限定し、大規模コーパスを用いて調べた研究は森（2012）があるが、話し言葉で使われる使役表現に焦点をあてている米澤（1992）と高橋・白川（2006）は前述したとおり、用例数不足の問題がある。シナリオを分析した前田（2011）は、用例数が240例と相対的に多いが、創作物という性格を持つシナリオの分析だけでは、実際の話し言葉における使役表現の使用実態がどの程度反映されているのかが不明である。この現状と、日本語教育で扱われている使役表現が会話で使われるものを中心であるということと合わせて考えると、話し言葉、特に会話における使役表現の使用実態の解明が特に重要である。

2つ目は、使役授受・使役受身だけでなく、複合形式以外のものも含めた使役表現全体の調査と分析が不足している点である。これまでの研究では、使役授受・使役受身については分析、または言及がなされてきた。しかし、表2-4～表2-6から、使役授受・使役受身以外の使役表現も多いように思われる。複合形式を使役表現における特徴の一つとして捉え、教育に反映させることはそのとおりであるが、複合形式でないものも含めて、使役表現の全体像を明らかにすることも重要である。

⁹ 「近距離無線技術を活用して貸出備品の在庫管理を容易にし、業務効率を改善させた事例をご紹介します」のような「漢語+する」で十分なにもかかわらず「漢語+させる」が使われることである。

2.5 使役表現の習得・指導に関する先行研究

2.4 で挙げた使役表現の使用実態の研究はいずれも日本語教育の視点から行われたものであるが、学習者の使役表現の習得状況にも関心が寄せられている。また、近年の日本語教育文法に関する議論でも、使役表現の扱い方が適切か否かの見直しが行われるようになった。

2.5.1 使役表現の習得に関する先行研究

使役表現の理解に関する研究として、2000 年以前は、使役表現を含む文（例：行かさせたけれど、彼は行かなかった）の自然さに関する学習者の評定を調査する馮(1994)があるが、2000 年以降、特に近年は、使役表現の産出に関心が向けられ、学習者の作文における使役表現の使用を調べる調査が多くなされている（小林 2006, 胡 2016, 王 2016, 庵・張 2017）。

小林(2006)は『日本語学習者による日本語作文と、その母語訳との対訳データベース ver.2. CD-ROM 版』を用いて、韓国語話者と中国語話者と英語話者のそれぞれ 66 名と日本語話者 66 名の日本語使役文の使用状況を調べた。その結果、次のことが指摘されている。①韓国語話者に他動詞を使うべきところに他動詞の使役形を使う過剰な使用（例：たばこは生命を燃やさせる）が見られた。②中国語話者と英語話者は、シ手が非情物でサセ手が有情物の使用が見られなかった。③使役授受の使用は、どの学習者にも観察されなかった。

胡(2016)は、作文コーパス LARP at SCU を用いて、台湾人学習者の作文における使役表現の使用を調べたものである。同研究では、庵ほか(2001)を参考に、使役表現を「基本的」(例：母親は息子に一生懸命勉強させた)、「心理的」(例：子どもの小さなプレゼントが親を喜ばせるものだ)、「責任的」(例：私は先の戦争で息子を死なせてしまった)、「自動的」(例：この地方では梅は2月中旬に花を咲かせる)、「他動的」(例：作家は軽妙に筆を走らせていた)の5分類で分けて考察した結果、全体の使用率も誤用率も「他動的」>「心理的」>「基本的」で、誤用のパターンは分類別に異なる傾向が見られたという。「他動的」類では、動詞自他用法のみ習得による不使用（例：この夏休みは自分の中身を充実して）と過剰使用（例：主人公はそのことを知っていたり、ETを手伝ったりして太空に戻させた)、「心理的」類では、格助詞「に」の過剰一般化（例：母に喜ばせるために)、「基本的」類には、テモラウとの混同（例：それから、お茶と同じように用意して、訪ねてくる友達に飲んでもらうこともあるそうだ。友達を長く座させようというやさしさが感じる）と、授受との混同（例：ところが、その授業を受けてから、練習の相手がなかったの、彼女はいつも私に日本語を習われました）が見られたという。

王辰寧(2016)は、『YUK タグ付き中国語母語話者日本語学習者作文コーパス 2015』Ver.5

を用いて、使役表現の誤用を調べたものである。主な結果として、次のことが指摘されている。①「過剰」使用や、受身・可能・自発・授受との「混同」、前接動詞を含んだ誤用（例：興味を発展する→充実させる）に比較して、「欠如」（例：充実し→充実させ）が最も起こりやすい。②意味分類では、因果関係（例：その音楽は僕を混乱させた）を表す文の誤用が多い。③「欠如」の誤用は、漢語サ変動詞や再帰性を持つ構文と複文に多い。

庵・張（2017）は、JCK 作文コーパスを用いて、日本語母語話者、中国語話者、韓国語話者の使用傾向を調べている。同研究では、母語話者、学習者ともサセ手が非情物の使役表現をかなりの割合で使っているのに対して、名大会話コーパスではそうした用例が観察されなかったという興味深い結果が得られている。話し言葉と書き言葉に出現する使役表現の違いが示唆された結果と言える。また、迷惑性を帯びる使役受身やサセテモラウ・サセテイタダク系統の使役授受は学習者も比較的よく使っているのに対して、自動詞の他動詞化のために使われる使役表現や、迷惑性を伴わない使役受身、サセテクレル・サセテクダサル系統の使役授受はほぼ母語話者のみが使っているという結果も挙げられている。さらに、学習者の誤用はほとんど中国語話者に限られており、サセ手が非情物の使役表現と関係があるものである。いずれも作文における、非迷惑性の使役受身や、サセテクレル・サセテクダサル系統、サセ手が非情物の使役表現の指導の必要性を示唆する指摘である。

上述したような、作文に見られた使役表現の習得の研究に比較して、話し言葉、特に会話における使役表現の習得に関する研究は少ない。このような背景の中で、筆者は会話における使役授受の理解に注目し、許可求めの場面における「(さ) せてください」「(さ) せていただきます」の使用に関する学習者の捉え方を調べた（王 2018）。中国国内の大学の日本語専攻生 24 名を対象に、会話の自由記述による空所補充式の自由産出課題と、表現形式の使用に関する意見を尋ねるインタビューを実施した結果、次のことが明らかになった。①4 分の 1 の学習者は「～てください＝指示・命令」という図式で、使役形と「～てください」を切り離して「(さ) せてください」を捉えているため、上司への許可求めに使えることを十分に理解していない。②「(さ) せていただきます」が宣言にしか使えないという知識が不足しているゆえに、3 分の 1 の学習者が、許可求めが必要な場面でも、「(さ) せていただきます」を敬語形式として使用を優先しようとしている。こうした結果から、使役表現を含む発話機能に関する知識の不十分さが見られた。

2.5.2 使役表現の指導に関する先行研究

使役表現の指導について論じている先行研究として、2.4 で述べた高橋・白川（2006）は日本語教科書についても調べており、ほかに、柴田（1993）、庵（2012）、庵（2013）、庵（2018）

が挙げられる。

早い時期の研究である柴田（1993）は、自動詞の使役文と他動詞の使役文、「誘発」の意味を表す使役表現、使役授受を初級で教える使役表現としたうえで、場面設定など具体的な導入・練習方法を提案したものである。次の例 37 から、使役授受の場合は許可求めの場面と結びつける練習が提唱されているが、ほかは基本的に文の組み立ての練習を重視するものであることがわかる。

(37) (I) 先生→「A さん、病院へ行きなさい。」

① A さんは、病院へ 行きました。

②先生は A さんを 病院へ 行かせました。

自動詞を中心にとりあげて指導する。教師が「窓のそばへ行きなさい。」など言っ
て動作をさせて、①のように言わせ、②の使役文に言い換えさせ、基本文の主語
である A さんが「A さんを」と格が変わることを板書で示す。カードや写真など
を用意して、「医者」「先生」の役を学生に演じさせ、それを使役文にするのもよい。

(II) 先生→「A さん、本を読みなさい。」

① A さんは本を読みました。

②先生は A さんに本を 読ませました。

他動詞の場合、上位者から下位者への命令が出せるように、目上の者に当たるカ
ードを用意して、「新聞を読みなさい。」などと言わせて「だれがだれに何をさせた
か。」を確認する。動作をした人（基本文の主語）「A さんは」は「A さんに」に
変わることを練習させる。

(III)

①A さんはおもしろいことを言いました。→こどもたちは 笑いました。

②A さんはおもしろいことを言って、こどもたちを 笑わせました。

教師が笑い話をしたり、こわい話をしたり、あるいは、学生にさせたりして場面
をつくり、文を変換する練習をさせる。「ご両親を心配させたことがありますか。」
などと答えさせる練習もある。

(IV) ①その歌は、ぜひ私にうたわせてください。大好きなんです。

②あしたのパーティーに私も出席させてください。(ませんか)

…… (略)

自分の行為・行動を遂行したい場合、相手を上位者として立て、自分に命令してもらおうという形で許可を依頼する言い方を練習させる。また、同じ仕事仲間はまだ仕事を続けているのに、自分が先に帰るといような場面を設定して練習させる。

(柴田 1993 : 132-134)

日本語教育文法に関する議論において、初級で使役表現を教える適切さへの疑問が呈されてから(野田 2005, 田中 2005), 使役表現の「何を」教えるべきかの見直しも行われるようになった。

高橋・白川(2006)は、主な初級教科書5種(『日本語初歩』『みんなの日本語』『文化初級日本語』『Situational Functional Japanese』『げんき』)を調べた結果として、次のことが指摘されている。①使役授受はすべての教科書で扱われているが、使役受身を扱わない教科書が3種と多い。②ほとんどシ手・サセ手がともに人間のものに限られている。③教科書の構成として、会話本文・読み物のほかに、使役形の形や構文、意味確認、練習という構成が一般的である。練習問題は変形ドリルが中心で、外見上会話の体裁をとっているものの、実質的にはキューを変形して代入するタイプが多い。文の作り方(活用、助詞の選択)に関する説明は丁寧であるが、根本的にどのような機能をもっているのか、どのような場面で使えばよいのか、といった運用に関する解説・練習問題が少ない。④教科書は「強制」意味の使役表現に重点を置きすぎている。サセ手が話し手の「強制」(例:私は弟に窓を開けさせました)は、現実の使用では避けられる傾向が強いため、「強制」よりは、使役授受を中心に、場面と結びつけて教えるべきである。

庵(2012, 2013, 2018)の一連の研究は、文法シラバスの適切性を見直しとして、現行の教科書で重点を置かれている「裸の使役」、すなわち、使役受身・使役授受以外の単独形式の使役表現を初級で教える必要性がないことを提唱するものである。主な指摘は次のとおりまとめられる。①教科書によく出現する「強制」意味の「裸の使役」(例:先生は生徒を立たせました)は、サセ手が上位者でシ手が下位者という強い運用上の制約を受けるものであり、学習者が「裸の使役」を習って「私」をサセ手として表現すると、上下関係の制約に抵触し、不適切な使用になる可能性が高い。「私」がサセ手の場合は、「裸の使役」の使用が必須ではなく、「てもらう」の使用も可能であることため、初級で「強制」の「裸の使役」を導入する必要はない。②「私」をシ手として「許可/許容」の意味を表したい場合も、「裸の使役」(例:太郎は私にパソコンを使わせた)よりも、使役授受(例:太郎は私にパソコ

ンを使わせてくれた／私は太郎にパソコンを使わせてもらった)のほうが「許可／許容」の意味を明示できるものである。③上記①②を踏まえて、初級では「裸の使役」の代わりに「てもらう」形を使う表現を教える。中級では、「裸の使役」を教えずに、使役授受をチャンクとして扱い、使役受身も教える。「裸の使役」は上級に入ってから扱う。

2.6 先行研究のまとめと本研究の位置づけ

本章では、関連の先行研究として、使役表現が表す意味、使役表現の機能、使役表現の使用実態、使役表現の習得・指導に関する先行研究を概観した。ここでは、次の図1を用いて先行研究の成果と問題点をまとめながら、本研究の位置づけを示す。

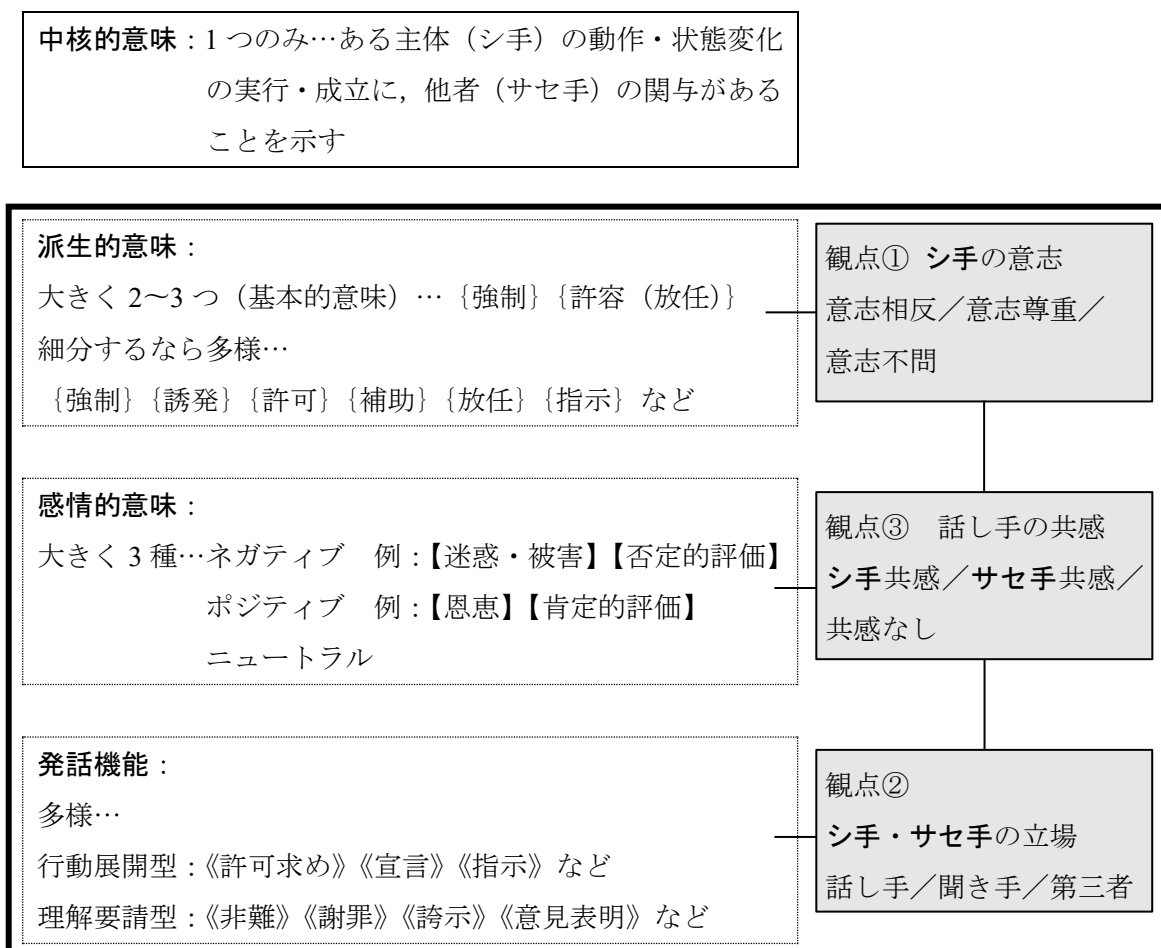


図1 使役表現の使用原理を捉える3つの観点

2.2.3 で確認したとおり、「(さ)せる」形式は本来、動作・状態変化の主体であるシ手を別とするサセ手が存在し、シ手の動作・状態変化の実行・成立に何らかの影響を与えているという素朴な意味しか持たないものである。影響を与えるという中核の意味しか持たない「(さ)せる」形式が、具体的な文脈の中で使われることによって、多様な派生的意味が生じる。使役表現の派生的意味については、これまで多くの先行研究で論じられてきた。研究者によっては、シ手の意志の観点から、大きく {強制/許容 (放任)} の2~3 つに分けることもあれば、前接動詞の意志性の有無や、動作・状態変化の実現・成立のための手段・条件などの観点を加え、{強制} {誘発} {許可} {補助} {放任} {指示} などに細分するものもある。

派生的意味の研究に比較して、コミュニケーション上の使役表現の機能に関する研究がまだ不十分であるが、【迷惑・被害】【否定的評価】【恩恵】【肯定的評価】などに見られる感情的意味と、《許可求め》《宣言》《非難》《愚痴》といった発話機能が捉えられるようになった。一方、派生的意味と感情的意味と発話機能の区別が未整理であるという問題が見られ、三者の相互関係が明確にされていないという最も重要な課題が未解決のままである。このような現状では、学習者に個々の発話機能を取り上げて教えたとしても、学習者に一つずつ覚えていくことを強いることになり、限界もある。このため、複数の観点をを用いて、派生的意味からいかに感情的意味が生じ、そして、その感情的意味がいかに発話機能とつながるかという仕組みを明確に示すことができれば、派生的意味と感情的意味と発話機能をつなぐ観点が学習者の運用上の足場になりうる。

そこで、本研究では、観点をを用いて派生的意味から感情的意味・発話機能が生み出される仕組み (図1の太線枠内の部分)、すなわち、使役表現の使用原理を明らかにすることを最も重要な研究課題 (研究課題1) として設定する。

本研究では、図1のように、派生的意味・感情的意味・発話機能をつなぐ3つの観点として、シ手の意志の観点 (観点①) と、シ手・サセ手の立場の観点 (観点②) と、話し手の共感の観点 (観点③) をを用いて使役表現の使用原理を捉える。

これまで「(さ)せる」が {強制} {誘発} {許可} {補助} {放任} {指示} などの多様な派生的意味を生み出すことができることが明らかにされてきた。本研究では観点①として、シ手の意志に注目し、「(さ)せる」事柄がシ手本人の意志に反するものか、シ手の意志を尊重するものか、それとも、そもそもシ手本人の意志を問題にしないものかで整理する。そうすることによって、これまでの研究で細分されてきた多種の派生的意味から共通点を見出すことが期待できると考える。例えば、「(いやなことを) やらせる」「泣かせる」は、派生的意味ではそれぞれ行動の {強制} と状態変化の {誘発} で異なるものになるが、シ手本人の

意志に反する事柄であるという点では同じである¹⁰。

シ手の意志の観点に、シ手・サセ手がそれぞれ話し手・聞き手・第三者のいずれに該当するのかというシ手・サセ手の立場の観点（観点②）を加えて整理していくと、同じ意志タイプの使役表現でも、異なるシ手・サセ手の立場で使われることによって、多様な発話機能が生じることが明確にできる。例えば、同じくシ手の意志に反する事柄でも、聞き手が第三者に「(いやなことを) やらせた」こと、または第三者を「泣かせた」ことを述べ、「なんでやらせた」「泣かせたじゃないか」のように聞き手を《非難》することもあれば、話し手が聞き手に「(いやなことを) やらせた」、または聞き手を「泣かせた」ことを述べ、「やらせて悪かった／泣かせてごめん」のように聞き手に《謝罪》することもある。

上述した2つの観点にさらに、話し手が「(さ)せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉える際に、シ手・サセ手のいずれに気持ちを寄せて考えるのか、それともシ手・サセ手のいずれにも気持ちを寄せずに考えるのか、すなわち、話し手の共感の観点を加える。ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルといった感情的意味がシ手・サセ手のいずれに寄せる共感から、またはいずれにも共感を寄せないものから生じるのかを見ることによって、これまでの研究で捉えられてきた【迷惑・被害】【恩恵】などの感情的意味を整理するとともに、派生的意味・発話機能と関係も見えてくるのではないかと考える。例えば、シ手本人の意志を重視し、シ手に共感を寄せて考えるため、シ手の意志に反する「(いやなことを) やらせた」「泣かせた」をネガティブなものとして捉えやすく、サセ手の聞き手を《非難》したり、聞き手に「やらせた」「泣かせた」ことについて《謝罪》したりする。反対に、シ手に共感を寄せないからこそ、シ手本人の意志に反する「やらせる」「泣かせる」でも、ポジティブなものとして捉えやすく、第三者に「やらせたほうが良い」「泣かせるべきだ」のように《意見表明》したりする。

このように本研究では、シ手・サセ手の双方に注目しながら3つの観点をを用いて、使役表現の派生的意味・感情的意味・発話機能の相互関係を分析し、使役表現の使用原理を明らかにする。

使役表現の使用実態に関しては、近年、種々のコーパスの構築・公開に伴い、コーパスを利用した実態調査もある程度進められてきたが、その一方、話し言葉における使役表現の使用実態が十分に明らかにされていない。その原因は、話し言葉と書き言葉における使役表現

¹⁰ 状態変化を含む{誘発}には、「泣かせる」「悲しませる」のようなシ手本人にとって不本意なものもあれば、「笑わせる」「喜ばせる」のようなシ手本人にとって本意なものもある。「泣かせる」「悲しませる」は不本意という点で{強制}と共通するが、「笑わせる」「喜ばせる」は本意という点で{許可}{補助}{放任}と共通する。

が区別されていないこと（瀬戸 2012）、または用例数不足（米澤 1992、高橋・白川 2006）、シナリオの言語資料による制限（前田 2011）にあると思われる。これまで、使役表現の使用実態を調べた研究では、複合形式の使役授受と使役受身に関する指摘が多くなされているが、複合形式のみならず、使役表現全体を対象に使用実態を明らかにする課題が残っている。

使役表現の習得に関しては、近年、学習者コーパスを用いて作文における使役表現の使用状況を調べる研究が複数なされている。作文の調査に比較して、話し言葉における使役表現の習得に関する研究は少ない。使役表現の指導に関しては、教科書における使役表現が持つ「根本的な機能」と使用場面に関する解説・練習の不足や、「強制」意味の使役表現に重点を置きすぎているなどの問題が既に指摘されている（高橋・白川 2006）。また、近年、学習者の不適切な使用につながりがちな「裸の使役」を初級・中級で扱わず、使役授受・使役受身のみを教え、上級に入ってから「裸の使役」を指導するという現行のシラバスの抜本的な見直しも行われている（庵 2012, 2013, 2018）。ただし、こうした指摘と提案は少ない数の用例の分析、または研究者の内省に基づいてなされているものである。使役表現が持つ「根本的な機能」としてどのようなものを教える必要があるのか、「裸の使役」をどのように指導したらよいかについて具体的に検討するためにも、コーパスを用いて使役表現の使用実態の解明を進めなければならない。

上述した使役表現の使用実態および習得・指導の先行研究の現状と、現行の日本語教科書では、会話で用いられる使役表現が中心に扱われていることに鑑み、本研究では研究課題 2 として、会話における使役表現に焦点を絞り、使用原理を捉える 3 つの観点を用いて、複合形式も含めた使役表現の使用実態を明らかにする。そして、研究課題 3 として、日本語教科書における使役表現の扱い方を調査し、使役表現の使用原理と使用実態を踏まえて問題点を指摘する。

第3章 研究方法

本章では、第1章で述べた3つの研究課題の研究手法と分析データの概要について述べる。3.1では、研究課題1として、使役表現の使用原理を明らかにするための、テレビドラマのシナリオの用例分析について述べる。3.2では、研究課題2として、使役表現の使用実態を調べるための、テレビドラマのシナリオおよび『日本語日常会話コーパス』(CEJC モニター公開版)の用例を用いた分析について述べる。3.3では、研究課題3として、日本語教科書における使役表現の扱い方の調査方法について述べる。

3.1 使役表現の使用原理の分析方法

3.1.1 シナリオの用例分析

近年、種々のコーパスの構築・公開に伴い、日本語の研究にコーパスを用いることが当然のことになっている。コーパスは現実の言語使用の実態を反映しているという点では、確かに創作物であるシナリオより優れている。一方、コーパスにも限界がある。

森(2011)は、コーパスの弱点として、「コーパスに出現しない形式は扱えない」「大規模コーパスでも十分にデータを採取できない文法形式も少なくありません」と指摘している。本研究では、コーパスから採取できない文法形式だけでなく、文法形式自体をある程度採取できても、コーパスで扱われている場面の偏りにより、特定の発話機能が十分に採取できないこともあると考える。使役表現は動作・状態変化をめぐるシ手・サセ手の関与を示す形式であり、使役表現自体が情意を帯びているわけではないが、「いやなことを思い出させるんじゃないよ」「あんたが徹夜なんかさせるから！」のシナリオの用例からサセ手に対する批判が読み取れるように、使役表現を含む発話に情意の伝達が伴いやすい。現在、様々な話し言葉コーパスが公開されているが、録音されている環境では、特に会話の相手を批判するような話は相対的にしにくく、話題そのものが回避されることも起きうると思われる。コーパスに比較して、シナリオは擬似的に創作された話し言葉であるという弱みがあるが、会話の相手を批判する用例でも多く採取できると予想される。

このように、コーパスとシナリオはいずれも一長一短がある。本研究では、使役表現の使用原理を明らかにするにあたり、前田(2011)と同様、テレビドラマのシナリオの台詞(以降、「シナリオ」と呼ぶ)を優先し、シナリオから収集した用例を分析に用いる。理由は3つある。

1つ目は、使役表現の使用原理を分析するにあたり、多様な場面から豊富な用例を収集する必要があるためである。シナリオであれば、登場人物の衝突も含めて豊富に描写されているため、網羅的な用例収集に適していると考ええる。

2つ目は、シナリオのほうが、「(さ)せる」が示す事柄と、発話者とシ手・サセ手の関係、使役表現を使って発話するに至る経緯や発話意図がわかりやすいためである。現在公開されている話し言葉コーパスの多くは、発話の転記テキスト、または音声付きの転記テキストを検索できるように整備されているが、発話が生じる背景や状況に関する詳細な情報は提供されていない。本研究では、人間同士の関与を表す使役表現の使用原理を分析するため、発話で素材として語られているのが、どのような人物の、どのような種の関与なのかが必要不可欠な情報である。話し言葉コーパスと比較し、シナリオのほうが、物語の展開が確認しやすいため、シ手・サセ手と発話者の関係も、それぞれの社会的地位や役割、性格も把握しやすい。また、発話するに至る経緯や発話の意図もわかりやすく、使役表現を含む発話機能の分析に適している。

3つ目は、非流ちょう性¹¹を持つ現実の発話より、シナリオのほうが、言葉が洗練されており、使役表現の使用原理の分析に適しているためである。以下の『日常会話コーパス』の例38でわかるように、フィラーなどの夾雑物(波線)の挿入が、現実の発話には多く見られる。このような夾雑物は、人間同士の関与を示す使役表現の使用原理とは関わりのないものであるため、種々の夾雑物が排除されているシナリオのほうが使役表現の使用原理の分析に使いやすい。

(38) IC03_恒也 な:んか やっぱね:(0.583)いや(0.254)(F あの)ね:(0.413)なんか:(1.256)
最近さ:(0.155)Kワンとかさ:(0.775)(F あの:)(0.43)総合も:(0.492)なん
か こう(0.434)試合以外のところでは:(0.481)こう(0.418)プロレス的な
ところを取り入れてる部分もあるから:。

IC01_彩香 はい はい はい。

IC03_恒也 試合に行く過程で それを(0.197)(D ノ) (F あの) 楽しめる部分もあ
んだけど:。

¹¹ 定延ほか(2018)では、メッセージがスムーズに発せられないという発話の形として、「記憶不全による呼応のくずれ」(同じ言葉の重複、または現れるべき言葉の欠如)、「記憶不全によるループ」(同じ言葉のループ状の繰り返し)、「小規模化によるコマ切れ」(小さな単位ごとにこまぎれにして言う)、「ことばが出てこず発話が停滞」(フィラーの発出、不明確な部分の他形式の代用、とぎれ、発音の延伸)、「発音の間違い」の5つのタイプが挙げられている。

IC03_恒也 やっぱ会場に来て:(0.7)ここまで こう ちゃんとこう:(0.768)満足させられるって(W ヌ|ゆう)のは偉いと思(U う)。 (T008_010)

以上の3つの理由から、本研究では使役表現の使用原理を分析するにあたり、シナリオの用例分析を基本とする。

3.1.2 用例収集に用いたテレビドラマのシナリオ

本研究では、2000年から2009年の間に放送された計10本・107話のテレビドラマを視聴し、計522例の使役表現を収集した。使役表現の使用原理の分析には、この522例を文字化したものを言語資料として扱う。用例収集に用いたテレビドラマのシナリオは、表3-1で示したとおりである。

表3-1 用例収集に用いたテレビドラマのシナリオ

ドラマ名	略称	話数	放送年	用例数
『Beautiful Life ～ふたりでいた日々～』	Be	11	2000	32
『HERO』（第1期）	HE	11	2001	58
『相棒』（season1）	相	12	2002	83
『白い巨塔』（第一部）	白	10	2003	66
『離婚弁護士』（パート1）	離	11	2004	36
『anego』	an	10	2005	26
『医龍 -Team Medical Dragon-』（第1期）	医	11	2006	61
『ハケンの品格』（第1シリーズ）	ハ	10	2007	49
『CHANGE』	CH	10	2008	80
『BOSS』（1stシーズン）	BO	11	2009	31

3.2 使役表現の使用実態の分析方法

3.2.1 シナリオとコーパスの比較

シナリオはあくまで創作物のため、シナリオの用例分析だけでは、現実の言語使用がどの程度反映されているのかは不明である。使役表現の使用実態を分析するためには、シナリオだけでなく、コーパスも用いて調査する必要がある。本研究では、コーパスのみが使用実態であるとは考えていない。むしろ、シナリオとコーパスのそれぞれの使用状況を比較しては

じめて、共通点や相違点が見られ、使用実態を把握できるようになるという立場のものである。その理由は、3.1.1 で述べたとおり、コーパスにも限界があるためである。

3.2.2 『日常会話コーパス』を用いた用例収集と分析対象

本研究では、日本語の会話における使役表現の使用実態を調べるにあたり、『日本語日常会話コーパス』（CEJC モニター公開版）から用例を収集し、表 3-1 のシナリオと比較する。

現在、『名大会話コーパス』『女性のことば・職場編』『男性のことば・職場編』『BTS による多言語話し言葉コーパス』など、様々な話し言葉コーパスが公開されている。しかし、その多くは特定の場面や話者・話者層に偏っている、または実験的な環境で会話が行われているなどの問題が存在する。CEJC は、多様な日常生活の場面で調査協力者たち自身の動機によって自然に生じる会話がバランス良く収録されている点で優れている（小磯ほか 2020：17）。また、音声だけでなく、映像まで含めて収録・公開されているため、使役表現を含む発話が生じる状況を確認しやすく、日本語の会話における使役表現の使用実態の分析に適している。

本研究では、CEJC の 2018 年度および 2020 年度で公開された計 100 時間分のデータから、「せる (-aseru)」「させる (-saseru)」および「せる」「させる」の縮約形である「-asu」（例：やらす、行かす）と「さす (-sasu)」（例：食べさす）が含まれる用例を抽出した。

「せる (-aseru)」「させる (-saseru)」「さす (-sasu)」が含まれる用例は、コーパス検索アプリケーション『中納言』を用い、語彙素として「せる」「させる」「さす」をキーに設定し、計 495 例を抽出した。人同士の関与を示す用例に絞るため、サセ手・シ手のいずれか、または両方が人間以外の 130 例およびサセ手・シ手が同一人物である 2 例を分析対象から外した。また、以下の i~vii に該当する 56 例を除外した。その結果、307 例が残った。

- i. 「生かす」「減らす」「沸かす」の可能形の誤解析（4 例）：

例：あれを使わないと次のが沸かせないのさ。

- ii. 言い間違いや言い直し（4 例）¹²：

例：ほんとに なんかいろいろなんか なんか あと ごちそうさして ごちそうも
らったりとかね。

後悔したらってゆうか(0.378)後悔はさせた させたくないってゆうか。

¹² 言い直しの場合は 1 例としてアカウントする。「やらさしてもらう」のようなサ入れ言葉の 2 例は、形態的な間違いはあるが、使役表現を使うこと自体に問題がないため、本研究の分析対象から除外していない。

- iii. 定着していない「できさせる」¹³ (8 例) :
例： だけど やっぱ この相手の外的要因が入ってきて ほんとにできないやつに
できさせ(Lる)ってゆうのは(0.329)すごい難しいことだなって すごい思う。
- iv. 動詞や接尾辞が後接して複合語を構成させるもの (4 例) :
例： そうゆうなんか(D テ)(0.117)(D イシ)一見ちょっと哲学的かもしれないよう
なことを:(.)思わせぶりに言った結果(.)特に何も意図してないみたいのをやめ
てくれるかしら。
- v. 慣用的表現¹⁴ (3 例) :
例： いいじゃん。親に: ほら 酔っ払ってるし。花(D ュ)持たせて。
- vi. 調査協力の同意を得ていない店の従業員による用例 (33 例) :
例： お待たせしてま:す。

「-asu」が含まれる用例は、以下の手順を踏まえて 102 例抽出した。

- 1) 短単位検索のキーとして、活用型の中分類を「五段-サ行」に指定し検索した。
- 2) 1) の検索結果をダウンロードし、エクセルで文字数が「3」以上の動詞に絞った。
- 3) 「わす」「かす」「がす」「さす」「ざす」「だす」「ばす」「ます」「らす」で終わる動詞に絞った。※「たす」「なす」「はす」で終わる動詞はなかった。
- 4) 1) ~3) で得られた 457 例について、必要に応じて、文字化テキストおよび映像を確認し、サセ手・シ手がいずれも人間である用例を 120 例抽出した。
- 5) 上記 i~vi に該当する 10 例を除外した。
- 6) 「慣らす」「届かす」「甘やかす」「寝かす」の 8 例は、前接動詞の「慣れる」「届ける」「甘える」「寝る」に「-asu」が接続するものではないため、除外した。

本研究では、人同士の関与を示す使役表現のみに絞り、「せる (-aseru)」「させる (-saseru)」「さす (-sasusu)」が含まれる 307 例および「-asu」の 102 例を合わせた 409 例を分析対象として扱う。

¹³ 8 例がすべて「できさせる」である。現代日本語で定着している使い方とは言い難いため、本研究では分析対象から除外した。

¹⁴ 使役形で使われる用法として定着しているため、除外した。

3.3 日本語教科書に見られる使役表現の分析方法

本研究では、日本語教科書における使役表現の扱い方を調べるために、総合教科書に限定し調査を行う。分析対象の教科書は、岩田（2011）の方法に倣い、庵ほか（2000）による主要初級教科書6種類および、教科書の量的分析を行っている中俣（2014）と太田（2014）で扱われている初級教科書を参考に、表3-2の初級5種類と中級5種（合計6種¹⁵）を選定した。選定基準は、次の1)～5)のとおりである。

表3-2 分析対象の日本語教科書

レベル	教科書名称	略称	発行年	出現課
初級	みんなの日本語 初級Ⅱ 第2版	みんな初	2013	48
	初級日本語 下 新装改訂版	外大初	2010	27
	文化初級日本語Ⅱ 改訂版	文化初	2013	33, 34
	できる日本語 初中級	できる初	2012	13
	初級日本語 げんきⅡ 第3版	げんき	2020	22, 23
中級	みんなの日本語 中級Ⅰ	みんな中	2010	3, 4, 6, 7
	みんなの日本語 中級Ⅱ		2012	21
	中級日本語 上 新装改訂版	外大中	2015	7, 12
	文化中級日本語Ⅰ 第2版	文化中	2004	4
	できる日本語 中級	できる中	2013	8, 10
	まるごと：日本のことばと文化 中級Ⅰ	まるごと	2013	3, 7

- 1) 庵ほか（2000）と中俣（2014）、太田（2014）のいずれでも扱われている初級教科書として、『みんな初』『外大初』『文化初』の3種を選定した。3種はいずれも2000年以降に出版された改訂版を扱う。
- 2) 庵ほか（2000）と中俣（2014）、太田（2014）のうちの2つ以上で扱われており、2000年以降に改訂版が出版されている教科書として、『げんき』を選定した。
- 3) 場面や状況を重視し、行動目標に即したシラバスに基づいて作成された教科書として、『できる初』を加えた。
- 4) 1)と3)で選定した4種と同じシリーズの中級教科書として、『みんな中』『外大

¹⁵ 例えば、『みんなの日本語 初級Ⅱ』と『みんなの日本語 中級Ⅰ』『みんなの日本語 中級Ⅱ』は合計では1種として数える。

中』『文化中』『できる中』を選定した。

- 5) 『げんき』は中級の教科書がないため、代わりに初級では使役表現を扱っていない『まるごと』を扱う。

分析対象の用例は、教科書 6 種の本冊の使役表現が学習項目として取り上げられた課を出現課とし、出現課の本文・例文・文法説明・練習¹⁶における人間同士の関与を表す使役表現を収集した。収集した計 525 例の内訳は表 3-3 のとおりである。

表 3-3 日本語教科書用例数の内訳

初級教科書	用例数	中級教科書	用例数	合計	
みんな初	68	みんな中	75	みんな	143
外大初	45	外大中	10	外大	55
文化初	33	文化中	29	文化	62
できる初	80	できる中	16	できる	96
げんき	143	/	/	げんき	143
/	/	まるごと	26	まるごと	26
合計	369	合計	156	合計	525

¹⁶ 授業で使われる本冊を優先し、教師用指導書や練習帳などは扱わない。『できる初』『できる中』の本冊に付属している口頭練習用の別冊は本冊として扱う。会話練習のモデル文として提示されている会話文も扱うが、読解文に出現する用例は書き言葉のため、収集していない。

第4章 使役表現の使用原理

第5～7章で使役表現の使用実態を分析するのに先立ち、本章では、使役表現の使用原理として、3つの観点を用いて派生的意味から感情的意味・発話機能が生み出される仕組みを明らかにする。なお、《 》で示す発話機能は、注釈をつけたものを除き、基本的には使役表現を含む一文にしぼり、その文がコミュニケーションにおいて何を伝えているのかを分析するものである。

4.1 シ手の意志から見た使役表現の使用

4.1.1 シ手の意志の観点

言語生活の中で、なぜ使役表現を使って、シ手の動作・状態変化にサセ手が関与していることを言語化する必要があるのか。一つは、シ手の意志¹⁷だけでは動作・状態変化が実現・成立しないため、サセ手が何らかの形で影響を与え、実現・成立を果たすという現実があるからではないかと考える。

シ手の意志だけでは事態が実現・成立しない原因は様々あるが、まず、シ手本人が望んでいないゆえに、動作が発生しないことは容易に思いつけるであろう。また、逆にシ手本人が望んでいるとしても、それだけでは行動を展開できない場合もある。例えば、社会関係において、上位者の許可がなければ、下位者が行動を展開できないことがよくある。あるいは、そもそもシ手本人が動作を行う必要があることに気づいていないなど、シ手本人が望んでいるか否かという意志の問題ではない場合もある。

社会生活の中で、このような、シ手本人の意志だけでは動作・状態変化が実現・成立しない状況が起きるため、それに伴い、関与するサセ手が登場する。行動する必要があることに気づいていないシ手に言葉で{指示}したり、シ手本人の意志に反しても、ある種の手段を駆使して{強制}したり、あるいは、本人が展開しようとしている行動を{許可}したり、妨害せずに{放任}したりして働きかける。このようなサセ手の何らかの形で関与する事態

¹⁷ 先行研究で扱われている「意志」には、シ手本人が望んでいるか否かという意向で分けるもの(青木 1977)もあれば、意志動詞・無意志動詞の区別に見られるコントロールの可能性を意味するもの(佐藤 1986)もある。本研究における「意志」は望んでいるか否かの意向で分類して分析するものである。

が現実によく発生するからこそ、情報伝達としてそうした事態を伝えようとして、サセ手の関与を示す使役表現が使われることになる¹⁸。

現実世界では、シ手本人の意志だけでは実現・成立しないため、サセ手の働きかけが必要となってくることが多い。そして、そうした現実を伝える形式として、使役表現はわざわざサセ手という関与者を立てて事態を述べるものである。こう考えると、サセ手の働きかけが注目されるのも当然と言えよう。これまで使役表現が表す意味の分類が{強制/許可(放任)}の2~3分類から石川(1994)のような9分類まで発展してきたのも、サセ手の関与のあり方に研究の関心が寄せられた結果であると思われる。

しかし、使役表現の使用原理を捉えるうえでは、改めてシ手本人に目を向けて、「(さ)せる」が示す事柄とシ手本人の意志の関係を捉える必要がある。なぜなら、動作・状態変化の主体は、あくまでシ手本人だからである。サセ手は様々な形で関与していても、動作・状態変化は、最終的にはシ手本人によって実行されること、またはシ手本人の身に起きたものである。サセ手がシ手の行動を{強制}していようが、言葉以外の方法で状態変化を{誘発}していようが、それはあくまで手続きの問題である。サセ手がいかなる手段を駆使して関与するのは実は最も重要なものではなく、シ手本人の意志として望んでいるか否かこそが、使役表現の使用動機の一つとして強く関わってくる。次の例 39 と例 40 を比較してみる。

(39) [証人が警察の亀山に何度も確認されて不満をこぼす]

亀山：一緒にいた男は本当に本当に、この男なのか？

証人：そうよ、何度も言わせないで。ここはね、夜遅く女が来る場所じゃないの。
だから、いるとすごく目立つのよ。嫌でも気がつくのよ。 (相)

(40) [朝倉が謝罪後に心中を打ち明ける]

朝倉：僕は改めて、みなさんにお詫びします。本当に申し訳ありませんでした。

でも、どうかこれだけは言わせてください。僕はこの政治の世界に入って、希望を感じることもたくさんあったんです。そしてそこから、色んなことを、学ぶことができました。どうか知ってください。権力には一切執着せず、熱意と、使命感、それに燃えて働く政治家がいることを。(略) (CH)

¹⁸ もちろん、「(さ)せる」形式は使役表現の一部に過ぎず、「てもらう」「ていただく」の授受表現も、「指示する」「許可する」などの語彙的表現も関与を示すことが可能である。それぞれの形式が選択される語用論的条件については、本研究では考察に至らないが、今後の課題にしたい。

例 39 と例 40 は、「言わせる」という事柄では共通するものである。例 39 を見ると、証人が何度も確認されていることに対する不満をこぼしていることがわかる。相手が警察とはいえ、繰り返し確認されると、疑われていることを感じるし、同じことは何度も言いたくないものである。シ手の意志として、同じことを言いたくないからこそ、相手が自分に「言わせる」({強制}) ことをネガティブに捉え《非難》している。それに対して、例 40 の「言わせてください」は正反対である。謝罪の言葉のほかには言っておきたいことがあるため、相手が自分に「言わせる」({許可}) ことをポジティブに捉え、あたかも {許可} を求める「言わせてください」の形式を使用し、「言う」ことを《宣言》するのである。

例 39 と例 40 を比較すればわかるように、「(さ) せる」事柄がシ手の意志に反するものか、それともシ手の意志を尊重するものかによって、{強制} {許可} などの派生的意味が変わるだけでなく、「(さ) せる」事柄を捉える話し手の感情も異なる。シ手本人の気持ちを考えると当然であるが、例 39 のような、シ手の意志に反するもの場合は「(さ) せる」ことを批判したくなり、逆に例 40 のような、シ手の意志を尊重するもの場合は自ら求めたくなる。このように、シ手の意志の観点から「(さ) せる」が示す事柄を捉え、使役表現が含まれる発話を観察すると、シ手の意志によって話し手の感情が分かれてくる。本研究では、使役表現の使用原理を捉える 1 つ目の観点としてシ手の意志を取り入れ、「(さ) せる」が示す事柄とシ手の意志との関係を整理する。

4. 1. 2 〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の 3 分類

これまでの先行研究では、使役表現の意味を分類する際に、シ手・サセ手の両者の意志の一致性や強弱を基準にしてきた。しかし、次の例 41 と例 42 のように、サセ手の意志がそもそも未知のものである場合もある。

(41) [百坂が美山に他者の行動を阻止するよう指示する]

百坂：なんだよ、これ。美山、なんとか言い聞かせてやめさせろ。

美山：分かっています。 (CH)

(42) [サチが通りかかっている人に写真撮影の許可を求める]

サチ：すみません、あの、写真一枚撮らせてもらえませんか？ (Be)

例 41 は、第三者の行動を「やめさせる」ことを相手に《指示》するものである。指示される側、すなわちサセ手の意志は《指示》が発話された時点では、未知のものである。未知であるからこそ、相手に「やめさせる」ことを要求するのである。例 42 は、写真撮影につ

いて、相手に《許可を求める》ものである。発話時点で、相手、すなわちサセ手が写真撮影を{許可}する意志がある否かが明確ではないため、{許可}してもらえる可能性の有無を尋ねて《許可を求める》のである。

サセ手の意志は既知か未知かだけでなく、「(さ)せる」か「(さ)せない」かのような肯否の形式が絡むと、さらに複雑になる。2.2.1で挙げた青木(1977)では、否定形を肯定形と区別しないゆえに、「そうやすやすとホームランは打たせない」のサセ手の意志をシ手に反しないものと捉えてしまうような問題が生じている。本研究では、シ手・サセ手の意志を組み合わせることで生じる意志の分類の複雑化を避けるため、シ手のみの意志に注目することにする。

上述した既知・未知や肯否の形式により生じうる混乱を避け、本研究では、使役表現を使う話し手が捉えている、シ手の意志と肯定形「(さ)せる」との関係を基準に、使役表現を〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の3つのタイプに分けて整理する。使役表現は肯否のほか、受身や授受表現との複合形式でよく使われることもまた、混乱を招きやすい。本研究は、混乱を回避するために、後続する受身や授受表現と切り離れた肯定形の「(さ)せる」で描写されている事柄とシ手の意志との関係で分類を行う。

前接動詞が示す動作・状態変化が、シ手が拒んでいるものや、シ手にとって望ましくないもの(=不本意)であれば、「(さ)せる」ことがシ手の意志に反することになる(例43)。このタイプを〈意志相反〉とする。反対に、シ手が自らしていることや、シ手にとって望ましいこと(=本意)であれば、「(さ)せること」はシ手の意志を尊重することになる(例44)。このタイプは〈意志尊重〉とする。また、シ手の意志が不明瞭であり、本意か不本意かが問われていないままで使役表現が使われることも観察された。例えば、例45のように、殺害というシ手の行為も責任を問われるべきものであるが、特定されていない犯人の意志より、殺害を{指示}するサセ手の存在を指摘し《非難》する場合がある。また、上位者が下位者に仕事を{指示}する、親が子どもに行動を{指示}するなど、社会的地位と役割から考えて当然な場合も、意志を考慮する必要性が低くなる。本研究では、〈意志相反〉〈意志尊重〉と区別して、このタイプを〈意志不問〉とする。

〈意志相反〉〈意志尊重〉は、動作・状態変化の実現・成立が最終的には、シ手本人が実行するもの、またはシ手本人の身に起きるものであるという、シ手に注目する見方によるものである。それに対して、〈意志不問〉はシ手が拒んでいようが望んでいようが、それは重要ではなく、サセ手の働きかけがあってはじめて、シ手の動作・状態変化が実現・成立するという見方のものである。

a. 〈意志相反〉シ手の意志：不本意 「(さ)せる」こと：シ手の意志に反する

(43) [柊二が、怪我の原因を作ったにもかかわらず連絡しない杏子を非難する]

柊二：…人に怪我させといて、電話一回もよこさないもんね。

杏子：だって、私が行ったってやれること何もないもの。 (Be)

サセ手：杏子（聞き手） シ手：柊二（話し手）

シ手の意志：「怪我し」たくない →不本意

「怪我させる」ことがシ手の意志に反する → 〈意志相反〉

b. 〈意志尊重〉シ手の意志：本意 「(さ)せる」こと：シ手の意志を尊重する

(44) [医学部教授の鶴飼がある患者の担当医師に検査などの段取りを指示する]

鶴飼：それより、早く内視鏡、スタッフの段取りを組んで、患者を安心させてやりなさい。 (白)

サセ手：担当医師（聞き手） シ手：患者（第三者）

シ手の意志：「安心する」ことが望ましい →本意

「安心させる」ことがシ手の意志を尊重している → 〈意志尊重〉

c. 〈意志不問〉シ手の意志：問われない 「(さ)せる」こと：シ手の意志を不問にする

(45) [警察の亀山が平沼と殺人事件との関係を推理する]

亀山：篠塚が取引に応じた以上、平沼が三木を殺したか、あるいは、だれかにやらせたか、いずれにしても、黒幕が平沼ですよ。 (相)

サセ手：平沼（第三者） シ手：だれか（第三者）

シ手の意志：問われていない

「やらせる」ことがシ手の意志を不問にしている → 〈意志不問〉

ただし、シ手の実際の意志として、本意なのか不本意なのかは本人にしかわからないものである。そのため、本研究における〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉はあくまで使役表

現を使う際の前提として、話し手がシ手の意志と「(さ)せる」が示す事柄との関係をいかに捉えているのかで分類されているものである。

4.1.3 シ手の意志を分類する4つの手がかり

シ手の意志は前接動詞だけで明確になる場合もあれば、前接動詞だけでは判断しにくい場合もある。本研究では、前接動詞の語の意味のほか、「(さ)せる」と組み合わせさせた形式と、目的語や副詞などの文中の成分と、文単位を超える要素も手がかりに、総合的に判断し分類を行う。〈意志相反〉〈意志尊重〉は、4つの手がかりで分類できるものであるのに対して、〈意志不問〉はシ手の意志が不明瞭でそれを問わないという性格を持つため、4つの手がかりで見ても意志が不明なものである。

手がかり1：前接動詞の語の意味

(46) [亀山が警察官による過失致死事件を聞いてあきれれる]

亀山：警察が保護した人を警察車両の中で死なせたなんて…

杉下：大問題ですね。

(相)

サセ手：警察（第三者） シ手：警察が保護した人（第三者）

シ手の意志：「死に」たくない → 不本意

「死なせる」こと：シ手の意志に反する → 〈意志相反〉

(47) [大臣Cが朝倉総理大臣の予算案に対する反対意見を述べる]

大臣A：総理は、この予算案に反対する意見が与党内にもあるということをご存知ですか？

朝倉：聞いてます。

大臣B：じゃ、わざわざ火種を作ることはないでしょうが。

大臣C：革新党の野呂代表を喜ばせるだけだと思えますが。

(CH)

サセ手：朝倉総理（聞き手） シ手：革新党の野呂代表（第三者）

シ手の意志：「喜ぶ」ことが望ましい → 本意

「喜ばせる」こと：シ手の意志を尊重する → 〈意志尊重〉

手がかり 2 : 組み合わせの形式 (受身・授受表現)

(48) [金田が警察に犯行動機を自白する]

金田：あの女たちに笑われたんだよ。三上に言われて芸させられた時。だから全員やってやろうと思って。 (BO)

サセ手：三上 (第三者) シ手：金田 (話し手)

シ手の意志：受身との複合形式で表現していることから、「(芸を) し」たくなかったことがわかる → 不本意

「(芸を) させる」こと：シ手の意志に反する → 〈意志相反〉

(49) [坂上が依頼人に対する検事側の取り調べが終わるまで待つ意志を伝える]

坂上弁護士：で、高井戸謙介君の件ですが。

牛丸部長検事：ただいま、取調中だと思います。

坂上弁護士：じゃ、少し待たせてもらえますか？

牛丸部長検事：あ、どうぞ。 (HE)

サセ手：牛丸 (聞き手) シ手：坂上 (話し手)

シ手の意志：「てもらおう」との複合形式で表現していることから、「待ち」たいということがわかる → 本意

「待たせる」こと：シ手の意志を尊重する → 〈意志尊重〉

手がかり 3 : 目的語や副詞などの文の成分

(50) [江上が容疑者に対する警察側の自供強制を指摘する]

警察官：あいつは自分がやったと自供してるんだ。

江上検事：無理やり自供させたんじゃないですか？ (HE)

サセ手：警察官 (聞き手) シ手：容疑者 (第三者)

シ手の意志：副詞の「無理やり」が使われていることから、「自供し」たくなかったと捉えられていることがわかる → 不本意

「自供させる」こと：シ手の意志に反する → 〈意志相反〉

(51) [東が自分の教え子に対する査問を申し入れる]

東教授：医学部の風紀のためにも、彼にこれ以上わがまをさせるわけにはいきませんからね。 (白)

サセ手：東（話し手） シ手：東の教え子（第三者）

シ手の意志：目的語の「わがまま」から、「(わがまま) をし」ていることがわかる
→本意

「(わがまを) させる」こと：シ手の意志を尊重する →〈意志尊重〉

手がかり 4：文単位を超える文脈要素

(52) [朝倉が解雇されたと聞き、雨宮は不祥事を隠蔽するための不当解雇を指摘する]

朝倉：でも、昨日、首になりました。解雇理由はリストラだって。

雨宮：うそよ。やましいことがあるから辞めさせるんでしょ。 (HE)

サセ手：会社（第三者） シ手：朝倉（聞き手）

シ手の意志：「首になりました。解雇理由はリストラだって」から、自主退職ではないことがわかる →不本意

「辞めさせる」こと：シ手の意志に反する →〈意志相反〉

(53) [翔太の親権を争う裁判で、父親側の弁護士が翔太の身柄の返還を主張する]

弁護士：先日、被拘束者翔太君は、夜食にホットケーキを作ろうとして、手にやけどを負いました。このような事態は、父親と暮らしていれば、考えられなかった。請求者である父親はまだ幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず、夜は10時就寝、テレビ時間は1時間以内、おやつは手作りのものと、徹底して子どものことを考えておりました。この違いをもってとしても、子どもに対する愛情の深さ、ひいては、子どもにとって、どちらがより幸せな家庭環境であるか、明白であります。その、痛々しい包帯を見るにつけ、われわれは翔太君の身柄の返還を強く、かつ切実に主張いたします。 (離)

サセ手：翔太の父親（第三者） シ手：翔太（第三者）

シ手の意志：「夜食にホットケーキを作ろうとして」から、自らキッチンに立つた
ことがわかる →本意

「立たせる」こと：シ手の意志を尊重する →〈意志尊重〉

本研究では、上述した4つを手がかりに意志タイプを総合的に判断するが、文単位を超える文脈要素を重視する。例えば、次の例54は前接動詞「驚く」と受身との複合形式から〈意志相反〉とも解釈できるが、喜びを示している「玉手箱みたいな一日ね」から見ると、〈意志尊重〉で分類したほうが妥当である。

(54) [柊二が同居生活のためにいろいろ準備してくれているところを見て喜ぶ杏子]

杏子：これからここで暮らすの？

柊二：ああ。

杏子：なんか、玉手箱みたいな一日ね。朝から驚かされっぱなし。 (Be)

サセ手：柊二（聞き手） シ手：杏子（話し手）

シ手の意志：「玉手箱みたいな一日ね」から、喜んでいることがわかる →本意
「驚かせる」こと：シ手の意志を尊重する →〈意志尊重〉

4.2 シ手・サセ手の立場から見た使役表現の使用

4.2.1 シ手・サセ手の立場の観点

シ手の意志の観点から見ると同じでも、シ手・サセ手のそれぞれが話し手・聞き手・第三者のいずれに該当するかによって、使役表現を含む発話機能が異なることが観察された。

(55) サセ手：杏子（聞き手） シ手：柊二（話し手）

[柊二が怪我の原因を作ったにもかかわらず連絡しない杏子を非難する]

柊二：…人に怪我させといて、電話一回もよこさないもんね。

杏子：だって、私が行ったってやれること何もないもの。 (Be)

(56) サセ手：沢木（話し手） シ手：沢木が好感を寄せる女性（聞き手）

[二人で訪れた神社で凶のおみくじを引いた相手に沢木が謝る]

沢木：せっかくの京都なのに、嫌な思いをさせてすみません。別の神社で再チャ

レンジしましょう。

(an)

例 55 と例 56 の「怪我させる」「嫌な思いをさせる」はシ手の意志の観点から見れば、いずれも〈意志相反〉である。また、異なる点として、例 55 では、使役表現を使って [サセ手=聞き手] が [シ手=話し手] に「怪我させた」ことを述べ、[サセ手=聞き手] を《非難》しているのに対して、例 56 では、シ手・サセ手の立場が逆転しており、使役表現を使って [シ手=聞き手] に「嫌な思いをさせた」ことを述べ、[サセ手=話し手] に非があることを認め、《謝罪》している。

このように、シ手の意志の観点に、さらにシ手・サセ手の立場の観点を加えてみると、使役表現を含む発話機能が分かることが明確になってくる。本研究では、使役表現の使用原理を捉える 2 つ目の観点として、シ手・サセ手の立場の観点を立てる。サセ手・シ手がそれぞれ話し手・聞き手・第三者のいずれかで、以下の 7 つのパターンに分けて整理を行う。矢印の前後にそれぞれ、サセ手とシ手を示す。

- ① [聞き手⇒話し手]
- ② [第三者⇒話し手]
- ③ [話し手⇒聞き手]
- ④ [第三者⇒聞き手]
- ⑤ [話し手⇒第三者]
- ⑥ [聞き手⇒第三者]
- ⑦ [第三者⇒第三者]

なお、次の例 57 と例 58 のように、シ手、またはサセ手に話し手・聞き手の両方が含まれる場合は、② [第三者⇒話し手]、または⑤ [話し手⇒第三者] として分類する。

(57) サセ手：被告人とその弁護士（話し手） シ手：マスコミ（第三者）

[弁護士が被告人にマスコミに詮索されないように訴えることを勧告する]

弁護士：確かに無罪は確定したわ。けれど、もし新事実が出てきたら、警察は手を出さなくても、マスコミの餌食になる。そうになると、あたしの名誉にも傷がつく。訴えましょう。訴えて、つまらない詮索をやめさせましょう。

(相)

(58) サセ手：森島（第三者） シ手：亀山・杉下（話し手）

亀山：あー、それにしても、遅いですね、森島さん。人を呼んどいて、待たせるなんてね。 (相)

4.2.2～4.2.4 では〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の立場別で見られた発話機能の例を挙げる。ここで挙げるもの以外の発話機能もあるが、詳細な記述は第5章に譲る。

4.2.2 立場別の〈意志相反〉

[聞き手⇒話し手] の〈意志相反〉の《非難》

(59) サセ手：杏子（聞き手） シ手：柗二（話し手）

[杏子がわざと危ないことをした意図を察した柗二が杏子を責める]

柗二：わざと、乗るなんて言って、俺のことを困らせて、終わらせようとしてる？
俺らのこと。

杏子：… (Be)

例 59 では、「困る」状態は好ましいものではないため、[シ手＝話し手]の意志に反するものである。[サセ手＝聞き手]がそのような状態を{誘発}する原因を作ったことを述べ、[サセ手＝聞き手]を《非難》している。

[第三者⇒話し手] の〈意志相反〉の《愚痴》

(60) サセ手：三上（第三者） シ手：金田（話し手）

[金田が警察に犯行動機を自白する]

金田：あの女たちに笑われたんだよ。三上に言われて芸させられた時。だから全員
やってやろうと思って。 (BO)

例 60 では、犯行に至る動機として、[シ手＝話し手]の意志に反する、芸の披露を{強制}した [サセ手＝第三者]の非を指摘しながら、自分自身が{強制}されて笑われた経験を語り《愚痴》をこぼしている。

[話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉の《宣言》

(61) サセ手：杉下（話し手） シ手：神林（聞き手）

〔杉下が神林に話をしてもらえるように、時間がかからないことを伝える〕

杉下 : 神林教授に一つお聞きしたいことがあります。

神林 : 私に？何でしょう？

警視部長 : けっこうです。参りましょう。

杉下 : お時間は取らせません。

警視参事官 : 貴様、立場弁えろ！

神林 : まあ、いいじゃないですか。どうぞ、何でも聞いてください。(相)

例 61 では、[サセ手=話し手] が [シ手=聞き手] の意志に反する、長い時間を「取る」ことを {強制} しないと《宣言》している。

[第三者⇒聞き手] の〈意志相反〉の《非難》

(62) サセ手：会社（第三者） シ手：朝倉（聞き手）

〔朝倉が解雇されたと聞き、雨宮が不祥事を隠蔽するための不当解雇を指摘する〕

朝倉 : でも、昨日、首になりました。解雇理由はリストラだって。

雨宮 : うそよ。やましいことがあるから辞めさせるんですよ。 (HE)

例 62 では、[サセ手=第三者] の会社が不祥事を隠蔽するために [シ手=聞き手] の意志に反する退職を {強制} したことを述べ、[サセ手=第三者] を《非難》している。

[話し手⇒第三者] の〈意志相反〉の《反省》

(63) サセ手：森（話し手） シ手：大前（第三者）

〔森がうそをついたことが原因で、先輩の大前が苦労した結果になった〕

森 : 私のせいです…先輩にこんな思いをさせて…私、何やってるんだろう… (ハ)

例 63 では、[サセ手=話し手] が [シ手=第三者] の意志に反する、苦労した結果を {誘発} することを認め、《反省》を示している。

[聞き手⇒第三者] の〈意志相反〉の《非難》

(64) サセ手：警察側（聞き手） シ手：容疑者（第三者）

〔江上が容疑者に対する警察側の自供強制を指摘する〕

警察官：あいつは自分がやったと自供してるんだ。

江上検事：無理やり自供させたんじゃないですか？ (HE)

例 64 では、容疑者が自供しているという聞き手の主張に対して、[サセ手＝聞き手] の警察側が [シ手＝第三者] の容疑者の意志に反する「自供」をせざるをえないように {強制} したことを述べ、[サセ手＝聞き手] の警察側を《非難》している。

[第三者⇒第三者] の〈意志相反〉の《非難》

(65) サセ手：鵜飼（第三者） シ手：里見（第三者）

〔鵜飼が指示に従わなかった里見に激怒した〕

竹内：ほっとしたよ。だって、鵜飼教授、里見先生をまじで辞めさせかねない気分だったからだよ。

柳原：なんで辞めさせられなければならないんだ？

竹内：え？

柳原：里見先生が言ってることはおかしくないよな？ (白)

例 65 では、[サセ手＝第三者] の鵜飼が [シ手＝第三者] の里見にとって不本意な辞職を {強制} することに疑問を呈し [サセ手＝第三者] の鵜飼を《非難》している。

4. 2. 3 立場別の〈意志尊重〉

[聞き手⇒話し手] の〈意志尊重〉の《許可求め》

(66) サセ手：牛丸（聞き手） シ手：坂上（話し手）

〔坂上が依頼人に対する検事側の取り調べが終わるまで待つ意志を伝える〕

坂上弁護士：で、高井戸謙介君の件ですが。

牛丸部長検事：ただいま、取調中だと思います。

坂上弁護士 : じゃ、少し待たせてもらえますか？

牛丸部長検事 : あ、どうぞ。 (HE)

例 66 では、[シ手=話し手] がその場で「待つ」ことを希望している。[サセ手=聞き手] に対し、「待つ」ことの {許可} をもらえる可能性を尋ね、《許可を求め》ている。

[第三者⇒話し手] の〈意志尊重〉の《叙述》

(67) サセ手 : 松原が勤務する会社の専務 (第三者) シ手 : 松原 (話し手)

[運転手の松原が 2 月 13 日以外の毎日、専務を送り迎えしていることを伝える]

松原 : 2 月の 13 日だけは、朝早い会議がございまして、専務は電車で出勤なさいました。

久利生 : その日以外は？

松原 : 毎日、わたくしが送り迎えさせていただいています。 (HE)

例 67 では、[サセ手=第三者] から {許可} を得て「送り迎えしている」ことを、[サセ手] への感謝を込めて《叙述》している。

[話し手⇒聞き手] の〈意志尊重〉の《意志表明》

(68) サセ手 : 柊二 (話し手) シ手 : 杏子 (聞き手)

[足が不自由な杏子が歩いたり走ったりする望みを叶えたいと、柊二が心中を打ち明ける]

柊二 : 杏子がそういうことするたびに、わざと自分傷づけるようなことするたびに、俺も胸が痛むよ。

杏子 : …面倒くさいって思うんじゃないかと…？

柊二 : …ジェットコースター乗せてやりたいよ。歩かせてやりたいよ、走らせてやりたいよ。 杏子がそれ望むんだったら。 (Be)

例 68 では、[シ手=聞き手] は望んでいるが、「歩く」ことも「走る」こともできない。[サセ手=話し手] が「シ手=聞き手」の望みの実現を {補助} したいと《意志を表明》している。

〔第三者⇒聞き手〕の〈意志尊重〉の《指示》

(69) サセ手：浪速大学（第三者） シ手：菊川（聞き手）

〔船尾が菊川を浪速大学に推薦した〕

船尾会長：菊川君，そういうことだ。浪速大学は研究費が潤沢だから，就任したら存分に研究をさせてもらいなさい。（白）

例 69 では，[シ手=聞き手] に [サセ手=第三者] の {許可/補助} を得て思う存分に研究を進めるように《指示》している。

〔話し手⇒第三者〕の〈意志尊重〉の《意志表明》

(70) サセ手：牛丸（話し手） シ手：雨宮（第三者）

〔雨宮の内部試験受験のための根回しとして，牛丸が人事局長を接待している〕

人事局課長：このお嬢ちゃんを？そりゃ難しいな。慣例がね。

牛丸部長：雨宮は非常に優秀な事務官でして，私としては今回の内部試験をなんととしても受けさせてやりたい。（HE）

例 70 では，[サセ手=話し手] が [シ手=第三者] が望む内部試験受験の実現を {補助} したいことを《意志表明》している。

〔聞き手⇒第三者〕の〈意志尊重〉の《指示》

(71) サセ手：患者の担当医師（聞き手） シ手：患者（第三者）

〔医学部教授の鵜飼がある患者の担当医師に検査などの段取りを指示する〕

鵜飼：それより，早く内視鏡，スタッフの段取りを組んで，患者を安心させてやりなさい。（白）

例 71 では，[シ手=第三者] にとって，安心する状態が望ましい。[サセ手=聞き手] に，必要な検査などを進め，[シ手=第三者] が安心できるように {補助} することを《指示》するものである。

[第三者⇒第三者] の〈意志尊重〉の《叙述》

(72) サセ手：里見の妻（第三者） シ手：佐枝子（第三者）

〔娘の佐枝子が里見の妻と親しい仲であると主張する〕

東夫人：里見先生が原因かもしれませんわね。

東教授：里見君と佐枝子の間に何かあるのかね？いや、彼は既婚者だし。それに、佐枝子は彼の妻君と親しくさせてもらってるんだらう？ (白)

例 72 では、[シ手=第三者] が [サセ手=第三者] の {許可} を得て親しい仲になっていることを《叙述》し、[サセ手=第三者] の配偶者とあやしい関係であるはずがないという意見を示している。

4. 2. 4 立場別の〈意志不問〉

[話し手⇒第三者] の〈意志不問〉の《告白》

(73) サセ手：諸星（話し手） シ手：森脇（第三者）

〔諸星の秘書を務める森脇が先坂の葬式で香典を渡したことで先坂の死亡への関与を検事の久利生に疑われている。諸星が森脇に指示したことを告白する〕

久利生：なんだなんだなんだ、行ってるんじゃないですか。森脇さん。先坂さんの葬式に、五百万の香典を。いただきます。

森脇：…

諸星：あのお金は私が持たせたんだよ。

森脇：先生… (HE)

例 73 は、[サセ手=話し手] が下位者の [シ手=第三者] に香典を「持って」葬式に行くことを {指示} したことを述べ、《告白》するものである。

[聞き手⇒第三者] の〈意志不問〉の《忠告》

(74) サセ手：藤吉（聞き手） シ手：藤吉の娘（第三者）

〔医師の朝田が藤吉に娘の転院を勧める〕

朝田：ただし、この病院にはいないほうがいい。さっさと転院させるんだな。娘さんの好きな、海の近くの病院にでもな。(医)

例 74 は、[サセ手=聞き手] の娘である [シ手=第三者] の転院を勧める《忠告》である。

[第三者⇒第三者] の〈意志不問〉の《意見表明》

(75) サセ手：平沼（第三者） シ手：三木を殺害した人（第三者）

[警察の亀山が平沼と殺人事件との関係を推理する]

亀山：篠塚が取引に応じた以上、平沼が三木を殺したか、あるいは、だれかにやらせたか、いずれにしても、黒幕が平沼ですよ。(相)

例 75 は、[サセ手=第三者] の平沼が [シ手=第三者] に三木の殺害を {指示} した可能性に関する《意見を表明》するものである。

4.3 話し手の共感から見た使役表現の使用

4.3.1 話し手の共感の観点

4.2.2～4.2.4 で挙げた例 59～例 74 は、意志タイプも異なれば、発話機能も様々であるが、一方、共通している点がある。それは、使役表現を使っている話し手は、シ手が話し手自身の場合は、自分の気持ちを優先し、シ手が聞き手・第三者の場合は、その人に気持ちを寄せて「(さ) せる」が示す事柄を、ポジティブ、ネガティブ、ニュートラルといった情意の視点から捉えているという点である。

シ手が話し手自身の場合は、当然であるが、自分の気持ちを優先して、不本意な状態を {誘発} する「(さ) せる」事柄をネガティブに捉え、サセ手を《非難》したり (例 59)、自分にとって望ましいことなら、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉え、《許可を求め》たり (例 66) する。シ手が聞き手の場合、聞き手に気持ちを寄せて考えるからこそ、シ手にとって不本意な「(さ) せる」事柄をネガティブに捉え、「(さ) せない」と《宣言》(例 61) したり、シ手の望みならば、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉え、「(さ) せたい」と《意志表明》したり (例 68) する。シ手が第三者の場合も、その人に寄り添って考えるがゆえに、不本意な「(さ) せる」事柄をネガティブに捉え《反省》したり (例 63)、シ手の本望ならば、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉え、「(さ) せる」ように聞き手に《指示》したり (例

71) する。このように、話し手がシ手の場合は話し手自身の気持ちを優先して、聞き手・第三者がシ手の場合は、シ手に気持ちを寄せて、「(さ)せる」事柄をポジティブ、またはネガティブに捉えて、使役表現を使っていることが実例で多く観察された。

一方、使役表現を使用する際に、必ずしもシ手に気持ちを寄せて考えるとは限らない。シ手には気持ちを寄せず、サセ手に気持ちを寄せる、あるいは、シ手・サセ手のいずれにも気持ちを寄せないこともある。まず、サセ手に気持ちを寄せて考える用例を見てみる。例 76～例 78 はいずれも、〈意志相反〉の例である。

(76) サセ手：東海林（話し手） シ手：大前（第三者）

〔主任の東海林が派遣社員の大前に対する不満を抱いており、会社から追い出すと宣言する〕

東海林：あつたま来るなー、あのトックリ！あんなヤツ、すぐに俺が辞めさせてやりますから。 (ハ)

(77) サセ手：朝倉と宮本（聞き手） シ手：じじども（第三者）

〔見下されなくて済む方法について菫沢が助言する〕

宮本：くっやしいー！あの人を見下した態度。もう黙らせちゃってくださいよ。
あのじじども！

朝倉：僕だってそうしたいんだけど。

菫沢：黙らせたければ、正確な数字を並べて主張するのだ。ほら、2006年のアンケート調査。 (CH)

(78) サセ手：加藤（第三者） シ手：野口（第三者）

〔野口と加藤の噂話〕

木原：ところがだ、加藤先生、この間のバチスタで野口教授にえらく恥をかかせちゃっただろう。だから、野口教授ももう指名しないんじゃないって、噂が一部流れてるんだよ。

伊集院：えっ！？大変じゃないですか！？ (医)

例 76 の場合、労働契約の解除はシ手本人にとって不本意なものである。そのため、シ手に気持ちを寄せて考えるならば、「辞めさせる」ことはしないはずである。この例の話し手はまさに、シ手本人の意志を考慮する理性が保てなくなっている感情的な状態で [サセ手＝話し手] 自身の気持ちを優先している。それがゆえに、シ手の意志に反していると知りながらも、「辞めさせる」ことをポジティブに捉えて《宣言》したのである。

例 77 の場合、人を見下すような発言をしたシ手本人にとって「黙る」ことは不本意なはずである。この例の話し手は「黙らせたい」という意志を表明した [サセ手＝聞き手] の気持ちに寄せて考えるがゆえに、「黙らせる」ことをポジティブに捉え、「黙らせる」方法について《助言》している。

例 78 の場合、恥をかいたシ手本人の気持ちに寄せて考えるのであれば、[サセ手＝第三者] を《非難》することもありうる。しかし、サセ手の苦しい境遇を察する「だから、野口教授ももう指名しないんじゃないって、噂が一部流れてるんだよ」という発言と、「大変じゃないですか」という聞き手の反応から、話し手はシ手よりもサセ手の気持ちに寄せて「恥をかかせた」ことをネガティブに捉えてサセ手への《同情》を示していると考えたほうが妥当であろう。

例 79～例 81 はいずれも〈意志尊重〉である。

(79) サセ手：東（話し手） シ手：東の教え子（第三者）

〔医学部教授の東が自分の教え子に対する査問を申し入れる〕

東：医学部の風紀のためにも、彼にこれ以上わがまをさせるわけにはいきませんからね。 (白)

(80) サセ手：間宮の依頼人（聞き手） シ手：あんな人たち（第三者）

〔間宮が依頼人の感情を傷つける者の行為を阻止する意志を確認する〕

間宮：いいの？あんな人たちに好き放題させて。それでもいいっていうんだったら、弁護士として、私はそれ以上何も言えない。 (離)

(81) サセ手：翔太の父親（第三者） シ手：翔太（第三者）

〔翔太の親権を争う裁判で、父親側の弁護士が翔太の身柄の返還を主張する〕

弁護士：先日、被拘束者翔太君は、夜食にホットケーキを作ろうとして、手にやけどを負いました。このような事態は、父親と暮らしていれば、考えられなかった。請求者である父親はまだ幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず、夜は 10 時就寝、テレビ時間は 1 時間以内、おやつは手作りのものと、徹底して子どものことを考えておりました。この違いをもってとしても、子どもに対する愛情の深さ、ひいては、子どもにとって、どちらがより幸せな家庭環境であるか、明白であります。その、痛々しい包帯を見るにつけ、われわれは翔太君の身柄の返還を強く、かつ切実に主張いたします。 (離)

例 79 のシ手が話し手の教え子であり、その人に気持ちを寄せて考える場合、本人がしていることならば、それを尊重すべきであろう。しかし、シ手の「わがまま」は風紀を乱すような行為であるため、シ手に気持ちを寄せて考えるよりも、それを看過できないという責任感のほうが強い。シ手の意志を尊重せず、その「わがまま」な行動を{放任}したくない [サセ手=話し手] 自身の気持ちが強く働いた結果、教え子のなすがままにさせるわけにはいかないという《意志表明》をしたのだと考えられる。

例 80 は、話し手が [サセ手=聞き手] の弁護士である点から考えると当然であるが、感情を傷つけられた [サセ手=聞き手] に気持ちを寄せて考えるからこそ、[シ手=第三者] に好き放題を「(さ)せる」ことをネガティブに捉え、[シ手=第三者] の行為を阻止しなくていいのかと《意志を確認》している。

例 81 は、子供が自らキッチンに「立ち」、ホットケーキを作ろうとしているため、子供の意志を尊重して見守ろうと主張することもありうる。一方、幼い子供がキッチンに立つのが危険であり、親として{放任}してはいけないというのが、話し手が持つ信念である。また、父親側の弁護士として親権を取り戻さなければならない立場である以上、自らキッチンに「立った」シ手の子供に気持ちを寄せて考えてはられない。サセ手の父親の考え方を優先し、子供の怪我を招きかねない{放任}などしないことを述べ、父親の愛情の深さを《称赞》するのが当然であろう。

〈意志不問〉もサセ手に気持ちを寄せて考える場合がある。

(82) サセ手：野立（話し手） シ手：野立の部下（第三者）

〔警視総監に事件の状況を聞かれ、野田が部下に調査を要求すると宣言する〕

総監 : 何が、起こった？

野立警視正：すぐに調べさせます。行ってくれ。

警官 : 了解です…ボス！ (BO)

(83) サセ手：賢（聞き手） シ手：派遣会社（第三者）

〔派遣社員の勝手な行動で賢が責任を問われるため、東海林が賢に助言する〕

東海林：賢ちゃん、始末書どころじゃ済まされないぞ。派遣が勝手にやったことだから、派遣会社に責任を取らせろ。 (ハ)

例 82 は、事故や事件について「調べる」ことが警官であるシ手の仕事であるため、「調べる」よう{指示}する当然性が高く、シ手の意志を考慮する必要がない。そのため、[シ手

=第三者]ではなく,[サセ手=話し手]自身の気持ちを優先し、調査の{指示}を《宣言》している。

例 83 は、「賢ちゃん、始末書どころじゃ済まされないぞ」の文脈から、派遣社員の勝手な行動で責任を問われる[サセ手=聞き手]に気持ちを寄せて考えていることがわかる。[サセ手=聞き手]に気持ちを寄せて考えるため、「シ手=第三者」に責任を「取らせる」ことをポジティブに捉え、「取らせろ」と強めに《助言》しているのである。

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない場合もある。例 84 と例 85 は〈意志相反〉の例である。

(84) サセ手：朝倉（聞き手） シ手：じじども（第三者）

〔見下されたことに怒りを覚え、宮本が仲間の朝倉に対策を求める〕

宮本：くっやしいー！あの人を見下した態度。もう黙らせちゃってくださいよ。

あのじじども！

朝倉：僕だってそうしたいんだけど。

菫沢：黙らせたければ、正確な数字を並べて主張するのだ。ほら、2006年のアンケート調査。 (CH)

(85) サセ手：不特定の者（第三者） シ手：不特定の者（第三者）

〔刑事の杉下が殺人事件である可能性を確かめるために鑑識を確認する〕

杉下：これ、電気カーペットですが。

鑑識：ああ、例の…

杉下：これで人を感電死させることはできますか？

鑑識：突然来て、いきなりそんな質問を… (相)

例 84 の場合、人を見下したような発言をしたシ手に気持ちを寄せて考えるのであれば、「黙らせる」ことをネガティブに捉えて、仲間に要求しないはずである。しかし、「くっやしい」「あの人を見下した態度」といった文脈から、話し手がシ手の態度に感情を害されており、シ手に気持ちに寄せてはられない状態であることが明らかである。シ手に気持ちを寄せて考えるよりも、話し手自身の悔しさを晴らそうとして、「黙らせる」ことをポジティブに捉え、[サセ手=聞き手]に《依頼》しているのである。

例 85 では、シ手もサセ手も不特定の者である。シ手が特定の人物であれば、殺害されたシ手の気持ちに寄せて考えることが多いが、この例では、シ手を不特定の「人」にして表現している時点でシ手に気持ちを寄せていないと考える。もちろん、不特定の者であるサセ手

にも気持ちを寄せにくい。シ手・サセ手のいずれにも気持ちを寄せず、話し手自身の社会規範の認識に基づいて「感電死させる」ことをネガティブに捉え、殺人事件である可能性を《確認》している。

〈意志尊重〉の用例も観察された。

(86) サセ手：杉山（聞き手） シ手：よその部署の人（第三者）

〔杉山が証拠を他者に渡すことを、相棒の亀山が批判する〕

杉下：ところで、君はいったい何を怒ってるんですか？

亀山：は？俺たちが苦勞して発見した決定的な証拠をなんでみすみすよそへ回すんですか？手柄を立てさせてやるんですか！？

杉下：いけませんか？

亀山：俺とあなたじゃ、人生観が違うから、何言っても無駄でしょうかね。俺ね、手柄を立てたいんですよ。立てて、立てて、立てまくって、また捜査一課に戻りたいんですよ。いけませんか？

杉下：いいえ、構いませんよ。 (相)

例 86 は、事件を解決する証拠を得られれば手柄を立てられるシ手に気持ちを寄せて考えると、それに反対することはしないであろう。しかし、話し手と聞き手が発見した証拠が、聞き手によってよそへ回されることで、本来、立てられる手柄が第三者に譲られることになる。つまり、手柄を第三者に「立てさせる」ことにより、話し手・聞き手に不利益が生じる。「手柄を立てたいんですよ」という文脈から、シ手・サセ手のいずれにも気持ちを寄せず、話し手自身の利益を優先し、その利益を損害する「立てさせる」ことをネガティブに捉え、[サセ手＝聞き手]を《非難》している。

例 87 と例 88 は〈意志不問〉の例である。

(87) サセ手：野立の部下（聞き手） シ手：業者（第三者）

〔部下たちと感謝祭会場内を見回る野立が、シャッターの故障に気づき、業者への連絡を部下に指示する〕

野立：すぐ直させる。業者へ連絡だ。 (BO)

(88) サセ手：朝田（第三者） シ手：看護師（第三者）

〔胸部心臓外科医の朝田が看護師にグラフト採取を指示したことにより、手術の失敗が回避され、患者の命が救われた。加藤が朝田の判断が正しいと証言すること

を胸部心臓外科医局長である野口に進言する]

野口：教授会で間違いなく議題にのぼる。院内倫理委員会の査問は避けられない。

万が一、患者の様態が急変でもしたら、僕まで破滅するんだよ。どうする気かな？加藤ちゃん。

加藤：看護師にグラフト採取をさせた朝田先生の判断は正しかった。倫理委員会ではそう証言なさるのが得策です。 (医)

例 87 の場合、故障したものを修理するのが業者の業務範囲内のことであるため、シ手の意志を問う必要がない。この例では、「直して」ほしいという話し手自身の気持ちを優先し、「直させる」ことをポジティブに捉え、[聞き手=サセ手]に「直させろ」と《指示》しているのである。

例 88 では、「万が一、患者の様態が急変でもしたら、僕まで破滅するんだよ」という文脈から、シ手の看護師とサセ手の朝田先生のいずれかに気持ちを寄せて考えているというよりは、話し手自身¹⁹の利益を優先して考えていることがわかる。本来ならば、看護師のグラフト採取は倫理に違反する行為であるが、話し手自身の利益を優先して考えているため、グラフト採取を「させた」ことをポジティブに捉え、[サセ手=第三者]の{指示}の適切さを主張し《意見表明》している。

ここまで見てきたように、使役表現の使用において、シ手に気持ちを寄せて考えることが多いが、サセ手に気持ちを寄せて考える、またはシ手・サセ手のいずれにも寄せず、話し手自身の気持ちで「(さ)せる」事柄を捉えることもある。本研究では、話し手がシ手・サセ手のいずれに気持ちを寄せて、またはいずれにも気持ちを寄せずに「(さ)せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルといった情意の観点から捉えることを「共感」と呼び、使役表現の使用原理を観察する 3 つ目の観点として、共感の観点を立てる。表 4-1～表 4-3 は、例 59～例 74 と例 76～例 88 を意志別・立場別・共感対象別で整理したものである。シナリオで用例が観察されていない箇所は「/」で示す。

以降では、話し手以外の他者に気持ちを寄せて考えることを「共感を寄せる」と表現し、話し手がシ手、またはサセ手に該当する場合のみ、「気持ちを表す」「気持ちを優先する」と表現する。

¹⁹ 例 88 は引用であるため、証言する野口が話し手である。

表 4-1 シナリオにおける〈意志相反〉の立場別・共感対象別の用例

サセ手	シ手	意志相反		
		サセ手共感	共感なし	シ手共感
聞き手	話し手	/	/	例 59:わざと乗るなんて言って俺のことを困らせて。《非難》
第三者		/	/	例 60:三上に言われて芸させられた時《愚痴》
話し手	聞き手	/	/	例 61:お時間は取らせません。《宣言》
第三者		/	/	例 62:やましいことあるから辞めさせるんでしょう。《非難》
話し手	第三者	例 76:すぐに俺が辞めさせてやりますから。《宣言》	/	例 63:先輩にこんな思いをさせて。《反省》
聞き手		例 77:黙らせたければ、正確な数字を並べて主張するんだ。《助言》	例 84:もう黙らせちゃってくださいよ。《依頼》	例 64:無理やり自供させたんじゃないですか。《非難》
第三者		例 78:加藤先生、この間のバチスタで野口教授にえらく恥をかかせちゃっただろう。《同情》	例 85:これで人を感電死させることはできますか? 《確認》	例 65:なんで辞めさせられなければならないんだ。《非難》

「シ手共感」：シ手に共感を寄せる

「サセ手共感」：サセ手に共感を寄せる

「共感なし」：シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない

表 4-2 シナリオにおける〈意志尊重〉の立場別・共感対象別の用例

サセ手	シ手	意志尊重		
		サセ手共感	共感なし	シ手共感
聞き手	話し手	/	/	例 66:少し待たせてもらえますか。《許可求め》
第三者		/	/	例 67:毎日、わたくしが送り迎えさせていただいています。《感謝を込めた叙述》
話し手	聞き手	/	/	例 68:歩かせてやりたいよ、走らせてやりたいよ。《意志表明》
第三者		/	/	例 69:就任したら思う存分に研究をさせてもらいなさい。《指示》
話し手	第三者	例 79:わがままをさせるわけにはいきませんからね。《意志表明》	/	例 70:なんとしても受けさせてやりたくて。《意志表明》
聞き手		例 80:いいの?あんな人たちに好き放題させて。《意志確認》	例 86:手柄を立てさせてやるんですか。《非難》	例 71:患者を安心させてやりなさい。《指示》
第三者		例 81:幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず(略)《称赞》	/	例 72:佐枝子は彼の妻君と親しくさせてもらってるんだろう。《叙述》

表 4-3 シナリオにおける〈意志不問〉の立場別・共感対象別の用例

サセ手	シ手	意志不問		
		サセ手共感	共感なし	シ手共感
聞き手	話し手	/	/	/
第三者		/	/	/
話し手	聞き手	/	/	/
第三者		/	/	/
話し手	第三者	例 82:すぐに調べさせます。《宣言》	/	例 73:あのお金は私が持たせたんだよ。《告白》
聞き手		例 83:派遣会社に責任を取らせろ。《助言》	例 87:すぐ直させろ。《指示》	例 74:さっさと転院させるんだな。《忠告》
第三者		/	例 88:看護師にグラフ採取をさせた朝田先生の判断は正しかった。《意見表明》	/

4.3.2 意志別の共感の寄せ方

本研究における「共感」は久野（1978）の「共感（Empathy）」に関する議論を参考にしたものであるが、久野（1978）のような強い制約を受けるものではない。

久野（1978）は「カメラ・アングル」という概念、すなわち、出来事を描写する際に、話し手がどこにカメラを置いて事態を描くのかについて視点を論じているものである。同研究は、「文中の名詞句の X 指示対象に対する話し手の「自己同一視化」（Identification）」を「共感（Empathy）」と呼び、「共感」の度合いを示す「共感度」という概念を導入している。例えば、文中の指示対象 X に対する共感度を $E(x)$ で表すとして、 $E(x) > E(y)$ 、 $E(x) = 1$ （完全同一視化の場合）のような等式・不等式、すなわち、ほかの指示対象に対する共感度との大小関係を指定するものは「視点」と呼ばれている。同研究では、具体例として、受身文や授受動詞、移動動詞「クル／イク」などにおける視点の取り方を説明している。

例えば、次の例 89 と例 90 のような受身文の例を挙げながら、「受身文のカメラ・アングルは新しい主語の指示対象寄りである」という受身文の視点の制約を提唱している。例 89 に比較して、例 90 は話し手が完全にメアリーの目に入り、メアリーの立場からジョンとの

関わりを描写しているものと述べている。

(89) Then, Mary was hit by John.

(90) Then, Mary was hit by her husband.

(久野 1978 : 130)

同研究では、上述した受身文の視点制約と、「話し手は、常に自分の視点を取らなければならず、自分より他人寄りの視点を取ることができない」という発話当事者の視点ハイアラキーに基づき、例 91 が非文である理由について、説明が行われている。

(91) ?? ソノ時、太郎が僕にナグラレタ。

(久野 1978 : 146)

同研究で提唱された発話当事者の視点ハイアラキーによると、話し手の視点は「殴る」という動作を受けた太郎より、話し手自身の僕に置かれている。しかし、「新しい主語の指示対象寄り」という受身文のカメラ・アングルの原則に従って考えると、主語の太郎寄りの視点を取ることになる。例 91 は矛盾した視点を要求することになるため、非文になるということである。

久野 (1978) が提唱する発話当事者の視点ハイアラキーに従って考えると、話し手の共感の寄せ方は強い制約を受けるが、本研究では、話し手が使役表現を用いて事態を述べる前提として、肯定形の「(さ) せる」が示す事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉える際に、シ手に共感を寄せて考える場合 (シ手共感) と、サセ手に共感を寄せて考える場合 (サセ手共感) と、シ手・サセ手のいずれにも寄せずに考える場合 (共感なし) があると考えられる。シ手共感なのかサセ手共感なのか、それとも共感なしなのかは、ここまでの具体例の分析と同じように、前後の文脈を手がかりにして分ける。

〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉のそれぞれにおける共感の寄せ方を観察していると、次の傾向が見られた。

〈意志相反〉〈意志尊重〉の共感の寄せ方： シ手共感 > サセ手共感・共感なし

〈意志不問〉の共感の寄せ方： サセ手共感・共感なし > シ手共感

〈意志相反〉〈意志尊重〉は、基本的にはシ手への共感が優先される (表 5-3 と表 6-15 を

参照されたい)。ただし、第三者がシ手の〈意志相反〉〈意志尊重〉の場合は、シ手に共感を寄せないことが起きる。〈意志相反〉〈意志尊重〉でシ手に共感を寄せやすいのは、動作・状態変化はあくまで、シ手によって実行されるもの、またはシ手の身に起きるものという、シ手の意志を重視する考え方が働いた結果と思われる。一方、〈意志不問〉の場合は、シ手に共感を寄せないことが起きやすい。サセ手に寄せることもあれば、シ手・サセ手のいずれにも寄せないこともある。

〈意志不問〉の場合、シ手に共感を寄せにくいのは、社会的地位と役割から見てシ手の意志を問う必要がないという〈意志不問〉の性格から考えれば、筋が通る。例えば、上位者が下位者に業務範囲内の行動を〔指示〕するのは当然性の高い行為であるため、下位者の意志を考慮する必要がなく、〔指示〕を《宣言》(例 82：すぐに調べさせます)する。また、〈意志相反〉〈意志尊重〉がシ手意志を重視する見方によるものであるのに対して、〈意志不問〉はサセ手の働きかけに注目する見方によるものという点から考えても、〈意志不問〉の場合、サセ手に共感を寄せることが起こりやすいのは当たり前と言えよう。

〈意志相反〉〈意志尊重〉は、本来ならば、シ手に共感を寄せるのが基本であるが、次の4つの場合、シ手に共感を寄せにくくなる。

1つ目は、シ手が行動すること、またはシ手が行動をとらないことが、話し手が認識する社会規範や、話し手の信念に違反する場合である。例えば、風紀を乱す教え子(シ手)の「わがまま」な行動(例 79)が社会規範上、問題があるため、指導教員として教え子(シ手)の「わがまま」な行動を〔放任〕してはいけないというサセ手の責任感が働いた結果、「わがままをさせる」ことをネガティブに捉え、「わがままをさせるわけにはいかない」と《意志表明》する。

2つ目は、シ手が行動すること、またはシ手が行動をとらないことが、特に話し手自身の利益を損害するものと話し手が捉える場合である。例えば、[シ手=第三者]が「手柄」(例 86)を立てることによって話し手・聞き手が「手柄」を立てられなくなるため、不利益を被る話し手の気持ちを優先して「手柄を立てさせてやるんですか」と《非難》する。

3つ目は、話し手自身がシ手に感情を損害されているなど、険悪な関係にあるため、シ手本人の意志を考慮する理性が保たれていない場合である。例として、例 76の「あったま来るなー、あのトックリ！あんなヤツ、すぐに俺が辞めさせてやりますから」と例 84の「くっやしいー！あの人を見下した態度。もう黙らせちゃってくださいよ。」がわかりやすい。

4つ目は、サセ手との人間関係である。社会的役割や親疎関係から見て、シ手よりもサセ手との距離が近い場合、サセ手に共感を寄せやすくなる。例えば、例 80と例 81では、サセ手が依頼人であることを考えると、弁護士の話し手が、シ手の第三者よりも依頼人であるサ

セ手の感情や利益を優先して、サセ手の感情を害する第三者の行動を「(さ)せない」《意志を確認》したり、子供に危険な行動を「(さ)せない」父親(サセ手)の愛情の深さを《称赞》したりするのは当然のことと言える。

つまり、〈意志相反〉〈意志尊重〉の場合、話し手は基本的にシ手の意志を重視するという前提でシ手に共感を寄せ、「(さ)せる」が示す事柄について考えるものである。一方、前提となる意志よりも、社会規範や信念、利益、感情、サセ手との人間関係といったファクターが強く働くと、サセ手に寄せる、または、シ手にもサセ手にも寄せずに話し手自身の基準を持ち込み、「(さ)せる」事柄を捉えることが起きやすくなる。

4.4 第4章のまとめ

本章では、シ手の意志と、シ手・サセ手の立場と、話し手の共感の3つの観点を立て、「(さ)せる」が表す派生的意味から感情的意味と発話機能が生み出される仕組み、つまり、使役表現の使用原理の分析を試みた。

シ手の意志の観点から、「(さ)せる」が示す事柄を〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の3タイプに分類した。〈意志相反〉と〈意志尊重〉は、動作・状態変化があくまで、シ手本人によって実行されるもの、あるいはシ手本人の身に起きるものという見方で「(さ)せる」事柄を捉えるものである。それに対して、〈意志不問〉は「(さ)せる」事柄を捉える際に、シ手の意志より、サセ手の働きかけに注目する見方に由来するものである。

シ手・サセ手の立場の観点として、シ手・サセ手がそれぞれ話し手・聞き手・第三者のいずれに該当するかにより、「(さ)せる」が示す事柄を[聞き手⇒話し手][第三者⇒話し手][話し手⇒聞き手][第三者⇒聞き手][話し手⇒第三者][聞き手⇒第三者][第三者⇒第三者]の7パターンに分けた。こうして立場別で分類することによって、[シ手=話し手]の意志に反することを{強制}する[サセ手=聞き手][サセ手=第三者]を《非難》したり、{強制}されたことの《愚痴》をこぼしたり、[シ手=聞き手][シ手=第三者]の意志を尊重して{補助}したいと《意志表明》したり、[シ手=第三者]への{補助}を[サセ手=聞き手]に《指示》したりするなど、使役表現を含む発話機能が異なってくることを捉えられるようになった。

話し手の共感の観点として、話し手が「(さ)せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉える際に、シ手・サセ手のいずれに共感を寄せるのか、またはシ手・サセ手のいずれにも共感を寄せずに考えるのかを、シ手共感とサセ手共感と共感なしの3種に整理した。共感の観点を立て、シ手の意志から見た〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志

不問〉と関連付けることによって、なぜ立場別で多様な発話機能が生じるのかを捉えることが可能になった。例えば、シ手に共感を寄せるからこそ、〈意志相反〉の事柄をネガティブに捉え、シ手の意志に反する動作・状態変化の{強制}を《非難》したり(例 59, 例 62, 例 64, 例 65), {強制}しないことを《宣言》したり(例 61)する。また、シ手に共感を寄せるがゆえに、〈意志尊重〉の事柄をポジティブに捉え、シ手の意志を尊重して{補助}を《意志表明》したり(例 68, 例 70), {補助}を《指示》したり(例 71)する。反対に、シ手に共感を寄せず、サセ手に共感を寄せる、またはシ手・サセ手のいずれにも寄せないため、〈意志相反〉の事柄をポジティブに捉え、第三者への{強制}を《宣言》したり(例 76), 〈意志尊重〉の事柄をネガティブに捉え、第三者の行為を{放任}する《意志を確認》したり(例 80)する。〈意志不問〉の場合、例えば、上位者が下位者に本務である行動を{指示}するのは、当然性が高いことであり、シ手の意志を問う必要がないため、サセ手の気持ちを優先して、第三者への{指示}を《宣言》したり(例 82), シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せず、話し手自身の気持ちを優先して第三者への{指示}を聞き手に《指示》したり(例 87)する。

また、意志別では共感の寄せ方に異なる傾向が見られた。〈意志相反〉〈意志尊重〉はシ手の意志を重視するものであるため、基本的にはシ手に共感を寄せるが、第三者がシ手の場合、シ手に共感を寄せないことが起きる。〈意志不問〉はシ手の意志よりサセ手の働きかけに注目するという性格からシ手に共感を寄せにくく、サセ手共感と共感なしが起きやすい。

第2章で述べたように、これまで、「(さ)せる」が表す{強制}{許可}などの派生的意味に関する研究が多数行われており、【迷惑】【恩恵】などに見られる感情的意味と、《非難》《許可求め》などの発話機能もある程度考察がなされている。しかし、派生的意味と感情的意味と発話機能の相互関係が明確にされてこなかった。本章では、シ手・サセ手に注目しながら意志・立場・共感の3つの観点を立て分析することにより、「(さ)せる」が文脈の中で表す派生的意味がどのように感情的意味とつながり、なぜ立場別で多様な発話機能が見られるのかの使用原理を捉えることができた。第5~7章では、この3つの観点に基づき、シナリオとコーパスにおける使役表現の使用実態を分析する。

第5章 テレビドラマのシナリオに見られる使役表現

第5章では、使役表現の使用原理を捉える意志・立場・共感の3つの観点を用いて、テレビドラマのシナリオに見られる使役表現について分析を行う。5.1では、3つの観点から見られたシナリオの使役表現の量的な傾向を分析する。5.2～5.4ではそれぞれ、〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の立場別・共感対象別で具体例を挙げて述べる²⁰。

5.1 意志・立場・共感の観点から見た偏り

表5-1はシ手の意志の観点で分析対象の522例を整理した結果である。

表5-1 シナリオの意志別使用数

意志相反	意志尊重	意志不問	合計
219 (41.95%)	253 (48.47%)	50 (9.58%)	522 (100.00%)

全522例では、253例の〈意志尊重〉が最も多く、全体の約半数(48.47%)である。〈意志相反〉も219例と4割強(41.95%)を占めており、〈意志不問〉は50例(9.58%)と少ない。

表5-2は意志と立場の2観点を組み合わせた集計結果である。最も用例数が多い6箇所(5.00%以上のもの)を網掛けで示した。6箇所の合計は365例であり、全体の約7割(69.92%)を占めている。用例がない4箇所は点線で、2.00%未満で相対的に少ない4箇所は太線の枠で示した。

²⁰ 第5章は筆者による王(2021)をもとに加筆・修正したものである。

表5-2 シナリオの意志別・立場別の使用数

サセ手	シ手	意志相反	意志尊重	意志不問	合計
聞き手	話し手	29 (5.56%)	172 (32.95%)	0 (0.00%)	201 (38.51%)
第三者		15 (2.87%)	11 (2.11%)	0 (0.00%)	26 (4.98%)
話し手	聞き手	49 (9.39%)	12 (2.30%)	0 (0.00%)	61 (11.69%)
第三者		11 (2.11%)	2 (0.38%)	0 (0.00%)	13 (2.49%)
話し手	第三者	33 (6.32%)	23 (4.41%)	21 (4.02%)	77 (14.75%)
聞き手		50 (9.58%)	25 (4.79%)	20 (3.83%)	95 (18.20%)
第三者		32 (6.13%)	8 (1.53%)	9 (1.72%)	49 (9.39%)
合計		219 (41.95%)	253 (48.47%)	50 (9.58%)	522 (100.00%)

立場別では、第4章で述べた7つのパターンのすべてで用例が観察された。7パターンのうち、用例数が最も多いのは201例の「聞き手⇒話し手」であり、全体の38.51%を占めている。最も少ないのは「第三者⇒聞き手」の13例であり、2.49%程度である。

立場と意志の2つの観点を組み合わせると、偏りが見られた。用例数が最も多いのは、172例の「聞き手⇒話し手」の〈意志尊重〉であり、全体の約3分の1(32.95%)を占めている。ほかに、「聞き手⇒話し手」「話し手⇒聞き手」「話し手⇒第三者」「聞き手⇒第三者」「第三者⇒第三者」の〈意志相反〉も相対的に多い。

上述した6箇所の用例が多いのに対して、「第三者⇒聞き手」の〈意志尊重〉と、「第三者⇒第三者」の〈意志尊重〉と〈意志不問〉は相対的に少ない。

話し手・聞き手のいずれかがシ手である、「聞き手⇒話し手」「第三者⇒話し手」「話し手⇒聞き手」「第三者⇒聞き手」の4パターンの〈意志不問〉(点線の枠)は、用例が観察されなかった。話し手がシ手の場合、シ手としての意志は話し手自身には明白なものはずで、自分自身の意志を不明なものにしながら話を進めることは考えられない。この点で考えると、「聞き手⇒話し手」「第三者⇒話し手」の〈意志不問〉がないのは当然の結果である。聞き手がシ手の場合でも同様に、話の相手の意志がわからないまま使役表現を使って事態を述べるのが難しいため、「話し手⇒聞き手」「第三者⇒聞き手」の〈意志不問〉が観察されなかったものと思われる。

次の表5-3は、意志・立場・共感の3つの観点を組み合わせて集計した結果である。

表 5-3 シナリオの意志別・立場別・共感対象別の使用数

サセ手	シ手	意志相反			意志尊重			意志不問		
		サセ手 共感	共感 なし	シ手 共感	サセ手 共感	共感 なし	シ手 共感	サセ手 共感	共感 なし	シ手 共感
聞き手	話し手	0 0.00%	0 0.00%	29 2.87%	0 0.00%	0 0.00%	172 2.11%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
第三者		0 0.00%	0 0.00%	15 2.87%	0 0.00%	0 0.00%	11 2.11%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
話し手	聞き手	0 0.00%	0 0.00%	49 9.39%	2 0.38%	0 0.00%	10 1.92%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
第三者		0 0.00%	0 0.00%	11 2.11%	0 0.00%	0 0.00%	2 0.38%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
話し手	第三者	15 2.87%	0 0.00%	18 3.45%	14 2.68%	0 0.00%	9 1.72%	20 3.83%	0 0.00%	1 0.19%
聞き手		14 2.68%	5 0.96%	31 5.94%	7 1.34%	8 1.53%	10 1.92%	2 0.38%	17 3.26%	1 0.19%
第三者		5 0.96%	1 0.19%	26 4.98%	6 1.15%	0 0.00%	2 0.38%	0 0.00%	9 1.72%	0 0.00%
合計		34 6.51%	6 1.15%	179 34.29%	29 5.56%	8 1.53%	216 41.38%	22 4.21%	26 4.98%	2 0.38%
		219 41.95%			253 48.47%			50 9.58%		

話し手・聞き手がシ手である〈意志相反〉と〈意志尊重〉は、[話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉の2例を除いて、ほかはすべてシ手に共感を寄せるものである。つまり、会話参加者の話し手・聞き手のいずれかがシ手に該当する〈意志相反〉〈意志尊重〉は、基本的にシ手に共感を寄せている。

4.3.2 では、〈意志不問〉とシ手が第三者の〈意志相反〉〈意志尊重〉の場合、サセ手に共感を寄せる、またはシ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないことがあると述べたが、表 5-3 のとおり、シ手が第三者である〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の3タイプでは、シ手共感だけでなく、サセ手共感と共感なしの用例も観察された。

シ手が第三者の〈意志相反〉では、いずれの立場パターンでもシ手共感が最も多い。一方、シ手が第三者の〈意志尊重〉は、全体で見ると、シ手共感の21例より、サセ手共感と共感なしの合計数(35例)のほうが多い。シ手が第三者の〈意志相反〉〈意志尊重〉に比較して、〈意志不問〉はシ手共感が2例のみで少ない。

5.2 シナリオにおける〈意志相反〉

5.2.1 シナリオにおける〔聞き手⇒話し手〕の〈意志相反〉

〔聞き手⇒話し手〕の〈意志相反〉の29例はすべて〔シ手=話し手〕の気持ちを優先して「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。29例中、28例が〔シ手=話し手〕の意志に反する行動を{強制}する、または状態変化を{誘発}する事態を述べるのに使われているが、それに「～んじゃない」「～筋合いはない」「～ないじゃないの」「いかななものか」といった批判的な態度を表す表現と組み合わせるによって、〔サセ手=聞き手〕を《非難》するものである。28例のうち、複合形式の使役受身(例94, 例95)が4例あり、複合形式以外(例92, 例93)が24例ある。

(92) 亀山：陳の身柄，捜査一課に取られたままですか？

角田：いやなことを思い出させるんじゃないよ！ (相)

(93) 野田：あのね，もっと踏み込んで，自分から動き出さなきゃダメってことなの。

黒澤：まあいいや。俺，こういうの苦手だし。

野田：メール読ませといて，そういう態度，ないんじゃないの？なによ，一人前に失恋しちゃいました，みたいな顔しちゃって。 (an)

(94) 大前：私は業務の一環として，米プラスチックの製造現場に同行しただけです。

帰り道に歌まで歌わされる筋合いはございません！ (ハ)

(95) 事務次官：次の総理が，もとに戻したいと言われれば，すぐに戻させていただきます。長年やってきたことをわざわざ変える必要がどこにあるんでしょうか。失礼ですが，退任まじかの総理の気まぐれで内閣府や官邸の職員

たちが右往左往させられるのは，いかななものかと。 (CH)

《非難》のほか、否定形を用いて、〔シ手=話し手〕にとって望ましくない状態変化を{誘発}しない〔サセ手=聞き手〕の気遣いを認めるものも1例(例96)ある。

- (96) 杏子：美山さん、私なんかじゃなくて、普通に健康なかわいい女の子がいるよ。
普通にデートでもできて、普通に…
美山：そういう…そういうことは言わないでください！
杏子：…
美山：俺、傷つかせないように、わざわざそういうこと言ってんのか、それとも
本気で思って言ってんのかしんないけど…本気で思ってたら、そういう考
え方、やめたほうがいいと思うけど… (Be)

5.2.2 シナリオにおける〔第三者⇒話し手〕の〈意志相反〉

〔第三者⇒話し手〕の〈意志相反〉の15例はすべて〔シ手=話し手〕の気持ちを優先して「(さ)せる」事柄をネガティブに捉える《愚痴》である。〔シ手=話し手〕の意志に反する行動を〔強制〕する事態を述べ、〔サセ手=第三者〕の非を指摘するために使役表現が使われている。15例中、8例が複合形式の使役受身(例97, 例98)であり、7例が単独形式の使役表現(例99, 例100)である。

- (97) 派遣社員：あその社員は派遣をバカにしています！雑用しかさせないし、昨日なんてヤキソバパン買いに行かされたんですよ！もう終了しますって派遣先に言ってください！ (ハ)
- (98) 遠藤：どうしたの？芝山さん。
芝山：夕べさ、子どもが急に熱を出しちゃってさ。
遠藤：あらら…
芝山：もう救急病院へ連れて行ったら、もうえらい目に遭っちゃったよ。
(略)
芝山：それでさ、夜中の病院は人が足りなくてさ、子どもがしがみついて泣き止まないわ。もう寒い廊下でずーっと待たされるわけ。もう散々。 (HE)
- (99) 財前：騙されるな。芝居だということは見抜けぬのか？
佃：芝居？
財前：これは、東教授が俺を確実に敗北させるために仕組んだ周到な芝居ではな
いか！？ (白)
- (100) 亀山：あー、それにしても、遅いですね、森島さん。人を呼んどいて、待たせる
なんてね。 (相)

5.2.3 シナリオにおける[話し手⇒聞き手]の〈意志相反〉

[話し手⇒聞き手]の〈意志相反〉の49例はすべて[シ手=聞き手]に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。

49例の大半(44例)は、使役表現を用い、[シ手=聞き手]に不本意な行動・状態変化を{強制/誘発}する[サセ手=話し手]の非を認める用例である。44例中、25例が動詞「待つ」(22例)と「騒ぐ」(3例)のものである。25例は1例を除いて(例104)、ほかの24例はいずれも使役形と敬語形式のオ～スル・オ～イタスを組み合わせた定型表現(例101～例103)である。定型表現ではない1例は、[サセ手=話し手]の非を認めながら、[シ手=聞き手]の機嫌を《確認》するもの(例104)である。

- (101) 野田：みなさま、お待たせいたしました。新郎・新婦の登場です。 (an)
(102) 東夫人：あらら、ごめんなさい、すっかりお待たせしちゃって。さあ、どうぞ、
お召し上がりくださいな。今、お酒もご用意いたしますので。 (白)
(103) 朝倉：こんばんは！朝倉啓太です！すいません、お騒がせしています。 (CH)
(104) 朝倉：かなり怒っていらっしやいますね。いい加減待たされて。 (CH)

定型表現以外の19例は、《謝罪》で使われている用例(例105～例108)である。19例のうち、例107と例108のような、テシマウ・チャウとの組み合わせが約半数(10例)を占めている。

- (105) 杏子：ごめんね、休みなのに付き合わせて。
サチ：ううん、なんのなんの。デートの約束があるわけじゃないし。 (Be)
(106) 柊二：お前があれに乗るって言ったとき、それで、やめてって叫んだとき、この
まま、こいつどうかなっちゃうんじゃないかって…真っ青な顔してるし、
体、どうかなっちゃうんじゃないかって、びびって…
杏子：ごめん…ごめんね。驚かせてごめん。 (Be)
(107) 奥さん：すみません、そろそろ仕事なんで、いいですか？
久利生：あ、すみません、時間取らせちゃって。 (HE)
(108) 神林：皆さん。今日のところは、彼の当選を祝ってやりましょう。
(解散後)
美山：申し訳ありません。先生にお気を遣わせてしまって。 (CH)

[サセ手=話し手]の非を認めている点では、「お待たせ」「お騒がせ」系の定型表現と《謝罪》は共通している。49例中、両者が合わせて43例を占めていることを考えると、[話し手⇒聞き手]の〈意志相反〉は主に《謝罪》の内容として、[サセ手=話し手]が[シ手=聞き手]の意志に反する動作・状態変化を{強制/誘発}する事態を述べ、[サセ手=話し手]の非を認めるために使われていると言える。

定型表現と《謝罪》以外では、[シ手=聞き手]にとって不本意であることを考慮し、否定形を用いて、[シ手=聞き手]の意志に反することを{強制}しないと《宣言》するもの(例109, 例110)や、{強制}の必要性を否定し、{強制}しないことを《意志表明》するもの(例111)も計5例ある。

(109) 大前：私を雇って後悔はさせません。三ヶ月のお時給の分は、しっかり働かせていただきます。(ハ)

(110) 杏子：もしも…死んじゃってもいいの？

柊二：…うん…死なないよ。

杏子：…うん…

柊二：俺が死なせない。

杏子：…うん。(Be)

(111) 財前：特診患者ではありませんし、紹介者もおりません。東教授のお手を煩わせるまでもございません。(白)

5.2.4 シナリオにおける[第三者⇒聞き手]の〈意志相反〉

[第三者⇒聞き手]の〈意志相反〉の11例もすべて[シ手=聞き手]に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、[サセ手=第三者]の非を指摘するものである。形態的特徴として、使役受身の多用(7例)が観察された。

11例のうち、[シ手=聞き手]にとって不本意な状態変化を{誘発}される事態を述べ、その事態の発生によって不利益を被ることを《忠告》するもの(例112, 例113)が5例、[サセ手=第三者]を《非難》するもの(例114)が3例、話し手の身内や部下である[サセ手=第三者]の代わりに、[シ手=聞き手]に不本意なことを{強制/誘発}したことについて《謝罪》を示すもの(例115)が2例ある。

(112) 杉下：ひょっとして官房長のことを言ってるんですか？

亀山：そうですよ。前にもひどい目に遭わされたんでしょう？今回の狙撃は間違

いなく官房長がらみの事件です。右京さんは関係ない。官房長が自分で解決しますよ。あなたはただの被害者なんだから、被害者らしくしてりゃいいんですよ。(相)

(113) 生方：どうするおつもりですか、総理。このままだと事態は悪い方向に。

朝倉：もし閣僚のみなさんが金を受け取っていたとしたら、僕は辞任していただくつもりです。

生方：総理ご自身も、大変厳しい立場に立たされます。(CH)

(114) 菊川：確かに、東先生や奥さんは、自分たちが選んだ後継者と娘を結婚させようとしている。それ自体は古い行為です。まるで政略結婚ですからね。(白)

(115) 牛丸：うちの久利生が最後まで騒がせてしまって、本当に申し訳ありません。

鍋島：最後の仕事はいかにも彼らしかった。(HE)

残りの1例は、[シ手=聞き手]が不本意な行動を{強制}されたことに対する《同情》²¹を示しながら意見するもの(例116)である。

(116) 佐古：あんたらに何ができる？

杉下：あなたには何ができますか？退職させられたあなたに命令する人はもういないはずです。今のあなたなら、自分が何をすべきか、自由に選択できるんですよ。(相)

5.2.5 シナリオにおける[話し手⇒第三者]の〈意志相反〉

[話し手⇒第三者]の〈意志相反〉の33例は、[シ手=第三者]に共感を寄せる場合(18例)と、[サセ手=話し手]の気持ちを優先する場合(15例)に分かれる。

[シ手=第三者]に共感を寄せている18例はいずれも「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。[シ手=第三者]にとって不本意な状態変化の{誘発}を回避する、または不本意な行動展開を{傍観}しないと《意志を表明》するもの(例117~119, 12例)がわかりやすい。否定形式、または疑問形式との呼応の形をとる特徴も、発話機能も[話し手⇒聞き手]の《宣言》《意志表明》と類似するものである。

²¹ 文全体の発話機能は意見表明であるが、連体修飾節で使われている使役表現の部分は聞き手への《同情》を示すものである。

- (117) 朝倉：内閣が不祥事を起こしたのに、自分は関係ないって、総理のイスに座り続けたら、僕だったら、怒りますね。というより、みんなを政治で失望させるようなことは、したくないです。だから、僕は責任を取ります。 (CH)
- (118) 芝山：子どもは可愛い。悲しませたくないんだ。
 中村：分かってる。 (HE)
- (119) 杏子：ねえサチさあ。例えば、車イスの男の人がサチの前に現れました。恋人になる？
 サチ：…それはそうならみないとわかんないな。
 杏子：いろいろ考えるでしょ？
 サチ：…考えるかな…
 杏子：私はね、考えさせたくないの。相手に。 (Be)

《意志表明》のほかに、[シ手＝第三者]の意志に反する動作・状態変化を{強制／誘発}した、あるいはしようとしたのが間違いであると認め、《反省》を示す用例(例120, 121)も6例観察された。[話し手⇒聞き手]の《謝罪》とは、シ手が異なるが、[サセ手＝話し手]の非を認める点においては共通している。

- (120) 伊集院：先生は、強いですね。僕には、とても真似できません。僕、さっきまで朝田先生のことを心の中で非難していました。なんで野口教授に逆らわないのかって。逆らって患者のために戦わないのかって。でも、考えたら、僕のほうがかつと酷い。自分じゃ何もできないくせに、人にやらせようとして。先生は強いですよ。 (医)
- (121) 森：私のせいですが…先輩にこんな思いをさせて…私、何やってるんだろう… (ハ)

[サセ手＝話し手]の気持ちを優先する15例は「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。[シ手＝第三者]にとっては不本意な行動・状態変化であるが、適切な対応としてそれを{強制／誘発}したこと、またはしようとしたことを述べる《誇示》(例122, 例123)が5例ある。ほかに、[シ手＝第三者]に不本意な行動・状態変化を{強制／誘発}することの正当性を主張する《意見表明》(例124)と、{強制／誘発}を《宣言》する(例125)、または《勧告》する(例126)ものも計10例ある。

- (122) 萩原：木村さん、山本さん、田口さんの三人を殺したのは鈴原です。白状させました。こいつに命じられて、殺したらしい。(相)
- (123) 鍋島：すまなかったね、久利生君。
 久利生：あ？
 鍋島：なんとか君の処分を撤回させようとしたんですがね。
 久利生：あ～、いや、関係ないですよ。どこに行っても検事は検事ですから。(HE)
- (124) 東海林：ちょっとやめとけよ。泣いちゃうだろ。
 黒岩：泣かせるのよ!(ハ)
- (125) 篠塚：その証拠資料を手に入れたわけか？
 三木：あ。
 篠塚：どうするつもりだ？
 三木：決まってるだろう？平沼を失脚させるんだよ。そうすりゃ、うちの仲宗根社長に返り咲ける。(相)
- (126) 被告弁護士：確かに無罪は確定したわ。けれど、もし新事実が出てきたら、警察は手を出さなくて、マスコミもいじきになる。そうなると、あたしの名誉にも傷がつく。訴えましょう。訴えて、つまらない詮索をやめさせましょう。(相)

5.2.6 シナリオにおける〔聞き手⇒第三者〕の〈意志相反〉

〔聞き手⇒第三者〕の〈意志相反〉の50例はシ手に共感を寄せる場合(31例)と、サセ手に共感を寄せる場合(14例)と、シ手・サセ手のいずれにも寄せない場合(5例)がある。

〔シ手=聞き手〕に共感を寄せる31例はいずれも「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。そのうちの大半(29例)が、〔シ手=第三者〕に不本意な行動展開・状態変化を〔強制/誘発〕する〔サセ手=聞き手〕の非を指摘し《非難》するもの(例127～例130)である。《非難》のほかに、〔シ手=第三者〕に不本意な行動展開・状態変化を〔強制/傍観〕しないように回避を要求するための《指示》(例131)と《宣言》(例132)も1例ずつある。

- (127) 朝倉：でも、追いついて、それは…
 美山：神林先生たちを待たせるつもり!(CH)
- (128) 杉下：僕は無理矢理引っ張ったりしてませんよ。
 宮部：あら、そうですか？小野田にお願いして、亀山さんを無理に警察庁に連れて

- こさせたんでしょ？ (相)
- (129) 取引先の社長：あんたが徹夜なんかさせるから！この子，上の子の時も早かったのよ。
- 東海林：申し訳ございません！！ (ハ)
- (130) 柳原：すいませんでした。僕はただいても立ってもいられなくなって…
- 佃：言い訳はいいんだよ。財前先生にどんな思いをさせたと思ってんの？ (白)
- (131) 財前：絶対死なせるな！ (白)
- (132) 部長：お前の言いたいことはわかってる。帰れ。
- 賢介：森君を辞めさせるなら，マーケティング課はあの企画を引っ込みます！ (ハ)

[サセ手＝聞き手] に共感を寄せる 14 例中，「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え，[シ手＝第三者] に {強制} する正当性を主張する《意見表明》(例 133) と《指示》(例 134) と《質問》(例 135) が 8 例ある。「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え，[シ手＝第三者] にとって不本意なこと {強制／誘発} しないように《忠告》したり(例 136)，{強制／誘発} しない [サセ手＝聞き手] への《称賛》を示したり(例 137) するものも 6 例観察された。

- (133) 宮本：くっやしいー！あの人を見下した態度。もう黙らせちゃってくださいよ。あのじじども！
- 朝倉：僕だってそうしたいんだけど。
- 菲沢：黙らせたければ，正確な数字を並べて主張するのだ。ほら，2006 年のアンケート調査。 (CH)
- (134) 麻酔師：だめだ，やめろっ！そんな医師法を違反したら，ここにいる全員が罪を問われるんだぞ。倫理委員会にかけられて，みんなが裁判されるんだ。みんな仕事を失うんだぞ。やめさせろ！ (医)
- (135) 近藤：小野田グループのリストです。どうやってこの連中をこっちに寝返らせるんですか？ (CH)
- (136) 郡司：これは非常に難しい交渉です。正式な協議で決まった結論は引っくり返すわけにはいかん。しかし，感情的になっているビンガムをこれ以上怒らせてしまうと，今後の日米関係に問題が生じる。
- 美山：もちろん分かっています。 (CH)

- (137) 菫沢：ならどうして止めなかった？
 美山：止めようとしたじゃない。
 菫沢：無理やりやめさせようと思えばできただろう。だがあんたはそうしなかった。
 美山：何が言いたいの？
 菫沢：俺初めて見たね。あんなに素直に頭を下げる人間を。あんたもそう思ったんじゃないのか？ (CH)

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない 5 例中、話し手自身の利益や感情に基づいて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、[シ手=第三者]の意志に反する動作・状態変化の{強制/誘発}を《指示》する(例 138)、または《依頼》(例 139)するものが 4 例ある。「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、[シ手=第三者]の意志に反する状態変化を{誘発}しないように《指示》するもの(例 140)も 1 例ある。

- (138) 百坂：なんだよ、これ。美山、なんとか言い聞かせてやめさせろ。
 美山：分かっています。 (CH)
 (139) 宮本：くっやしいー！あの人を見下した態度。もう黙らせちゃってくださいよ。
 あのじじども！
 朝倉：僕だってそうしたいんだけど。
 菫沢：黙らせたければ、正確な数字を並べて主張するのだ。ほら、2006年のアンケート調査。 (CH)
 (140) 牛丸：取り調べしてないんだよな。頼むから相手を怒らせないでくれよ。 (CH)

5.2.7 シナリオにおける[第三者⇒第三者]の〈意志相反〉

[第三者⇒第三者]の〈意志相反〉の 32 例中、シ手に共感を寄せる 26 例のほかに、サセ手に共感を寄せるもの(5 例)と、シ手・サセ手のいずれにも寄せないもの(1 例)がある。

シ手共感の 26 例は、すべて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。[サセ手=第三者]への《非難》(例 141, 例 142)、または[シ手=第三者]に対する《同情》(例 143, 例 144)を示すものが 24 例と多い。

- (141) 街の人：神林さん、ずっと内閣を支えてきたのに、どうしてやめさせちゃうのよ、
ね。 (CH)

(142) 手塚：だって、あのクズが恭子先生にひどいことしたじゃないか。恭子先生をひどい目に遭わせたやつは許さない。 (相)

(143) 堀井：そんなあ…料理やら掃除やらやらされて、やけどまで負わされてるんですよ。

本多：楽しいって。翔太君の学校の友達が言ってたんです。最近料理がいろいろできるようになって、楽しいって言ってるって。 (離)

(144) 亀山：冗談じゃないですよ。あいつは人殺しですよ。

小野田：そんなこと、閣下は白状していないでしょう。

亀山：しましたよ。はっきりと。俺らの前で。

小野田：だから、それは、萩原に拳銃を突きつけられて言わされたことでしょう。無理矢理ありもしないことを言わされた。閣下がそう言ったらどうします？起訴したって公判は維持できない。いや、起訴もできませんね。今のままじゃ。警察だって二の足を踏んでる。それともほかに証拠ある？ (相)

ほかに、[サセ手=第三者]の非を指摘し、代わりに《謝罪》するもの(例145)と[シ手=第三者]にとって不本意な状態変化の{傍観}の不適切さに関する《意見表明》(例146)も1例ずつある。

(145) 杏子：お母さんにまだ言ってないの？

正夫：あたりまえだろ、お前。お母ちゃんなんか、知ってみろ。嫁入り前の娘さんをそんなことさせて、舌嚙んでお詫びしますって言いかねないぞ。(Be)

(146) 朝田：いいか、研修医。死なせていい患者なんていねえんだよ。 (医)

[サセ手=第三者]に共感を寄せる5例はいずれも「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。[シ手=第三者]に不本意な状態変化を阻止できなかった[サセ手=第三者]に対する《同情》(例147, 例148)や、[サセ手=第三者]が[シ手=第三者]に不本意な行動を{強制}したという推論が成立しないという《意見の表明》(例149)が観察された。

(147) 杉下：その後、二人の刑事は佐古さんと合流。佐古さんは強盗事件の応援捜査に追われ、赤井さんを車に乗せたまま、死亡させてしまった。

亀山：そんな… (相)

(148) 木原：ところがだ、加藤先生、この間のバチスタで野口教授にえらく恥をかかせちゃっただろう。だから、野口教授ももう指名しないんじゃないって、噂が一部流れてるんだよ。

伊集院：えっ！？大変じゃないですか！？ (医)

(149) 三浦：だけど、お前。じいさん一人であんなまねできるかね？さるぐつわを嚙ませて、手足を縛ってその上、冷蔵庫に放り込むなんてことがさ。だって、相手も50代だぜ。70歳のじいさんに好き放題させとくかな？殺されかけている時に。遺体に外傷はなかったし、薬を飲まされた形跡もないしな。

伊丹：たとえば、二人ならどうだ？ (相)

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない1例は、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、[シ手=第三者]の不本意な状態変化が[サセ手=第三者]に{誘発}された結果である可能性を《確認》するもの(例150)である。

(150) 杉下：これ、電気カーペットですが。

鑑識：ああ、例の…

杉下：これで人を感電死させることはできますか？

鑑識：突然来て、いきなりそんな質問を… (相)

5.2.8 シナリオにおける〈意志相反〉のまとめ

表5-4は、シナリオの〈意志相反〉の立場別・共感対象別の用例数と発話機能の例を示したものである。表5-2と同じく、用例数の割合が5.00%以上に該当する箇所は網掛けで示す。

シナリオの〈意志相反〉の使役表現は第三者がシ手の場合、サセ手に共感を寄せる、またはシ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないこともあるが、主にシ手に共感を寄せるものである。〈意志相反〉の使役表現を含む発話は、具体的な文脈の中で様々な機能を果たしているが、シ手に共感を寄せる場合は、基本的に「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、事態を述べるとともに、{強制/誘発}するサセ手の非を指摘するために使役表現が使われている。[サセ手=話し手]の非を認め、[シ手=聞き手]に《謝罪》したり(例：ごめんね、休みなのに付き合わせて)、[サセ手=聞き手]の非を指摘し《非難》したり(例：いやなことを思い出させるんじゃないよ)、[サセ手=第三者]の非を指摘し、[シ手=聞き手]に《忠告》したり(総理自身も、大変厳しい立場に立たされます)する例がわかりやすい。

シ手よりサセ手を優先して共感を寄せる、またはシ手・サセ手のいずれにも共感を寄せず、話し手自身の感情や利益、社会規範の認識に基づいて、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉える場合は、[シ手=第三者] に対する {強制/誘発} の方法について《意見表明》したり (例: 黙らせたければ、正確な数字を並べて主張するのだ)、[サセ手=聞き手] に {強制/誘発} を《指示》したり (例: なんとか言い聞かせてやめさせろ) する。「(さ) せる」事柄をネガティブに捉える場合は、{強制/誘発} した [サセ手=聞き手] に対する《同情》を示す例 (例: 加藤先生、この間のバチスタで野口教授にえらく恥をかかせちゃっただろう) がわかりやすい。

表5-4 シナリオにおける〈意志相反〉

サセ手	シ手	共感対象	使役表現を含む発話機能（例）
聞き手	話し手	シ手＝話し手（29例）	《非難》例：いやなことを思い出させるんじゃないよ！
第三者	話し手	シ手＝話し手（15例）	《愚痴》例：もう寒い廊下でずーっと待たされるわけ。
話し手	聞き手	シ手＝聞き手（49例）	《謝罪》例：ごめんね、休みなのに付き合わせて。
第三者	聞き手	シ手＝聞き手（11例）	《忠告》例：総理自身も、大変厳しい立場に立たされます。
話し手	第三者	シ手＝第三者（18例）	《意志表明》例：みんなを政治で失望させるようなことは、したくないです。
		サセ手＝話し手（15例）	《誇示》例：白状させました。
聞き手	第三者	シ手＝第三者（31例）	《非難》例：あんたが徹夜なんかさせるから！
		サセ手＝聞き手（14例）	《意見表明》例：黙らせたければ、正確な数字を並べて主張するのだ。
		共感なし（5例）	《指示》例：なんとか言い聞かせてやめさせろ！
第三者	第三者	シ手＝第三者（26例）	《非難》例：神林さん、ずっと内閣を支えてきたのに、どうしてやめさせちゃうのよ。
		サセ手＝聞き手（5例）	《同情》例：加藤先生この間のバチスタで野口教授にえらく恥をかかせちゃっただろう。
		共感なし（1例）	《確認》例：これで人を感電死させることはできますか？

5.3 シナリオにおける〈意志尊重〉

5.3.1 シナリオにおける〔聞き手⇒話し手〕の〈意志尊重〉

〔聞き手⇒話し手〕の〈意志尊重〉の172例は、いずれも〔シ手=話し手〕に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。また、1例(例176)を除いて、ほかの171例はすべて〔サセ手=聞き手〕の〔許可/補助〕の必要性を主張するものである。形態的特徴として、使役授受形式の多用(155例)が観察された。

《宣言》

172例中、〔サセ手=聞き手〕の〔許可〕を得て〔シ手=話し手〕が望んでいる行動を展開することを《宣言》するものが69例あり、最も多い。69例中、67例が使役授受の形式であり、そのうち、大半(59例)が「(さ)せていただきます」「(さ)せてもらいます」「(さ)せてもらう」の形式(例151～例153)である。ほかには、前接動詞「言う」の「言わせてください」²²(例154)と、タイ形の「(さ)せていただきたい」(例155)も計6例ある。使役授受のほかに、「(さ)せてほしい」(例156)と「(さ)せて」(例157)も1例ずつある。

(151) 神林：分かりました。これから、総理をサポートさせていただきます。 (CH)

(152) 里見：じゃ、音聞かせてもらいます。

患者：お願いします。 (白)

(153) 財前：ま、僕の人生観については、いずれ日を改めてゆっくり話させてもらうよ。 (白)

(154) 朝倉：僕は改めて、みなさんに、お詫びします。本当に、申し訳ありませんでした。でも、どうかこれだけは言わせてください。僕はこの政治の世界に入って、希望を感じることもたくさんあったんです。そしてそこから、色んなことを、学ぶことができました。どうか知ってください。権力には一切執着せず、熱意と、使命感、それに燃えて働く政治家がいることを。(略) (CH)

(155) 菊川：ありがたいお話です。ですが、このお話は、お断りさせていただきたいと
思います。 (白)

(156) 患者：財前先生、あなたは命の恩人だ。これを機に、全面的に君をサポートさせ

²² 相手の許可を待たずに「言う」という行動を実行している点から、あたかも《許可求め》の形式を使った《宣言》(蒲谷1998)と分類した。

てほしいと思っている。 (白)

(157) 間宮：もうあなたの弁護士じゃないけど、一言言わせて。人を憎んでると、前に進めないよ。 (離)

《許可求め》

《宣言》の次に多いのは、[シ手=話し手]が行動展開にあたり、[サセ手=聞き手]の{許可}を得る可能性を尋ね、《許可を求める》もの(55例、例158～例166)である。55例の形式は、表5-5のようにまとめられる。1例のみ、引用²³で使われている《許可求め》(例165)である。

表5-5 シナリオの《許可求め》の形式

形式	用例数
(さ) してください／(さ) せてくれ	26 (47.27%)
(さ) せていただけますか／(さ) せてもらえますか／ (さ) せていただけませんか／(さ) せてもらえませんか／ (さ) せてもらえないかな／(さ) せてもらえないでしょうか／ (さ) せてくれんか／(さ) せてくれるかな	12 (21.82%)
(さ) せて	6 (10.91%)
(さ) せていただいてもいいですか／ (さ) せていただいてよろしいでしょうか／ (さ) せてもらっていいですか	3 (5.45%)
(さ) せていただきたい(の／ん)です／ (さ) せてもらいたい	3 (5.45%)
(さ) せてほしい(んだ)	3 (5.45%)
(さ) せる	2 (3.64%)
合計	55 (100.00%)

55例中、44例が複合形式の使役授受である。そのうち、約6割(47.27%)を占める「(さ) してください」「(さ) せてくれ」(例158, 例159)が最も多い。「(さ) せていただく」

²³ 本研究の「引用」とは、他者、または話し手自身の発話を引用したものであり、思考の内容を示す引用節で使われているものではない。

「(さ) せてもらう」の可能形の疑問文(例 160), または「(さ) せてくれんか」「(さ) せてくれるかな」が計 12 例あり, 次に多い。ほかには, 「(さ) せていただく」「(さ) せてもらう」と「て(も) いいか」が組み合わさった形式(例 161)と, タイ形の「(さ) せていただきたい」「(さ) せてもらいたい」(例 162)もある。

(158) 雨宮事務官 : お願いします。この試験, 受けさせてください。絶対合格しますから。

牛丸部長検事 : この試験は, 十年以上やってる事務官が対象なんだよ。(HE)

(159) 財前 : 明日は久しぶりにオペがないんだよ。好きなだけ飲ませてくれよ。(白)

(160) 里見 : 佐々木さん, どうされました?

佐々木 : あのう, 家に帰らせてもらえんやろうか?店が気になって, 寝れんです。(白)

(161) 亀山 : これが発信者の電話番号?

職員 : はい, 消防庁の入電記録です。

亀山 : ちょっと控えさせてもらっていいですか?(相)

(162) 財前 : 内科からオペを急いだほうがいいと思われる患者が回ってきましたので, 一枠変更させていただきたいのです。(白)

使役授受以外の形式は, テ形で終わる「(さ) せて」(例 163, 例 164)が 6 例, 「(さ) せてほしい」(例 165)が 3 例, 命令形の「(さ) せろ」(例 166)が 2 例ある。

(163) 柊二 : 写真?

杏子 : うん。この間のもできた。見てくれる?

柊二 : ああ。でも, ちょっと何か飲ませて。

杏子 : 冷蔵庫にいろいろあるよ。色々人来るから。(Be)

(164) [遠藤に足を踏まれた芝山がでこっぴんをしようとする]

芝山 : 遠藤君, でこっぴんって知ってる?

遠藤 : ええ, それは知ってますけど。

芝山 : やらせて。(白)

(165) 美山 : 文科省が再来週のどこかでオリンピック誘致についてのレクをさせてほしいと。

近藤 : スケジュール調整しよう。じゃあ, 今日よろしく。(白)

(166) 犯人：こら、警察長官に会わせろ！こら！ (相)

《依頼》

[シ手=話し手]の行動だけではなく、[サセ手=聞き手]の行動を要求する点で《許可求め》と区別する《依頼》も23例ある。1例(例170)を除いて、ほかの22例はいずれも「話す」という意味で使われている「聞かせる」のもの(例167~169)である。例170の「勝たせてください」は「勝つ」{許可}ではなく、「勝つ」ことの実現に必要な{補助}を求めるものである。

(167) 杉下：15年前のことをお聞かせ願えませんか？柳田さんが亡くなった時の状況です。現場でその状況を目撃されたのは、もう閣下しかおられません。 (相)

(168) 北条：だから、な、流れ弾だよ。柳田は流れ弾に当たって死んだんだよ。
亀山：もう少し詳しく聞かせてくださいよ。それぐらいのことは俺らも分かっていますから。 (相)

(169) 霧島：話って？
伊集院：教授選のことです。この前言った教授選で負けても、結局野口先生が勝つことになってるって、その話、僕にも聞かせてもらえませんか？ (白)

(170) 朝倉：今度の選挙もまた勝たせてください。
菰沢：俺が来たからにはもう安心だ。日本でたった一人の選挙プランナーだからな。 (CH)

《叙述》

《宣言》《許可求め》《依頼》のような、行動を展開するためのもの以外には、既に完了した、または進行中の[シ手=話し手]の行動・状態変化を《叙述》するものが18例ある。18例中、17例が使役授受の「(さ)せていただく」「(さ)せてもらう」「(さ)せてくれる」を用いて、[サセ手=聞き手]の{許可/補助}を得たことがありがたいという認識を示す、感謝を込めた《叙述》(例171, 例172)である。[サセ手=聞き手]の{許可/補助}を得る事実を否定する《叙述》(例173)も1例ある。

- (171) 小野田：政治家はみんなこのイスを目指す。そして、いつの間にか、最初の志をなくしてしまうんですよ。私もそうでした。でも、あなたが思い出させてくれたんですよ、昔の自分を。 (CH)
- (172) 柊二：いいよ。
さつき：…
柊二：ほら、昔、切らせてもらって、ずいぶん、失敗したし… (Be)
- (173) 宮本：もうへこんでんの？
朝倉：いやそういうわけじゃないけど。もう開き直って頑張ります。
宮本：そうですよ。やばい、国会議員を立ち直らせちゃった…
朝倉：いや、別にひかるちゃんに立ち直らせてもらったわけじゃないから。 (CH)

意見表明の《前置き》²⁴

残りの7例は、意見表明の《前置き》(例174)の5例と、[サセ手=聞き手]の{補助}が得られることを《確認》するもの(例175)と、「驚く」の使役受身形を用いて、サプライズが多いことを《叙述》して喜びの感情を表出するもの(例176)である。

- (174) 間宮：正直に言わせてもらおうと、あなたも良い暮らしをさせてもらったでしょう。こういう態度じゃ、この世界じゃルール違反というか御法度なんじゃないの？ (離)
- (175) 荒瀬：76キロ、俺が全身管理を以上、万に一つも間違いはない。メスだけに集中させてやる。その代わり、必ず助ける。
朝田：久しぶりに本気でやらせてくれるってことか。 (医)
- (176) 杏子：これからここで暮らすの？
柊二：ああ。
杏子：なんか、玉手箱みたいな一日ね。朝から驚かされっぱなし。 (Be)

²⁴ 文全体の発話機能は意見表明であるが、「言わせてもらおうと」の部分が意見表明における《前置き》である。

5.3.2 シナリオにおける[第三者⇒話し手]の〈意志尊重〉

[第三者⇒話し手]の〈意志尊重〉の11例はすべて[シ手=話し手]の気持ちを優先し「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、サセ手の{許可/補助}の必要性を主張するものである。11例中、1例(例181)を除いて、10例がすべて使役授受の形式である。

11例中、5例が[サセ手=第三者]から{許可}を得て、望む通りに行動していることについて、感謝を込めて《叙述》するもの(例177, 例178)である。ほかに、[サセ手=第三者]の{許可}を得て行動を展開することを《宣言》するもの(例179)と、否定形を付け加えて、[サセ手=第三者]が[シ手=話し手]が望んでいる行為を{許可/補助}しないことを述べ、《遺憾》を表明するもの(例180)と、《非難》する(例181)ものもある。

(177) 松原 : 2月の13日だけは、朝早い会議がございまして、専務は電車で出勤なさいました。

久利生 : その日以外は?

松原 : 毎日、わたくしが送り迎えさせていただいています。 (HE)

(178) 川端 : でも、それぐらいじゃとてもお返しできないぐらいお世話になってます。

衣食住のいっさいがっさいの面倒を見てもらって、こうやって学校にも通わせてもらって。 (相)

(179) 財前 : 佐枝子さんでしたね?お父様にはいつもお世話になっております。

佐枝子 : こちらこそ。

財前 : ご定年まで残り僅かですが、精一杯サポート役を務めさせていただきます。 (白)

(180) 東海林 : お前、ドンマイ弁当とチェンマイ弁当、カットしたろ。

大前 : 里中主任が、あなたの思いが詰まっているからと言って、カットさせてくれませんでした。 (ハ)

(181) 久利生 : それは分かってる。だけど、おかしく思わない?お前。正当防衛を証明する材料をがんがん集めといてさ、あとは黙秘だぜ。そんなの、弁護士がこっちに何もさせないという作戦に決まってんじゃない? (HE)

5.3.3 シナリオにおける[話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉

[話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉の12例中、10例が[シ手=聞き手]に共感を寄せるものであるが、[サセ手=話し手]の気持ちを優先するものも2例ある。

[シ手=聞き手]に共感を寄せる10例は、いずれも「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、サセ手の{許可/補助}の必要性・正当性を主張するものである。そのうちの8例が「(さ)せてあげる」「(さ)せてやる」を用いて、[シ手=聞き手]の行動・状態変化を{許可/補助}すると《宣言》する(例182)、または《意志表明》する(例183)ものである。例182と例183でわかるように、「(さ)せる」の形式を用いて聞き手の望みを叶えることを述べ、「てあげる」「てやる」を付け加えて聞き手に利益が発生することを表現している時点で、尊大で押し付けがましい印象を与えがちである。

(182) 荒瀬：76キロ、俺が全身管理を以上、万に一つも間違いはない。メスだけに集中させてやる。その代わりに、必ず助ける。

朝田：久しぶりに本気でやらせてくれるってことか。(医)

(183) 霧島：どうだろう？僕の下で働いてみないか？君はまだ若い。君にはもっともつとバチスタを切らせてあげたいんだ。

伊集院：どういう意味ですか？(医)

複合形式以外の2例は、[シ手=聞き手]の行動・状態変化を{補助}する[サセ手=話し手]の手柄を主張する誇示(例184, 例185)である。話し手自身の手柄を強調する点において、尊大な印象を与えてしまう恐れがある。

(184) 菫沢：絶対不利だと言われたあなたを当選させたのは僕ですよ。

女性議員：あー、そうだったわねー。(CH)

(185) 宮本：もうへこんでんの？

朝倉：いや、そういうわけじゃないけど。もう開き直って頑張ります。

宮本：そうですよ。やばい、国会議員を立ち直らせちゃった…

朝倉：いや、別にひかるちゃんに立ち直らせてもらったわけじゃないから。(CH)

[サセ手=話し手]の気持ちを優先する2例は、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。例186は、[シ手=聞き手]の不適切な行動を{許可}する事態の成立を反語で問うことによって、{許可}を拒否する《意志を表明》している。例187は、[シ手=聞き手]の行動を{許可}する必要性がないことを述べ、{許可}の拒否を《意志表明》するものである。例184と例185のような《誇示》と違い、話し手が聞き手に許可を与える立

場にあることを明示したうえ、許可を与えないことを宣言している点において、尊大な印象を与えがちである。

(186) 藤吉 : 出ていけ！お前ら外科医に患者を渡さん！

外科医 : 何言ってる！？中にいるだろ！？教授の許可は取ってあるんだ。

藤吉 : 担当医の俺はまだ許可していない。まだ内科の患者だ。お前ら外科に勝手させるか！？ (医)

(187) 丹波刑事部長 : 君は、マスコミの対応の仕方でも勉強してりゃいいんだよ。実践経験のない者に、捜査の指揮をさせるほど、こっちも困ってないんでね。

大澤警部 : 私が犯人なんか挙げちゃった日には困るからですか？野立参事官補佐のライバルとしては。 (BO)

5.3.4 シナリオにおける〔第三者⇒聞き手〕の〈意志尊重〉

〔第三者⇒聞き手〕の〈意志尊重〉の2例は、「(さ)せてもらう」が使われている用例であり、いずれも〔シ手＝聞き手〕に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。

例188は、〔サセ手＝第三者〕の〔補助〕を得て望む通りに行動することを《指示》するものである。例189は、〔サセ手＝第三者〕の〔補助〕を得て、〔シ手＝聞き手〕の望みが実現されていることを《叙述》し、依頼人が過大な要求をする正当な理由がないと主張するものである。いずれも〔サセ手＝第三者〕の〔補助〕の必要性を主張するという点でことで聞き手より第三者を優位に置いており、そのうえ、〔シ手＝聞き手〕が〔補助〕を受けて利益を享受することを述べながら、《指示》したり《意見を表明》したりしている。〔シ手＝聞き手〕に押し付けがましい印象を与えがちである。

(188) 船尾会長 : 菊川君、そういうことだ。浪速大学は研究費が潤沢だから、就任したら存分に研究をさせてもらいなさい。 (白)

(189) 間宮 : 正直に言わせてもらおうと、あなたも良い暮らしをさせてもらったでしょう。 こういう態度じゃ、この世界じゃルール違反というか御法度なんじゃないの？ (離)

5.3.5 シナリオにおける【話し手⇒第三者】の〈意志尊重〉

【話し手⇒第三者】の〈意志尊重〉の23例は、【シ手＝第三者】に共感を寄せるもの(9例)と、【サセ手＝話し手】の気持ちを優先するもの(14例)に分かれる。

【シ手＝第三者】に共感を寄せている9例は、いずれも「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、【サセ手＝話し手】の【許可／補助】の必要性・正当性を主張するものである。9例中、5例が【シ手＝第三者】にとって本意な行動・状態変化を【許可／補助】する《意志を表明》するもの(例190)である。5例はいずれも「(さ)せてやる」「(さ)せてあげる」のタイ形である。《意志表明》のほかに、【シ手＝第三者】の行動・状態変化を【許可／補助】したことを述べ、【サセ手＝話し手】の手柄を《誇示》するもの(例191)が3例、否定形で【シ手＝第三者】の状態変化を【補助】できないことを述べ、【サセ手＝話し手】の能力不足への《悔恨》の念を示すもの(例192)が1例ある。

(190) 渋沢 : ほかの病院に移りたい?何を言ってるんですか?佐々木さん。気は確かですか?新薬に懸けたいって言ってたじゃないですか。いいですか?奥さんは末期のがんなんです。そんな簡単に効くわけじゃないでしょう?誰かに余計なことを吹き込まれましたね?あの朝田ってヤツでしょう?

患者の夫: 先生、私は、あいつを楽に行かせてやりたいんです。 (医)

(191) 藤原: 死んだ人間の写真を撮って何が悪いんですか?みんな喜んでたじゃないですか。だからあんなにアクセスがあったんですよ。みんな好き勝手書き込んで楽しんでたじゃないですか。祭りだったんですよ。だってみんな見たいでしょ?他人の不幸。僕はね、みんなを楽しませたんだ。エンターテナーですよ。だから神なんです。誰も、出来ないことをやったんだ。だから、特別な存在なんですよ、僕は。 (BO)

(192) 正夫: さっき、あいつのあんな笑顔見て、そんな時のこと思い出したよ。

柊二: …

正夫: いや、あんたを犬と一緒にだって言ってるわけじゃなくってさ。

柊二: そんなこと思ってませんよ。

正夫: 俺たちじゃ、あんな顔、させられねーな。 (Be)

【サセ手＝話し手】の気持ちを優先する14例は、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。1例(例197)を除いて、ほかの13例がすべて否定形、または否定形式と

の呼応のものである。13 例中，[サセ手＝話し手] に不利益をきたす [シ手＝第三者] の行為を阻止すると《宣言》する（例 193），または《意志を表明》する（例 194）ものが 11 例ある。ほかに，[シ手＝第三者] の危険な行動を {放任} しないことを述べ《誇示》するもの（例 195）と，[サセ手＝話し手] の感情を損害する [シ手＝第三者] の行動を {放任} した経験がないことを《叙述》（例 196）して，聞き手に注意する理由を補足するものも 1 例ずつある。

否定形や否定形式との呼応ではない 1 例（例 197）は，[シ手＝第三者] の行動を {許可} することに伴う不利益な結果について《愚痴》をこぼし，[サセ手＝話し手] に {許可} を強いる聞き手に賠償を求める理由を示すものが 1 例ずつある。

(193) 船尾：辞退はさせません。ここまできて，私が押した菊川君が破れたら，私の面目も丸つぶれです。絶対に菊川君に勝ってもらいます。そのためにわざわざ大阪まで出迎えに来たのですから。 (白)

(194) 東：医学部の風紀のためにも，彼にこれ以上わがまをさせるわけにはいきませんからね。 (白)

(195) 堀井：僕と一緒に暮らしてるときは，絶対行かせなかったから。
間宮：そうなんですか。 (離)

(196) 間宮：ちょっと待って。「おまえ」というのはやめろ。私はね，自分の男でも，「おまえ」って呼ばせたことないの。わかった？ (離)

(197) 野口：胸部心臓外科の医局員が急患を勝手に受け入れてオペをするという，とんでもないことを…
教授：その患者，保険証もないので，入院させるうちの医局が治療費を負担させられるんですよ²⁵。お宅にも半分だしてほしいですね。
野口：先生には何と申し開きをしていいか… (医)

5.3.6 シナリオにおける [聞き手⇒第三者] の〈意志尊重〉

[聞き手⇒第三者] の〈意志尊重〉の 25 例は，[シ手＝第三者] に共感を寄せるもの（10 例）と，[サセ手＝聞き手] に共感を寄せるもの（7 例）と，シ手・サセ手のいずれにも寄せないもの（8 例）に分かれる。

²⁵ 「入院させるうちの医局」が〈意志尊重〉の用例である。「治療費を負担させられる」の部分は〈意志相反〉の用例としてカウントしている。

[シ手=第三者]に共感を寄せる10例はいずれも「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。[シ手=第三者]が望む行動・状態変化を妨害せず{許可/補助}するように、[サセ手=聞き手]に《指示》したり(例198)、《依頼》したり(例199)、《助言》したり(例200)するものが計9例ある。9例中の6例が使役授受の形式(例198, 例200)である。

(198) SP : 官邸到着は30分後。先着隊、現地…

美山 : しーっ。その30分だけ、休ませてあげてください。お願いします。(CH)

(199) 美山 : どうしたら勝てるの!? 絶対に勝たせて。

菫沢 : 勝利への道は1つだ。組織票を固め、浮動票を取り込む。全員が死ぬ気になれば勝てる! (CH)

(200) 被害者 : 弁護士さんもだって。

杉下 : 聞かせてあげたらどうですか?

被害者 : また? (相)

《指示》《依頼》《助言》のほかに、[サセ手=聞き手]が[シ手=第三者]の本望の実現を{補助}しないことを述べ、《驚き》を示すもの(例201)が1例観察された。

(201) 船尾 : 正直、驚きました。あの財前助教授に教授を継がせるお気持ちがないとは。

東 : どうでしょう。船尾先生のほうで、私のあとを継いでくれる人材に、お心当たりはないでしょうか。

船尾 : いないのではないのですが… (白)

[サセ手=聞き手]に共感を寄せる7例中、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、[サセ手=聞き手]にとって不利益な結果をきたす[シ手=第三者]の行動の阻止を促すために、《意志を確認》したり(例202)、《助言》したり(例203)するものが4例ある。また、「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、[サセ手=聞き手]への《称賛》を示すもの(例204)が3例観察された。

(202) 間宮 : いいの? あんな人たちにすき放題させて。それでもいいっていうんだったら、弁護士として、私はそれ以上何も言えない。(離)

(203) 本多 : 弁護士を立てさせない?

井上：弁護士を立てられたらアウト。じゃ、立てさせなければいいじゃないですか？ (CH)

(204) 加藤：患者は爆撃により、腹部大動脈が完全に断裂し、出血死も時間の問題。十分な輸血も医療器具もない状況下で、断裂した腹部大動脈を修復するのは非常に困難。通常、患者は10分過ぎると傷害が出て絶望的。正確な判断力と抜群の技術、見事なチームワーク。それはまるでジャズバンドのセッションを見るようだった。そして7分で大動脈を修復し、患者をよみがえらせてみせた。 (医)

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない8例は、話し手自身の社会規範の認識に基づいて、または話し手自身の利益や感情を優先して「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。[サセ手=聞き手]と話し手に不利益をきたす[シ手=第三者]の行為・状態変化を{許可/補助}しようとする[サセ手=聞き手]を《非難》したり(例205)、社会規範に違反する[シ手=第三者]の行為を阻止するよう《指示》したり(例206)、話し手にとって望ましくない[シ手=第三者]の行為を阻止するよう《依頼》したり(例207)、[サセ手=聞き手]が[シ手=第三者]が望む行動を{許可}する必要性を認めない《意見を表明》したり(例208)するものが観察された。

(205) 杉下：ところで、君はいったい何を怒ってるんですか？

亀山：は？俺たちが苦勞して発見した決定的な証拠をなんでみすみすよそへ回すんですか？手柄を立てさせてやるんですか！ (相)

(206) 大澤：すみません…。対策室のメンバーで、なんとしてでも探し出して、捕まえます！彼の足はバイクしかない！わかるはずです！

屋田：絶対に交渉の邪魔をさせるな！総監の命が掛かっている。

大澤：はい！ (BO)

(207) タクミ：俺、ここにいればいいですね。

柊二：ああ、そいであいつが来たら、杏子が来たら、絶対どこにも行かせないで、つかまえてほしんだ。

タクミ：分かりました。柊二さんは？ (Be)

(208) 警察官A：逃亡の際、マンションの階段から転がれ落ちたんです。

警察官B：入院なんかさせることないんだ。こんなやつ。 (HE)

5.3.7 シナリオにおける〔第三者⇒第三者〕の〈意志尊重〉

〔第三者⇒第三者〕の〈意志尊重〉の8例はサセ手に共感を寄せるもの(6例)とシ手に共感を寄せるもの(2例)である。

〔サセ手=第三者〕に共感を寄せる6例中の4例は「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。〔サセ手=第三者〕が、不利益な結果をまねく〔シ手=第三者〕の行動・状態変化を{放任/補助}しないことを述べ、〔サセ手=第三者〕の対応の正当性を主張し《称賛》したり(例209, 例210), 〔サセ手=第三者〕がサセ手自身に被害を加える〔シ手=第三者〕の行動を{放任}する事実の成立を問い、聞き手と異なる《意見を表明》したり(例211)するものが観察された。

(209) 〔翔太の親権を争う裁判で、父親側の弁護士が翔太の身柄の返還を主張する〕

弁護士：先日、被拘束者翔太君は、夜食にホットケーキを作ろうとして、手にやけどを負いました。このような事態は、父親と暮らしていれば、考えられなかった。請求者である父親はまだ幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず、夜は10時就寝、テレビ時間は1時間以内、おやつは手作りのものと、徹底して子どものことを考えておりました。この違いをもってとしても、子どもに対する愛情の深さ、ひいては、子どもにとって、どちらがより幸せな家庭環境であるか、明白であります。その、痛々しい包帯を見るにつけ、われわれは翔太君の身柄の返還を強く、かつ切実に主張いたします。(離)

(210) 本多：うちの先生もさ、すげー時間かけてやってるんだよ。会長さんに弁護士を立てさせないように、慎重に。だから、分かってやってよ。ね。(離)

(211) 三浦：だけど、お前。じいさん一人であんなまねできるかね？さるぐつわを噛ませて、手足を縛ってその上、冷蔵庫に放り込むなんてことがさ。だって、相手も50代だぜ。70歳のじいさんに好き放題させとくかな？殺されかけている時に。遺体に外傷はなかったし、薬を飲まされた形跡もないしな。

伊丹：たとえば、二人ならどうだ？(相)

「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、〔サセ手=第三者〕の代わりに《意志を表明》したり(例212), 〔サセ手=第三者〕に《味方》したり(例213)するものも2例ある。

(212) 〔翔太の親権を争う裁判で、翔太の代理人を務める間宮が母子の絆の深さを主張

する]

間宮：被拘束者，堀井翔太は忙しく仕事をこなし，昼夜の区別なく働く拘束者，真純をひどく案じています。やけどの件に関しても，遅く帰ってきた母親に，ホットケーキを食べさせたいという，子ども心からでした。彼はそのことを後悔はしていません。それどころか，自分を必要としているのは母親だと，強く感じています。母親のそばで，支えになりたいというのは，10歳という年齢ながら精一杯考えた彼の決意であります。二人は堅い絆で結ばれており，その絆を断ち切ることこそが，罪であります。よって，母親と暮らすことが，被拘束者，翔太の利益であり，この母子の生活は，今後も継続すべきだと考えます。以上です。 (離)

(213) 井上：確か，私が渡したフォーマット通りに自筆で遺言書を書いたんじゃない？

吉田：それが，リカが遺言書を書いているところを見つけて，破いちゃって…お父さんは悪い病気じゃないと思わせようとして。 (離)

[シ手＝第三者]に共感を寄せる2例は，いずれも「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。例214は，[サセ手＝第三者]の配偶者と[シ手＝第三者]が疑わしい関係ではないと主張する根拠として，[サセ手＝第三者]の{許可}を得て[シ手＝第三者]の望みが叶っていることを《叙述》するものであり，例215は[シ手＝第三者]の業務を妨害する[サセ手＝第三者]を《非難》するものである。

(214) 東夫人：里見先生が原因かもしれませんわね。

東教授：里見君と佐枝子の間に何かあるのかね？いや，彼は既婚者だし。それに，佐枝子は彼の妻君と親しくさせてもらってるんだらう？ (白)

(215) [江上がライバル視している同僚検事の越権捜査の話聞いて]

江上：捜査なんか警察にやらせりゃいいんですよ。 (HE)

5.3.8 シナリオにおける〈意志尊重〉のまとめ

表5-6は，表5-4と同様に整理した〈意志尊重〉のものである。表5-2と同じく，用例数の割合が5.00%以上に該当する箇所は網掛けで示す。

〈意志相反〉と同じく，〈意志尊重〉も第三者がシ手の場合のサセ手共感と共感なしを除いて，主にシ手に共感を寄せるものである。〈意志相反〉のシ手共感は主に「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え，サセ手の非を指摘するものである。それに対して，〈意志尊重〉

のシ手共感は、「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、シ手が望む行動・状態変化に対するサセ手の{許可/補助}の必要性を主張することが多い。例として、[聞き手⇒話し手]の《許可求め》(例:この試験,受けさせてください)や,[第三者⇒話し手]の感謝を込めた《叙述》(毎日,わたくしが送り迎えさせていただいています)がわかりやすい。

〈意志尊重〉は〈意志相反〉と同じく,第三者がシ手の場合,サセ手共感と共感なしが起きることもある。シ手に共感を寄せる場合は「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるのに対して,サセ手に共感を寄せる場合,またはシ手・サセ手のいずれにも寄せない場合は,「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えることが多い。用例として,{許可}しない《意志表明》(例:お前ら外科に勝手させるか)や《宣言》(例:辞退はさせません),[サセ手=聞き手]への《非難》(例:手柄を立てさせてやるんですか)がわかりやすい。

表5-6 シナリオにおける〈意志尊重〉

サセ手	シ手	共感対象	使役表現を含む発話機能（例）
聞き手	話し手	シ手＝話し手（172例）	《宣言》例：これからも、総理をサポートさせていただきます。
第三者	話し手	シ手＝話し手（11例）	感謝を込めた《叙述》例：毎日、わたくしが送り迎えさせていただいています。
話し手	聞き手	シ手＝聞き手（10例）	《宣言》例：メスだけに集中させてやる。
		サセ手＝話し手（2例）	《意志表明》例：お前らの外科に勝手させるか！？
第三者	聞き手	シ手＝聞き手（2例）	《意見表明》例：あなたも良い暮らしをさせてもらったでしょう。
話し手	第三者	シ手＝第三者（9例）	《意志表明》例：私は、あいつを楽にいかせてやりたいんです。
		サセ手＝話し手（14例）	《宣言》例：辞退はさせません。
聞き手	第三者	シ手＝第三者（10例）	《指示》例：その30分だけ、休ませてあげてください。
		サセ手＝聞き手（7例）	《意志確認》例：いいの？あんな人たちにすき放題させて。
		共感なし（8例）	《非難》例：手柄を立てさせてやるんですか！？
第三者	第三者	シ手＝第三者（2例）	《叙述》例：佐枝子は彼の妻君と親しくさせてもらってるんだろう。
		サセ手＝聞き手（6例）	《称賛》例：請求者である父親はまだ幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず（略）

5.4 シナリオにおける〈意志不問〉

5.4.1 シナリオにおける〔話し手⇒第三者〕の〈意志不問〉

〔話し手⇒第三者〕の〈意志不問〉の21例は1例を除き、ほかの20例はいずれも〔サセ手=話し手〕自身の気持ちを優先するものである。

〔サセ手=話し手〕の気持ちを優先する20例中、18例が「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。18例のうち、13例が身内や部下である〔シ手=第三者〕に行動を{指示}する、または状態変化を{誘発}することを《宣言》するもの(例216～例218)や《意志表明》するもの(例219)のである。ほかに、〔シ手=第三者〕への{指示}の正当性を主張する《誇示》も5例(例220)ある。

(216) 坂上弁護士 : 鍋島君に話したほうがいいのか？

牛丸部長検事 : あ、それはご勘弁ください。鍋島次席に迷惑をかけるわけには…
いえ、あの、私が責任をもって急がせますので。 (HE)

(217) 総監 : 何が、起こった？

野立警視正 : すぐに調べさせます。 行ってくれ。

警官 : 了解です…ボス！ (BO)

(218) 黒沢 : 昨日言っていた話って、本当ですか？その…この縁談にしがみつくて話。

野田 : ああ…

黒沢 : それって、相手が気に入ってくれたらの話でしょ。

野田 : 絶対に気に入らせてみせるわよ。 (an)

(219) 柊二 : まだ言ってんですか？そんなこと。

店長 : まずはサトルにやらせようと思ってる。 (Be)

(220) 加藤 : さっき野口教授に告げてきた。バチスタチームに伊集院君を入れる件。

朝田 : 奴なら毎日切らせまくっている。 オペ経験の少ない局員に比べて格段に技術は伸びている。 (医)

〔サセ手=話し手〕の気持ちを優先して「(さ)せる」事柄をニュートラルに捉えるものは2例ある。〔シ手=第三者〕に{指示}して行動を引き起こしたことを述べる《叙述》(例221, 例222)である。

(221) 間宮 : 会長に送った内容証明のコピー。なるべく刺激しないために、とにかく会

いただくと書いた。

本多：内容証明？

間宮：送った文書の内容を郵便局に公に証明させるもの。 (離)

(222) 杉下：経理部資金課の方々のここ一ヶ月の行動記録，調べていただけましたか？

森島：はい，これです。本人が覚えているかぎりのことは書かせましたが，こんなもの，何か役に立つんですか？ (相)

唯一の [シ手=第三者] に共感を寄せる例は，[シ手=第三者] にとって不利益な結果を招いた行動が [サセ手=話し手] の {指示} に従って実行されたものと説明し，責任が [サセ手=話し手] にあることを主張する《告白》(例 223) である。

(223) 久利生：なんだなんだなんだ，行ってるんじゃないですか，森脇さん。先坂さんの葬式に，五百万の香典を。いただきます。

森脇：…

諸星：あのお金は私が持たせたんだよ。

森脇：先生… (HE)

5.4.2 シナリオにおける [聞き手⇒第三者] の〈意志不問〉

[聞き手⇒第三者] の〈意志不問〉の 20 例中，シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないものが 17 例，[サセ手=聞き手] に共感を寄せるものが 2 例，[シ手=第三者] に共感を寄せるものが 1 例ある。

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない 17 例中，話し手自身の感情や社会規範認識に基づいて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え，[サセ手=聞き手] の責任を問う《非難》(例 224，例 225) が 11 例と多い。事柄をポジティブに捉える [サセ手=聞き手] への《指示》(例 226) も 5 例，事柄をニュートラルに捉えて《叙述》する(例 227) もの²⁶も 1 例ある。

(224) 芝山：やっぱり，女がばらしたんだらう？

中村：そんなに気になるの？

²⁶ 文全体の発話機能は指示であるが，使役表現は連体修飾節に使われているため，《叙述》である。

芝山：いやいや、違う違う。違う違う。

中村：私とのことがばれて自分も飛ばされることがこわくなってきたんでしょ？

芝山：なに言ってるの？俺，そんな小さな男じゃありませんよ。

中村：遠藤君を使って，こそこそ調べさせているくせに？がっかりだわ。（HE）

(225) 大澤：家宅捜索を掛けるのは金田の家じゃない。あなたの家よ。三上と金田を使って，モデル達をレイプさせていたのは，あなたね。それに，金田に三上を殺させたのも，あなた。

ゆかり：何を言っているんですか？（BO）

(226) 野立：すぐ直させる。業者へ連絡だ。（BO）

(227) 吉田：これ，遺言書のフォーマットなんですけど，これを見ながら，相続させるもの，日付，署名はすべて自筆で書いてください。（離）

[サセ手＝聞き手] に共感を寄せる 2 例は，「(さ) せる」事柄をポジティブに捉え，[シ手＝第三者] に「(さ) せる」ことで [サセ手＝聞き手] にとって不利益な結果を回避するように《助言》するもの（例 228）と，話し手の忠告通りに行動した [サセ手＝聞き手] への《称賛》を示すもの（例 229）である。

(228) 東海林：賢ちゃん，始末書どころじゃ済まされないぞ。派遣が勝手にやったことだから，派遣会社に責任を取らせる。（ハ）

(229) 朝田：娘さん，転院させたらしいな。

藤吉：あ，しばらくは妹に面倒を見てもらう。（医）

[シ手＝第三者] に共感を寄せる 1 例は，「(さ) せる」事柄をポジティブに捉える《忠告》（例 230）である。

(230) 朝田：ただし，この病院にはいないほうがいい。さっさと転院させるんだな。娘さんの好きな，海の近くの病院にでもな。（医）

5.4.3 シナリオにおける [第三者⇒第三者] の〈意志不問〉

[第三者⇒第三者] の〈意志不問〉の 9 例はすべて，シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないものである。9 例中，話し手自身の社会規範認識，または利害関係に基づいて「(さ) せる」事柄をネガティブに捉える《非難》（例 231，例 232）が 7 例である。

- (231) 亀山：篠塚が取引に応じた以上、平沼が三木を殺したか、あるいは、だれかにやらせたか、いずれにしても、黒幕が平沼ですよ。 (相)
- (232) 野口：何とぼけてるの？あのオペかんのことだよ。看護師にグラフト採取させるなんて、失敗すれば警察だった。教授会で間違いなく議題にのぼる。院内倫理委員会の査問は避けられない。万が一、患者の様態が急変でもしたら、僕まで破滅するんだよ。どうする気かな？加藤ちゃん。 (医)

ほかに、[サセ手=第三者]が[シ手=第三者]に規則違反の行動を{指示}したものの、結果的にその{指示}が適切なものであると、事柄をポジティブに捉えて[サセ手=第三者]の正当性を主張する《称賛》が1例(例233)ある。事柄をニュートラルに捉える《叙述》も1例(例234)ある。

- (233) 野口：何とぼけてるの？あのオペかんのことだよ。看護師にグラフト採取させるなんて、失敗すれば警察だった。教授会で間違いなく議題にのぼる。院内倫理委員会の査問は避けられない。万が一、患者の様態が急変でもしたら、僕まで破滅するんだよ。どうする気かな？加藤ちゃん。
- 加藤：看護師にグラフト採取をさせた朝田先生の判断は正しかった。倫理委員会ではそう証言なさるのが得策です。 (医)
- (234) 岩崎：社長が会社の人間に三木を探させているのも知っていました。 (相)

5.4.4 シナリオにおける〈意志不問〉のまとめ

表5-7は表5-4と表5-6と同様に整理した〈意志不問〉のものである。

〈意志相反〉〈意志尊重〉に比較して、〈意志不問〉はシ手共感が少なく、サセ手共感と共感なしが多い。[話し手⇒第三者]のサセ手が話し手であることを考えると、〈意志不問〉はほとんど話し手自身の利益や感情、信念、社会規範認識に基づいて「(さ)せる」事柄を捉えているものと考えられる。

話し手自身の利益や感情、信念、社会規範認識に基づいて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉える例として、{指示}の《宣言》(例：すぐに調べさせます)や《指示》(例：すぐ直させる)、《称賛》(例：看護師にグラフト採取をさせた朝田先生の判断は正しかった)がわかりやすい。「(さ)せる」事柄をネガティブに捉える例として、《非難》(例：遠藤君を使って、こそこそ調べさせているくせに／平沼が三木を殺したか、あるいはだれかにや

らせたか、いずれにしても黒幕が平沼ですよ)が挙げられる。「(さ)せる」事柄をニュー
トラルに捉える単なる事態描写の《叙述》(例:送った文書の内容を郵便局に公に証明させ
るもの)も観察された。

表5-7 シナリオにおける〈意志不問〉

サセ手	シ手	共感対象	使役表現を含む発話機能（例）
話し手	第三者	シ手＝第三者（1例）	《告白》例：あのお金は私が持たせたんだよ。
		サセ手＝話し手（20例）	《宣言》例：すぐに調べさせます。
聞き手	第三者	シ手＝第三者（1例）	《指示》例：さっさと転院させるんだな。
		サセ手＝聞き手（2例）	《助言》例：派遣が勝手にやったことだから、派遣会社に責任を取らせろ。
		共感なし（17例）	《非難》例：遠藤君を使って、こそこそ調べさせているくせに？
第三者	第三者	共感なし（9例）	《非難》例：平沼が三木を殺したか、あるいはだれかにやらせたか、いずれにしても黒幕が平沼ですよ。

5.5 第5章のまとめ

本章では、第4章で述べた使用原理の3つの観点に基づき、テレビドラマのシナリオから収集された使役表現の実例を分析した。

シ手の意志の観点から整理した結果、〈意志相反〉(41.95%)と〈意志尊重〉(48.47%)が合わせて約9割を占めており、〈意志不問〉が1割(9.58%)程度であることがわかった。

意志の観点にシ手・サセ手の立場の観点を加えて見ると、172例の[聞き手⇒話し手]の〈意志尊重〉の用例が全体の32.95%を占めており、特に多い。〈意志相反〉は、会話参加者同士の話し手・聞き手が関わる[聞き手⇒話し手][話し手⇒聞き手]と、シ手が第三者である[話し手⇒第三者][聞き手⇒第三者][第三者⇒第三者]の計5箇所も相対的に用例数が多い。それに対して、話し手・聞き手のいずれかがシ手に該当する〈意志不問〉の用例が観察されていない。その原因は、会話参加者の話し手・聞き手がシ手に該当する場合、その意志を考慮せずに、使役表現を用いて事態に言及することが困難なためと思われる。

意志と立場の観点に共感の観点を加えて見ると、〈意志相反〉と〈意志尊重〉はシ手に共感を寄せやすいことがわかった。話し手・聞き手がシ手の場合は、例外を除いて基本的にシ手共感が優先されている。第三者がシ手の場合は、サセ手に共感を寄せる、またはシ手・サセ手のいずれにも寄せないことが一定数起きる。

〈意志相反〉でシ手に共感を寄せる際は、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、シ手の行為・状態変化を{強制/誘発}するサセ手の非を指摘しようとして、使役表現が使われることが多く観察された。用例として、[サセ手=話し手]が[シ手=聞き手]に行為・状態変化を{強制/誘発}した非を認める《謝罪》(例:ごめんね、休みなのに付き合わせて)や、[サセ手=聞き手]が話し手または第三者に行為・状態変化を{強制/誘発}した非を指摘する《非難》(例:いやなことを思い出させるんじゃないよ/あんたが徹夜なんかさせるから)がわかりやすい。[シ手=第三者]でサセ手に共感を寄せることや、シ手・サセ手のいずれにも寄せないことが起きるが、その場合、「(さ)せる」事柄をポジティブに捉える用例が観察された。例えば、犯人である[シ手=第三者]に白状を{強制}したことを《誇示》する用例(例:白状させました)や、不利益をきたす[シ手=第三者]の行動中止の{強制}を[サセ手=聞き手]に《指示》する(例:なんとか言い聞かせてやめさせろ)用例が挙げられる。

〈意志尊重〉でシ手に共感を寄せる際は、「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、サセ手がシ手の行為・状態変化を{許可/補助}する必要性を主張するために、使役表現が使われることが多い。[サセ手=聞き手]の{許可}が必要でありがたいものであることを主張

しながら、{許可}を要求する《許可求め》(例:この試験,受けさせてください)や,[サセ手=第三者]の{許可/補助}を得て行動した,または行動していることに関する感謝を込めた《叙述》(例:毎日,わたくしが送り迎えさせていただいております)用例が代表的である。反対に,第三者がシ手であり,サセ手に共感を寄せる,またはシ手・サセ手のいずれにも寄せない場合,「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えることが多い。例として,話し手との共同利益を放棄し[シ手=第三者]に利益を譲る[サセ手=聞き手]を《非難》する例(例:手柄を立てさせてやるんですか)や,[シ手=第三者]の子どもに危険な行動を{許可}しない[サセ手=第三者]を《称赞》する(例:請求者である父親はまだ幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず)例がわかりやすい。

〈意志相反〉〈意志尊重〉に比較して,〈意志不問〉はシ手に共感を寄せることが少ない。[話し手⇒第三者]のサセ手が話し手である点を考えると,〈意志不問〉はほとんど話し手自身の利益や感情,信念,社会規範認識に基づいて「(さ)せる」事柄を捉えているものとも考えられる。ポジティブに捉える場合(例:すぐに調べさせます)とネガティブに捉える場合(例:遠藤君を使って,こそこそ調べさせているくせに)もあれば,ニュートラルに捉えて単なる事態描写の場合(例:送った文書の内容を郵便局に公に証明させるもの)もある。

以上がシナリオにおける使役表現の分析結果である。第6章と第7章では、『日常会話コーパス』における使役表現について分析を行う。

第6章 『日常会話コーパス』に見られる使役表現の量的傾向

第6章と第7章では、現実の日常会話で使われている使役表現を調べるために、『日本語日常会話コーパス』(CEJC モニター公開版)から収集した実例について分析を行う。第7章で具体例を挙げて分析するのに先立ち、本章では、CEJCに出現する使役表現を量的に分析し、全体の傾向を把握する。

日本語教育で使役表現を教える際に、どのような種類の前接動詞を取り上げ、どのような出現形態を教えるのかを考える必要があるため、6.1と6.2では、まずCEJCにおける使役表現の前接動詞および出現形態を分析する。先行研究で指摘されているように、日本語教育で複合形式の使役授受と使役受身を教えることが重要なため、6.3では、CEJCにおける使役表現の複合形式の出現傾向を調べる。6.4では、意志・立場・共感の3つの観点から、CEJCの使役表現の量的傾向を述べる。

6.1 『日常会話コーパス』における使役表現の前接動詞

CEJCにおける使役表現は、267会話のうちの146会話(54.68%)に出現しており、前接動詞が138種類である。138種中、1回のみ使われている前接動詞が87種あり、全138種の6割強(63.04%)を占めている。使用数が3回以下(全409例における使用数割合が0.73%以下)の前接動詞が計114種であり、全体の8割(82.61%)を超えている。

様々な前接動詞が出現している使役表現において、使用数が相対的に多い前接動詞はどのようなものであろうか。表6-1では、CEJCの使用数上位20位(使用数4回以上)の前接動詞24種が示されている²⁷。「使用数%」と「出現会話数%」はそれぞれ、全用例数409と全会話数267で割り、計算されたものである。

²⁷ 「(さ)せる」は「(ら)れる」に比較して、生産性が相対的に高く、多様な動詞に接続して使われる可能性が指摘されているが(中俣2015)、受身表現などにおける上位前接動詞との比較は今後との課題にしたい。

表 6-1 日常会話コーパスの使役表現の上位前接動詞 24 種

前接動詞	使用数順位	使用数 (%)	出現会話数順位	出現会話数 (%)
やる	1	41 (10.02%)	1	31 (11.61%)
する ²⁸	2	40 (9.78%)	2	24 (8.99%)
待つ	3	27 (6.60%)	4	14 (5.24%)
行く	4	21 (5.13%)	3	15 (5.62%)
食べる	5	19 (4.65%)	5	11 (4.12%)
飲む	6	14 (3.42%)	5	11 (4.12%)
使う	7	9 (2.20%)	10	5 (1.87%)
持つ	7	9 (2.20%)	7	9 (3.37%)
取る	9	7 (1.71%)	8	7 (2.62%)
書く	9	7 (1.71%)	16	4 (1.50%)
考える	11	6 (1.47%)	9	6 (2.25%)
撮る	11	6 (1.47%)	10	5 (1.87%)
食う	11	6 (1.47%)	10	5 (1.87%)
やめる	14	5 (1.22%)	16	4 (1.50%)
笑う	14	5 (1.22%)	10	5 (1.87%)
知る	14	5 (1.22%)	10	5 (1.87%)
通る	14	5 (1.22%)	20	3 (1.12%)
聞く	14	5 (1.22%)	16	4 (1.50%)
作る	14	5 (1.22%)	10	5 (1.87%)
歌う	20	4 (0.98%)	20	3 (1.12%)
言う	20	4 (0.98%)	16	4 (1.50%)
読む	20	4 (0.98%)	20	3 (1.12%)
入る	20	4 (0.98%)	20	3 (1.12%)
泊まる	20	4 (0.98%)	20	3 (1.12%)

24 種は出現会話数でも 20 位以内 (3 会話以上) のものであり、つまり、使用数も出現会

²⁸ 中俣 (2014) では、サ変動詞がすべて「する」として集計されているが、サ変動詞の中でもよく使われるものがないかを見るために、本研究ではサ変動詞を「する」とせず、個々の動詞として扱い集計した。「発言をする」「相談をする」などは「する」として集計している。

話数も相対的に多い。

24種のうち、「やる」が使用数でも出現会話数でも1位であり、「する」がそれに次ぐ2位である。「やる」は「する」の俗語であると一般的に見られているが、趣味・習い事（例：（弓道を）やり(D タ) やらせたいわ。）や勉強（例：保健師の国家試験だけね：一生懸命やらせたの。）を表す名詞に後続する動詞として「する」が使われにくい用例（大塚 2002：18）や、「する」と「やる」がいずれも使えるとされているものの、日常会話では「する」を使うと不自然な用例（例：妖怪ウォッチ三国志やらしてみる？／それで庶務やらせたの／長い期間やらさしてもらいました）も観察された。出現会話数が「する」を上回っている点と、日常会話で「する」と「やる」が常に交替できるわけではない点から、日本語教育で日常会話で使える使役表現を教える際に、「する」だけでなく、「やる」も積極的に取り上げるべきであると考えられる。

「待つ」「行く」「食べる」「飲む」「持つ」「使う」「取る」の7種は、使用数でも出現会話数でも上位10位に入るため、「やる」「する」と合わせた網掛けの9種は、表6-1の24種の中でも特に多く使われているものである。以降では、この9種類を「上位前接動詞9種」と呼ぶ。

「書く」～「泊まる」の15種は、使用数、または出現会話数が上位前接動詞9種ほど多くないが、使用数で上位20位以内、出現会話数では上位20位以内のものである。表6-1で挙げられていない114種と比べて、相対的に多く使われているものである。上述した上位前接動詞9種と合わせて「上位前接動詞24種」と呼ぶ。

6.2 『日常会話コーパス』における使役表現の出現形態

6.2.1 出現形態の種類と形態別使用数

CEJCの使役表現の出現形態は表6-2のようにまとめられる。

表6-2 日常会話コーパスの使役表現の出現形態

活用型	-asesu	-saseru	-asu	-sasu
五段 例：やる	やらせる	/	やらす	*やらさす
一段 例：食べる	/	食べさせる	/	食べさす
サ変 例：する	/	させる	/	さす
カ変 例：来る	/	来させる	/	来さす

五段活用の動詞は、「-aseru」の形態のみならず、縮約形の「-asu」形態でも出現している。本来ならば、五段動詞の「-sasu」は非文法的な形態であるが、CEJCでは「やらさしてもらいました」「組まさしてもらいました」のような「-sasu」形態で使われている、いわゆる「サ入れ」の用例も2例観察された。一段活用とサ変動詞とカ変動詞「来る」はいずれも「-saseru」以外、縮約形の「-sasu」形態でも出現している。

「-aseru」「-saseru」形態（以降、両者を合わせて「- (s) aseru」形態と呼ぶ）と、縮約形の「-asu」「-sasu」の形態（以降、両者合わせて「- (s) asu」形態と呼ぶ）で出現する用例数は、次の表 6-3 のとおりである。

表 6-3 日常会話コーパスの使役表現の出現形態別用例数

- (s) aseru	- (s) asu	合計
259 (63.33%)	150 (36.67%)	409 (100.00%)

CEJCでは、「- (s) asu」形態で出現するものが150例あり、全409例の3分の1(36.67%)を超えている。これまでの使役表現に関する研究は、「- (s) aseru」形態に焦点をあてて行われてきたが、表 6-3の結果から、日常会話に出現する「- (s) asu」形態も注目に値すると考える。

6.2.2 前接動詞から見た「- (s) asu」形態

表 6-4 は CEJC の使役表現の前接動詞 138 種における「- (s) asu」形態と「- (s) aseru」形態の使用数の多寡を比較した結果である。

表 6-4 日常会話コーパス全 138 種前接動詞の出現形態

出現形態	前接動詞種類数 (%)
「- (s) asu」のみ	35 (25.36%)
「- (s) asu」 > 「- (s) aseru」	4 (2.90%)
「- (s) asu」 = 「- (s) aseru」	8 (5.80%)
「- (s) asu」 < 「- (s) aseru」	19 (13.77%)
「- (s) aseru」のみ	72 (52.17%)
合計	138 (100.00%)

全 138 種中、約半数 (47.83%) を占める 66 種は「- (s) asu」形態で使われることがある動詞である。66 種のうち、35 種は「- (s) asu」形態のみで使われており、全 138 種の 4 分の 1 (25.36%) を占めている。「- (s) aseru」より「- (s) asu」の形態のほうが使われている前接動詞は、相対的に少ないが、4 種 (2.90%) ある。「- (s) aseru」と「- (s) asu」の使用数と同じである前接動詞は、8 種 (5.80%) ある。「- (s) aseru」形態ほど多くは出現しないが、「- (s) asu」形態でも使われている前接動詞は 19 種 (13.77%) ある。「- (s) aseru」形態のみで使われる前接動詞が 72 種 (52.17%) と最も多い。

次の表 6-5 は表 6-1 の上位前接動詞 24 種の出現形態別使用数を示したものである。網掛けは表 6-1 と同様に、上位前接動詞 9 種を示した。割合は全 409 例で割り、計算されたものである。24 種中、「- (s) aseru」形態のみの「やめる」と「- (s) asu」形態のみの「入る」を除いて、ほかの 22 種はいずれも両形態で出現している。24 種の計 262 例のうち、「- (s) aseru」形態と「- (s) asu」形態がそれぞれ 163 例と 99 例あり、それぞれ 262 例の 62.21%と 37.79%を占めている。表 6-3 で示されている全 409 例における両形態の割合と類似している。このように、前接動詞から見ても、日本語教育では適切な段階で「- (s) asu」形態を扱う必要があることが示唆されている。

表 6-5 日常会話コーパス上位前接動詞 24 種の出現形態別使用数²⁹

CEJC 上位 前接動詞	「- (s) aseru」形態 使用数 (%)	「- (s) asu」形態 使用数 (%)	合計使用数 (%)
やる	23 (5.62%)	18 (4.40%)	41 (10.02%)
する	22 (5.38%)	18 (4.40%)	40 (9.78%)
待つ	22 (5.38%)	5 (1.22%)	27 (6.60%)
行く	13 (3.18%)	8 (1.96%)	21 (5.13%)
食べる	15 (3.67%)	4 (0.98%)	19 (4.65%)
飲む	8 (1.96%)	6 (1.47%)	14 (3.42%)
使う	4 (0.98%)	5 (1.22%)	9 (2.20%)
持つ	6 (1.47%)	3 (0.73%)	9 (2.20%)
取る	4 (0.98%)	3 (0.73%)	7 (1.71%)
書く	5 (1.22%)	2 (0.49%)	7 (1.71%)
考える	4 (0.98%)	2 (0.49%)	6 (1.47%)
撮る	4 (0.98%)	2 (0.49%)	6 (1.47%)
食う	3 (0.73%)	3 (0.73%)	6 (1.47%)
やめる	5 (1.22%)	0 (0.00%)	5 (1.22%)
笑う	4 (0.98%)	1 (0.24%)	5 (1.22%)
知る	4 (0.98%)	1 (0.24%)	5 (1.22%)
通る	4 (0.98%)	1 (0.24%)	5 (1.22%)
聞く	3 (0.73%)	2 (0.49%)	5 (1.22%)
作る	3 (0.73%)	2 (0.49%)	5 (1.22%)
歌う	1 (0.24%)	3 (0.73%)	4 (0.98%)
言う	2 (0.49%)	2 (0.49%)	4 (0.98%)
読む	1 (0.24%)	3 (0.73%)	4 (0.98%)
入る	0 (0.00%)	4 (0.98%)	4 (0.98%)
泊まる	3 (0.73%)	1 (0.24%)	4 (0.98%)
合計	163 (39.85%)	99 (24.21%)	262 (64.06%)

²⁹ パーセンテージは全 409 例で割り，計算されたものである。

6.2.3 形式から見た出現形態

次の表 6-6 は、複合形式の使役授受・使役受身と複合形式以外の出現形態別使用数を集計した結果である。

表 6-6 日常会話コーパスの使役表現の形式別の出現形態

出現形式	- (s) aseru	- (s) asu	合計
使役授受	73 (17.85%) ↓	69 (16.87%) ↑	142 (34.72%)
使役受身	6 (1.47%) ↓	34 (8.31%) ↑	40 (9.78%)
その他	180 (44.01%) ↑	47 (11.49%) ↓	227 (55.50%)
合計	259 (63.33%)	150 (36.67%)	409 (100.00%)

3×2 のカイ二乗検定の結果： $\chi^2(2) = 73.833$, $p < .01$, Cramer's V = 0.425

↑：有意に多い ↓：有意に少ない

表 6-6 で示されているように、複合形式の使役授受・使役受身も、複合でない形式も、「-(s) aseru」形態だけでなく、「-(s) asu」形態も出現している。カイ二乗検定を行った結果、複合形式の使役授受でも使役受身でも、「-(s) asu」形態が有意に多いことがわかった。特に、使役受身は 40 例中、五段活用の前接動詞が 34 例と多い。「す」で終わる「生やす」(1 例のみ)を除き、「す」以外で終わる五段前接動詞の 34 例がすべて「-(s) asu」形態で出現している。使役授受でも、142 例中の約半数 (69 例) が「-(s) asu」の形態である。このように、複合形式の使役授受・使役受身では、「-(s) asu」の形態の出現が目立つ。

複合形式以外の 227 例では、「-(s) aseru」形態のほうが 180 例と多いが、「-(s) asu」形態も 47 例あり、「-(s) aseru」形態の約 4 分の 1 である。「-(s) asu」形態の割合が使役授受と使役受身ほど高くないが、次の表 6-7 で示されているとおり、多様な語形で使われている。表 6-7 では、便宜上、「さす (-sasū)」を例に語形を示した。

表 6-7 日常会話コーパスの複合形式以外で出現する「-(s) asu」形態の形式

活用形	形式	使用数	
テ形	さして。	11	27 (57.45%)
	さして (従属節)	7	
	さしている	5	
	さしてみる	1	
	さしてほしい	1	
	さしちゃおう	1	
	さしてくる	1	
タ形	さした	6	12 (25.53%)
	さしたら	4	
	さしたり	2	
辞書形	さす	2	5 (10.64%)
	さす+名詞/形式名詞	2	
	さすと	1	
否定形	ささない	1	2 (4.26%)
	ささないで。	1	
連用形	さしやがる	1	1 (2.13%)
合計		47 (100.00%)	

表 6-7 のとおり、「-(s) asu」形態は複合形式以外でも、テ形・タ形・辞書形・否定形・連用形で出現している。47 例中、テ形が 27 例 (57.45%) と最も多い。27 例のうち、テ形で文を終わらせ、行動を展開するにあたり《許可求め》または《依頼》を行う際に使われている用例 (例 235～例 238) が 11 例と最も多い。

- (235) (R てっ)ちゃん やらして。 (T016_004b)
 (236) (X カットサ) ちょっと触らして。 (C001_001)
 (237) なんか(0.123)なんか(0.158)さしてよ。 (T008_005a)
 (238) メモらして メモらして。 (K003_002b)

《許可求め》または《依頼》で使われるテ形のほかに、複文の従属節で使われており、後

続する述語があるテ形（例 239, 例 240）や、「さしている」「さしてみる」「さしてほしい」「さしちゃおう」「さしてくる」の形式（例 241～例 245）で出現している。テ形だけでも、バリエーションが豊富であることがわかる。

- (239) なんか (F あの)(1.052)昔は(0.926)奴隷使って無理無理働かして(0.38)なんか(0.258)王さまの(0.333)権力で(0.27)建てさしたとかゆうんだったけど。 (T001_014)
- (240) やっぱそれでさ: 一回目は食べれないんだったら:(0.394)(W ヤパ|やっぱ)起こして:(0.6)ちょっと(L 活動)(0.537)さして:お腹を減らして食べさせるみたいな。 (K001_009)
- (241) だから(0.292)若者たちに撮らしてた。 (T008_019a)
- (242) じゃあ 妖怪ウォッチ三国志やらしてみる?。 (T003_007)
- (243) 自分の仕事:もある程度慣れてきたら普通に定時で帰らしてほしいですし:。 (T006_002)
- (244) じゃあ (W モ|もう)(R 渋谷)に(0.215)やらしちゃおう。 (T015_011)
- (245) 笑わしてくる。 (K003_002c)

テ形以外でも、タ形と辞書形、連用形、否定形で使われている。タ形の「-(s) asu」の12例は、半数（6例）が文末のタ形（例 246, 例 247）であるが、複文の従属節で使われるタラ形（例 248）とタリ形（例 249）も計6例ある。

- (246) 後輩四人にやらしたんだけど。 (T010_013)
- (247) 三人も大学行かしたんですか?。 (T004_010b)
- (248) 息子イクラ:食べさしたら(0.704)蕁麻疹できちゃって。 (K004_015)
- (249) ぶつかり合いの上でしょうがないです みたいな顔して平気で人のこと転ばしたり:(0.45)(D メ)誰かが ぜいぜい息してるのを近くで聞いて なんか今 暴言言われました: 審判 (F あの) 判断お願いしますみたいな すぐやるのよ。 (T010_003)

辞書形は単文末、または複文主節の文末で使われるもの（例 250, 例 251）以外、名詞・形式名詞の修飾節で使われるもの（例 252, 例 253）も、複文従属節で使われるトが後続する用例（例 254）も観察された。

- (250) [野球中継を見ながらの発話]

- 歩かすね。 (T005_007)
- (251) チーム五年生と一緒に行かすとかえって危ないから 別に(L 行かすん)じゃない。
(T011_012)
- (252) そうは思うんですが(0.394)実際守らす段階になると:(0.187)小学生はゆうこと聞く
かもしれない。 (T004_013)
- (253) ぶだ その人たちに:(0.517)ディベートさすわけじゃないから。 (T004_013)
- (254) チーム五年生と一緒に行かすとかえって危ないから 別に(L 行かすん)じゃない。
(T011_012)

否定形は単文末のもの（例 255）と否定形の依頼形（例 256）が 1 例ずつ観察された。

- (255) だから(0.139)決まった時間に来る? (U 待たさ)ない(.)このルール ここは左側通行
で行く:とかどこに集まるとか。 (T004_013)
- (256) え(0.132)たま:に 嫁さんに会うからね: い%つもね:(0.308)なんかん時あんまり飲
まさないでねとか(L すぐゆわれんだ)。 (T005_009)

連用形（例 257）は 1 例のみである。

- (257) だから:(0.335)行けんだろうと思っ(W ト|たら) 散らしやがってさ。(K003_012a)

縮約形の「-(s) asu」形態は、動詞としての自立性を十分にもっていないため、単独の述語として用いると、次の例 258 と例 259 のように不自然に感じられる場合がある（日本語記述文法研究会 2009: 259）ことが指摘されている。しかし、今回の CEJC の調査結果では、使用数は複合形式ほど多くはないが、《許可求め》《依頼》のテ形（例 235～例 238）や、モダリティが伴う単文末のタ形（例 246, 例 247）・辞書形（例 250, 例 251）と、否定形（例 255, 例 256）が観察された。

- (258) ? 私の代わりに田中さんを行かした。
- (259) ? 田中さんは行かさない。

（日本語記述文法研究会 2009 : 259）

ここまで見てきたように、複合形式の使役授受と使役受身では「-(s) asu」形態が多く出

現しており、複合形式以外では約 5 分の 1 の程度で豊富な語形を変化させながら使われている。この結果から、日常会話における使役表現を教える際に、使役受身だけでなく、「-(s) asu」形態を体系的に扱う必要性が示唆されている。表 6-7 のすべての活用形で教える必要がないかもしれないが、使役授受と表 6-7 のテ形の用例が多く観察されていることを考えると、「-(s) asu」形態のテ形を優先するとよいであろう。

6.3 『日常会話コーパス』における使役表現の複合形式

複合形式の使役授受と使役受身の重要性は既に指摘されている。次の 6-8 は、使役授受と使役受身の意志別・立場別の出現を示したものである。

表 6-8 日常会話コーパスにおける使役表現の複合形式の分布

サセ手	シ手	意志相反			意志尊重			意志不問			合計
		授受	受身	その他	授受	受身	その他	授受	受身	その他	
聞き手	話し手	0	3	4	80	0	24	0	0	0	111
第三者		0	16	7	39	0	4	0	0	0	66
話し手	聞き手	0	0	21	3	0	2	0	0	0	26
第三者		0	5	1	2	0	1	0	0	0	9
話し手	第三者	0	0	20	5	0	13	0	0	42	81
聞き手		0	0	10	1	0	3	2	0	8	23
第三者		0	16	24	10	0	16	0	0	27	93
合計		0	40	87	140	0	63	2	0	77	409

使役授受が 142 例あり、全 409 例の約 3 分の 1 (34.72%) を占めている。142 例は〈意志不問〉の 2 例を除いて、残り 140 例はすべて〈意志尊重〉である。立場の観点を組み合わせると、[シ手=話し手] の 2 パターンに集中して出現しており、[聞き手⇒話し手] が 80 例と特に多い。[シ手=聞き手] [シ手=第三者] の 5 パターンのいずれでも出現しているが、用例数は相対的に少ない。

先行研究では、分析用例数不足の問題で使役受身が観察されなかったこともあるが、CEJC では、使役受身が約 1 割程度で出現することがわかった。40 例は、すべて〈意志相反〉であり、[サセ手=第三者] の 3 パターンと [聞き手⇒話し手] で観察されている。4 パターンのうち、[第三者⇒話し手] (16 例) と [第三者⇒第三者] (16 例) が多く、[聞き手⇒話

し手] と [第三者⇒聞き手] が少ない。

複合形式でも特に多い使役授受はさらに、サセテアゲル・サセテヤルと、サセテモラウ・サセテイタダクと、サセテクレル・サセテクダサルの3系統で整理できる。次の表6-9は、CEJCにおける142例の使役授受を3系統と立場の7パターンで分けて集計した結果である。

表6-9 日常会話コーパスの使役授受の系統別・立場別使用数

サセ手	シ手	サセテアゲル サセテヤル	サセテモラウ サセテイタダク	サセテクレル サセテクダサル	合計
聞き手	話し手	0 (0.00%)	69 (48.59%)	11 (7.75%)	80 (56.34%)
第三者		0 (0.00%)	33 (23.24%)	6 (4.23%)	39 (27.46%)
話し手	聞き手	3 (2.11%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	3 (2.11%)
第三者		0 (0.00%)	1 (0.70%)	1 (0.70%)	2 (1.41%)
話し手	第三者	5 (3.52%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	5 (3.52%)
聞き手		1 (0.70%)	1 (0.70%)	1 (0.70%)	3 (2.11%)
第三者		2 (1.41%)	6 (4.23%)	2 (1.41%)	10 (7.04%)
合計		11 (7.75%)	110 (77.46%)	21 (14.79%)	142 (100.00%)

系統別で見ると、日常会話の使役授受の4分の3以上(110例, 77.46%)がサセテモラウ・サセテイタダクである。サセテアゲル・サセテヤルは11例(7.75%)と1割未満であり、サセテクレル・サセテクダサルも21例(14.79%)程度である。

3系統を立場別で見ると、著しい偏りが見られた。110例のサセテモラウ・サセテイタダクはほとんど[シ手=話し手]のものである。[聞き手⇒話し手]が69例と最も多く、使役授受全142例の約半数(48.59%)であり、33例の[第三者⇒話し手]もおおよそ全142例の4分の1(23.24%)を占めている。この2パターン以外の使役授受は使用数が高くても11例(7.75%)程度である。

これまでの先行研究では、使役授受を教える重要性が既に提唱されてきた。使役授受について話し言葉と書き言葉を分けずに集計した瀬戸(2012)によると(表2-8)、使役授受におけるサセテモラウ・サセテイタダク(110例)が7割弱(69.35%)である。CEJCで調べた結果、サセテモラウ・サセテイタダクが使役授受の4分の3(77.46%)、全409例の約4分の1(26.89%)を占めており、その大半(102例)が[シ手=話し手]の場合で使われてい

る。この結果から、会話で使われる使役表現を教える際に、使役授受の中でも強弱をつける必要があり、シ手が話し手のサセテモラウ・サセテイタダクをより重視するべきであることが示唆された。

6.4 意志・立場・共感の観点から見た偏り

表 6-10 はシナリオと CEJC の使役表現を意志別で比較した結果である。

表 6-10 シナリオと日常会話コーパスの意志別使用数

資料	意志相反	意志尊重	意志不問	合計
シナリオ	219 (41.95%) ↑	253 (48.47%)	50 (9.58%) ↓	522 (100.00%)
CEJC	127 (31.05%) ↓	203 (49.63%)	79 (19.32%) ↑	409 (100.00%)

2×3 のカイ二乗検定の結果： $\chi^2(2) = 23.089$, $p < .01$, Cramer's V = 0.157

CEJC の全 409 例では、203 例の〈意志尊重〉の使役表現が最も多く、全体の半数 (49.63%) を占めている。〈意志相反〉と〈意志不問〉は合わせて 206 例 (50.37%) であり、79 例 (19.32%) の〈意志不問〉より〈意志相反〉のほうが 127 例 (31.05%) と多い。

シナリオと比較した結果、シナリオでは、〈意志相反〉が有意に多く、〈意志不問〉が有意に少ない。それに対して、CEJC では、〈意志相反〉が有意に少なく、〈意志不問〉が有意に多い。

表 6-11 は、意志と立場の観点を組み合わせた CEJC 集計結果である。シナリオの表 5-2 と同じく、用例数が最も多い 8 箇所 (5.00%以上のもの) を網掛けで示した。8 箇所の合計は 326 例であり、全体の約 8 割 (79.71%) を占めている。太線の枠で 2.00%未満で相対的に少ない 5 箇所を、点線の枠で用例がない 4 箇所を示した。

表 6-1 1 日常会話コーパスの意志別・立場別の使用数

サセ手	シ手	意志相反	意志尊重	意志不問	合計
聞き手	話し手	7 (1.71%)	104 (25.43%)	0 (0.00%)	111 (27.14%)
第三者		23 (5.62%)	43 (10.51%)	0 (0.00%)	66 (16.14%)
話し手	聞き手	21 (5.13%)	5 (1.22%)	0 (0.00%)	26 (6.36%)
第三者		6 (1.47%)	3 (0.73%)	0 (0.00%)	9 (2.20%)
話し手	第三者	20 (4.89%)	18 (4.40%)	42 (10.27%)	80 (19.56%)
聞き手		10 (2.44%)	4 (0.98%)	10 (2.44%)	24 (5.87%)
第三者		40 (9.78%)	26 (6.36%)	27 (6.60%)	93 (22.74%)
合計		127 (31.05%)	203 (49.63%)	79 (19.32%)	409 (100.00%)

CEJC では、シナリオと同じく [聞き手⇒話し手] の〈意志尊重〉(104 例) が最も多い。割合はシナリオの 32.95%には及ばないが、全 409 例の約 4 分の 1 (25.43%) を占めている。次に多いのは、43 例の [第三者⇒話し手] の〈意志尊重〉である。[聞き手⇒話し手] の〈意志尊重〉の 104 例と合わせて見ると、シ手が話し手の〈意志尊重〉だけで 147 例となり、全体の 3 分の 1 (35.94%) を超えている。ほかに、[第三者⇒話し手] [話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉と、[話し手⇒第三者] の〈意志不問〉と、[第三者⇒第三者] の 3 つの意志タイプも相対的に多い。

上述した 8 箇所の用例が多いのに対して、[聞き手⇒話し手] [第三者⇒聞き手] の〈意志相反〉と、[話し手⇒聞き手] [第三者⇒聞き手] [聞き手⇒第三者] の〈意志尊重〉の 5 箇所(太線の枠)は、いずれも使用数が相対的に少ない。

用例が少ない 5 箇所以外では、シ手が話し手・聞き手のいずれかである、[聞き手⇒話し手] [第三者⇒話し手] [話し手⇒聞き手] [第三者⇒聞き手] の 4 パターン(点線の枠)は、シナリオと同じく、〈意志不問〉の用例が観察されなかった。

表 6-12 は、シナリオと CEJC の〈意志相反〉をカイ二乗検定で比較したものである。「↑」「↓」はそれぞれ、残差分析の結果で「有意に多い」「有意に少ない」のものを表す。表 6-13 と表 6-14 の網掛けと「↑」「↓」も同様である。

表6-12 シナリオと日常会話コーパスの〈意志相反〉の比較

サセ手	シ手	シナリオ	CEJC
聞き手	話し手	29 (5.56%) ↑	7 (1.71%) ↓
第三者		15 (2.87%) ↓	23 (5.62%) ↑
話し手	聞き手	49 (9.39%)	21 (5.13%)
第三者		11 (2.11%)	6 (1.47%)
話し手	第三者	33 (6.32%)	20 (4.89%)
聞き手		50 (9.58%) ↑	10 (2.44%) ↓
第三者		32 (6.13%) ↓	40 (9.78%) ↑
合計		219 (41.95%)	127 (31.05%)

7×2 のカイ二乗検定の結果： $x^2(6) = 36.674$, $p < .01$, Cramer's V = 0.326

〈意志相反〉を立場別で見ると、シナリオは [聞き手⇒話し手] [聞き手⇒第三者] が有意に多く、[第三者⇒話し手] [第三者⇒第三者] が有意に少ない。それに対して、CEJC は [聞き手⇒話し手] [聞き手⇒第三者] が有意に少なく、[第三者⇒話し手] [第三者⇒第三者] が有意に多い。

表 6-13 は、シナリオと CEJC における〈意志尊重〉をカイ二乗検定で比較したものである。

表6-13 シナリオと日常会話コーパスの〈意志尊重〉の比較

サセ手	シ手	シナリオ	CEJC
聞き手	話し手	172 (32.95%) ↑	104 (25.43%) ↓
第三者		11 (2.11%) ↓	43 (10.51%) ↑
話し手	聞き手	12 (2.30%)	5 (1.22%)
第三者		2 (0.38%)	3 (0.73%)
話し手	第三者	23 (4.41%)	18 (4.40%)
聞き手		25 (4.79%) ↑	4 (0.98%) ↓
第三者		8 (1.53%) ↓	26 (6.36%) ↑
合計		253 (48.47%)	203 (49.63%)

7×2 のカイ二乗検定の結果： $x^2(6) = 59.376$, $p < .01$, Cramer's V = 0.361

〈意志尊重〉は〈意志相反〉と同じく、シナリオでは〔聞き手⇒話し手〕〔聞き手⇒第三者〕が有意に多く、〔第三者⇒話し手〕〔第三者⇒第三者〕が有意に少ない。それに対して、CEJCは〔聞き手⇒話し手〕〔聞き手⇒第三者〕が有意に少なく、〔第三者⇒話し手〕〔第三者⇒第三者〕が有意に多い。

表 6-14 は、シナリオと CEJC における〈意志不問〉をカイ二乗検定で比較したものである。

表 6-14 シナリオと日常会話コーパスの〈意志不問〉の比較

サセ手	シ手	シナリオ	CEJC
話し手	第三者	21 (4.02%)	42 (10.27%)
聞き手		20 (3.83%) ↑	10 (2.44%) ↓
第三者		9 (1.72%) ↓	27 (6.60%) ↑
合計		50 (9.58%)	79 (19.32%)

3×2 のカイ二乗検定の結果： $\chi^2(2) = 13.496$, $p < .01$, Cramer's $V = 0.323$

シナリオでは〔聞き手⇒第三者〕が有意に多く、〔第三者⇒第三者〕が有意に少ない。それに対して、CEJCは〔聞き手⇒第三者〕が有意に少なく、〔第三者⇒第三者〕が有意に多い。

表 6-12～表 6-14 で見られた有意差が生じる原因については、第 7 章で具体例を分析したうえで、7.4 でまとめる。

次の表 6-15 は、意志・立場・共感の 3 つの観点を組み合わせて集計した CEJC の結果である。

表6-15 日常会話コーパスの意志別・立場別・共感対象別の使用数

サセ手	シ手	意志相反			意志尊重			意志不問		
		サセ手 共感	共感 なし	シ手 共感	サセ手 共感	共感 なし	シ手 共感	サセ手 共感	共感 なし	シ手 共感
聞き手	話し手	0 0.00%	0 0.00%	7 5.62%	0 0.49%	0 0.00%	104 10.02%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
第三者		0 0.00%	0 0.00%	23 5.62%	2 0.49%	0 0.00%	41 10.02%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
話し手	聞き手	0 0.00%	0 0.00%	21 5.13%	0 0.00%	0 0.00%	5 1.22%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
第三者		0 0.00%	0 0.00%	6 1.47%	0 0.00%	0 0.00%	3 0.73%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
話し手	第三者	8 1.96%	0 0.00%	12 2.93%	0 0.00%	0 0.00%	18 4.40%	29 7.09%	0 0.00%	13 3.18%
聞き手		1 0.24%	3 0.73%	6 1.47%	0 0.00%	0 0.00%	4 0.98%	3 0.73%	7 1.71%	0 0.00%
第三者		5 1.22%	4 0.98%	31 7.58%	0 0.00%	2 0.49%	24 5.87%	2 0.49%	18 4.40%	7 1.71%
合計		14 3.42%	7 1.71%	106 25.92%	2 0.49%	2 0.49%	199 48.66%	34 8.31%	25 6.11%	20 4.89%
		127 31.05%			203 49.63%			79 19.32%		

シナリオと同様に、話し手・聞き手がシ手である〈意志相反〉〈意志尊重〉は、2例の例外を除いて、基本的にはシ手に共感を寄せるものである。

第三者がシ手である〈意志相反〉〈意志尊重〉では、シナリオと同じく、サセ手共感と共感なしの用例もあるが、〈意志尊重〉がほとんどシ手共感である点ではシナリオと異なる。〈意志相反〉では、各立場別でサセ手共感と共感なしが一定数見られるが、いずれの立場パターンでもシ手共感が最も多い。

シナリオの〈意志不問〉では、シ手共感が2例のみであるが、CEJCの〈意志不問〉では、シ手共感が計20例観察された。シナリオの〔話し手⇒第三者〕は1例を除いて、ほかはす

べて[サセ手=話し手]の気持ちを優先するものであるが、CEJCではシ手共感が13例観察された。[聞き手⇒第三者]はシナリオと同じく、共感なしが最も多い。シナリオの[第三者⇒第三者]は共感なしのみであるが、CEJCでは、共感なしのほかに、シ手共感もサセ手共感も観察されている。

6.5 第6章のまとめ

本章では、現実の日常会話における使役表現の使用実態を分析するにあたり、CEJCから収集した実例を用いて、CEJCに出現する使役表現の量的傾向を調べた。

6.1で動詞を調べた結果、CEJCの使役表現は「やる」「する」「待つ」「行く」「食べる」「飲む」「使う」「持つ」「取る」の9種が、使用数も出現会話数も多いことがわかった。9種のほかに、「書く」「考える」「撮る」「食う」「やめる」「笑う」「知る」「通る」「聞く」「作る」「歌う」「言う」「読む」「入る」「泊まる」の15種も相対的に多く出現している。第8章では、これらの24種の前接動詞が日本語教科書でどのように扱われているのかを調べる。

6.2では、CEJCにおける使役表現の出現形態を調査した。その結果、「-(s)asu」形態が全体の3分の1(36.67%)を超えていることが明らかになった。複合形式では、使役受身だけでなく、使役授受でも「-(s)asu」形態が多い。また、複合形式以外でも「-(s)asu」形態が出現しており、特に「飲まして」のようなテ形で使われることが多い。第8章では、日本語教科書における使役表現の出現形態を調べる。

6.3では、CEJCに出現する複合形式の使役表現の傾向を調べた。その結果、使役受身は全体の約1割(9.78%)で、使役授受は約3分の1(34.72%)で出現していることがわかった。使役授受の3系統のうち、サセテモラウ・サセテイタダクが特に多く(110例、使役授受の142例の77.46%)、全409例の約4の1(26.89%)を占めており、ほとんどシ手が話し手の場合で使われている。

6.4では、第4章の使用原理で述べた、意志・立場・共感の3つの観点でCEJCの使役表現を整理した。

シ手の意志の観点で見ると、〈意志尊重〉は約半数(48.47%)を占めており、シナリオにおける割合に近い。〈意志相反〉はシナリオの4割強(41.95%)と比べて少ないが、それでも全体の約3割(31.05%)を占めている。約2割(19.32%)の〈意志不問〉はシナリオと比較して割合が高いが、〈意志相反〉〈意志尊重〉と比べて少ないことはシナリオと同様である。

意志の観点にシ手・サセ手の立場の観点を加えて見ると、シナリオと同様に〔聞き手⇒話し手〕の〈意志尊重〉が最も多い（104例，25.43%）。〔話し手⇒聞き手〕〔第三者⇒第三者〕の〈意志相反〉が相対的に多い点でもシナリオと共通している。ほかに，〔第三者⇒話し手〕の〈意志尊重〉，〔第三者⇒話し手〕の〈意志相反〉，〔話し手⇒第三者〕の〈意志不問〉および，〔第三者⇒第三者〕の〈意志尊重〉〈意志不問〉も相対的に多い。話し手・聞き手のいずれかがシ手に該当する〈意志不問〉は，シナリオと同様に用例が観察されていない。

シナリオに比較して，〈意志相反〉も〈意志尊重〉も，〔聞き手⇒話し手〕〔聞き手⇒第三者〕が有意に少なく，〔第三者⇒話し手〕〔第三者⇒第三者〕が有意に多い。〈意志不問〉では，〔聞き手⇒第三者〕が有意に少なく，〔第三者⇒第三者〕が有意に多い。このような有意差が見られた原因については，7.4でまとめる。

意志と立場に共感の観点を加えて見ると，〈意志相反〉と〈意志尊重〉はシナリオと同じく，シ手共感が多い。特に〈意志尊重〉は例外を除いて，基本的にはシ手に共感を寄せる。〈意志相反〉は，シ手が第三者の場合は，シ手に共感を寄せないことも一定数起きるが，話し手・聞き手がシ手の場合は，シ手共感のみである。〈意志不問〉では，シナリオより，シ手共感が多く観察されたが，サセ手共感と共感なしも多い。

第7章 『日常会話コーパス』に見られる使役表現の質的特徴

前章では、『日常会話コーパス』に見られる使役表現の量的傾向について述べたが、本章では、『日常会話コーパス』に出現する使役表現の具体例を挙げて記述する。7.1～7.3 ではそれぞれ、〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の立場別・共感対象別の使役表現を述べる。

7.1 『日常会話コーパス』における〈意志相反〉

7.1.1 『日常会話コーパス』における[聞き手⇒話し手]の〈意志相反〉

[聞き手⇒話し手]の〈意志相反〉の7例はすべて[シ手=話し手]の気持ちを優先しているものである。同じく[聞き手⇒話し手]の〈意志相反〉であるが、シナリオの29例がほとんど[サセ手=聞き手]への《非難》であるのに対して、CEJCは7例と少ないうえ、《非難》が1例(例262)のみである。

7例中、話が盛り上がり、笑いすぎていてつらいということを伝えようとしている「笑わせないで」(例260)が3例ある。発話者が笑いながら発話している点から、「笑わせる」ことを本気でネガティブに捉えているわけではないことがわかる。むしろポジティブに捉え、「笑い」を{誘発}する行動の中止を依頼することによって、笑いを堪えられない状態を叙述し[サセ手=聞き手]への《称賛》を示していると考えたほうが妥当であろう。

(260) 笑わせないで。 (K003_008)

「笑わせないで」のほかに、他者(IC11_金子)が「させていだけ」を「やらさせて」と言い間違えたことをからかう引用の用例(例261)が3例ある。

(261) IC11_金子 だから: ラッキーにもね 決算二年続けてやらされて させていただいて。

(略)

IC13_川崎 (D イ)やら(L(U(D イ)やら やら (D イ)やらされてってゆって
る))。

IC11_金子 それで副議(L 長とか)やらさ(0.256)(D ヤ)(U やら)。

IC02_横田 (L やら)されて。

IC01_石橋 うん。
 IC14_大野 やらされて:。
 IC01_石橋 (L)
 IC08_須藤 (T うーん)。
 IC07_下村 うーん うーん。
 IC10_酒井 (L)
 IC14_大野 (L)
 IC02_横田 本音が出た。 (T005_019)

7 例中の唯一の《非難》は例 262 である。祖母 (IC04_ばあば) を「泣いちゃえば」とか
 らかっておきながらも、胸で泣かれるのを「遠慮しとく」と反応したところ、「憎たらしい」
 と言われたため、それに対する反論として、母親 (IC02_理奈子) にかからかわれたことでそ
 うせざるをえなくなったことを述べ、[サセ手=聞き手] の母親の非を指摘するものである。

(262) IC04_ばあば (R 謙) ちゃんはきょうは あたしものすごい 嬉しいわ。

(略)

IC04_ばあば もう嬉しいわ。

IC04_ばあば もう 泣きそうになるわ。

IC03_謙一 泣いちゃえば?。

IC02_理奈子 泣いちゃ。[IC03_謙一が言おうとしていること]

IC03_謙一 (L 泣いちゃえば?)。

IC04_ばあば (L)

IC02_理奈子 泣いちゃえよ。[IC03_謙一が言おうとしていること]

IC02_理奈子 俺の胸で?。[IC03_謙一が言おうとしていること]

(略)

IC03_謙一 でも(0.808)俺も遠慮しとく。

(略)

IC04_ばあば 憎たらしいな。

IC02_理奈子 お互い遠慮。

IC02_理奈子 (L)

IC04_ばあば (L)

IC04_ばあば 憎たらしい。

(略)

IC03_謙一 そうした(W ン|の)(U も)(D ウ)(0.226)(D ズ) 今 そうしたん
(X ###)(0.548)そうさせたのもお母さんのせいだぞ。

(T016_004b)

シナリオでサセ手の非を指摘する《非難》が多数観察されたのは、登場人物の間に衝突が生じる場面も多く描写されているというテレビドラマの性格による結果と思われる。一方、CEJCのような録音・撮影されている環境では、相手と衝突するような言語行動が展開されにくいから、[聞き手⇒話し手]の《非難》が少ないのではないかと考える。

7.1.2 『日常会話コーパス』における[第三者⇒話し手]の〈意志相反〉

[第三者⇒話し手]の〈意志相反〉の23例はいずれも[シ手=話し手]の気持ちを優先して「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。

23例中の21例がシナリオでも多く観察された、[サセ手=第三者]の非を指摘したり、[シ手=話し手]が不本意な行動を遂行したことを述べたりする《愚痴》(例263～例268)である。21例の大半(16例)が使役受身(例263～例266)である。シナリオと比べて少ないが、使役受身以外の形式も5例(例267, 例268)ある。

(263) IC01_直也 よく(D オ)俺も追っかけで(0.88)行ったことある。

IC02_高柳 テレビ局近いからかな。

IC02_高柳 ほんと?。

IC01_直也 追っかけってゆうか (G まあ|ま)追っかけに付き合わされて。

IC02_高柳 (U あー)。

IC02_高柳 (U 奥さん)。 (T002_013)

(264) だって: (F あの:)(0.142)(D ウー) (D ホ)(0.166)小学校の時とか普通:にラグビーボール:持たされてたもん。 (S002_008)

(265) 去年:(0.389)(F あーの:)(0.448)大学の(0.417)(F あの:)(0.199)支部の懇談会で:行かされたのが佐賀で:(0.397)佐賀一日に(0.931)何便だろ(1.389)四(0.194)四便くらいしかないんですよ。 (T007_014a)

(266) そのあと しばらく待たされたのもその間に(0.326)準備してたんじゃない。

(T011_008)

(267) えっ。 そこにわざわざ停めさせる?。 (略) わざわざそこまで指定するんだ。

(C002_008)

(268) だから:(0.335)行けんだろうと思っ(W ト)たら 散らしやがってさ。

(K003_012a)

《愚痴》以外では、シナリオでは観察されなかった否定形が用いられた《称赞》も 2 例 (例 269, 例 270) ある。[シ手=話し手] の意志に反する行動を要求しなかった [サセ手=第三者], または [シ手=話し手] に望ましくない感情変化を引き起こさない [サセ手=第三者] への《称赞》を示すものである。

(269) わたしも:ほれ(0.339)百姓のうちの生まれても(0.62)(D オ)わたし しまいっ子だったもんで何もさせなかっただよね。@「しまいっ子」=「末っ子」という意味の方言
(T013_008)

(270) [同級生のナカが偉いさんの父親を持つことではなく、ナカ自身の強さを感じさせる点に感心したという話]

IC02_圭 (R ナカ)自身が全然それを感じさせないところがまた。

IC01_山口 (L)

IC02_圭 (L)

IC01_山口 そう。

IC01_山口 まったく感じないよね。

IC02_圭 またお前もお前もお前ですげえなと思うけど。 (S002_014)

7. 1. 3 『日常会話コーパス』における [話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉

[話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉の 21 例はシナリオと同様に、すべて [シ手=聞き手] へ共感を寄せて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。シナリオでは、「お待たせ」「お騒がせ」系の定型表現 (24 例) も [サセ手=話し手] の非を認める《謝罪》も多数 (19 例) 観察されているが、CEJC では、「お待たせ」系の定型表現 (例 271, 例 272) が 16 例と多く、《謝罪》(例 273, 例 274) は 4 例程度である。《謝罪》の 4 例中、2 例が引用 (例 274) の用例である。

(271) お待たせ。@遅れてきて席につきながら (T007_014a)

(272) 大変お待たせいたしました。 (T009_022)

(273) すみません。持たせちゃって。 (K002_004)

(274) でもなんかせつかく来てもらって:(0.438)そんな:気持ちにさせてごめんみたいな
ことゆわれ(U た)。 (T008_008)

シナリオでは観察されなかったが、[シ手=聞き手] に一人で仕事を担当せざるをえない状況を作った過去の出来事を《叙述》する際に使役表現が使われた用例も1例(例275)ある。「すみません」「ごめん」などの定型表現が伴わない点では《謝罪》と異なるが、[サセ手=話し手] の非を認めている点では《謝罪》と共通している。

(275) IC02_智 あれだよ。
IC01_萌 あー。
IC02_智 (L あれだよ)。
IC02_智 なんだっけ。
IC02_智 ほら。
IC02_智 一人でやらせたじゃん。
IC02_智 (L 懇談会)。
IC01_萌 (L)
IC01_萌 (L そうだよ:。
IC02_智 (L)
IC02_智 いや。
IC02_智 あたし(W ケッコ|結構)元気だから:。
IC01_萌 (L)
IC02_智 で なんかデスクワークかなって思ってたら:(0.19)え 出勤停止? みたいな。
IC01_萌 (L)
IC01_萌 ね:。
IC01_萌 そうだよ:。
IC02_智 うん。
IC02_智 ね:。
IC01_萌 大変だった:。 (K001_009)

シナリオで観察された否定形を用いた「お時間は取られません」のような[シ手=聞き手] に不本意な行動や状態変化を強要しない《意志表明》や、「かなり怒っていらっやいます

ね。いい加減待たされて」のような《叙述》は CEJC では観察されなかった。

7.1.4 『日常会話コーパス』における [第三者⇒聞き手] の〈意志相反〉

[第三者⇒聞き手] の〈意志相反〉の 6 例はすべて [シ手=聞き手] に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。使役受身の多用 (5 例) はシナリオと同様である。

シナリオでは、《忠告》が約半数 (5 例) 観察されたが、CEJC では、{強制} された [シ手=聞き手] への《同情》を示すもの (例 276) と、{強制} された事実について《確認》するもの (例 277) と、不本意な行動を要求された経験の有無を尋ねる《確認》 (例 278) が計 3 例ある。

(276) だから:(0.78)(L もう)記憶もないうちに (F その:) 利き手を(0.476)使いやすくないほうを:(0.226)こう使わされてたら そうなっちゃうんじゃない。

(T016_006a)

(277) IC05_小川 緊張してたんだよ。

(略)

IC01_佐竹 なんか書かされたの?。

IC05_小川 (G いや|やつ)。

IC05_小川 なんか (F あの:)(0.228)受け付けはこうやるみたいなことで 名前は書いてここに貼るんですよなんて みんな(W ケッコ|結構)硬くなってこうやってたのに。

(T011_017)

(278) IC02_パパ 自分は音痴だとは思わなかったけど。

IC02_パパ 人前で歌う自体が ほら みっともないじゃない。

(略)

N10A_酒井 小(W ガッコ|学校)(W ン|の)時唱歌歌わされなかったの。

N10A_酒井 (W ガッコ|学校)で:。

IC02_パパ うん。

IC02_パパ 全然。

(T004_003)

ほかにも、シナリオでは観察されていない発話機能もある。例 279 は、[サセ手=第三者] が結果的に「シ手=聞き手」にとって不本意な行動を {強制} するという予測を《叙述》するものである。例 280 は、使役受身の否定と呼応する形を用いて [シ手=聞き手] にとって

不本意な行動を{強制}されるような状況が発生しないことを《叙述》し、聞き手の不安を払拭するものである。否定形を用いて[シ手=聞き手]に不本意な行動を要求しない[サセ手=第三者]への《称賛》を示すもの(例281)もある。

(279) [IC01_溝口がはじめて楽団の公開リハサールを見る予定。教育関係者として、難しい曲を練習する最中のやりなおしなどのリアルな練習風景を楽しみにしている。]

IC01_溝口 でも(.)(D ジス)(0.161)でも まあ(0.283)演奏会が二時間半としたら(0.534)それは:(F あの)(0.236)六十分しかないから まあ 二分の一だからね。

(略)

IC02_内藤 じゃあ (F あの)(0.853)わりと楽な曲 聞かせてくるんじゃない?。

IC01_溝口 うん。

IC01_溝口 うん。

IC02_内藤 むつかしい曲は聞かされんだよね。

IC01_溝口 (U うん)。

IC01_溝口 あ。

IC01_溝口 そうゆうことか。 (T013_018)

(280) えっと(.)雇用期間だったらそんなに長く待たされるってことないんじゃないの。
(T008_008)

(281) IC06_中ちゃん みんな偉い。

IC02_はるか (X ###)(U 偉いですよね:.)。

IC02_はるか (R 中)ちゃん(U は)すごいよ。

IC06_中ちゃん うん。

IC02_はるか 旦那さんが。

IC02_はるか (L)

IC06_中ちゃん そうね。

IC06_中ちゃん それ考えたらそうかもね:。

IC02_はるか 旦那さんすごいよ:?。

IC05_ゆかり そしたら納得してくれて:。

IC02_はるか 奥さん働かせないなんて。 (T004_010b)

7.1.5 『日常会話コーパス』における[話し手⇒第三者]の〈意志相反〉

[話し手⇒第三者]の〈意志相反〉の20例はシナリオと同様に[シ手=第三者]に共感を寄せる場合(12例)と[サセ手=話し手]の気持ちを優先する場合(8例)に分かれる。

[シ手=第三者]に共感を寄せる12例はいずれも「(さ)せる」事柄をネイティブに捉えるものである。12例中,[シ手=第三者]にとって不本意なことを要求しないことを《意志表明》するもの(例282,例283)が7例を占めている。《意志表明》のほかに,[サセ手=話し手]が[シ手=第三者]が望んでいない行動を引き起こしてしていないことを聞き手に《確認》したり(例284),[シ手=第三者]の負担になる行動を要求しているという聞き手の誤解を解こうとし,懸念されている事実の存在を否定して《叙述》したり(例285),[シ手=第三者]にとって不本意な行動を強いたことを《反省》したり(例286)するものも5例観察された。

(282) でも 別にピッチャーがやだってゆう球は俺 投げさせたくないから:(0.586)首振
つたら: あ いいよ:みたいな。 (T010_004)

(283) 後悔したらってゆうか(0.378)後悔はさせた させたくないってゆうか。
(T010_002b)

(284) IC01_安藤 何も待たせてないよね。
IC02_岩本 うん。
IC02_岩本 待たせてないはずだよ。
IC01_安藤 (T だいじょぶだよね。 (T009_022)

(285) IC04_田代 (X # #)(0.117)そのさ: 自分じゃない意見で(D シ)発言しようって
ゆう ちょっと考えながらさ 話さなくちゃいけないから:(0.449)え
っと:(0.45)(D オ)(0.639)地域の:(0.397)まあ (D オ)ご年配の方とか:
(0.302)そうゆう トレーニング%の:経験のない人は(0.501)難しいか
(U も)。

(略)

IC02_松下 だ その人たちに:(0.517)ディベートさすわけじゃないから。
IC05_岩崎 うん。
IC05_岩崎 (D デ)(D デベ)(0.117)(U 誰)かしら こう わたしたち側で一回や
ってみて(0.241)それについてみんなで話しをするだけ。(T004_013)

(286) もうね だからきのう二時 初めて二時(K カ:ン?|間) 人を待たせるってゆう?。
やっちゃったね。 (T002_011c)

[サセ手=話し手]に共感を寄せる8例はいずれも「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。8例中、7例が[シ手=第三者]の意志に反する行動を{強制}したことを述べ、[サセ手=話し手]の適切な対応を《誇示》するもの(例287, 例288)である。[シ手=第三者]の意志に反すると知りつつ、[シ手=第三者]にとって不本意な感情変化を引き起こすことを《意志表明》するもの(例289)も1例ある。

(287) しかもさ: 眼鏡屋行ったらさ すんごい攻めてる眼鏡ばっか選(U びそうになるの)。(L それは:もうおかしいから)やめてって言って(0.663)一番無難なのにさした(U の)。 (T011_008)

(288) 昔はね: 出来の悪いやつはね(0.556)看護師の国家試験はね: 諦めさせてね: 保健師の国家試験だけね: 一生懸命やらせたの。昔はね: (D オ)保健師の資格だけあれば 看護師業務ができたのよ。 (T006_004)

(289) ちょっと悔しがらせたいので パパに写真撮って送っちゃおっかな:。
(C002_016)

7.1.6 『日常会話コーパス』における[聞き手⇒第三者]の〈意志相反〉

[聞き手⇒第三者]の〈意志相反〉の10例中、6例がシ手共感であり、サセ手共感(1例)と、シ手・サセ手のいずれにも寄せないもの(3例)もある。

[シ手=第三者]へ共感を寄せる6例はいずれも「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。[シ手=第三者]に不本意な行動や状態変化を引き起こす[サセ手=聞き手]を《非難》するもの(例290, 例291)が4例ある。ほかに、[サセ手=聞き手]の不安を払拭するために、[シ手=第三者]に不本意な行動を引き起こしている事実が存在しないという判断を《叙述》するもの(例292)と、[シ手=第三者]に不本意な行動を引き起こした場合の結果を尋ねる《確認》(例293)がある。

(290) IC01_安藤 パパがなんか(0.349)全部入れちゃった%みたいな。

IC02_圭吾 (F あの) グリーンカレー(0.424)タイカレーキット 買って。

IC01_安藤 辛い全部入れちゃった:みたい。(T011_008)

(略)

IC03_桃子 で 二人で辛い 辛いつって食べたの。

(略)

- IC03_桃子 あ:んなもん よく子供に食わしたね。 (T009_010)
- (291) [注文した料理に十八種類の野菜がちゃんと入っているかを店員に確認しようとする母親(桃子)を止める]
- IC01_安藤 だ 十八はうそかもしれない。
- IC02_桃子 これ (W フリ|(U それ))まずいじゃん。
- IC02_桃子 (W ケーホー|景表)法違反だよ。@景品表示法のことか?
- IC01_安藤 じゃ カウントミスだよ。
- IC02_桃子 これ十八って 何が十八個なんですかって聞いてみる:。
- IC01_安藤 困らせることしない(U の)。
- IC01_安藤 ただでさえ終わってない(U のに)。
- IC02_桃子 (U ふん)。
- IC02_桃子 何が十八入ってんの。 (T009_015)
- (292) IC01_安藤 何も待たせてないよね。
- IC02_岩本 うん。
- IC02_岩本 待たせてないはずだよ。
- IC01_安藤 (T だいじょぶだよね)。 (T009_022)
- (293) [飲めない内田妻が飲むとどうなるのかについて内田に尋ねる]
- IC05_内田妻 ほんとに飲めないの。
- IC04_内田 この人は大変なんですよ。[内田妻が一時的に席を外す]
- IC02_一ノ宮 どう(D ナ)(D ン)飲ませるとちよっと(D ト)(D ト)(D チ)(D ネ)
猫 猫が虎に。
- IC04_内田 ええ ええ。 (T004_005b)

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない 3 例は、話し手自身の信念に基づいて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えて、[シ手=第三者]の行動を{強制}することを[サセ手=聞き手]に《助言》するもの(例 294, 例 295)である。

- (294) (W タイク|体育)会:(1.178)(W タイク|体育)会を(U もう)多少採らないとねってゆうのがあって(1.066)アメフトと:(0.469)(R ****)部は採ってんだよね。(略)ってゆうのがあって(W ケッコ|結構) 結構採ってるらしいんだけどさ。(L でも)(1.029)(L でも)申し訳ないけど。ここ(0.309)何年間 (Y カン|間)の(R ****)部(0.103)最悪だよね:(L とか言って)。もうやめさせたほうがいいんじゃない

のって(.) (D ン) (R ****)部から採るのって(1.009)ゆう話しされてる。

(C002_016)

(295) でも食事三食抜かしちゃだめだよ。(略) (F あの:) 少しでもいいから(0.351)(F あの) 食べさせて。IC01_母 そいで やっぱり野菜系(0.492)を(0.384)中心にしてさ。

(K004_001)

[サセ手=聞き手] に共感を寄せる 1 例は、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉え、[シ手=第三者] への {強制} に《感心》を示すもの (例 296) である。

(296) IC02_はるか あと: バイトで忙しかったから:男の子たちにレポート書かしてまし(L た)。

(略)

IC02_はるか なんか(0.111)ほん%と勉強しなかった。

IC03_由里子 やらせるのもすごいな。

(略)

IC06_中ちゃん もうそのころからこの人を使う(0.129)(Y スベ|術)が:。

(T004_010b)

7. 1. 7 『日常会話コーパス』における [第三者⇒第三者] の〈意志相反〉

[第三者⇒第三者] の〈意志相反〉の 40 例は、31 例のシ手共感のほかに、サセ手共感 (5 例) と、シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないもの (4 例) もある。

[シ手=第三者] に共感を寄せる 31 例はいずれも「(さ) せる」事柄をネガティブに捉えるものである。[サセ手=第三者] が [シ手=第三者] にとって不本意な行動や状態変化を引き起こすことを述べながら、[シ手=第三者] へ《同情》をしたり (例 297, 例 298), [サセ手=第三者] が [シ手=第三者] に不本意な行動を引き起こすことを《非難》したり (例 299, 例 300), [シ手=第三者] への同情や [サセ手=第三者] への非難を示しながら《叙述》するもの (例 301, 例 302) が観察された。使役受身の形式が多用されている (16 例)。

(297) でもね 彼は:(0.653)彼女が前(L 付き合ってた)::(0.32)彼氏が全部ひげ生えてたってことはもちろん知らないわけ。要するに(0.621)彼女の好みの男に仕立てられてるってことは 彼は知って 知らないんだよ。けど (R 恵美子)が俺に似合うって言うてるから なんかもう やってるんだ:つって。(略) とうとう(R 優)も(0.23)

生や(L させられたな:).

(K001_003b)

- (298) (L 前)(0.308)前ゆったかもしんないけどさ:。奥さんが(U さ:)(0.3)向こう行って:(0.182)英語しゃべれないから:まず:。(U だから) 入国審査で(L さ:)(0.216)泣かされてさ:。なんかさ: 俺なんか(0.311)一緒に行けないのね?。赴任の時って。まあまず まず俺が単身で向こうに行って:。(略) だから奥さん一人でやってくるんだけど:。そこで入国審査の時にさ 何しに来たんだって:(0.343)ゆわれて:(L)(1.279)旦那がここで働いてるんだとかってゆうことをゆわなきやいけないんだけど。

(T005_008)

- (299) なんか (F あの)(1.052)昔は(0.926)奴隷使って無理無理働かして(0.38) なんか(0.258)王さまの(0.333)権力で(0.27)建てさしたとかゆうんだったけど。

(T001_014)

- (300) ぶつかり合いの上でしょうがないです みたいな顔して平気で人のこと転ばしたり:(0.45)(D メ)誰かが ぜいぜい息してるのを近くで聞いて なんか今 暴言言われました: 審判 (F あの) 判断お願いしますみたいな すぐやるのよ。

(T010_003)

- (301) ってゆうなんか(0.455)もう強制合コン(0.712)させられるようなお店があって:

(K003_005)

- (302) 右利きのほうがはるかに 人間の生活の中でも(0.405)便利ですから:(0.479)右か左かはっきりしない人たちは:(0.317)右のほうにみんなこう(0.51)移行させられてくんですが:。

(T013_020)

サセ手共感の5例中、4例が「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。[シ手=第三者]に行動を{強制}した[サセ手=第三者]を述べ、《称賛》を示すもの(例303)と、[シ手=第三者]の不適切な行動を阻止する[サセ手=第三者]の役目について説明する《叙述》(例304)と、[シ手=第三者]の行動を{強制}する方法に関する《意見を表明》するもの(例305)が観察された。「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、[シ手=第三者]にとって望ましくない状態変化を引き起こさない[サセ手=第三者]への《称賛》を示すもの(例306)も1例ある。

- (303) IC03_堀江 だから (F その)(0.41)パン屋さんが(0.43)(R サーカス)のすぐそばにあって:最初:できたば%かりん時の定休日が火曜日だったんだけど。

IC02_園部 うん。

IC03_堀江 (R サーカス)の人が:(0.33)そう(W ヌ|ゆう) 練習会に来る? 人が
(0.151)パン屋さんで:ね 買えると思うからってゆって交渉し
て:(0.397)定休日を変えさせちゃったってゆう。

IC02_園部 うん。

IC02_園部 すごい。 (S001_018)

(304) (F あの)さ プロレスの反則技があるってさ(0.136)(U より)レフェリーがいるっ
てゆうことは(0.132)その反則技が出た時にレフェリーがそれをやめさせたりと
かさ(0.438)そうゆう(0.326)(F あの:) 役目でレフェリーっているわけでしょ。
(T006_001)

(305) IC02_岡村 それはね: 会長が禁煙始めたんだ(L って)。
(略)

IC02_岡村 (L で:)(0.262)(U で) 俺だけ禁煙するのやだからお前らもやれっ(L
つつて)。

IC03_武田 (L)
(略)

IC03_武田 じゃあ 全員にチャンピックス飲ませりゃいいじゃん。 @チャンピ
ックス=禁煙の薬の名前 (T005_008)

(306) だから(0.313)薬師寺行っていつも思うよね。あの若いお坊さんたちも トークが
上手。飽きさせないよ。 (T003_006)

シ手・サセ手に共感を寄せない4例中、話し手自身の信念に基づいて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えて[シ手=第三者]にとって不本意なことでも{強制}するべきであるという《意見を表明》するもの(例307, 例308)と、話し手自身の信念に基づいて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えながら《叙述》するもの(例309)ある。

(307) IC01_小川 で: たばこあれだけ吸ってて(0.845)八十んなって:たばこの影響があ
りますってゆうんだったらいいほうじゃねえの。

IC01_小川 だって。

IC01_小川 だって全然たばこ吸ってなく%たって若くして肺ガンになっちゃ
う人だっていんだから。

IC02_母 いるもんね?。

IC01_小川 うん。

- IC02_母 でも ほんとにそうだったら国でやめさせればいいのかにさ みんな吸ってるってゆうことは。
- IC03_父 いや。
- IC01_小川 今更禁止にはできねえだろ。 (T015_019)
- (308) IC05_広瀬 コンサルもそうだしね。
- IC03_千秋 うーん。
- IC05_広瀬 やりすぎたら:できないから。
- IC02_洋平 あー。
- IC05_広瀬 お客さんいつまで経っても。
(略)
- IC05_広瀬 自立させないといけないんだけど。 (T001_011)
- (309) だから(0.139)決まった時間に来る?(U 待たさ)ない(.)このルール ここは左側通行で行く:とかどこに集まるとか。(F あの:)(0.109)それはやっぱり(0.398)いいかわりいか。うん。で あと:その(W エスエヌース|SNS)にしても(0.812)いいかわりいか。 (T004_013)

7.1.8 『日常会話コーパス』における〈意志相反〉のまとめ

表 7-1 は、表 5-4 と同様に、CEJC における〈意志相反〉の立場別・共感対象別の用例数と使役表現を含む発話機能の例を示したものである。表 6-11 に合わせて、用例数の割合が 5.00%以上の箇所を網掛けで記した。

CEJC の〈意志相反〉は、シナリオと同様に、第三者がシ手の場合のサセ手共感と共感なしを除いて、主にシ手に共感を寄せて、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えているものである。立場別の用例数は [聞き手⇒話し手] [第三者⇒話し手] のように、シナリオと有意差が見られた箇所もあるが、シ手に共感を寄せて、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えている場合は、事態を述べるとともに、{強制/誘発}するサセ手の非を指摘するために使役表現が使われていることが多い。[サセ手=第三者]の非を指摘する《愚痴》(例:小学校の時とか普通にラグビーボール持たされてたもん)や《非難・同情》(例:入国審査で泣かされてさ)の例がわかりやすい。

シ手が第三者の 3 パターンで、サセ手共感と共感なしが起きることもシナリオと同様である。「(さ)せる」事柄をポジティブに捉える場合は、[サセ手=話し手]の{強制}を《誇示》したり(例:出来の悪いやつはね、看護師の国家試験はね、諦めさせてね)や、{強制}するように[サセ手=聞き手]に《助言》したり(例:もうやめさせたほうがいいんじゃない)

いの) する。「(さ) せる」事柄をネガティブに捉える場合は、{強制／誘発} しない [サセ手=聞き手] を《称賛》する (例: 飽きさせないよ) ために使役表現が使われることもある。

表 7-1 日常会話コーパスにおける〈意志相反〉

サセ手	シ手	共感対象	使役表現を含む発話機能 (例)
聞き手	話し手	シ手=話し手 (7例)	《称赞》例：笑わせないで。
第三者	話し手	シ手=話し手 (23例)	《愚痴》例：小学校の時とか普通にラグビーボール持たされてたもん。
話し手	聞き手	シ手=聞き手 (21例)	《謝罪》例：すみません。持たせちゃって。
第三者	聞き手	シ手=聞き手 (6例)	《叙述》例：そんなに長く待たされるってことないんじゃないの。
話し手	第三者	シ手=第三者 (12例)	《意志表明》例：別にピッチャーがやだってゆう球は俺投げさせたくないから。
		サセ手=話し手 (8例)	《誇示》例：出来の悪いやつはね，看護師の国家試験はね，諦めさせてね。
聞き手	第三者	シ手=第三者 (6例)	《非難》例：困らせることしないの。
		サセ手=聞き手 (1例)	《感心》例：やらせるのもすごいな。
		共感なし (3例)	《助言》例：もうやめさせたほうがいいんじゃないの。
第三者	第三者	シ手=第三者 (31例)	《非難・同情》例：入国審査で泣かされてさ。
		サセ手=聞き手 (5例)	《意見表明》例：全員にチャンピックス飲ませりゃいいじゃん。
		共感なし (4例)	《確認》例：ほんとにそうだったら国でやめさせればいいのにさ。

7.2 『日常会話コーパス』における〈意志尊重〉

7.2.1 『日常会話コーパス』における〔聞き手⇒話し手〕の〈意志尊重〉

〔聞き手⇒話し手〕の〈意志尊重〉の104例は、すべて〔シ手＝話し手〕の気持ちを優先して「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。《許可求め》《宣言》などの行動展開型のものが多い(90例)。

《許可求め》《依頼》

104例中、〔シ手＝話し手〕の行動を展開するにあたり、〔サセ手＝聞き手〕に《許可を求め》(46例)、または〔シ手＝話し手〕の行動・状態変化の実現を{補助}する行動を《依頼》(5例)するものが合わせて51例(44.12%)と最も多い。

《許可求め》の46例の形式は、次の7-2のようにまとめられる。

表7-2 日常会話における《許可求め》の形式

形式		用例数	
本題 非引用	(さ) せて。	14	30 (65.22%)
	(さ) せていただいていいですか／(さ) せてもらっていい？／* (さ) せていただくでもいいですか ³⁰	6	
	(さ) せていただきたい／(さ) せていただきたいな／(さ) せてもらいたいな／(さ) せていただきたいと思います	5	
	(さ) せてください／(さ) せてくれ	2	
	(さ) せてもらえたら	1	
	(さ) せてくれないかなって思って	1	
	(さ) せろ ³¹	1	
	本題 引用	(さ) せてください／(さ) せてくれ	
(さ) せて		3	
(さ) せていただけないでしょうか		1	
内容	(さ) せていただいて／(さ) せてもらって	2	4 (8.70%)
	(さ) せてもらえるんだったらして	1	
	(さ) せてもらってる+名詞	1	
合計		46 (100.00%)	

シナリオの用例がいずれも《許可求め》の本題で使われているものであり、引用の用例が1例のみであるが、CEJCでは、《許可求め》の本題以外、《許可求め》の具体的な内容を語る際に使われている用例も3例観察されており、引用も12例ある。

《許可求め》の本題で使われている非引用の30例中、授受表現が後続しない形式15例が最も多い。命令形の1例(例312)を除いて、ほかの14例はすべて、テ形で終わる「(させ)て。」(例310, 例311)である。

(310) 飲まして。

(K002_015)

³⁰ 「あとでお渡しさせていただきますでもいいですか」が1例ある。

³¹ 実際の用例は「-(s) asu」形態の「通らせ」であるが、ほかの形式と統一するために、「(さ)せろ」で示した。

(311) これちょっと置かして。 (K002_012)

(312) (S ママ)(.) (S 通らせて 通らせて 通らせ。) (T003_015)

本題の非引用で使われる使役授受の 15 例では、後述する日本語教科書でよく取り上げられている「(さ) せていただけませんか」のような否定の可能形の疑問文は観察されていない。「(さ) せてもらう」「(さ) せていただく」と「てもいいか」が組み合わせあった 6 例 (例 313, 例 314) と、願望を表すタイ形の「(さ) せてもらいたい」「(さ) せていただきたい」(例 315, 例 316) が 5 例と相対的に多い。ほかには、可能形に仮定を表すタラが後続する「(さ) せてもらえたら」「(さ) せてください」「(さ) せてくれ」「(さ) せてくれないかな」(例 317～例 320) も 1 例ずつある。

(313) ちっとこれだけ撮らしてもらっていい？。 (T003_004)

(314) じゃあ(0.78)ちっと(0.919)この風景を(0.318)撮らせていただいていいですか。

(K002_018)

(315) (G まあま)これだけ支払いが(D オ)(0.27)(D オ)(0.281)遅れてるんで:(0.391)減額
さしてください みたいな感じで交渉するんですよ。(T015_019)

(316) えー 決算 予算(0.432)これは 役職が今の(0.163)とこ 就いてないとゆう方に
(0.248)わたしどもは(0.443)指名をさしてもらいたいなど ゆうふうに。

(T005_019)

(317) IC02_川内 それ:させてもらえ:たら。

IC01_杉田 だいじょぶです。

IC01_杉田 もちろんもちろん。

IC01_杉田 ぜひ ぜひ。

(K002_004)

(318) なんか(D テ)(0.846)普通に手伝いに来るから 入れさしてください。

(T008_019b)

(319) だ(W カ)から仕事の邪魔さしてくれよ。 (T008_005a)

(320) これ修理: 修理:させてくれないかなってちょっと思っ。 (S001_018)

本題で使われている引用の《許可求め》(12 例) では、「(さ) せてください」(例 321, 例 322) が多く (7 例) 観察されており、「(さ) せてくれ」(例 323) も 1 例ある。「(さ) せていただけないでしょうか」(例 324) は 1 例のみ観察された。

- (321) あと一時間:(0.742)仕事が あと一時間 (D イ)(0.113)やらせてくださいとか 先に
ゆわないといけない。 (T011_017)
- (322) そこぐらいまでにさせてくださいってゆう話だよ。 (S002_007)
- (323) (F あの) じゅん散歩のさ: あとのさ:(0.57)(F あの:) フォローでさ:(0.115)こう写
真をまた撮らしてくれとかゆって来んだけどさ。@「じゅん散歩」はテレビ番組
(T015_019)
- (324) それが(0.413)(F あの:) 急に (D ア)(0.155)お店から(0.124)(F あの)(0.35)電話か
かってきて:(0.52)すいませ:ん 実は:(0.435)退店(D ス)(0.411)(D タ) 退職するっ
てゆう子が しなくなっちゃって:(0.582)ちょっと:採用:(0.491)見送ら(L せて
いただけないでしょうかって来て)。 (S002_008)

《許可求め》の内容を説明する際に使われているものとして、可能形に仮定形式が後続する「(さ) せてもらえるんだったら」と、テ形と連体修飾節の用例（例 325）が計 4 例観察された。

- (325) IC02_川内 出店を:(0.354)えと:(0.376)月一で:(0.743)ちょっと継続で:(0.129)させ
てもらえるんだったら:(0.122)して:。
- IC01_杉田 はい。
(略)
- IC01_杉田 ちょっと待ってね。〔来客のため一時的に離れる〕
- IC01_杉田 はい。〔会話に戻る〕
- IC02_川内 はっ。
- IC02_川内 (X ##)出(K テ:ン店)させてもらって:。
- IC01_杉田 はい。
- IC02_川内 で(0.568)なんか(0.295)時々:(0.56)習いたってゆう人が:(0.929)い
る:のでこの出店をさせてもらってる日:(0.272)来てもらったら:
簡単なの教え:れるので:(0.342)(F あの:) そうゆうふうにできたらな:
って思っ。 (K002_004)

表 5-5 と比較すればわかるが、シナリオでは「(さ) せてください」「(さ) せてくれ」が多く出現するのに対して、CEJC では、テ形「(さ) せて。」が最も多く使われており、「(さ) せてください」「(さ) せてくれ」は大半の場合、引用で使われている。CEJC で「(さ) せ

て。」が多いのは、親しい人間同士における雑談を中心としているコーパスの性格による結果と考えられる。「(さ) せてください」「(さ) せてくれ」が CEJC で非引用よりも引用で多く出現するのは、引用では、実際の《許可求め》における相手に対する配慮の表現を再現する必要性が低いためと思われる。

《依頼》

[シ手=話し手] の行動を実現する {補助} の行動を要求する 5 例の《依頼》では、テ形で終わるもの (例 326~例 328) が 3 例ある。それぞれ [サセ手=聞き手] に「話す」と「交代する」ことを要求するものである。使役授受の 1 例は「(さ) せてもらう」の意向形であり、料理を作ることを要求するもの (例 329) である。残りの 1 例は、「伝える」「報じる」に近い意味を表す他動詞と考えられる「知らせる」³²のもの (例 330) である。条件を表すバ形で使われているが、引用で使われるもののため、実際の《依頼》の発話と形式が異なる可能性が十分にある。

(326) 感想聞か(W シせ)て。 (K003_002b)

(327) で 意外とね:(0.436)コーラス部がね: あとで(0.645)感想 聞かして?つて来る。 (T003_017)

(328) 一回ぐらい交代させてよ。 (T003_019)

(329) じゃ今度(0.15)チャーハン食わしてもらおうか。 (T001_003)

(330) [調査協力を依頼した相手からの返事を読む]
一カ月前に知らせればオッケーつて。 (K003_006)

《宣言》

計 50 例の《許可求め》《依頼》の次に多いのは 39 例の《宣言》である。39 例中、ル形、または丁寧形のマス形が 28 例と最も多い。28 例の大半 (25 例) が単文、または複文の主節で使われる「(さ) せてもらいます」「(さ) せていただきます」(例 331, 例 332) であり、複文の従属節で使われるル形の「(さ) せていただくんですけど」「(さ) せていただくんですが」(例 333, 例 334) が 3 例で少ない。

³² 伝達を表す他動詞として「知らせる」が用いられることは、「既定の事柄や事実、事態の発生、物事の状況、予定などについて、それを知っている人がそれを知らない他者に伝えるような場合」などに見られる (早津 1998 : 46)。

- (331) ちょっと(0.291)スプリンターズステークスだけ買わせてもらいます。@スプリンターズステークスは中央競馬の重賞競走の名称 (T008_010)
- (332) じゃあ写真 たかたか 撮らしていただきます。 (T015_010)
- (333) (G ちょっと|ちよと)(0.16)(F あの:) 自首させていただくんですけど。 あたし: ラフテー大好きで: 二個(D ク) 二個食べちゃったんで:(0.321)ちょっと(L(F あの)。 (T013_014c)
- (334) 内(L 規が)ちょっとですね 使えないように 今なってるようで。 また 各派交渉会で提案させていただくんですが。 ちょっと間に合いませんので(0.376)第一会議室のほうで (F あの:) 議長にお骨折りいただいて 取っていただきました。 (T005_013)

ル形・マス形のほかに、[シ手=話し手]が決定権を持ちながらも、願望を表すタイ形の「(さ)せてもらいたい」「(さ)せていただきたい」を用いて行動展開を婉曲的に《宣言》する用例(例335, 例336)が6例観察された。タイ形以外は、意向形の「(さ)せてもらおう」「(さ)せていただこうかな」(例337, 例338)が3例ある。

- (335) 八月の三十日(0.203)三時ごろ(0.595)予定をさしていただきたいと思います。 (T005_013)
- (336) どう:しても(0.685)決算(W イン|委員)会に(0.281)(D ツツ)わたしは都合が悪くて(0.692)出られません てゆう方がいれば(0.978)え わたしのほうから外さしてもらいたいと(W オモ|思)うんですが。 (T005_019)
- (337) [相手の料理にカメラを向けて写真を撮ろうとして]
(R 美鈴)さんの写さしてもらおう。 (K002_018)
- (338) [食事の最後に残りの料理を食べるように促されて断ろうとして]
だからちょっと:(0.184)ちょっとあたしは遠慮させていただこうかなと思いで。 (T013_014c)

2例のみであるが、複文の従属節のテ形「(さ)せていただいて」(例339)も観察された。

- (339) じゃ ここでいったん ちょっと昼食取らしていただいて 一時ごろまた少し再開させていただきます。 (T005_013)

感謝を込めた《叙述》,《称賛》

《許可求め》《宣言》のような行動展開型ではなく、理解要請型の用例として、感謝を込めた《叙述》に使われている使役表現も 13 例観察された。13 例中の 12 例が「(さ) せていただく」「(さ) せてもらう」系統であり、タ形 (例 340) が 6 例、テイル形 (例 341) が 4 例、テ形 (例 342) が 2 例ある。

(340) コピーさせてもらったよ。 (T008_014a)

(341) お母さんの顔撮らせてもらってるのよ。 (C002_013b)

(342) だから: ラッキーにもね 決算二年続けてやらされて させてただいて。
(T005_019)

使役授受形式以外は、[サセ手=聞き手] のギャグのセンスを《称賛》するもの (例 343) も 1 例観察された。

(343) IC01_詩織 は一。
IC01_詩織 やばい。
IC01_詩織 (R 春菜)のギャグ(W セン|センス) 無%駄に(K タ%ケ|高)えわ。
IC02_春菜 なんで?。
IC01_詩織 は一。
IC01_詩織 笑わしてくる。
IC01_詩織 たま:に。
IC02_春菜 (L なん)。
IC01_詩織 なんかそれをこらえようとしてるのに なんかこう(0.236)つらいわ。
(K003_002c)

意見表明の《前置き》

意見表明の《前置き》に使われている仮定形の「(さ) せれば」(例 344) も 1 例ある。

(344) 俺に 言わせりゃ大した(T ことない)。 (T005_009)

7.2.2 『日常会話コーパス』における[第三者⇒話し手]の〈意志尊重〉

[第三者⇒話し手]の〈意志尊重〉の43例中、41例が[シ手=話し手]の気持ちを優先して「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。[聞き手⇒話し手]は主に行動展開型の《許可求め》《宣言》であるが、[第三者⇒話し手]の43例はすべて理解要請型の使役表現である。[サセ手=第三者]に共感を寄せるものも2例観察された。

《叙述》

[シ手=話し手]の気持ちを優先する41例中、31例が使役授受を用いて[サセ手=第三者]の{許可/補助}に感謝を表しながら、過去、または恒常・進行中の出来事を《叙述》する用例である。31例は主に「(さ)せていただく」「(さ)せてもらう」系統(27例)である。連体修飾節(例345, 例346)が8例、タ形(例347, 例348)が8例や、テイル形(例349)が4例、テ形(例350)が3例、タリ形(例351)が2例、ル形(例352)が1例、可能形(例353)が1例観察された。

- (345) なんか:(1.007)(R 由佳)ちゃんの実験を見(W サシッ|させ)てもらっ(W タ|て)た時に(0.556)(F あの:)(D モ)。 (K003_002d)
- (346) だから僕もね (F あの) 以前一回 えーっと(0.402)プリントパックともう一個 (F あの) グラフィック(0.685)ってゆうね: (F あの) 京都の有名な二大(0.296)(D ヒ)通販の。のグラフィックは一回 中をね 見学さしてもうたことがあるんですよ。 (T015_007)
- (347) (R 悠人)って子は (F あの)(0.644)(D ク)(.) (F あの) オオクワ飼ってて(R 朔也) 触らしてもらった。 (K002_014)
- (348) 作って(0.13)(D ン)まあ:料理しやすいように(0.123)持って(0.157)帰ら 帰らして(0.187)もらったとゆうか。 (T001_019)
- (349) まあ でも(0.238)はい (F あの:)(0.227)甘えさせていっただ+ (0.201)います。 (T013_004)
- (350) で 東京でもうち (F あの) 今 (R ***)の(0.424)えー あれ 何支部(0.201)城東支部(0.649)にも(0.245)(W イチオ一応)入らしていただいて。で (F その) 息子が今(0.281)こっち来たもんで (F あの:) その(R 松島:)さんの社長とかの(0.421)二代目さんの会(0.573)(R ライト)ってゆう(0.789)そこに今ちょっと顔。 (T015_007)
- (351) 旅行は:(0.75)いろいろ(0.658)行かせてもらったり。 (T013_004)

(352) (U では) (F あの:) ね% 特に (F あの:)(0.354)功労のあった方みたいのが(0.217)特別に最初(D ゴ) お焼香ができるわけ。(略) はい では(R 坂本和子)さんて名前呼ぶわけ。で 特別に(0.191)お焼香 先に皆さんよりさして(U もらう)。(略)で そのあと一般の方どうぞってゆう感じ。だからみんなより(0.215)先に(0.202)させてもらえる。
(T003_006)

(353) (U では) (F あの:) ね% 特に (F あの:)(0.354)功労のあった方みたいのが(0.217)特別に最初(D ゴ) お焼香ができるわけ。(略) はい では(R 坂本和子)さんて名前呼ぶわけ。で 特別に(0.191)お焼香 先に皆さんよりさして(U もらう)。(略)で そのあと一般の方どうぞってゆう感じ。だからみんなより(0.215)先に(0.202)させてもらえる。
(T003_006)

「(さ) せてくださる」「(さ) せてくれる」系統 (例 354～例 356) も 3 例ある。

(354) なんかね だからすごいね いい先生だったの。安心させてくれた。(C001_001)

(355) で 最後まで見てると:(0.526)じゃ 皆さん見てくださってゆうから: 行ってこれ提げさせてもらったり:(0.408)それ いろいろやらせてくれる(U の)。

(T007_004)

(356) (U (F あの))新作:のまだお店並んでないのを食べさせてくれて:(0.581)おいしかった:
(T009_001)

使役授受ではない形式 (例 357) も 1 例ある。

(357) (F あの:)(0.447)どんなに貧乏になっても:(1.003)いいものだけは食べさせる みたいな お母さんだった(W カナー|から)(0.816)もう 手を抜かなかったわけ。

(T002_015)

《意志表明》《期待》

過去, または恒常・進行中の出来事の《叙述》ではなく, 未来のことについて「(さ) せてもらって」「(さ) せてほしい」や「(さ) せてもらえる+名詞」に「動詞+といい」が後続する形式を用いて [サセ手=第三者] の {許可/補助} を希望する《意志を表明》したり (例 358～例 360), 疑問詞疑問文で「(さ) せてくれる」を用いて《期待》を語ったり (例 361) する使役表現も 5 例観察された。

- (358) [お寺の庫裏を借りて法事を行うことに関する話]
 お寺の庫裏の(0.148)使用料も含めて(0.238)払わなきゃいけないから(0.339)まあ
 ちょっと色付けて(0.317)それこそ(0.272)一万円 持ってこいって言われ 一枚ぐ
 らい入れ(L とこかねと思った)。(略) 僕は五千円 入れといたんだけど。(D
 ン)(G まあま) そのぐらいあれば:(0.379)あそこで:お茶飲ましてもらって。
 (T007_005a)
- (359) 自分の仕事:もある程度慣れてきたら普通に定時で帰らしてほしいですし:。
 (T006_002)
- (360) どっか(0.176)どっか:やってくれ (D エ)やらせてもらえるような場所があるとい
 いんだけどね。 (T013_005)
- (361) IC01_杉田 だってわたしも:大阪駅とか着くと もうわくわくするもん。
 IC02_中沢 あー。
 IC01_杉田 何笑わせてくれるんだろう みたいな。
 IC02_中沢 (L)
 IC02_中沢 面白いですよ。
 IC02_中沢 なんか 電車の中のおばさんたちの会話聞いているだけで
 (1.373)(L)(0.175)面白い。 (K002_003b)

《遺憾》

一方、未実現の事柄や実現不可能なことについて、否定形、または否定と呼応する形で、
 [シ手=話し手] が望んでいる事態の実現を {許可/補助} しない [サセ手=第三者] に対
 する《遺憾》を示す用例 (例 362~例 365) も 4 例ある。また、否定形ではないが、「(さ)
 せてほしい」の過去形「(さ) せてほしかった」を用いて《遺憾》を表明するもの (例 366)
 も 1 例ある。

- (362) なんかことごとくやらしてもらえなくてさ:(0.484)ずっとなんか (F あの) リコ
 ーダー (F あの) いっぱいいるリコーダー隊に混ざって:。 (T010_004)
- (363) だけど(0.193)十一時半の (F その) (D ハヤ) (Y ハヤデ|早出)の にさせてもらえ
 る時じゃないと(0.761)そうゆう人たちが(0.455)もう十一時半にみんな並んで入
 っちゃうもんだから(0.781)ほとんど席が埋まっちゃって:あたしたちが十一時
 (0.496)五十分とかに行くと:(0.348)いっぱいなの。 (C002_015)

(364) 日程調整を試させてもらう場なんて はずないじゃん。 (T010_013)

(365) 一カ月もいると(0.175)ずっと温泉宿に泊まらしてくれないんで。 (T008_019b)

(366) ほんと だったらちっと お弁当 持たせてほしかったな。 (T002_015)

上の諸例は[シ手=話し手]自身の気持ちを優先するものである。シナリオの[第三者⇒話し手]の〈意志尊重〉は[シ手=話し手]の気持ちを優先する用例のみであるが、CEJCでは[シ手=話し手]より[サセ手=第三者]に共感を寄せる用例が2例観察された。

例367は、子供がお菓子を食べることを{放任}しない[サセ手=第三者]の母親の努力を述べながら《称赞》するものである。健康に悪いことの「やり放題」を反省している文脈から、「お菓子を食べさせない」母親の苦心を理解しており、サセ手の母親に共感を寄せて、「食べさせる」ことをネガティブに捉えていることが推察できる。この例であえて[シ手=話し手]自身の気持ちを優先しないのは、「お菓子を食いたい」という幼い頃の気持ちよりも、発話時点では食育に関する信念が強く働いているためと考えられる。

(367) 自然 (X ##) 志向で(0.332)一生懸命子供の時に:(0.486)玄米にし:てた したりとかさ:(0.285)(F あの) お菓子は食べさせないでさ (D ス)(0.327)生協のさ: 蕎麦ボーロにしたりとかさ: (D ヤ) 努力してやってきてくれたのに調味料もさ そうゆう(0.494)ね?(0.165)こだわって(1.008)やってきてたのに:(0.676)ちょっと親の手を離れた時(L に)(0.883)やり放題やっちゃって:(0.483)酒は飲むわ:(0.41)ジャンクに:走るわ:(0.486)(R ベビートイ)ん時なんか毎日マックの時あった(L からね)(1.006)(F あの) インストラクターやってた時なんだけど:。(R ベビートイ)は(R ゆみこ)の元職場 (T002_015)

例368は使役授受が使われていることから、[シ手=話し手]の気持ちを優先しているように見える。一方、盗まれる[サセ手=第三者]の「大変さ」を思いやる発話から見ると、むしろ利益を損害される[サセ手=第三者]に共感を寄せて「盗ませる」ことをネガティブに捉えていると考えたほうが妥当であろう。

(368) だからそう(W ヌ|ゆう)上手な人を見るのは好き。すごいなんか(0.296)あ こう(W ヌ|ゆう)ふうに:ゆったら(W イ|いい)んだ:とか あ こうゆう伝え方(D イ)上手だな:とか。で: 盗もうと思うんだけど。盗め(L ない)。(W ホンナ|そんな)簡単に盗ませてくれたら大変だよ。(T002_011c)

7.2.3 『日常会話コーパス』における[話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉

[話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉の5例はいずれも[シ手=聞き手]に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。

5例中の3例が、母親が自分で食べられない幼い子供である[シ手=聞き手]に、条件をつけて食事を{補助}すると《宣言》して行動を要求する発話(例369)である。残りの2例中、例370は「知らせる」の用例であり、例371は[シ手=聞き手]の意見を引用する際の《前置き》に使われるものである。《前置き》に使われているという点において、例344の「俺に言わせりゃ」と類似するものとする。

(369) じゃ (R 涼)くん ここ座ってくれたら食べさせてあげる。

(T002_015)

(370) まあ (G まあ|ま) お洋服届いたってゆうのも知らせようと思って(0.213)電話したんだけどさ。

(K004_001)

(371) IC05_尚子 これ(0.227)(R 由美)ちゃんに言わしたら二(W ダンガイ|段階)調理
だよね(L みたいな)。

IC01_由美 うん。

IC04_綾子 (L)

IC01_由美 二段階よ。

IC01_由美 素揚げって時点でもう(0.713)もう。

IC05_尚子 手間かかっている(L みたいな)。

(T003_021)

7.2.4 『日常会話コーパス』における[第三者⇒聞き手]の〈意志尊重〉

[第三者⇒聞き手]の〈意志尊重〉の3例はすべて[シ手=聞き手]に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。

例372は、「(さ)せてもらった」を用いて[サセ手=第三者]である教員の{許可}を得ることにより特例での受講が実現できたことを述べ、疑問文の形式で事実の真偽を尋ねる《質問》である。例373と例374は話し手の予測を《叙述》するものである。例373は、「(さ)せてくれる」で[サセ手=第三者]が[シ手=聞き手]の行動を{許可}するという予測を《叙述》し、[シ手=聞き手]が覗きに行くように促そうとしているものである。例374は、[シ手=聞き手]の本望が実現されないという予測を《叙述》するものである。

- (372) [授業の受講の話。IC01_尾形の言葉の省略部分を補完しようとして]
- IC01_尾形 俺 うん 特例でちょっと。
 IC01_尾形 (L)
 IC03_青木 あ。
 IC03_青木 いさしてもらったんすか。
 IC01_尾形 (D ウー)(0.349)あ。 (T006_002)
- (373) [IC04_舞が糸モノ祭りを薦めたところ、相手が興味を示してくれた]
- IC02_中根 ちょっと行ってみたい。
 IC01_萌 絶対行こう。
 (略)
 IC04_舞 (U で/ね) 覗いてみるだけでもきっと覗かせてくれると思う。
 (K001_016)
- (374) [IC01_溝口がはじめて楽団の公開リハサールを見る予定。教育関係者として、難しい曲を練習する最中のやりなおしなどのリアルな練習風景を楽しみにしている]
- IC01_溝口 でも(.) (D ジス)(0.161)でも まあ(0.283)演奏会が二時間半としたら (0.534)それは: (F あの)(0.236)六十分しかないから まあ 二分の一だからね。
 (略)
 IC02_内藤 じゃあ (F あの)(0.853)わりと楽な曲 聞かせてくるんじゃない?。
 IC01_溝口 うん。
 IC01_溝口 うん。
 IC02_内藤 むつかしい曲は聞かされんだよね。
 IC01_溝口 (U うん)。
 IC01_溝口 あ。
 IC01_溝口 そうゆうことか。[がっかりした口調] (T013_018)

7.2.5 『日常会話コーパス』における[話し手⇒第三者]の〈意志尊重〉

[話し手⇒第三者]の〈意志尊重〉の18例はいずれもシ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。

18例中、[シ手=第三者]の行動の{許可}を《叙述》するもの(例375)が3例ある。ほかに、[シ手=第三者]の行動の{許可}を《意志表明》(例376, 例377)したり、[サセ

手=話し手]による{許可}の必要性を主張する《意見表明》(例378~例379)が計10例観察された。

(375) 今は行きたいってゆってるから行かせてて。まだそんなにハードじゃないから。だけど(0.571)なんかあまりにもなんかこの(0.5)例えば(0.722)雪が解けたら水になる じゃなくて春になるとかあるじゃない?。そうゆうパターンで:(0.288)なんか(Dパ)そっち側(Dモ)も育てたかったら:(0.602)(G まあ|ま) やめてもいいかな。

(K002_012)

(376) IC03_美佳 もう かわいそうだから辞めさせてあげたいよ。

(略)

IC02_遥 激務でしょうね。

IC02_遥 きっとね:。

IC01_日野 ね。

IC03_美佳 うーん。

IC01_日野 激務だよね:。

IC03_美佳 かわいそう。

(C002_006a)

(377) IC01_杉田 それでなんか(0.28)(R 朔也)作んの好きなんだけど。

IC03_はるか うん。

IC01_杉田 面倒くさいんだよ。

IC04_三上 へー。

IC01_杉田 時間かかるから。

IC04_三上 まあ まあね:。

IC03_はるか うん うん。

IC01_杉田 だけどきょうは作ら(W シ|せ)てみようと思って。 (K002_018)

(378) IC01_由美 好きなんだな:と思って(0.804)読まして やったらいいね:。

IC05_パパ ああ。

IC05_パパ 中華街連れてってやろっか。

IC05_パパ じゃあ。

(T003_007)

(379) 本来であればゆわかないべきなんだけど。たぶん(0.181)たぶん(W モ|もう)全部出さして(1.978)もう聞かれたら答えるのがたぶんベストなんだけど:。だ こない

だのその生徒: ワークショップも ちょっと俺が(1.082)口出しちゃったから:

(1.663)ちょっとね: ってゆう。

(T010_002a)

ほかに、否定形を用いて〔シ手＝第三者〕の望みの実現を〔許可／補助〕しなかったことを《反省》する（例 380）、または〔許可／補助〕しないことの不適切さを指摘し、反対する《意見を表明》する（例 381）用例も 5 例ある。

(380) (R みやっち)なんか来た時に(1.806)すき焼き食べたい:ゆうて(0.163)すき焼き甘いのは と(0.323)(D タ) せっかく来てんのに食わしてやられんな。 @(R みやっち)は(R 玲子)の知人のあだ名 (C001_007)

(381) [イベントを何時まで行うかに関する話し合い]

IC04_亀山 あんま:ね:(.)昼飯も食わせないで(0.26)二時 三時まで。

(略)

IC03_服部 まあ飯 食ってないからな。

(略)

IC04_亀山 二時 三時まで(U やる)。

IC06_星野 (U 無理)ですね:。

IC05_片山 二時 三時はないね:。

IC07_武田 (W エイエン|延々)と二時まで。

IC04_亀山 (U それ)が変なさ(0.262)やっぱりふざけんって話しになんじゃん。

(略)

IC06_星野 そりゃ もうだって八時から(L でしょ)。

(略)

IC03_服部 確かにな:。

IC07_武田 (L 八時から飯も食わせず)。

IC06_星野 八時から(L)八時:。

(略)

IC03_服部 飯食ってないのは き%ついよね。 (T005_001)

7.2.6 『日常会話コーパス』における〔聞き手⇒第三者〕の〈意志尊重〉

〔聞き手⇒第三者〕の〈意志尊重〉の 4 例はいずれも〔シ手＝第三者〕に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。

例 382 は〔シ手＝第三者〕が〔サセ手＝聞き手〕の〔許可〕を得て行動していることを使

役授受の形式で《叙述》するもので、例 383 は [サセ手=聞き手] が [シ手=第三者] の望みの実現を {補助} したことを確認し [サセ手=聞き手] への《称賛》を示すものである。例 384 と例 385 は [サセ手=聞き手] が [シ手=第三者] の行動を妨害したことを《非難》しているものである。

(382) IC06_下村 だ 区の(D カイ)外郭団体も使わせてもらってんですよ。

(T005_013)

(383) [青井が、大学に行きたいなら奨学金を受けられるようにという約束で子どもが大学進学を認めた]

IC02_はるか 三人も大学行かしたんですか?。

(略)

IC04_青井 大学(D イ)。

IC02_はるか すごい偉いね。

IC04_青井 あ。

IC04_青井 でも奨学金は受けてますよ。

IC04_青井 当然。

IC02_はるか 偉い。

(T004_010b)

(384) IC01_一ノ宮 うち弟が(0.229)本気に歌手になるってゆって:すごい大変だったの。

(略)

IC01_一ノ宮 もう高校生くらいの時(0.329)(D ボ)自分は(0.21)歌手になるってゆって:。

N10A_酒井 へえー。

IC01_一ノ宮 で(0.218)それを(0.242)(D オモイトドマッス)(D スー)(D スッ)(D スー)(W オモイトドマ|思い留まら)せるのに:すごい大変だったの。

N10A_酒井 うん。

IC01_一ノ宮 だから(0.345)(D イ) だ 今でもゆってるもん。

N10A_酒井 やらせればよかったのに。

(C001_007)

(385) [次男の翔真の質問に長男と母親の佐竹がほぼ同時に答えた。]

IC04_翔真 数の子ってなんの卵だっけ。

IC03_清隆 マス(U だよ)。

IC01_佐竹 ニシンだよ。
 IC02_パパ な:んだ。
 IC04_翔真 ニシン?。
 IC01_佐竹 うん。
 IC02_パパ (R 清隆)に答えさせなきゃ。
 IC02_パパ お母さん。 (T011_013)

7.2.7 『日常会話コーパス』における[第三者⇒第三者]の〈意志尊重〉

[第三者⇒第三者]の〈意志尊重〉の26例は、2例を除いて、ほかの24例はいずれもシ手に共感を寄せ、「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものである。24例のシ手共感のうち、《叙述》(例386～例388)が10例と多い。

- (386) [視聴したテレビ番組の話]
 でそれこそ(0.629)その辺の歩いてる人たちに声をかけて(1.494)あなたは何をしたいですかみたいな。(略)なんかそんな番組で:。で 行きますってゆう人がいて: 行ったらすごい高級ホテル(D ス)に泊まらせてもらって。(略) なんかのレストランとかの ちゃんとした高級なもの食べさせてもらって:。(K001_008)
- (387) だから大学の先生が: 全てを教えてくれる(0.267)って。(略) 小学校の算数から: もう一度:復習させてくれるところもあんのね。 (T004_002)
- (388) では (F あの) 区のね(0.23)えー そうゆう うー 会議に:(0.147)使わしたらどうかとゆう提案がありましてね(0.389)それを一部変更して(0.236)え 各種会議ね (F あの) 区の会議と(0.2)ゆうことで議長に申し出(0.163)(D イデ)があった時はこれを許可すると(0.264)ゆうことで 今 (F あの:)(1.339)使わしてる。 (T005_013)

《叙述》以外では、[シ手=第三者]の望みの実現を{許可/補助}する必要性・正当性を主張する《意見表明》(例389, 例390)や、[シ手=第三者]の望みの実現を{許可/補助}した[サセ手=第三者]に対する《称賛》を示すもの(例391)も計10例ある。

- (389) [下級生がユーフォニウムを練習する機会がないことに関する話]
 IC02_母 でもだって三年生ば%かりユーフォニウム三本使ってたらね (0.299)ほら (D #)(F あの) 三年生もうすぐ引退でしょう?。

(略)

IC02_母 そのあと 誰もいなくなって そんな時困るんじゃないかなと思って。

IC01_島村 だから。

IC01_島村 そう思う。

IC01_島村 練習させるべきだと思うんだけど。 (K004_001)

(390) 申し合わせができてない%とゆうことなので(0.518)えー (W ジシツ|実質)(D モ)
(W ジシツ|実質)問題(U として) 会派としてね(0.363)えー 使わせる:のが: これ
がベターな(0.184)だ%とゆうことであれば またね(0.324)(D カ) あれなんです
が:. (T005_013)

(391) な:んか やっぱね:(0.583)いや(0.254)(F あの)ね:(0.413)なんか:(1.256)最近
さ:(0.155)Kワンとかさ:(0.775)(F あの:)(0.43)総合も:(0.492)なんか こう(0.434)試
合以外のところでは:(0.481)こう(0.418)プロレス的のところを取り入れてる部分
もあるから:。試合に行く過程で それを(0.197)(D ノ)(F あの) 楽しめる部分もあ
んだけど:。やっぱ会場に来て:(0.7)ここまで こう ちゃんとこう:(0.768)満足させ
られるって(W ユ|ゆう)のは偉いと思(U う)。 (T008_010)

ほかに、否定形を用いて [シ手=第三者] の望みの実現を {許可/補助} しない [サセ手
=第三者] への《遺憾》(例 392) と《非難》を示すもの(例 393) も 4 例ある。

(392) 設備的にはすんごくいいところだったの。新しくできたののところだし:。(F あ
の:) そんなに離れてないし:。(F あの:)(0.388)綺麗でね:(0.252)全然匂いもない
し。で いる間ね(0.287)こう(0.21)(F あの) デイのほう デイサービスの人たちと
一緒にこう(0.339)(F あーの:) いろんな(0.38)こう レクリエーション参加させて
くれたらよかったんだけど。 (T004_006)

(393) IC02_あかり やだわ:。

IC02_あかり (U 女にね) 女に捨てられるタイプだよ。

IC02_あかり あの人の。

IC01_詩織 ふん。

IC01_詩織 で (W モ|もう)子供に言われたらおしまいだな。

(略)

IC02_あかり だってもともとね わたしの:その前のお母さんに:もう(0.269)一
度離婚してるじゃ:ん?。

- IC02_あかり で 今のお母さんにもあんまりたぶん満足(0.388)させてあげられてない。
- IC01_詩織 させて(D ダ)ない。
- IC02_あかり もう愚痴ってるもん。
- IC02_あかり わたしに対してお母さんが愚痴ってるもん。 (K003_005)

シ手共感の 24 例のほかに、シ手・サセ手のいずれにも寄せず、話し手の社会規範の認識に基づいて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉える《叙述》(例 394, 例 395) が 2 例ある。

- (394) [地域懇談会のイベント企画の打ち合わせ。イベントとして懇談会参加者が地域住民が守るべきルールに関するグループ・ディスカッションを行うことについて話し合っている]

IC05_岩崎 ルールってことは(0.312)ね(0.281)おうちのルールってのは(0.482)(X #)にしても:これはいいけどこれはだめよってゆうルールだから:それはいいこととわりいことだから。

IC02_松下 うん。

IC01_一ノ宮 うん。

IC02_松下 うん。

IC04_田代 携帯のルールにしても:(0.113)うん。

(略)

IC05_岩崎 まあ(0.235)わりいことをさせないための(D #)ルールだから:。

(T004_013)

- (395) (F あの)(1.746)侵略の:歴史も全部そうなんだけど:。要は(0.155)一番その国が:(0.443)得られたらまずいだろうなってものを奪うわけよね。で そのあとに(0.136)そっから侵攻して行くってゆう(0.461)ものがいっぱいあって。(D ヒー)(0.195)例えば(0.163)(F あの)(0.177)フィリピンだとか:(0.515)いくつかの(0.31)(F あの)(0.177)東ティモールだったかな いくつかの(0.231)島:(0.258)で(0.464)(D シ)起こるのが(0.115)資源が足りないか 特に水資源が足りないから(0.603)ってゆって:。でもただでさえ(D ミ)貧しいのに:(0.468)(F その) そこに(0.657)お金(0.209)(D アガ) (D アガ) 与えるから:(0.501)(F その) 多国籍の:(0.685)(W (U ユーツ)|(U 技術))がある:(0.222)水:管理会社を入れてくださいと。あー お金借りられんの ありがとう つって(0.153)水管理会社に管理させる

ん。@方言の可能性 (T001_011) で そこが(0.186)全部牛耳るもんだから:(1.055)
水の:料金が(0.222)いつの間にか:(0.263)リッター十円だったのが:(0.252)リッター
百円なって:(0.333)だんだん だんだん高くなっていて。しかも(0.266)メンテナ
ンス (D ノ) もずさんだから:(0.63)(F あの)(0.382)錆びてるだとか: (0.185)
(F あの) (L (X # # #))(0.291)ばい菌があるような水も飲まされるみたいな
(0.701)歴史があるんだよ。 (T001_011)

7.2.8 『日常会話コーパス』における〈意志尊重〉のまとめ

表 7-3 は、表 7-1 と同様にまとめた CEJC の〈意志尊重〉のものである。表 6-11 に合わせて、用例数割合が 5.00%以上の箇所を網掛けで記した。

CEJC の〈意志尊重〉は 4 例を除いて、ほかの 199 例はすべてシ手共感である。シナリオに比較して、サセ手共感と共感なしが少ない。シナリオの〈意志尊重〉と同じく、CEJC の〈意志尊重〉のシ手共感も主に「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、シ手が望む行動・状態変化に対するサセ手の {許可/補助} の必要性を主張するものである。立場別の用例数をシナリオと比較すると有意差が見られた箇所もあるが、シナリオに見られた《許可求め》(例:飲まして)、《依頼》(例:感想聞かして)、《宣言》(例:写真たかたか撮らしていただきます)、《叙述》(例:旅行はいろいろ行かせてもらったり/ちゃんとした高級なものも食べさせてもらって)は、CEJC でも多く観察された。

サセ手共感と共感なしの 4 例は、シナリオと同じく、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるものである。用例は少ないが、[シ手=話し手]にとって不利益な結果をきたすことを {許可} しない [サセ手=第三者] を《称賛》したり (例:お菓子は食べさせないでさ)、話し手自身の社会規範の認識に基づいて事態を《叙述》したり (例:わりいことをさせないためのルール) するものが観察された。

表 7-3 日常会話コーパスにおける〈意志尊重〉

サセ手	シ手	共感対象	使役表現を含む発話機能 (例)
聞き手	話し手	シ手=話し手 (104 例)	《許可求め》例：飲まして。
第三者	話し手	シ手=話し手 (41 例)	感謝を込めた《叙述》例：旅行はいろいろ行かせてもらったり。
		サセ手=第三者 (2 例)	《称赞》例：お菓子は食べさせないでさ。
話し手	聞き手	シ手=聞き手 (5 例)	《宣言》例：ここ座ってくれたら食べさしてあげる。
第三者	聞き手	シ手=聞き手 (3 例)	《叙述》例：覗いてみるだけでもきっと覗かせてくれると思う。
話し手	第三者	シ手=第三者 (18 例)	《意志表明》例：きょうは作らせてみようと思って。
聞き手	第三者	シ手=第三者 (4 例)	《叙述》例：外郭団体も使わせてもらってんですよ。
第三者	第三者	シ手=第三者 (24 例)	《叙述》例：ちゃんとした高級なもの食べさせてもらって。
		共感なし (2 例)	《叙述》例：わりいことをさせないためのルール

7.3 『日常会話コーパス』における〈意志不問〉

7.3.1 『日常会話コーパス』における「話し手⇒第三者」の〈意志不問〉

「話し手⇒第三者」の〈意志不問〉の42例では、「サセ手＝話し手」の気持ちを優先するもののほうが多く(29例)観察されたが、シナリオと異なり、シ手共感のものも13例観察された。

「サセ手＝話し手」の気持ちを優先する29例中、「(さ)せる」事柄をポジティブに捉えるものが20例ある。「シ手＝第三者」に「(さ)せる」ことの適切性を主張する《意見を表明》したり(例396)、「(さ)せたい」という《意志を表明》したり(例397)、「(さ)せる」ことを《提案》したり(例398)、「宣言」したり(例399)したり、「(さ)せた」ことを《誇示》したり(例400)するものが観察された。

(396) [イベントの実行委員会会議で映像記録を残すことについての話]

IC02_早川 ビデオでそれでエンフェスを全部撮るって(U ことか)。

IC09_広瀬 いや。

IC09_広瀬 ってゆうか いや あれじゃないの。

IC09_広瀬 上に:登ってる:人に:カメラ一個持たせりゃいい話しでしょ。

(T009_008b)

(397) IC01_島村 (R 悠次郎)ね 弓道部:。

(略)

IC05_すみれ かつこいい。

IC05_すみれ やり(D タ) やらせたいわ。 (K004_008)

(398) だから(0.211)今回のグループ分けは グループは(D ヨニ)六人掛けのものを(0.279)使うにしても:(0.3)(F あの)中に一人ずつ(0.249)こう みんなが入るような形にすると:。書けない場合も(0.554)あるから (D ア)入れない場合もある。例えば(0.255)うちのやつが来た時は あいつにやらせれば大体 そのグループはできますよね?。 (T007_017)

(399) IC01_小川 これデーター(0.317)(U あ)(0.273)データー(0.39)誰が作ったんだろう。
@ボウリング大会関連

IC03_工藤 (R 渋谷)だね。

IC01_小川 (R 渋谷)。

IC02_井口 (U いや)。

- IC02_井口 もともと俺が作ったかなんかの:(0.135)を:(0.305)が回ってんだと思
うん(U で)すよね。
- IC03_工藤 あー。
- IC02_井口 (Y フィンキ|雰囲気)的に。
- IC01_小川 じゃあ (W モ|もう)(R 渋谷)に(0.215)やらしちゃおう。
- IC01_小川 持ってこい%と。@このあと(R 渋谷)に電話 (T015_011)
- (400) IC02_上田 あの人も会長やったの?。
- IC02_上田 あ。
- IC02_上田 そうですか。
- IC01_中沢 俺が会長ん時に:(0.65)(W カゲ|彼)を:誘って:入れたの。
- IC02_上田 そうなの。
- IC01_中沢 んで 入って:。
- IC01_中沢 それで庶務やらせたの。
- IC02_上田 へー。
- IC01_中沢 (R 堀之内)事務所に:(0.65)勤めたから。
- IC01_中沢 中学校を卒業してから:。
(略)
- IC01_中沢 で: だから青年会にも(0.225)入って:(0.625)暇あるんだから:(0.567)
庶務やれ(W ツツ|つつ)て。 (T005_012)

[サセ手=話し手]の気持ちを優先して、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉える5例では、[シ手=第三者]に「(さ)せたくない」という《意志を表明》したり(例401, 例402), 「(さ)せなかった」ことを《誇示》したり(例403)するものが観察された。

- (401) IC01_杉田 別の(W ボノ|もの)が(0.105)(D オ)(.)甘みが入って(0.255)砂糖より
もっと悪いみたいな。
- IC02_中沢 そう。
- IC02_中沢 悪い。
- IC02_中沢 ああゆうのは絶対(0.304)飲まないです。
- IC01_杉田 (T えー)。
- IC02_中沢 飲まないし。
- IC02_中沢 うちでは飲ませない。 (K002_003b)

- (402) IC03_松尾 ママって呼ばなかったの?。
 IC04_片山 (D チ)(0.649)呼ん たぶん呼んだことない。
 IC02_古川 へー。
 IC04_片山 だ: なんとなくあたしも子供に呼ばせたくないかも。
 IC04_片山 ママって。
 IC03_松尾 えー。 (T009_011b)
- (403) IC03_秀夫 一人やっぱり(1.157)(I うーん) まともに払わせるとかわいそうだなってやつがいたから。
 (略)
 IC03_秀夫 だから(0.626)一人一万でいってことにして(1.242)俺は二万払った。
 (略)
 IC03_秀夫 そうしないと ほら(0.339)(D ン)で 君はいくらでいいやってゆうとき。
 IC01_彩香 うん。
 IC03_秀夫 そいつも:(0.19)いづらいじゃん。
 (略)
 IC03_秀夫 だから (I あ) じゃあ ほかのみんなは(0.739)一万でいい。
 IC03_秀夫 で 君は遅れて来たから四千円ね。
 IC01_彩香 グッジョブだね。
 IC03_秀夫 でしょ?。
 IC03_秀夫 俺: 偉かったなと思って。
 IC01_彩香 それはすごく偉いと思う。
 IC03_秀夫 で: みんなには金額を知らせてないってゆう。
 IC01_彩香 何それ。
 IC01_彩香 なん。
 IC01_彩香 幹事の鑑みたいなことしてんの?。 (T008_011)

[サセ手=話し手] の気持ちを優先して、「(さ)せる」事柄をニュートラルに捉え、《叙述》するもの(例 404, 例 405)も 4 例ある。

- (404) IC06_宇野 子供たちに空(W カ|描か)せると(0.532)空に(0.118)(F あの)くらげ

が浮かんでたりね。

IC07_青木 うーん。

IC02_渋谷 なまずみたい。 (T007_007)

(405) IC02_理奈子 (R 慎吾)さんは(D ケ)積極的に左を増やせばいいんじゃない。

IC01_慎吾 うーん。

IC01_慎吾 そうね。

IC01_慎吾 前はなんか(0.121)飯食わせる時 こう左で こう(0.819)お箸でこ
うやってたけどね。 (T016_006a)

[シ手=第三者] に共感を寄せる 13 例中、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉えるものが 8 例ある。結果的に [シ手=第三者] に利益をもたらすことを「(さ) せた」ことを述べ《誇示》したり (例 406, 例 407), 《提案》したり (例 408) するものが観察された。

(406) んで:(0.26)まあ(0.992)突如やっぱり健康:(0.282)にわたしたち悪いこと(0.565)仕事
してますねってゆうふう思うわけだよ。女だから。(T(U みんな))。食事だけ
でも変えようかってこと(W ン|に)なって:(0.293)炊飯器と:(0.695)(R 洋子)に味噌
汁(L(U 作らせ))。@元同僚 (T002_015)

(407) もう 父親が食べないんで(0.377)(D カ)母親が作らなくて: その味覚で育っちゃ
って:。だから(R かお)はそうならないようにと思って(1.295)一応努力は。(略)
(R かお)が そうならないようにと思って離乳食に茄子とか すんごい食べさせ
たんですけど。 (T005_007)

(408) [町内の会の役員が集まる会議で、約 1 ヶ月後に行われる祭について、亀山が考
えてきた計画をメンバーと共有している。]

IC04_亀山 それで あともう一点 (F あの) この(0.174)(R 塚)通り。

IC04_亀山 去年ね:(0.208)トラロープがたるんで:危なかったんで(U す)。

IC04_亀山 子供が出ちゃったりしてて。

IC07_武田 あー。

IC04_亀山 だからぴーんと このロープ張って:。

IC02_新井 うん。

IC04_亀山 (U それで)(D ナ)(F あの:)(R 荒川)さんち側に寄せますんで。

IC04_亀山 子供神輿も山車も。 (T005_001)

「(さ) せる」事柄をネガティブに捉える 5 例のシ手共感では, [シ手=第三者] に「(さ) せたくない」と《意志を表明》したり (例 409), [シ手=第三者] への《同情》を示したり (例 410), [シ手=第三者]にある行動を引き起こすことの不適切さを指摘する批判的な《意見を表明》したり (例 411) するものが観察された。

(409) すごく:働きすぎなところとか見てて: なんかもう全然(0.174)自分のプライベートな時間とかないから:(0.447)(R 朔也)にこのまま (F その) エリートコースを歩かせたいかってゆうとまったくそんなことも思わなく(0.376)もっと自分で判断できるようになってほしいな:と思ってるから:。(K002_012)

(410) IC01_島村 うちイクラかな。

IC01_島村 息子イクラ:食べさしたら(0.704)蕁麻疹できちゃって。

IC03_美穂 うん。

IC03_美穂 あー。

IC01_島村 やっぱそれ以来食べない。

IC01_島村 今でも食べない。(K004_015)

(411) IC01_新井 俺ら(U の場合) 物売り(D ダ)物売りだからさ どうしても (F あの:)(0.165)時間 尺取ってでも:(0.151)同じ話しをね: 二回三回すんのよ。

IC02_亀山 あー。

IC01_新井 要は 刷り込むの。

IC03_武田 あー。

IC01_新井 だから:意識の中に根付かせるのに: 逆にレジュメ読ませると絶対: 頭入なくて:(0.456)持って帰って読めばいいってゆう(U もん)で。

IC02_亀山 あー。

IC01_新井 その場で: 意識(W ウケ|付け)させんのはやっぱりね:(0.526)(F あの) 必ず (F あの) 同じ話しを俺 二回三回続けてゆって 要点 要点話して:(0.255)刷り込むってゆうのやんのね。

IC02_亀山 ふーん。

IC01_新井 それが一番 手っ取り早い(U 感じかな?)。(T005_011b)

7.3.2 『日常会話コーパス』における[聞き手⇒第三者]の〈意志不問〉

[聞き手⇒第三者]の〈意志不問〉の10例は、シナリオと同様に、シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないものが7例と最も多い。ほかに、サセ手共感が3例ある。

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないもの7例のうち、話し手の信念や利益に基づいて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、[サセ手=聞き手]に《指示》したり(例412, 例413), [サセ手=聞き手]の意志を《確認》したり(例414)するものが4例ある。ニュートラルに捉えて事実を《確認》するもの(例415)が2例、ネガティブに捉えて[サセ手=聞き手]を《非難》する(例416)ものが1例ある。

- (412) IC03_夫 でも: なんか 大人が先に:(0.198)行かなきゃいけないみたいだから。
IC01_杉田 ふーん。
IC03_夫 うん。
IC01_杉田 大丈夫だよ。
IC03_夫 ほんとは(R 朔也)のほうがね:(0.573)先に(0.248)先に行ったほうがいい。
IC01_杉田 (R 朔也)先に行かせてあげて?
IC01_杉田 そしたら(R 朔也)が自分でやり方を学んでいったほうが賢く(U なる)。
IC03_夫 (G いやや)。
IC03_夫 だけど怖いから パパが(U いる)。
IC01_杉田 怖くない(U よ)。
IC01_杉田 (T (R 朔也))。
IC03_夫 パパが犠牲になるからさ。 (K002_015)
- (413) あるいは:(0.259)事務員を:(0.26)役員ではないけれども: 記録:の担当として:(0.237)毎回来てもらおうか(0.39)皆さんどちらがいいですかっつたら(U たぶん事務員に来させろってゆうでしょう)。 (T015_011)
- (414) IC01_島村 (R 慶太)にやらせようとか思ったこと ないの?
IC06_はるな (L や:めて)。
IC06_はるな (L ちょっと待って)。
IC01_島村 (R 聡太)くんとか:。@(R はるな)の上の息子
IC06_はるな (L 今更)いいよ。

IC06_はるな 別に。

IC01_島村 えっ。

IC01_島村 今まで一回もなかった:？。

IC06_はるな な:いよ。

IC06_はるな そんな。

IC01_島村 え。

IC01_島村 やったら似合いそうよね。

IC06_はるな かわいそう。

IC05_すみれ うーん。

IC06_はるな (D カワイ)。

IC06_はるな 似合わない 似合わない。

IC01_島村 えー。

IC01_島村 似合うわよ。

IC06_はるな かわいそう かわいそ。

IC01_島村 王子さまよ。

(K004_008)

(415) IC01_安藤 妹さんは？。

IC01_安藤 名前？。

IC04_片山 (R まゆぼん)。

(略)

IC02_古川 ちなみに なんて呼ばせてますか？。

(略)

IC04_片山 あたしのことは(R しず)ちゃん。

(416) え(0.132)たま:に 嫁さんに会うからね: い%つもね:(0.308)なんかん時あんまり飲まさないでねとか(L すぐゆわれんだ)。(T005_009)

[サセ手=聞き手] に共感を寄せる 3 例は、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉え、[サセ手=聞き手] の意見に《賛成》する (例 417)、または [サセ手=聞き手] にとって利益のあることを《依頼》する (418) ものが 2 例観察された。「(さ) せる」事柄をネガティブに捉え、第三者に「(さ) せる」ことで [サセ手=聞き手] が不利益を被ることを確認し《同情》を示そうとしている例 (例 419) も 1 例ある。

(417) IC02_理奈子 来週 ただ どっかのタイミングで (F あの) 水着(0.108)持って

- かないとね。
- IC01_慎吾 あー あー。
- IC02_理奈子 (R 塩村)君の。@(R 謙一)の友達
- IC01_慎吾 はい はい。
- IC02_理奈子 あれ でも月曜日にあったら月曜日に持ってったほうがいいよ
な気もするよね。
- IC02_理奈子 そうゆわれてみると。
- IC01_慎吾 うーん。
- IC01_慎吾 まあだから(1.463)月曜日でいいんじゃないの。
- IC01_慎吾 (D ゲ)(0.12)月曜日 それを持って(0.462)行かせて。(T016_006a)
- (418) [はるかが一人で三人の子供を育てた経験者として同じ境遇の母親たちを応援
したい心境を語る]
- IC02_はるか 三人ぐらい(.)作ってもらったら:もう応援しちゃう。
- IC06_中ちゃん ふーん。
- IC02_はるか あたし。
- IC02_はるか すごい うちの会社にバイトに来させてくださいみたい
(L な)。 (T004_010b)
- (419) [玲奈の女性の友人に嫉妬深い交際相手 (優さん) がいる。]
- IC02_玲奈 ごめん あたし あなたの誕生日にピアスをさ:(0.437)あげる:予定で
いたんだけど やめたほうがいい(L かしら みたい)。
- IC03_佐久 それは女子(0.146)(D ン)女性からもらったものでも: 言われかねな
いってことか。
- IC01_萌 (L)
- IC02_玲奈 いや。
- IC02_玲奈 だ わかん:ないのよ:。
- IC01_萌 だから(0.603)(R 優)さんがいる時に はい(0.175)誕生日プレゼント
って言って開けさせて。
- IC02_玲奈 わかんないのよ。
- IC03_佐久 あー あー あー。
- IC02_玲奈 そうしないとき: 開けて: やらないと:。
- IC03_佐久 目の前で: で これだよ みたいな。
- IC01_萌 そう。

IC03_佐久 (L)

IC01_萌 ピアス あ (R 玲奈)からだな(L って)(L)(1.682)面倒くさ。

(K001_003b)

7.3.3 『日常会話コーパス』における[第三者⇒第三者]の〈意志不問〉

[第三者⇒第三者]の〈意志不問〉の27例中、シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せないものが18例と最も多い。シ手共感7例あり、サセ手共感2例ある。

シ手・サセ手のいずれにも共感を寄せない18例中、「(さ)せる」事柄をニュートラルに捉える、単なる事態描写の《叙述》(例420, 例421)が12例、「(さ)せる」事柄をポジティブに捉える《意見表明》(例422)と《感心》(例423)が4例ある。「(さ)せる」事柄をネガティブに捉えるゆえに、[サセ手=第三者]を《非難》するものも2例(例424)ある。

(420) ジュースだって:(0.358)子供に飲ませるものは: もうほんとに:(0.749)一本 このぐらいーリットル(0.2)以上ありますよね?。(K002_010)

(421) [歯医者者の指示を受けてマウスピースを噛み検査を受けたことに関する話]

IC01_日野 (F あの:)(0.815)噛ませるじゃん。

IC01_日野 そうすると こう 隙間とかってゆうのが 出てくるじゃん。

IC03_小島 うん。(C002_015)

(422) IC01_早紀きのうもテレビで見てただけど。

IC04_一ノ宮 うん。

IC01_早紀 (L あたし) テレビば%かり見てる感じなんだけど。

IC01_早紀 (F あの:)(0.77)何 政治の(0.353)あ 選挙権の話しでさ。

IC01_早紀 政治(0.107)教育をどうするかって(W ヌ|ゆう)んで 答えがないことを今考えさせるってやっぱりす%ごい大事なんだなって思ったの。

IC01_早紀 結局:(D コ)今 学校って(W ケッコ|結構)答えがあるもの:だったり 先生が答えをもう教えちゃうみたいなんだけど。

IC01_早紀 全然違うところであたしたち:は普段生活してたりするわけじゃん。(T004_002)

(423) なんか(0.793)別に勉強しなさいじゃなくて(0.229)いろいろやらせたら あっこの子は勉強が好きなんだ:みたいな(0.855)(G そう|そ)(W ヌ|ゆう)のを見抜けるってすごいな:とか思って。(T001_011)

(424) IC01_溝口 何をどう教えるべきかってことと(0.2)(D コ)この子たちは何が どこが (D ン)何が(W ゲーイン|原因)でどこが(D ド) (D ド)つまりいてんのかってことがわかんなきや(0.627)教育できないんだけどな?。

(略)

IC01_溝口 それをだからそうゆうことも(D シ)考えず ただ自分の(0.36)(W プログン|プログラム)だけ流しちゃってる:(0.473)歌 歌だ 歌だけ流しちゃってると。

IC02_妻 (U うん)。

IC02_妻 うん。

IC02_妻 ほいで:(0.3)(D ウ) 歌 歌を:必ず歌わせ。

IC01_溝口 なんとなく子供たちはな:。

IC02_妻 (U うん)。

IC01_溝口 で (G そう|そ)(G する|す)と歌だけ流れると(0.47)自分が(D ベ)英語できなくても目立た 目立たないから(0.381)それで喜ぶわけですよ。(T013_003)

(略)

IC02_妻 だけど:(0.662)もう四月から(Y マインチ|毎日)(Y マインチ|毎日)歌ば%かり聞かせて(0.436)ほれで英語がさもできたかのように(0.353)思う。 (T013_003)

[シ手=第三者]に共感を寄せる7例中、「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、[サセ手=第三者]を《非難》したり(例425)、《意見表明》したり(例426)するものが5例ある。「(さ)せる」事柄をポジティブに捉える《意見表明》(例427)と推測の《叙述》(例428)のものも1例ずつある。

(425) IC01_日野 だから小学校一年生なんて 五月の:運動会に合わせて もう(W タイク|体育)(K ゼ:ン|全)部なるんだけど。

IC03_小島 うん。

IC01_日野 (F あの) まっすぐ走れないのね。

IC03_小島 うん。

IC01_日野 まっすぐ走らせるのにどうするかってゆうところと(0.194)踊りなんか覚えさせたって無理なのに(L さ:)(1.233)すごい踊り覚えさせ

たりとかってゆうので ね 二カ月ぐらい終わっちゃうってゆう。

(C002_015)

(426) IC01_佐竹 もう あんな赤ちゃんがさ:(0.607)あの細い道路 歩いて行けんのか
心配で(L たまんないんだけど)。

(略)

IC02_パパ それはもう(0.59)新五年生がガードするでしょう。

(略)

IC02_パパ チーム五年生がガードし(U なきゃ)。

IC01_佐竹 うん。

IC01_佐竹 チーム五年生と一緒にいかすとかえって危ないから 別に(L 行か
すん)じゃない。

IC02_パパ そうだ。

IC02_パパ 五年生 足速い(W カン|から)(U な)。 (T011_012)

(427) IC03_西原 行っ(0.234)だ(W カ|から)三島の人たちは行ったって 向こう行っ
てもなんにも ただ渡るだけ 千円なんか(0.254)払いたくないって
みんな(L ね:)

IC03_西原 (L)

IC04_高橋 じゃ なんにもないわけ。

IC05_須田 (D パチン) パチンコ(0.738)(D パ)(0.553)パチンコ屋作ればいいの
にな?。

IC05_須田 (L)

IC03_西原 だ パチンコ屋 いっぱい持ってんのよ。

IC05_須田 (L)

IC04_高橋 そう。

IC03_西原 (W ソエ|それ)で(L)パチンコやらせりゃいいのにね:。 (T005_010)

(428) IC01_佐竹 もう あんな赤ちゃんがさ:(0.607)あの細い道路 歩いて行けんのか
心配で(L たまんないんだけど)。

(略)

IC02_パパ それはもう(0.59)新五年生がガードするでしょう。

(略)

IC02_パパ チーム五年生がガードし(U なきゃ)。

IC01_佐竹 うん。

- IC01_佐竹 チーム五年生と一緒にいかすとかえって危ないから 別に(L 行かすん)じゃない。
- IC02_パパ そうだ。
- IC02_パパ 五年生 足速い(W カン|から)(U な)。 (T011_012)

[サセ手=第三者] に共感を寄せる 2 例は、「(さ) せる」事柄をポジティブに捉え、[サセ手=第三者] の {指示} に賛同しながら《叙述》するもの (例 429) と、「(さ) せる」事柄をネガティブに捉え、[サセ手=第三者] が [シ手=第三者] に行動を {指示} する事実の真偽を疑う《意見表明》 (例 430) である。

- (429) [共通の知人 (映画監督) の近況に関する話]
- IC05_江尻 学部長だよ。
- IC05_江尻 だから(0.406)会議に忙殺される。
- IC05_江尻 どうすんだろう。
- IC01_彩香 新作撮ったりできないじゃないですか。
- IC05_江尻 だ:から(0.292)若者たちに撮らしてた。
- IC01_彩香 うん うん (U うん)(U うん)(U うん)。 (T008_019a)
- (430) [すばるが相談デスクに座る役に適任しないという早川の意見にほかの人が賛同する]
- IC02_早川 (G まあ|ま) だ:からつつつて (L (R すばる)座らせんのかな:)。
- IC01_安藤 まあ: (R 高崎)のほうがいいだろうな:。
- IC02_早川 (L)
- IC06_望月 (L やばすぎ:)
- IC07_須藤 ね。 (T009_006)

7.3.4 『日常会話コーパス』における〈意志不問〉のまとめ

表 7-4 は、表 7-1 と表 7-3 と同様にまとめた CEJC の〈意志不問〉のものである。表 6-11 に合わせて、用例数割合が 5.00%以上の箇所を網掛けで記した。

CEJC の〈意志不問〉は、サセ手共感が 34 例あるが、そのうちの 29 例が [サセ手=話し手] であることを考えると、シナリオと同じく、話し手自身の利益や、感情、信念、社会規範認識に基づいて「(さ) せる」事柄を捉えるものが最も多い。一方、シナリオと異なる点として、シ手共感が 20 例と多いことが挙げられる。例えば、子供の能力 (例: 踊りなんか

覚えさせたって無理なのにすごい踊り覚えさせたりとか) や身の安全 (例: チーム五年生と一緒に生かすとかえって危ない), 利益 (例: なんかもう全然(0.174)自分のプライベートな時間とかないから:(0.447)(R 朔也)にこのまま (F その) エリートコースを歩かせたいかってゆうとまったくそんなことも思わなく (0.376)もっと自分で判断できるようになってほしいな:とってるから) を考えながら《非難》したり《意見表明》したり《意志表明》したりする例が観察された。シ手の能力や身の安全, 利益なども広い意味で「意志」として見なせば, 上述した〈意志不問〉のシ手共感は〈意志相反〉〈意志尊重〉のシ手共感と類似したものと考えられる。

表 7-4 日常会話コーパスにおける〈意志不問〉

サセ手	シ手	共感対象	使役表現を含む発話機能 (例)
話し手	第三者	シ手=第三者 (13 例)	《誇示》例：洋子に味噌汁作らせ。
		サセ手=話し手 (29 例)	《意見表明》例：上に登ってる人にカメラ一個持たせりゃいい話しでしょ。
聞き手	第三者	サセ手=聞き手 (3 例)	《依頼》例：うちの会社にバイトに来させてください。
		共感なし (7 例)	《確認》例：なんて呼ばせてますか？
第三者	第三者	シ手=第三者 (7 例)	《非難》例：踊りなんか覚えさせたって無理なのにすごい踊り覚えさせたりとか
		サセ手=聞き手 (2 例)	《叙述》例：だから若者たちに撮らしてた。
		共感なし (18 例)	事態描写の《叙述》例：子供に飲ませるもの

7.4 第7章のまとめ

前章では、CEJC に出現する使役表現の量的傾向を調べたが、本章では、意志別・立場別・共感対象別で CEJC の使役表現の具体例を挙げながら分析を行った。

CEJC の〈意志相反〉はシナリオと同じく、主にシ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、サセ手の{強制/誘発}の非を指摘する用例が多く観察された。〈意志尊重〉もシナリオと同様、シ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、サセ手の{許可/補助}の必要性・正当性を主張するものが多い。〈意志不問〉でもシナリオと同じく、シ手に共感を寄せない用例が多く見られたが、シ手共感が20例観察された点ではシナリオと異なる。

前章の表 6-12～表 6-14 では、シナリオと量的傾向が異なる箇所が見られたが、シナリオとの差が生じる原因として、次のものが考えられる。

〈意志相反〉で聞き手がサセ手の[聞き手⇒話し手][聞き手⇒第三者]がシナリオより少ないのは、シナリオで多く出現する《非難》(例:いやなことを思い出させるんじゃないよ)が聞き手を批判するものであり、録音・撮影されている環境では回避されている可能性が高いためと思われる。また、〈意志尊重〉で[聞き手⇒第三者]が少ないのも、ポライトネスの観点から使役表現の使用が回避された結果の可能性もある。例えば、シナリオでは、第三者への{許可/補助}を聞き手に《指示》したり(例:休ませてあげてください)、《助言》したり(例:聞かせてあげたらどうですか)する用例が多く観察された。しかし、会話参加者の聞き手よりも、シ手の第三者への共感を優先して{許可/補助}を要求することは、聞き手の行動や判断を妨害することにつながりやすく、押し付けがましい印象を与えがちなため、CEJC に出現しにくいのではないかと考える。

ポライトネスの観点による回避の可能性のほかに、シナリオの特徴や、CEJC のコーパスの性格が要因と考えられる差もある。CEJC における[聞き手⇒話し手]の〈意志尊重〉は全体で最も用例数が多いが、シナリオと比べると少ない。《許可求め》《依頼》《宣言》といった発話機能はシナリオと CEJC が類似しているが、特定人物の行動展開の描写が多いシナリオに比較して、雑談中心の CEJC では、シ手の話し手の行動について《宣言》したり《許可求め》たり《依頼》したりする場面が相対的に少ないと思われる。[聞き手⇒第三者]の〈意志不問〉が少ないのも、ポライトネスの観点による聞き手への非難の回避の可能性のほかに、場面と関係する可能性がある。シナリオでは、第三者への行動{指示}の《指示》(例:すぐ直させろ)が多く観察されたが、CEJC では、非引用の《指示》が2例程度である。

以上はシナリオに比較して CEJC の用例が少ない箇所であるが、シナリオより CEJC のほうが多い箇所もある。[第三者⇒話し手]の〈意志相反〉〈意志尊重〉は、シナリオより CEJC が多い。それは、不本意なことを{強制／誘発}されたり(例:追っかけてゆうか(G まあ|ま)追っかけに付き合わされて)、本意なことを{許可／補助}してもらったり(例:旅行は:(0.75)いろいろ(0.658)行かせてもらったり)する話し手自身の経験の語りは、雑談では現れやすい内容であるためと考える。〈意志相反〉の場合、サセ手の第三者を《非難》することになるとしても、聞き手が関与していないため、ポライトネスの観点による回避の必要性が低い。〈意志尊重〉の場合、{許可／補助}するサセ手への感謝を込めての《叙述》なら、なおさらである。ほかに、[第三者⇒第三者]の〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の用例も、シナリオより CEJC のほうが多い。話し手自身の経験でなくても、見聞として第三者同士の関与(例:とうとう(R 優)も(0.23)生や(L させられたな／行きますってゆう人がいて:行ったらすごい高級ホテル(D ス)に泊まらせてもらって／政治(0.107)教育をどうするかって(W ュ|ゆ)んで 答えがないことを今考えさせるってやっぱりすごい大事なんだなって思ったの)も雑談の話題になりやすいためと思われる。

このように、本章における具体例の分析結果から、CEJC における使役表現の使用実態はシナリオと異なる点が存在することがわかった。次章では、ここまで述べた使役表現の使用原理および、シナリオと CEJC に見られる使役表現の使用実態を踏まえ、日本語教科書における使役表現の扱い方について分析する。

第8章 日本語教科書に見られる使役表現の扱い方

日本語教育における使役表現の扱い方の提言を行うにあたり，本章では，第4～7章で分析した使役表現の使用原理と使用実態を踏まえ，日本語教科書における使役表現の扱い方を分析し，問題を明らかにする。8.1 と 8.2 では，教科書における使役表現の前接動詞と出現形態を分析する。8.3～8.5 では，使役表現の使用原理と使用実態を踏まえ，教科書における使役表現の扱い方の問題点について述べる。

8.1 日本語教科書における使役表現の前接動詞

CEJC 上位前接動詞 24 種(表 6-1) は，教科書ではどのように扱われているのであろうか。表 8-1 は CEJC 上位前接動詞 24 種の教科書における出現数と出現数割合と，それぞれの前接動詞を取り上げている教科書の冊数を示したものである。網掛けは，教科書出現数順位が CEJC 出現数順位より 10 位以上低いもの，または，初級教科書冊数・中級教科書冊数（各全 5 種），教科書合計冊数（6 種）が 2 種以下のものを示した。太線の枠は CEJC 上位前接動詞 9 種を示す。

表 8-1 日常会話コーパス上位前接動詞 24 種の日本語教科書における扱い方

CEJC 使用数順位	CEJC 上位 前接動詞	教科書 出現数 (%)	教科書 出現数順位	初級 5 種 冊数	中級 5 種 冊数	全 6 種 冊数
1	やる	6 (1.16%)	20	2	1	3
2	する	78 (15.03%)	1	5	3	5
3	待つ	9 (1.73%)	11	0	3	3
4	行く	48 (9.25%)	2	5	3	5
5	食べる	21 (4.05%)	3	3	3	5
6	飲む	5 (0.96%)	24	3	1	4
7	使う	10 (1.93%)	9	3	1	3
7	持つ	2 (0.39%)	51	1	1	1
9	取る	9 (1.73%)	11	2	1	2
9	書く	2 (0.39%)	51	1	2	2
11	考える	3 (0.58%)	30	1	2	3
11	撮る	3 (0.58%)	40	1	1	1
11	食う	0 (0.00%)	未出現	0	0	0
14	やめる	6 (1.16%)	20	2	2	3
14	笑う	4 (0.77%)	24	2	1	3
14	知る	0 (0.00%)	未出現	0	0	0
14	通る	0 (0.00%)	未出現	0	0	0
14	聞く	3 (0.58%)	40	2	1	3
14	作る	5 (0.96%)	24	2	1	2
20	歌う	8 (1.54%)	16	3	2	5
20	言う	10 (1.93%)	9	0	1	1
20	読む	8 (1.54%)	16	5	1	6
20	入る	0 (0.00%)	未出現	0	0	0
20	泊まる	2 (0.39%)	51	1	0	1

CEJC 上位前接動詞 9 種のうち、CEJC では使用数も出現会話数も 1 位の「やる」は、教科書出現数順位が 20 位で、教科書合計冊数も半数（3 種）程度である。「待つ」は、順位が 11 位であるが、初級教科書の出現課では扱われておらず、中級以降で半数の教科書で扱わ

れている程度である。「飲む」は教科書合計冊数が4種であるが、出現数順位がCEJC順位と差が大きい。「持つ」は出現数順位も低く、教科書合計冊数も1種のみである。「取る」は、順位は11位と高いが、合計で2種の教科書で扱われている程度である。この結果から、「やる」「待つ」「飲む」「持つ」「取る」の5種は日本語教育でより積極的に教えるべきであると考ええる。

CEJC上位前接動詞9種以外の15種では、「歌う」「読む」の2種は順位も16位と相対的に高く、教科書合計冊数も5以上のため、カバーできていると考える。「やめる」「笑う」は半数の教科書で扱われており、出現数もCEJC使用数との差が小さいため、相対的にカバーできている。一方、教科書未出現の前接動詞もある。「食う」「知る」「通る」「入る」の4種は教科書で扱われていない。「食う」は「食べる」と意味が近いので、品に欠けると思われるため、産出できるように練習する必要はないが、日常会話に相対的によく出現するという点で考えると、理解のために取り上げたほうがよいであろう。「知る」は「伝える」「話す」の意味を表す動詞「知らせる」として出現課以外の課で扱われている可能性があり、詳細はさらなる調査が必要である。「書く」「撮る」「泊まる」の3種は、順位も低く、教科書合計冊数も2種以下の扱いである。「考える」「聞く」は半数の教科書で扱われているが、出現数順位が30位と40位であり、相対的に低い。「作る」「言う」はCEJC順位との差が小さいが、教科書合計冊数が2以下で少ない。上述した結果から、「歌う」「飲む」「やめる」「笑う」以外の11種もより積極的に取り上げる必要があると考える。

8.2 日本語教科書における使役表現の出現形態

教科書における使役表現の出現形態は表8-2のようにまとめられる。

表8-2 日本語教科書の使役表現の出現形態

活用型	-asesu	-saseru	-asu	-sasu
五段 例：やる	やらせる	/	やらす	/
一段 例：食べる	/	食べさせる	/	/
サ変 例：する	/	させる	/	/
カ変 例：来る	/	来させる	/	/

CEJCの「-(s)asu」形態はすべての活用型で出現しているが、教科書では、五段活用の動詞のみが「-(s)aseru」「-(s)asu」の両形態で扱われている。

表 8-3 は CEJC と教科書における「- (s) aseru」「- (s) asu」の両形態の用例数を比較したものである。

表 8-3 日常会話コーパスと日本語教科書の形態別用例数

資料	- (s) aseru	- (s) asu	合計
CEJC	259 (63.33%) ↓	150 (36.67%) ↑	409 (100.00%)
教科書	466 (89.79%) ↑	53 (10.21%) ↓	519 (100.00%) ³³

2×2 のカイ二乗検定の結果： $\chi^2(1) = 92.188, p < .01, \Phi = 0.315$

CEJC では、「- (s) asu」形態が 3 分の 1 (36.67%) を超えているのに対して、教科書の「- (s) asu」形態が 53 例で、10 分の 1 程度 (10.21%) である。このような有意差が生じたのは、「- (s) asu」形態がある種の形式のみで扱われていることによる結果である。表 8-4 は、形式別で「- (s) aseru」「- (s) asu」形態を集計したものである。

表 8-4 日本語教科書における形式別の出現形態

出現形式	- (s) aseru	- (s) asu	合計
使役授受	168 (32.37%)	0 (0.00%)	168 (32.37%)
使役受身	47 (9.06%)	53 (10.21%)	100 (19.27%)
その他	251 (48.36%)	0 (0.00%)	251 (48.36%)
合計	466 (89.79%)	53 (10.21%)	519 (100.00%)

6.2.3 で述べたように、「- (s) asu」形態は、CEJC では使役授受と使役受身のみならず、複合形式以外でも語形を変化させながら多種多様な形式で使われている。それに対して、教科書の「- (s) asu」形態は使役受身に出現するものに限られている。表 8-3 の結果と合わせて見ると、教科書の「- (s) asu」形態は、「す」以外で終わる五段活用の前接動詞のみが、使役受身に限った形式で扱われていることがわかる。

もちろん、「- (s) aseru」「- (s) asu」の両形態を同時に扱うのは学習者にとって負担が大きいため、初級段階では産出のために扱う必要はない。しかし、日常会話の使役表現の約 3

³³ 「A：親になったら、子供に何をさせてあげますか？ B：子供が楽器を習いたかったら、習わせてあげます。」のような小会話ドリルにおいて、B の回答では、前接動詞が提示されておらず、どのような動詞を使うのかが学習者に委ねられている。そうした 6 例を除外した。表 8-4 も同様である。

分の1が「-(s) asu」形態であり、使役授受や複合形式以外の様々な形式で使われているという実態を考えると、学習者が「-(s) asu」形態の使役表現を耳にする可能性が高い。なぜ教科書で学習した「行かせてもらう」ではなく「行かしてもらう」なのか、このことと教科書で説明されている、使役受身は「待たせられる」よりも「待たされる」が一般的であることがどういう関係があるのかといった疑問を抱いても不思議ではない。このような疑問を解消するためには、使役受身のみで「-(s) asu」形態を教えるだけでは説明できない。使役表現が「-(s) aseru」形態とは別に、「-(s) asu」の形態でも使われるという体系的な知識が必要である。この体系的な知識は、初級では不要であるとしても、中級以降の適切な学習段階で教えるべきだと考える。

8.3 意志の不明確さ

まず、意志の観点から見ると、教科書の使役表現の扱い方に意志の不明確さの問題が存在する。教科書の本文では文脈があるため、シ手の意志が明確に捉えられるが、例文・練習で扱われている使役表現、特に使役受身・使役授受でない使役表現は、文脈欠如の一文で提示・練習されているものがほとんどであり、意志が不明確なものが多く見受けられた。各教科書に準拠した教師用指導書を確認した結果、使役表現の導入・説明・練習も、必ずしもシ手の意志が明確にされたうえで行われているわけではないことがわかった。

『みんな』の『教え方の手引き』では、サセ手・シ手の関与のあり方として、例431と例432のように、「強制」「許可・容認」という2分類を挙げたうえで、次のような導入を提案しており、教科書の練習がそれぞれ「強制」「許可・容認」のいずれに該当するのかも明記している。「強制」「許可・容認」という用語からも、また「○○が嫌い」「○○が好き」「～たい」「～たくない」という説明からも、〈意志相反〉〈意志尊重〉の2タイプがあることへの理解を図っていることがわかる。以下、下線は筆者による強調である。

- (431) 使役文には、上位者が下位者にある行為を強制する機能と下位者の行為を許可・容認する機能がある。この課では機能別に、1. 強制, 2. 許可・容認, 3. 許可・容認の機能を使った丁寧な依頼の文型を学習する。

(『みんな初II 教え方の手引き』: 187)

- (432) [導入例]
(自動詞)

T: わたしの子どもは学校が嫌いです。毎朝行きたくないと言います。でも、

学校は行かなければなりません。わたしは子供を学校へ行かせます。

(他動詞)

T: わたしの子どもは牛乳が嫌いです。でも、わたしは、健康のために牛乳を飲まなければならないと思います。わたしは子供に牛乳を飲ませます。

[導入例]

(自動詞)

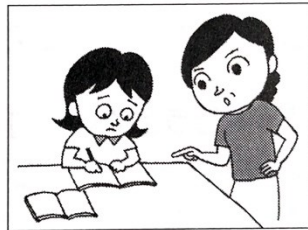
T: 娘は歌が好きです。音楽の成績もいいです。大学はアメリカへ行きたいと言います。ニューヨークの大学で歌を勉強したいと言います。わたしは言ってもいいと言いました。わたしは娘をアメリカへ行かせます。

(他動詞)

T: 娘は歌が好きですが、ニューヨークへ行くまえに、ピアノを習いたいと言います。わたしは習ってもいいと言いました。わたしは娘にピアノを習わせます。

(『みんな初Ⅱ 教え方の手引き』: 187-189)

『げんき』の『教師用ガイド』も「make (強制)」と「let (許可)」の区別への注意を促している。「make (強制)」についてはイラストを用いて〈意志相反〉であることを理解させたうえで、「お母さんはまなさんに勉強をさせます」で導入することを提案している。「let (許可)」については、『みんな』と同様に「私はピアノを習いたかったです」と口頭で説明したうえで、「ピアノのレッスンは高かったです、母はピアノを習わせてくれました」で導入する方法を紹介しており、例文・練習も使役授受に絞っている。



(『げんき 教師用ガイド』: 137)

『外大』の教師用指導書も、「～したい／～したくない」の口頭説明にイラストを併用して導入している。「強制」タイプについては「したくないことを命令してさせるという場面

設定をして練習するとよい」（東京外国語大学留学生日本語教育センター指導書研究会 2020：432）と提案しており、「放任・許可」については「強制」と区別するために、「自由に」「好きに」といった表現を付け加えた導入例を薦めている。

一方、『文化』『できる』『まるごと』では、シ手の意志が明確にされていない問題が見られた。

『文化』の『教師指導例集』では、使役受身については「子供は本当はしたくありませんでした。でも、しました」のようにシ手の意志を説明して導入しているが、使役受身より先に導入されている「先生は学生に作文を書かせました」「お母さんは子供にお皿を洗わせました」については、好き嫌いまたは「したい／したくない」といったシ手の意志の説明や確認が見られなかった。また、「使役形はいつもこのような関係の時に使います。目上の方が目下の人に「してください」と言います。目上の人について説明する時、使役形を使います」のように、サセ手・シ手が上下関係に該当する場合に使われることは説明されているが、同じく上下関係でも、〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉のいずれでも解釈が可能である。上述した説明では、どの意志タイプなのかが明確に示されているわけではない。

『できる』も、「やりたいことはだいたいさせてくれたよ。小学生のときは、水泳を習わせてもらったし、高校生のときは友達と旅行に行かせてもらった」という使役授受が使われている導入用の会話を聞かせたあと、「〇〇したいです、と両親に言ったら、両親はしてもいいと言いました。」のように、シ手の意志を確認している。一方、使役授受より先に、複合形式でない「私が親だったら、小さいときはもっと子どもを遊ばせるけど……。」という会話を聞かせて導入しているときは、シ手の意志には言及していない。

『まるごと』は、複合形式の使役授受・使役受身を優先して導入している唯一の教科書である。使役授受と使役受身については、それぞれ「自分がしたいこと」「したくないのに、そうした」と説明し、シ手の意志を明確にしている。一方、使役授受・使役受身以外の使役表現については、「ほかの人の動作に働きかけるという意味で共通していることがわかれば十分です」としている。次の例 433 と例 434 で見ると、『まるごと』の本文と練習で扱われている使役表現は、一文でも文脈がわかりやすく、シ手の意志も推測しやすいものである³⁴。ただし、文脈がわかりやすくても、学習者が必ずしも意志を読み取ろうと意識するとは限らない。練習を行う際は、明示的にシ手の意志を捉えるように促す必要がある。

³⁴ 本文と、練習の①②③④が〈意志相反〉で、練習⑤が〈意志尊重〉である。

(433) [本文]

村上 : 佐藤さんも行くよね？

佐藤 : えー, すみません。私, 歌うのあんまり得意じゃないんですよ。
ほかの人が歌うのを聞くだからいいんですけど, いつも無理に歌
わされるから。

ユディット : そんなことしませんよ。歌いたくない人に歌わせるなんて。

(『まるごと 中級 1』: 83)

(434) [練習]

使役形を使って言いましょう。

- ① お酒が飲めない人に, 無理に飲ませてはいけません。[飲む]
- ② 昨日は遅くまでつき合わせてしまって, すみませんでした。[つき合う]
- ③ ごめんね, 待たせちゃって。[待つ]
- ④ 彼氏を心配させたくないから, もう帰るね。[心配する]
- ⑤ うーん, そんな歌じゃ, 人を満足させられないね。[満足する]

(『まるごと 中級 1』: 884)

上述したように、『文化』『できる』『まるごと』では、シ手の意志が明確に示されていないことが見られた。シナリオと CEJC の分析結果でわかったように、〈意志相反〉の場合は {強制/誘発} するサセ手の非を指摘する《非難》《愚痴》に使われることが多く、〈意志尊重〉の場合主にサセ手の {許可/補助} の必要性・正当性を主張する《許可求め》や、感謝を込めた《叙述》に使われる。〈意志不問〉はシナリオでは、単に事柄を《叙述》しているだけの場合もある。意志タイプによって発話機能・共感が変わるため、意志タイプの明確さが保証されていないと、そもそも発話機能・共感を捉えることが困難である。

8.4 発話機能の不在

8.3 で考察したとおり、全 6 種の教科書で意志を明確に示しながら導入したり、それぞれの練習問題がどの意志タイプに該当するものなのかを明記したり、使役授受の形式に限定し〈意志尊重〉の練習を行ったりするといった工夫が施されていることも見られた。しかし、説明やイラストで意志が明確に提示されていても、話し手が使役表現を使うことによって何を伝えようとしているのかが学習者にとって自明のものになるわけではない。学習者はシ手の意志だけでなく、発話機能も理解したうえで、練習を行うようにしなければならない。

教科書と教師用指導書の文法解説を見ると、使役表現を含む発話機能として捉えられているのは、次のような使役授受の「(さ) せていただけませんか／(さ) せていただけないでしょうか／(さ) せてもらえませんか／(さ) せてもらえないでしょうか」(以降、「(さ) せていただけませんか」系と呼ぶ) と「(さ) せてください」の《許可求め》³⁵である。

(435) You can use the causative+てください to ask for permission to do something and to volunteer to do something. (『げんきⅡ』: 233)

(436) 練習では、自分がしたいことについて相手に許可を求める表現として「～たいです」から「～(さ) せてください」に変化させます。

(『まるごと 中級 1B1 教え方の手引き』: 187)

(437) 相手に自分の行為を許可してもらえるように、丁寧に依頼する場合には、「～(さ) せていただけませんか」を用いる。

(『みんな初Ⅱ 教え方の手引き』: 190)

上述した使役授受の《許可求め》以外の機能に関する説明はいずれの教科書でも見当たらない。

発話機能不在の問題は、教科書と教師用指導書の文法解説のみならず、練習にも見られる。例えば、次の例 438 のような、イラストで描写されている事柄を説明する練習はいずれの教科書でもあるものである。

(438) 練習 a 絵を見て例のように言いましょう。

例) お母さんは子供に野菜を食べさせました。



1. お皿を洗う



2. 部屋のそうじをする



3. 英語の塾に通う

(『文化初』: 159)

³⁵ 教科書によって「依頼」と呼ぶこともあるが、ここでは統一して「許可求め」と呼ぶ。

練習の狙いは、サセ手を主語に立て、シ手を格助詞のヲ・ニで表し、目的語に動詞の使役形を後続させて文を組み立てることと推察される。イラストの子供の表情から不本意なことをサセ手の母親に要求されていることもわかりやすい。しかし、話し手は「お母さんは子供にお皿を洗わせました」のような発言によって何を伝えようとしているのであろうか。

シナリオと CEJC の分析でわかるように、同じく〈意志相反〉でも、シ手に共感を寄せて、{強制／誘発}するサセ手の非を指摘する場合もあれば、逆にシ手ではなく、サセ手に共感を寄せ、またはシ手・サセ手のいずれにも寄せず {強制／誘発}をポジティブに捉え、正当性を主張する場合もある。この例で考えると、シ手の子供に共感を寄せ、子供を支配するような育て方に対する異論を訴えようとして、サセ手の母親の厳しすぎるしつけを列挙して《非難》しているかもしれない。反対に、サセ手の母親に共感を寄せ、または、シ手・サセ手にも共感を寄せず、話し手自身の信念などに基づき、母親のしつけが正当であることを《称賛》しようとして、具体例として「お皿を洗わせた」「部屋のそうじをさせた」「英語の塾に通わせた」を挙げている場合も考えられる。つまり、〈意志相反〉だけが明確でも、文脈が欠如してしまうと、共感対象も機能も不明なまま練習することになる。〈意志相反〉が多くの場合、サセ手の非を指摘するために使われているため、このような文脈なしの一文で練習していると、《非難》に聞こえる可能性が高いことを知らずに文を産出してしまふ恐れがある。

複合形式の使役受身も、〈意志相反〉の使役表現としてわかりやすいが、発話機能を見いだせない練習が見受けられた。

- (439) D. Pair Work—First play janken (rock paper scissors) and decide who is in charge. Each time you win janken, you can give an order, such as dancing, singing a song, drawing a picture, and opening a window. The other person will act out the order. You will then describe the actions, using the causative-passive sentence. Repeat janken several times.

Example open the window

→ A : 窓を開けなさい。

B : はい、わかりました。(B will act out opening the window)

A : B さんに窓を開けさせました。

B : A さんに窓を開けさせられました。 (『げんき』: 261)

上記の練習は、使役受身形を作る練習と、イラストの内容を説明する練習、「A：子供の時、買い物に行かされましたか？ B：はい、行かされました。／いいえ、行かされませんでした。」のような小会話ドリルに続く練習である。ペアを組み、役を演じる活動を取り入れることによって、どちらがシ手でどちらがサセ手なのかに関する認識を深めながら、既習の単独の使役文と新出の使役受身文の発話を促すという目的で用意されたものと考えられる。窓を開ける要求を受けて実行したというやりとりを行ったのがAとBであるため、「窓を開け」ることになった経緯はAとBの両方とも認識しているものである。この点で考えると、「Bさんに窓を開けさせました」「Aさんに窓を開けさせられました」という発話は、AとB以外の者に向けたものである。しかし、AとBのやりとりは、同じ教室にいる教師も含めて全員で共有されているため、単なる状況説明の《叙述》は不要なはずである。このように、そもそもなぜ「窓を開けさせました」「窓を開けさせられました」をわざわざ言う必要があるのかというところに疑問がある。発話の必要性が見いだせる文脈が保証されていないかぎり、単に使役文と使役受身文の組み立ての練習で終わってしまう。使役受身の《愚痴》などの発話機能の気づきを促すどころか、自分の意志に反する行為であれば使役受身を使って表現すればよいと思込ませてしまい、結果として学習者が意図しない、サセ手を批判するような不適切な使用を招きかねない。

このような練習における発話機能不在の問題がなぜ生じているのであろうか。次の例440と例441のような教師用指導書の危険な記述から、根本的な原因が使役表現の捉え方にあると思われる。

- (440) 会社組織などの上司と部下、親と子、先生と生徒などの関係において、上位者が下位者にある行為を強制する場合、使役文を用いる。

（『みんな初 教え方の手引き』：187）

- (441) 使役形は、指示や命令を出してほかの人に何らかの行為を行わせる場面で使われる。そのため、両者は親と子、上司と部下、監督と選手といった上下関係がはっきりしている場合が多い。指導の際には、このような点を踏まえて取り上げる例文や場面を選ぶ必要がある。（『文化初 教師用指導例集』第33課：4）

2.2.3 で確認したとおり、「(さ)せる」形式は確かに、具体的な文脈の中で上位者が下位者に{強制}{指示}するという派生的意味を表すことができる。第5～7章で見えてきた具体例からも、{強制}{指示}の主体であるサセ手の非を指摘し《非難》《愚痴》したければ、使役表現を使用すると効果的であることがわかる。しかし、上位者が下位者に{強制}{指

示}する事態が成立しているからといって、必ずしも使役表現を用いて事態を述べるわけではない。教える側が例 440 と例 441 のように使役表現を捉えてしまうと、{強制}{指示}であれば、必然的に使役表現が選択されるという誤解を招き、結果として、学習者が意図しない《非難》《愚痴》のような使用を引き起こしてしまうのではないか。

8.5 形式・発話機能の偏り

意志別・立場別の各パターンを見ていくと、教科書における特定の発話機能の比重が CEJC の実態と異なったり、同じ発話機能でも、教科書で取り上げられている形式が CEJC と違ったりすることが見られた。事例として、これまでの先行研究でも教える重要性が提唱されてきた使役授受を挙げる。

8.5.1 《許可求め》形式の偏り

教科書で扱われている《許可求め》の形式は、「(さ) せていただけませんか」系(例 422)、「(さ) せてくださいませんか」(例 443)、「(さ) せてください」(例 444)、「(さ) せていただきたいんですが」(例 445) の 4 種があり、引用されている《許可求め》の発話の「(さ) せてほしい」(446) もある。

- (442) □…ロハン 店：店長
- ：あのう、店長、今よろしいですか。
- 店：あ、ロハンさん、どうしたの？
- ：来月のシフトのことなんですが……。
- 店：来月のシフト？
- ：はい。すみませんが、来月、1 週間、アルバイトを休ませていただけませんか。実は国から家族が来るんです。
- 店：ああ、そう。それで、いつからいつまで？
- ：23 日から 30 日までなんですが。
- 店：えっ、月末？ うーん、忙しいときだねえ。
- ：はあ……、すみません。でも、みんな日本語がわからないものですから、私が案内しなければならなくて…。その間、私の代わりに、田中さんが入るって言ってくださっているんですが。
- 店：あ、そうか。じゃ、大丈夫だね。わかった。

□：ありがとうございます。ご迷惑をかけてすみません。

(『できる中』本文)

(443) あしたは休ませてくださいませんか。

(『外大初』例文)

(444) A：今日は早く帰らせてください。

B：どうしたの。

A：今日は子供の誕生日なので、一緒に晩ご飯を食べる約束をしたんです。

B：そうか。じゃあ、いいよ。

(『げんき』練習)

(445) 例：夏休みの日にちを変更したい (●：課長)

○：あ、今ちょっとよろしいでしょうか。

●：はい、何ですか。

○：実は、夏休みのことなんですが……。できれば日にちを変更させていただきたいんですが、どうでしょうか。飛行機の切符が取れなかったんです。

●：そうですか。いいですよ。

(『みんな中』練習)

(446) 息子が「大学へ行かせてほしい。」と言うので、ぜひ行かせてやりたいが、生活が苦しいから、難しい。

(『外大中』)

発話機能で見ると、上述した形式はいずれも《許可求め》の発話機能を果せるものである。「(さ) せていただけませんか」系と「(さ) てください」は確かに《許可求め》の発話機能を果たす形式としてわかりやすいものであるが、相手に受け入れるか否かの判断を迫られているという印象を与えがちという面もある。両形式と比べて、「(さ) せていただきたいんですが」(例 445) は願望を伝えるに留めており、断る余地を与えている。例 442 の「いつからいつまで？」と例 444 の「どうしたの。」といった展開からもわかるように、「(さ) せていただけませんか」系、または「(さ) てください」と頼めば相手に承諾してもらえぬわけではない。当然性が高い依頼でないかぎり、相手に判断を迫っても理由説明を尋ねられたり、難色を示されたりすることが現実に多いであろう。相手に抵抗なく受け入れてもらうためには、理由や補償行為の説明のみならず、相手に配慮しながら《許可求め》形式を選択する必要がある。全 6 種の教科書の「(さ) せていただけませんか」と「(さ) てください」の例文・練習を見ると、ほとんどが一文(例 443) や簡単な問答形式(例 444, 例 445) で提示されている。唯一、やりとりが展開されている本文の例(例 442) でも、相手の都合や負担に関する配慮を全く示しておらず、「(さ) せていただけませんか」系で直接《許可求め》の発話意図を切り出している。「(さ) せていただけませんか」系は複数の教科書で「丁寧な依頼」の形式として扱われているが、上述したように、「(さ) せていただけませんか」

系も「(さ) せてください」も、必ずしも適切な《許可求め》形式とは言えない。

《許可求め》形式として適切さに疑問点が残っているにもかかわらず、教科書では「(さ) せていただけませんか」系と「(さ) せてください」が重視されていることは、次の表 8-5 で見ると一目瞭然である。

表 8-5 日本語教科書における《許可求め》形式

形式		用例数	
非引用	(さ) せていただけませんか／(さ) せてもらえませんか	43	66 (98.65%)
	(さ) せていただけないでしょうか／		
	(さ) せてもらえないでしょうか		
	(さ) せてください	15	
	(さ) せていただきたいんですが	7	
	(さ) せてくださいませんか	1	
引用	(さ) せてほしい	1 (1.35%)	
合計		67 (100.00%)	

表 8-5 で示されているとおり、教科書で扱われている《許可求め》の形式は、「(さ) せていただきたいんですが」も少数(7例)あるが、疑問文の形式の「(さ) せていただけませんか」系が圧倒的に多い。次に多いのも 15 例の「(さ) せてください」であり、願望系の「(さ) せていただきたいんですが」は 7 例程度に過ぎない。「(さ) せてくださいませんか」も 1 例あるが、「(さ) せていただけませんか」と類似したものである。

教科書別で見ると、教科書ごとに異なる傾向が見られた。

表 8-6 各日本語教科書における《許可求め》形式

形式	みんな	げんき	外大	文化	できる	まるごと
(さ) せていただけませんか系	本文 [1] 例文 [4] 練習 [31]	×	×	×	本文 [1] 例文 [2] 練習 [4]	×
(さ) てください	×	例文 [1] 練習 [13]	例文 [1]	×	×	×
(さ) せていただきたいんですが	練習 [5]	×	×	例文 [1]	×	練習 [1]
(さ) てくださいませんか	×	×	例文 [1]	×	×	×
(さ) せてほしい	×	×	例文 [1]	×	×	×

表 8-6 のとおり、願望系の「(さ) せていただきたいんですが」を複数取り上げ、練習を行っているのは『みんな』の中級教科書のみである。『みんな』の初級教科書は「(さ) せていただけませんか」系のみを扱っている。『まるごと』と『文化』では、そもそも《許可求め》が軽視されているが、会話例、または例文として「(さ) せていただきたいんですが」が 1 例提示されている。場面重視の『できる』は本文(例)・例文でも練習でも、「(さ) せていただけませんか」系のみを扱っている。『げんき』は、「(さ) せていただけませんか」系ではなく、「(さ) てください」の例文・練習のみである。『外大』は「(さ) てくださいませんか」「(さ) てください」「(さ) せてほしい」の例文を計 3 例提示している程度である。このように、《許可求め》の発話機能が一部の教科書でしか重視されておらず、そのうえ、教科書の《許可求め》は、相手に対する配慮を示せない「(さ) せていただけませんか」系の疑問文形式に偏るものであることがわかる。

表 5-5 のシナリオの《許可求め》と表 7-2 の CEJC の《許可求め》の形式と比較すればわかるが、教科書が重点的に扱っている「(さ) せていただけませんか」系は、シナリオでは複数観察されたが、CEJC の非引用の《許可求め》では観察されなかった。「(さ) てください」も、シナリオでは多く出現しているが、CEJC の非引用では 1 例しか観察されておらず、むしろ引用の《許可求め》のほうが多く (7 例) 観察されている。

このように教科書が重視している「(さ) せていただけませんか」系と「(さ) てください」は CEJC の《許可求め》の発話ではほとんど観察されていない。実際の日常会話で最も多く観察されているのは、家族や親しい友人のような気の置けない相手との雑談中に使う「(さ) せて。」(14 例) である。親しい同士の雑談ではなく、会議や商談の《許可求め》で使われて

いるのは、願望形の「(さ) せていただきたい」系 (5 例) と、許可形の「(さ) せていただ
いていいですか」「(さ) せていただくでもいいですか」(2 例) と、意図を伝えるのに留め
る「(さ) せてくれないかなって思って」(1 例) と假定形の「(さ) せてもらえたら」(1 例)
である。配慮を示しつつ、《許可求め》の意図を婉曲に伝える点で共通している形式である。

また、当然ながら、現実の《許可求め》は、依頼の内容が一言では説明できないことも多
いと考えられる。CEJC では、《許可求め》の内容を詳しく説明する際に使われる「(さ) せ
ていただいて」「(さ) せてもらえるんだったらして」、連体修飾節の「(さ) せてもらって
いる+名詞」も観察された。「(さ) せていただきたい」などの婉曲的な《許可求め》形式が十
分に扱えていないという不足点のみならず、《許可求め》本題の形式ばかりに目が向けられ、
《許可求め》の内容を語る際に対人配慮を示す使役授受の形式が軽視されていることも問
題である。

8.5.2 [第三者⇒話し手] の《叙述》の扱い不足

[聞き手⇒話し手] の《許可求め》も重要であるが、[第三者⇒話し手] の {許可／補助}
への感謝を込めた《叙述》も軽視してはいけない。

教科書を全体で見ると、感謝を込めた《叙述》は [第三者⇒話し手] の使役授受の 60 例³⁶
中の 34 例 (56.67%) を占めており、割合が最も高い発話機能である。{許可／補助} を得
られないことに対する《遺憾》を示すものも、26 例 (43.33%) と多い。一方、CEJC では、
感謝を込めた《叙述》が 4 分の 3 (76.92%) であり、《遺憾》が約 1 割 (10.26%) 程度であ
る。もちろん《遺憾》を教える必要性もあるが、感謝を込めた《叙述》をより重視する必要
があると考えられる。

教科書別で見ると、感謝を込めた《叙述》と《遺憾》が扱われていない教科書もあり、扱
われている場合でも、形式が CEJC の使用実態と違う傾向が見られた。表 8-7 は各教科書の
本文 (リスニングの会話文)・例文・練習における感謝を込めた《叙述》と《遺憾》を授受
系統別で整理したものである。[] 内は用例数である。

³⁶ 78 例から、感謝を込めた《叙述》と《遺憾》のいずれが回答されるのかが学習者に委ねら
れている練習の 18 例を除外した。

表 8-7 日本語教科書における《叙述》《遺憾》の形式

発話機能	授受系統	みんな	げんき	外大	文化	できる	まるごと
叙述 [34]	テイタダク ・テモラウ	×	×	例文 [1]	×	本文 [1] 練習 [12]	×
	テクダサル ・テクレル	×	練習 [4]	例文 [3]	×	本文 [1] 練習 [12]	×
遺憾 [26]	テイタダク ・テモラウ	×	×	×	本文 [1] 例文 [1]	練習 [7]	×
	テクダサル ・テクレル	×	本文 [1] 例文 [1] 練習 [7]	×	×	本文 [1] 練習 [7]	×

表 8-7 のとおり、感謝を込めた《叙述》を扱っているのは『げんき』『外大』『できる』の 3 種のみである。『げんき』はサセテクダサル・サセテクレル系統のみの練習 (4 例) であり、『外大』ではサセテイタダク・サセテモラウ系統とサセテクダサル・サセテクレル系統の例文がそれぞれ 1 例と 3 例提示されている程度である。『できる』の用例数が 26 例と多く、両系統を均等に扱っている。

《遺憾》を扱っている教科書も半数の 3 種である。『げんき』は《叙述》と同様にサセテクダサル・サセテクレル系統のみである。練習だけでなく、本文と例文でも 1 例ずつある。『文化』は本文・例文の計 2 例で、練習は設けられていない。『できる』は本文の 1 例を除いて、練習では《叙述》と同様に、両系統を均等に扱っている。

8.6 第 8 章のまとめ

本章では、第 4～7 章で分析した使役表現の使用原理と使用実態を踏まえ、日本語教科書における使役表現の扱い方を分析した。その結果、次の問題点が明らかになった。

1 つ目は、シ手の意志の不明確さの問題である。意志の観点から見ると、シ手の意志が不明なものが多く、文脈欠如の一文のみで提示・練習が行われがちである。導入する際に「したい／したくない」の説明やイラストの使用などで、シ手の意志を明確に提示するなど、工夫が施されている教科書もあるが、そうでない教科書もある。第 4～7 章で分析したとおり、〈意志相反〉〈意志尊重〉か〈意志不問〉かによって、共感の寄せ方の傾向が異なり、使役

表現を含む発話機能も変わってくる。意志を明確にしておかないと、シ手共感かサセ手共感か共感なしかを理解する前提がなくなり、使役表現を使って伝えようとする意図も見えなくなる。導入だけでなく、練習を行う際も、意志を明確に提示しておく必要がある。

2つ目は、使役表現を含む発話機能が十分に扱われていない問題である。教科書および教師用指導書において、発話機能として明確に捉えられているのは《許可求め》程度である。練習問題においても、何を意図する発話なのかが不明確なまま、単に文を組み立てる機械的な練習で終わる問題も見られた。このような発話機能不在の問題は、「上位者が下位者にある行為を強制する場合、使役文を用いる」といった記述に見られる、{強制}などの事態が成立さえしていれば、必然的に使役表現が使われるという捉え方に根本的な原因があると思われる。

3つ目は、使役表現における形式・発話機能の偏りの問題である。教科書で「丁寧な」《許可求め》として重点的に扱われている「(さ)せていただけませんか」系は、CEJCの非引用の《許可求め》ではほとんど観察されていないものである。また、[第三者⇒話し手]の使役授受では、感謝を込めた《叙述》として扱われている比重がCEJCより低い。日本語教育では、使役授受を教える重要性は既に知られているが、この結果から考えると、使役授受は十分にコミュニケーションに使えるように教えられているとは言えない。

4つ目は、CEJCの使役表現における上位前接動詞9種類が、必ずしも十分に扱われていないことである。「やる」は、CEJCでは使用数も出現会話数も1位であるが、教科書の出現数も低く、扱っている教科書冊数も少ない。「待つ」は初級5種では扱われておらず、中級教科書のみ扱いである。「飲む」「持つ」「取る」も、出現数が少ないか、初級・中級のいずれか、または両方で扱われている教科書が少ない。会話における使役表現を教える際は、これらの動詞をより積極的に取り上げる必要があると考える。

5つ目は、使役表現の出現形態における「-(s) aseru」への偏りの問題である。教科書では、五段動詞の使役受身のみ、「-(s) asu」形態が扱われている。CEJCでは、「-(s) asu」形態が全体の3分の1を超えており、使役受身のみならず、使役授受と複合形式以外でも出現するという結果から考えると、適切な段階で「-(s) asu」形態を教える必要がある。

第9章 おわりに

本章では、第1章から第8章までの内容をまとめ、今後の課題について述べる。

9.1 本研究のまとめ

本研究は、「A先生は私たちに漢字を勉強させました」「私はみなさんにベトナムのはるまきを食べさせます」のような日本語学習者の使用例がなぜ不自然なのか、そもそも使役表現はどのように使うものなのかといった疑問に答えるには、日本語教師による内省だけでは限界があることから出発したものである。

「(さ)せる」は本来、サセ手がシ手の動作・状態変化に何らかの影響を与えるという素朴な意味(中核的意味)しか持たない形式である。これまで「(さ)せる」が具体的な文脈の中で表す{強制}{許容}などの派生的意味に関する研究が多数なされてきた。派生的意味のほかに、日本語教育の視点から、【迷惑】【恩恵】といった感情的意味と、《愚痴》《許可求め》などの使役表現を含む発話機能に関する分析も、数少ないものも行われるようになった。しかし、派生的意味と感情的意味と発話機能がどのような相互関係にあるのかが明らかにされておらず、派生的意味から感情的意味と発話機能がいかに生じるのかという仕組みの解明という最も重要な課題が残されたままである。

本研究では、現在の日本語教育では、使役表現が使われる会話文が提示され、口頭練習が行われることが多い現状に鑑み、日本語の会話における使役表現に焦点をしぼり、観点をを用いて、使役表現の派生的意味から感情的意味と発話機能が生み出される仕組み、すなわち、使役表現の使用原理を明らかにすることを1つ目の研究課題として設定した。また、使役表現の使用原理の分析に用いた観点から日本語の会話における使役表現の使用実態を明らかにすることを2つ目の研究課題として設定した。そして、3つ目の研究課題として、使役表現の使用原理と使用実態を踏まえて、日本語教科書における使役表現の扱い方を調査し、改善の提言を行うことを設定した。

研究課題1：日本語の会話における使役表現の使用原理を明らかにする。

研究課題2：日本語の会話における使役表現の使用実態を明らかにする。

研究課題3：日本語教科書における使役表現の扱い方を調査し、改善の提言を行う。

3つの研究課題に応じて、テレビドラマのシナリオから収集した用例を用いて使役表現の使用原理を分析し、シナリオと『日本語日常会話コーパス』（CEJC モニター公開版）の用例に基づいて使役表現の使用実態を調べ、日本語教科書における使役表現の扱い方を調査し提言を行った。

それぞれの研究課題の成果として、次のことが明らかになった。

研究課題1：使役表現の使用原理の解明（第4章）

本研究では、次の3つの観点を立て、使役表現の使用原理を捉えた。

観点①：シ手の意志の観点

「(さ)せる」事柄がシ手の意志に反するものか、シ手の意志を尊重するものか、それともシ手の意志を問わないもので、〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の3タイプに整理した。

観点②：シ手・サセ手の立場の観点

シ手・サセ手がそれぞれ話し手・聞き手・第三者のいずれに該当するかにより、次の7パターンに整理した。

- ① [聞き手⇒話し手]
- ② [第三者⇒話し手]
- ③ [話し手⇒聞き手]
- ④ [第三者⇒聞き手]
- ⑤ [話し手⇒第三者]
- ⑥ [聞き手⇒第三者]
- ⑦ [第三者⇒第三者]

観点③：話し手の共感の観点

話し手が「(さ)せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉える際に、シ手・サセ手のいずれに気持ちを寄せて考えるのか、それともシ手・サセ手のいずれにも気持ちを寄せずに考えるのかで、シ手共感・サセ手共感・共感なしの3つに整理した。

上述した3つの観点を立てて分析した結果、次のことがわかった。

〈意志相反〉〈意志尊重〉の共感の寄せ方： シ手共感>サセ手共感・共感なし
 〈意志不問〉の共感の寄せ方： サセ手共感・共感なし>シ手共感

〈意志相反〉〈意志尊重〉は基本的にシ手の意志を重視し、シ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄を捉えて使役表現を使う。〈意志相反〉の場合は、シ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をネガティブに捉え、[シ手=話し手]の意志に反することを{強制/誘発}する[サセ手=聞き手]を《非難》したり(例:いやなことを思い出させるんじゃない)、[シ手=聞き手]の意志に反することを{強制}しないと《宣言》したり(例:お時間は取らせません)する。〈意志尊重〉の場合は、シ手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉え、[サセ手=聞き手]の{許可}の必要性和主張して《許可を求め》たり(例:少し待たせてもらえますか)、[シ手=聞き手]の望みの実現を{補助}したいと《意志を表明》したり(例:歩かせてやりたいよ、走らせてやりたいよ)する。

ただし、第三者がシ手の場合の〈意志相反〉〈意志尊重〉は、シ手に共感を寄せないことが起きる。〈意志相反〉〈意志尊重〉は本来、シ手の意志を重視するものであり、シ手の意志が「(さ)せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉える際に働くファクターである。しかし、シ手の意志よりも、話し手自身の社会規範の認識や信念、利益、感情、サセ手との人間関係といったファクターが強く働くと、シ手に共感を寄せにくく、サセ手に共感を寄せる、またはシ手にもサセ手にも寄せないことが起きやすくなる。「わがままをさせるわけにはいきませんからね」「幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず」「手柄を立てさせてやるんですか」「すぐに俺が辞めさせてやりますから」「派遣会社に責任を取らせろ」などの例がわかりやすい。

〈意志不問〉はサセ手・シ手の社会的地位や役割から考えるとシ手の意志を問う必要がないという性格のもののため、シ手共感より、サセ手共感、または共感なしが起きやすい。例えば、上位者が下位者に業務範囲内の行動を{指示}することが当然性の高い行為であり、シ手に共感を寄せる必要性が低く、[サセ手=話し手]の気持ちを優先して[シ手=第三者]への{指示}を《宣言》したり(例:すぐに調べさせます)、[サセ手=聞き手]に[シ手=第三者]への{指示}を《指示》したり(例:すぐ直させろ)する。

このように、{強制}{許可}といった使役表現の派生的意味をシ手の意志の観点から〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉に整理し、シ手の意志と深く関わる話し手の共感で生じる、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルといった感情的意味と関連づけながら、立場別で《非難》《宣言》《許可求め》《意志表明》などの多様な発話機能が生み出される仕組みを明らかにすることができた。

研究課題 2 : 使役表現の使用実態の解明 (第 5 ~ 7 章)

使役表現の使用原理の 3 つの観点に基づき、シナリオと CEJC の用例を比較しながら、使役表現の使用実態を分析した。その結果、次のことがわかった。

シ手の意志の観点から見ると、シナリオでも CEJC でも〈意志尊重〉が約半数を占めており、最も多いことがわかった。〈意志相反〉と〈意志不問〉は、シナリオと CEJC で有意差が見られたが、〈意志不問〉の割合が高くても 2 割程度であり、最も少ない。

シ手の意志の観点にシ手・サセ手の立場の観点を加えて見ると、シナリオと CEJC のいずれでも、[聞き手⇒話し手] の〈意志尊重〉が最も多くと、[話し手⇒聞き手] [第三者⇒第三者] の〈意志相反〉が相対的に多い。また、会話参加者の話し手・聞き手のいずれかがシ手の〈意志不問〉が観察されていない点と、[第三者⇒聞き手] の〈意志尊重〉が少ない点でも、シナリオと CEJC は共通している。

〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉を立場別で比較すると、シナリオと CEJC で有意差が見られた。聞き手がサセ手の〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉は、シナリオが有意に多く、CEJC が有意に少ない。第三者がサセ手の [第三者⇒話し手] [第三者⇒第三者] の〈意志相反〉〈意志尊重〉では、シナリオより CEJC のほうが有意に多く、[第三者⇒第三者] の〈意志不問〉も、CEJC が有意に多い。このような有意差が見られたのは、CEJC においてはポライトネスの観点による、聞き手への非難 (例: いやなことを思い出させるんじゃない／あんたが徹夜なんかさせるから) や行動要求 (例: その 30 分だけ、休ませてあげてください) につながる使役表現の使用が回避されている可能性がある。また、登場人物の話題を中心とし、行動展開の場面がより豊富であるシナリオと、話し手の経験や見聞 (例: 入国審査で泣かされてさ／旅行はいろいろ行かせてもらったり／行きますってゆう人がいて: 行ったらすごい高級ホテル(D ス)に泊まらせてもらって／まっすぐ走らせるのにどうするかってゆうところと(0.194)踊りなんか覚えさせたって無理なのに(L さ:)(1.233)すごい踊り覚えさせたりとかってゆうので ね 二カ月ぐらい終わっちゃうってゆう) を多く含めた雑談を中心とする CEJC の性格による要因も考えられる。

意志・立場の観点にさらに話し手の共感の観点を加えて見ると、話し手・聞き手のいずれかがシ手の場合、〈意志相反〉〈意志尊重〉に関わらず、シナリオも CEJC もほとんどシ手共感であることがわかった。シ手が第三者の〈意志相反〉では、シ手に共感を寄せない用例も一定数観察されたものの、シ手共感のほうが多い点で、シナリオと CEJC が共通している。シ手が第三者の〈意志尊重〉では、シナリオはシ手に共感を寄せない用例のほうが多いが、CEJC ではほとんどシ手共感である。また、シナリオでは、サセ手に共感を寄せて、または

シ手にもサセ手にも共感を寄せずに「(さ)せる」事柄をネガティブに捉える用例(例:辞退はさせません/手柄を立てさせてやるんですか)がよく見られるが、CEJCでは少ない。〈意志不問〉では、シナリオはシ手共感が少なく、ほとんどサセ手共感、または共感なしである。これに対して、CEJCはシ手共感(例:(R かお)が そうならないようにと思って離乳食に茄子とか すんごい食べさせतандすけど)も、サセ手共感(例:じゃあ(W モ|もう)(R 渋谷)に(0.215)やらしちゃおう)も、共感なし(例:子供に飲ませるもの)も多く観察されている。

このように、3つの観点を組み合わせて分析することによって、シナリオとCEJCにおける使役表現の共通点だけでなく、異なる傾向も存在することを明らかにすることができた。

研究課題3:日本語教育における使役表現の扱い方(第8章)

使役表現の使用原理と使役実態を踏まえて、日本語教科書における使役表現の扱い方を分析した。その結果、次のような問題が存在し、改善が必要であることがわかった。

1つ目は、シ手の意志の不明確さの問題である。文脈の欠如したものが多く、シ手の意志が不明なまま、例文提示・練習が行われがちである。意志を明確にしておかないと、シ手共感かサセ手共感か共感なしかを理解する前提がなくなり、発話機能も捉えにくくなる。使役表現を教える際は、導入だけでなく、練習を行う際も、意志を明確に提示する必要がある。

2つ目は、使役表現を含む発話機能が十分に扱われていない問題である。使役授受を使う《許可求め》はどの教科書でも取り上げられているが、何を意図する発話なのかが不明確なまま、単に文を組み立てる機械的な練習で終わる問題も見られた。このような発話機能不在の問題は、「上位者が下位者にある行為を強制する場合、使役文を用いる」といった記述に見られる、{強制}{指示}などの事態が成立していれば、必然的に使役表現が使われるという捉え方に根本的な原因があると思われる。本研究では、{強制}{指示}といった派生的意味だけでなく、話し手が「(さ)せる」事柄を、ネガティブ、ポジティブ、ニュートラルのいずれかで捉えているという感情的意味と、そうした感情的意味が話し手の共感で生じるものであることと、《許可求め》以外でも各立場別で多様な発話機能が生み出されていることに、教える側がまず目を向ける必要があることを提言した。

3つ目は、使役表現における形式・発話機能の偏りの問題である。教科書では、「(さ)せていただけませんか」系が「丁寧な」《許可求め》として重点的に扱われているが、CEJCの非引用の《許可求め》では、「(さ)せていただけませんか」系がほとんど観察されていない。また、CEJCにおける[第三者⇒話し手]の使役授受の多く(75.61%)が感謝を込めた《叙述》であるのに対して、半数の教科書(3種)でしか扱われていない。日本語教育では、使

役授受を教える重要性は既に認識されているが、上述した結果から、使役授受がコミュニケーションに使えるように十分に教えられているとは言えない。

4 つ目は、CEJC の上位前接動詞 9 種類が十分に扱われていない問題である。「やる」「待つ」「飲む」「持つ」「取る」をより積極的に取り上げる必要がある。

5 つ目は、「- (s) asu」形態の扱いが不足している問題である。会話における使役表現を教える際は、使役受身だけでなく、使役授受と複合形式以外でも「- (s) asu」形態を扱う必要がある。

以上の 3 つの研究課題で明らかにしたことのまとめとして、「はじめに」の冒頭で挙げた学習者の使用例がなぜ不自然なのかという疑問に対する本研究の答えを示す。

(447) [A 先生の授業内容を、別の先生に聞かれて]

A 先生は私たちに漢字を勉強させました。

(448) [パーティーにどのような手料理を持ち寄るかをパーティー参加者に伝える]

私はみなさんにベトナムのはるまきを食べさせます。

例 447 はシ手・サセ手の立場の観点から見ると、[第三者⇒話し手] のものである。本研究で捉えた使役表現の使用原理と使用実態では、話し手がシ手の場合、話し手自身の意志の問題にしない〈意志不問〉は観察されておらず、〈意志相反〉〈意志尊重〉のいずれかである。シナリオと CEJC における [第三者⇒話し手] の〈意志相反〉の多くが、話し手の気持ちを優先して「(さ) せる」事柄をネガティブに捉える《愚痴》(例：追っかけてゆうか (G まあ) 追っかけに付き合わされて) であり、《愚痴》でないものは、否定形を用いてシ手にとって不本意な動作・状態変化を {強制/誘発} しないサセ手への《称赞》(例：わたし しまいっ子だったもんで何もさせなかつただよね) である。つまり、[第三者⇒話し手] の〈意志相反〉が基本的に《愚痴》であるため、例 447 のような単なる授業内容の説明で使役表現を使うと不自然さを感じるのであろう。話し手自身にとって不本意なことではないことを明確に示すのであれば、使役授受を使って「勉強させてくれた」と表現したほうが、《愚痴》をこぼしているという誤解を回避できる。

例 448 はシ手・サセ手の立場の観点から見ると、[話し手⇒聞き手] のものである。聞き手がシ手の場合も、〈意志不問〉はなく、〈意志相反〉〈意志尊重〉のいずれかである。〈意志相反〉の [話し手⇒聞き手] の場合、基本的にはシ手に共感を寄せて「(さ) せる」事柄をネガティブに捉える「お待たせ」系、《謝罪》(例：すみません。持たせちゃって)、聞き手

にとって不本意なことを{強制}しないと《宣言》するもの(例:お時間は取らせません)のいずれかである。〈意志尊重〉の[話し手⇒聞き手]の場合、シナリオで観察されているのは、聞き手に共感を寄せて「(さ)せる」事柄をポジティブに捉える、{許可/補助}の《宣言》(例:メスだけに集中させてやる)、《意志表明》(例:君にはもっともっとバチスタを切らせてあげたいんだ)、《誇示》(例:絶対不利だと言われたあなたを当選させたのは僕ですよ)、もしくは{許可/補助}しないと《意志表明》するもの(例:お前ら外科に勝手させるか)である。いずれも尊大で押し付けがましい印象を与えがちなものである。CEJCでは、用例数が5例と少ない上、子供の相手に対する「食べさせてあげる」と、伝達を表す「知らせる」と聞き手の意見を引用する《前置き》(例:これ(0.227)(R 由美)ちゃんに言わしたら二(W ダンガイ|段階)調理だよね(L みたいな))のいずれかである。つまり、[話し手⇒聞き手]は「お待たせ」系や《謝罪》なら使われるが、使役表現を使うと尊大で押し付けがましい印象を与える恐れがある。例448の場合、そうした印象を回避するためには、使役表現ではなく、「食べていただきたい」にしたほうがよいと思われる。

9.2 今後の課題

本研究では、日本語教育を出発点とし、使役表現の使用原理と使用実態を捉え、現行の教科書における使役表現の扱い方の提言を行ったが、課題も多く残されている。

1つ目は、教育現場における実践の課題である。本研究で使役表現の使用原理を捉えるために用いた意志・立場・共感の3つの観点は使役表現を教える教師にとって必要なものであり、学習者が使役表現を運用する際の足場にもなると考えるが、教室で実際にどのように教えたらいかにについては言及できなかった。今後は実践に基づいて考察する必要がある。

2つ目は、CEJC以外のコーパスを用いて使役表現の使用実態を調べる課題である。本研究で使用実態の調査に用いたCEJCは雑談中心のものであり、会議会合と用談相談の場面が相対的に少ない。そのため、今回調べられた会議会合と用談相談の場面で使われる使役表現の使用実態には限界があった。学習者は会議会合と用談相談の場面における使役表現、特に使役授受を適切に使えるようになるニーズがあるため、今後はほかの話し言葉コーパスを用いて、使用実態を調査しなければならない。

3つ目は、学習者の母語における使役表現に関する研究の課題である。本研究では、目標言語である日本語の使役表現の使用原理と使用実態を捉えたが、学習者が使役表現を適切に使えない原因の一つに、母語の影響がある。これまで使役表現の対照研究が多くなされてきたが(楊1989, 馮1999など)、使用原理から見る、日本語とほかの言語、例えば、筆者

の母語である中国語における使役表現の異同と、中国語の使役表現のマーカである「使」「叫」「讓」の会話における使用実態の解明も日本語教育にとって必要な研究である。

4つ目は、使役表現に限らず、ほかの文法形式を考察する課題である。本研究では意志・立場・共感の3つの観点から使役表現について考察したが、同じくヴォイスの受身表現と授受表現についても、この3つの観点から使用原理と使用実態を捉えられるのではないかと考える。今後のビジョンとして、使役表現以外の形式も視野に入れたい。

教師用指導書一覧

- スリーエーネットワーク (2016) 『みんなの日本語 初級Ⅱ 第2版 教え方の手引き』スリーエーネットワーク出版社.
- 坂野永理・池田庸子・大野裕・品川恭子・渡嘉敷恭子 (2021) 『初級日本語げんき 教師用ガイド 第3版』ジャパンタイムズ出版.
- 高見彩子・澤田尚美 (2012) 『できる日本語 初中級 教え方ガイド&イラストデータ CD-ROM』アルク.
- 東京外国語大学留学生日本語教育センター指導書研究会 (2020) 『直接法で教える日本語』東京外国語大学出版会.
- 独立行政法人国際交流基金 (2017) 『まるごと 日本のことば 中級1 B1 教え方の手引き 第2部 (1) 一トピック別の教え方と留意点 (中級1) 一』 https://www.marugoto.org/assets/docs/teacher/resource/intermediate1/intermediate1_teaching_topic.pdf
- 文化外国語専門学校日本語科 (2013) 『文化初級日本語Ⅰ・Ⅱ 改訂版 教師用指導例集』凡人社.

参考文献

- 青木伶子 (1977) 「使役—自動詞・他動詞との関わりにおいて—」『成蹊国分』10 (須賀一好・早津恵美子 (編) (1995) 『動詞の自他』108-121 に再録. ひつじ書房.)
- 庵功雄 (2012) 「文法シラバス改訂のための一試案—ボイスの場合—」『日本語／日本語教育研究』3 : 39-55.
- 庵功雄 (2013) 「「使役 (態)」に言及せずに「使役表現」を教えるには」『日本語／日本語教育研究』4 : 39-55.
- 庵功雄 (2018) 『一歩進んだ日本語文法の教え方 2』くろしお出版.
- 庵功雄・高梨信乃・中西久実子・山田敏弘 (2000) 『初級を教えるための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク.
- 庵功雄・張志剛 (2017) 「正確で自然な立場の選び方」石黒圭 (編) 『現場に役立つ日本語教育研究 3 わかりやすく書ける作文シラバス』3-18, くろしお出版.
- 庵功雄・宮部真由美 (2013) 「二字漢語動名詞の使用実態に関する報告—「中納言」を用いて—」『一橋大学国際教育センター紀要』4 : 97-108.
- 石川守 (1994) 「使役形の用法について」『語学研究』75 : 1-41.
- 市川保子 (1989) 「コミュニカティブ・アプローチの中での文法のあり方—新教科書作成を通して—」『日本語学』11 : 67-77.
- 岩田一成 (2011) 「文法研究のきっかけとしての「教科書分析」」森篤嗣・庵功雄 (編) (2011) 『日本語教育文法のための多様なアプローチ』123-128, ひつじ書房.
- 岩田一成 (2012) 「初級教材における使役の「偏り」と使用実態」『日本語／日本語研究』3 : 21-37.
- 王慧雋 (2010) 「「使役表現」の形式と表現機能の類型について」『早稲田日本語研究』19 : 25-36.
- 王慧雋 (2012a) 「〈使役〉は何のために使うものか—「表現意図」から〈許容〉の意味に関わる〈使役〉を捉える—」『待遇コミュニケーション研究』17-32.
- 王慧雋 (2012b) 「使役の「文脈」—《強制》の「意味」を表す使役を中心に—」『日本語／日本語教育研究』3 : 189-205.
- 王慧雋 (2018) 「依頼場面における使役授受表現の使用に関する日本語学習者の捉え方—中国日本語専攻生に対する調査に基づいて—」『早稲田日本語教育実践研究』19: 11-30.
- 王慧雋 (2021) 「テレビドラマのシナリオに見られる話し言葉の (サ) セル表現—サセ手・

- シ手の立場と意志の観点から一」『国立国語研究所論集』20：199-221
- 王辰寧（2016）「中国語を母語とする日本語学習者の使役文の誤用分析—作文コーパスをデータとして—」『熊本大学社会文化研究』14：77-91.
- 太田陽子（2016）『文脈をえがく 運用力につながる文法記述の理念と方法』ココ出版.
- 大塚望（2002）「「する」と「やる」：非動作性名詞がヲ格に立つ場合」『日本語科学』12：7-28.
- 奥野由紀子（2012）「非母語話者の日本語コミュニケーションの問題点」野田尚史（編）『日本語教育のためのコミュニケーション研究』85-104, くろしお出版.
- 蒲谷宏（1998）「「あたかも表現」—「表現意図」と「文話」との「ずれ」—」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』11: 19-33.
- 蒲谷宏・川口義一・坂本恵（1998）『敬語表現』大修館書店.
- 川口義一（1996）「日本語指導の文脈化」北海道国際交流センター（編）『日本語教育異文化間コミュニケーション』69-91.
- 川口義一（2001）「日本語教育のための「文法」—表現者のための文法記述—」『日本語学』20（3）：16-25.
- 久野暉（1978）『談話の文法』大修館書店.
- 高京美（2014）『現代日本語の使役文に関する一研究：文中における「V-サセル」の形・機能と意味とのかかわり』東京外国語大学博士論文.
- 胡君平（2016）「台湾人学習者による日本語使役文の用法別の使用実態—LARP at SCU の分析結果から—」『日本語教育』163：95-103.
- 小磯花絵・天谷晴香・居關友里子・臼田泰如・柏野和佳子・川端良子・田中弥生・伝康晴・西川賢哉（2020）「『日本語日常会話コーパス』モニター版の設計・評価・予備的分析」『国立国語研究所論集』18：17-33.
- 阪田雪子・倉持保男
（1980）「使役を表す言い方 せる・させる」『教師用日本語教育ハンドブック④ 文法Ⅱ 助動詞を中心にして』25-29.
- 小林尚美（2006）「使役文をどのように教えるべきか—使用調査実態と学習者の作文コーパスからその指導法を考える—」『東海大学紀要 留学生教育センター』26: 121-131.
- 佐藤里美（1986）「使役構造の文—人間の人間にたいするはたらきかけを表現するばあい—」言語学研究会（編）『ことばの科学 1』89-179, むぎ書房.
- 定延利之（2000）『認知言語論』大修館書店.
- 定延利之, ショモディ, ユーリア・ヒダシ, ユディット, ヴィクトリア・エシュバッハ=サ

- ポー・アイシュヌール, テキメン・ディルシャーニ, ジャヤティラカ・ドゥリニ, ディルシャーラー=ジャヤスーリヤ, 新井潤, 昇地崇明, 羅米良, アントニー, スサイラジ, 柳圭相・朴英珠 (2018) 「言語類型からみた非流ちょう性—膠着語と延伸型続行方式のつかえ—」『社会言語科学』21 (1) : 113-138.
- 柴田和枝 (1993) 「日本語初級段階における受け身・使役・被役 (使役受け身) 表現の指導 - 2」『九州国際大学論集教養研究』4 (2・3) : 121-148.
- 柴谷方良 (1978) 『日本語の分析—生成文法の方法—』大修館書店.
- Shibatani, Masayoshi (1976) Causativization, In Masayoshi Shibatani ed. *Syntax and Semantics Semantics 5 Japanese Generative Grammar* : 239-294. Academic Press.
- 瀬戸彩子 (2010) 「日本語母語話者による使役やりもらい文」『学習院大学国語国文学会誌』53: 1-13.
- 瀬戸彩子 (2012) 「使役やりもらい文の述語形式について」『学習院大学大学院日本語日本文学』8: 122-101.
- 高橋恵利子・白川博之 (2006) 「初級レベルにおける使役構文の扱いについて」『広島大学日本語教育研究』16:25-31.
- 田中真理 (2005) 「学習者の習得を考慮した日本語教育文法」野田尚史 (編) 『コミュニケーションのための日本語教育文法』63-82, くろしお出版.
- 中川良雄 (1995) 「日本語使役文の表現意図: 日本語教科書における使役文の取り扱い」『日本語・日本文化研究』3 :1-14.
- 中俣尚己 (2014) 『日本語教育のための文法コロケーションハンドブック』くろしお出版.
- 中俣尚己 (2015) 「初級文法項目の生産性の可視化—動詞に接続する文法項目の場合—」『計量国語学』29 (8) : 275-295.
- 日本語記述文法研究会 (編) (2009) 「第4部 ヴォイス 第3章 使役」『現代日本語文法 2 第3部 格と構文 第4部 ヴォイス』257-276, くろしお出版.
- 野田尚史 (2005) 「コミュニケーションのための日本語教育文法的设计図」野田尚史 (編) 『コミュニケーションのための日本語教育文法』1-20, くろしお出版.
- 橋本進吉 (1934) 『国語法要説』明治書院.
- 早津恵美子 (1998) 「「知らせる」「聞かせる」の他動詞性・使役動詞性」『語学研究所論集』3 : 45-65.
- 早津恵美子 (2016) 『現代日本語の使役文』ひつじ書房.
- 早津恵美子・高京美 (2012) 『コーパスに基づく言語学教育研究科資料 6 コーパスに基づく日本語使役文・他動詞文の実態』東京外国語大学大学院総合国際学研究院グローバル

COE プログラム「コーパスに基づく言語学教育研究拠点.

- 馮富榮（1994）「日本語使役文の学習過程における母語（中国語）の影響について」『教育心理学研究』42（3）：324-333.
- 馮寶珠（1999）『日中両語における使役表現の対照研究』東京外国語大学博士論文.
- 前田直子（2011）「現代日本語の使役表現：「拡大文型」の試み」『東洋文化研究』13：614-593.
- 松下大三郎（1924）『標準日本文法』紀元社.
- 村木新次郎（1991）『日本語動詞の諸相』ひつじ書房.
- 森篤嗣（2011）「「記述」を「検証」するための言語使用調査の方法」森篤嗣・庵功雄（編）（2011）『日本語教育文法のための多様なアプローチ』342-348，ひつじ書房.
- 森篤嗣（2012）「使役における体系と現実の言語使用—日本語教育文法の視点から—」『日本語文法』12（1）：3-19.
- 森篤嗣（2014）「漢語サ変動詞におけるスルーサセルの置換について—」『帝塚山大学現代生活学部紀要』10：139-147.
- 柳田征司（1994）「意志動詞の無意志用法—あわせて使役表現のいわゆる許容・放任・随順用法について—」佐藤喜代治（編）『国語研究5集 中世語の研究』327-361，明治書院.
- 湯沢幸吉郎（1953）『口語法精説』明治書院（1977復刻）.
- 楊凱榮（1989）『日本語と中国語の使役表現に関する対照研究』くろしお出版.
- 米澤みどり（1992）「日本語母語話者による使役文の使われ方について」『関西外国語大学留学生別科日本語教育論集』3:123-145.

謝辞

博士論文の完成にあたり、多くの方々にお世話になりました。この場をお借りして、深謝を申し上げます。

まず、主指導教員として研究指導をしてくださった一橋大学大学院言語社会研究科石黒圭教授に深く感謝申し上げます。これまで15年間にわたり、使役表現をテーマとして研究してきましたが、途中で方向を見失ってしまい、意気消沈した日々を送った時期もありました。砕けた自信を取り戻し、言葉の研究の面白さを再発見できたのは、出会いの当初からいつも話に真摯に耳を傾けてくださり、建設的なご助言をくださった石黒先生のおかげです。研究の視野を広げながら、博士論文完成までの道筋を照らして導いていただき、心より御礼を申し上げます。言語研究における個別の事象だけでなく、全体像の解明と事象の背後にある本質への追求の重要性も教えていただきました。また、研究のみならず、生活や人生のことも常に真剣に考えてくださり、学生への思いやりに溢れる先生のお言葉に幾度も救われました。喜びも悲しみも共感してくださるその御心に優しさを感じるとともに元気づけられました。終始温かいご指導を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

副指導教員の一橋大学大学院言語社会研究科太田陽子教授にも深く御礼申し上げます。修士課程のときから、ご執筆なさった「ハズダ」の博士論文を拝読しながら、文法形式の「文脈化」の分析方法や、教育文法のあり方を捉え直すための調査方法を学ばせていただきました。また、はじめての論文投稿にあたり、指導員もお引き受けくださいました。博士論文の執筆過程においては、記述方法も含め、多くのご指摘と貴重なご助言をいただき、挫けそうになったときも何度も励ましていただきました。心より深謝申し上げます。

思い返せば、学部時代に最初に読んだ学術書は、副指導教員の一橋大学大学院言語社会研究科庵功雄教授のご著書の『新しい日本語学入門 ことばのしくみを考える』であり、文法研究に興味を持つきっかけになりました。一橋大学に入学してからコーパスを用いた使役表現の量的分析を行うようになりましたが、その基礎的な方法をご講義で勉強できたことをうれしく思います。ゼミや研究会で発表した際に何度も論述の問題をご指摘いただいたおかげで、改善することができました。深く感謝申し上げます。

『日本語日常会話コーパス』（CEJC モニター公開版）の構築を率いられた一橋大学大学院言語社会研究科小磯花絵教授にも心より御礼申し上げます。ゼミに参加させていただき、コーパスの使い方まで親切にご指導いただき、心より感謝いたします。

早稲田大学大学院日本語教育研究科に在籍していた時期の元指導教員の先生方にもお世

話になりました。早稲田大学名誉教授の川口義一先生の「文脈化」に関する一連のご論文に深く感銘を受けたことは今でも忘れられません。それが15年間の研究の出発点でもありました。早稲田大学大学院日本語教育研究科小宮千鶴子教授は、川口先生のご退職後にご指導を快くお引き受けくださいました。調査の内容から研究の意義まですべてご理解くださったうえ、論文化に向けていつも丁寧にご指導いただきました。先生方に感謝申し上げます。

研究の遂行と博士論文の執筆において、多くの院生の方々にもお世話になりました。一橋大学では、主ゼミの石黒ゼミをはじめ、副ゼミとして参加させていただきました太田ゼミ、庵ゼミ、小磯ゼミの参加者のみなさまから発表するたびに改善のためのご質問やコメントをいただきました。また、みなさまのご発表からいつも刺激を受けており、大変勉強になりました。特に、同じく石黒ゼミ所属の博士課程の鈴木英子氏に、本論文の分析枠組みを支える重要な観点による分類の結果をご確認いただき、有益なコメントを多くいただきました。石黒ゼミOGの董芸氏（深圳大学外国語学院日語系講師）は、研究の話から人生の悩み話まで語り合える仲間であり、困ったときには常に温かく手を差し伸べてくださいました。早稲田大学大学院日本語教育研究科博士後期課程の三井一巳氏は、早稲田大学在籍の時期から長年にわたり、分析結果の確認からネイティブチェックまで、どのような依頼でも快く引き受ける助っ人でいてくださいました。澳門大学日本研究センター客席講師の李羽喆氏には、早稲田大学の川口ゼミ・小宮ゼミ所属の当初からその研究に取り組む姿勢を学び、友としてこれまでの道のりを共に歩ませていただきました。同じく早稲田大学大学院日本語教育研究科博士後期課程を修了された田中祐輔氏（青山学院大学文学部日本文学科准教授）は、修士課程で知り合ったときから研究者として鏡のような存在であり、本論文の一部にお目を通していただき、日本語の表現について貴重なご意見をいただきました。

経済的にご支援くださった渥美国際交流財団にも厚く御礼申し上げます。継続支援奨学金をご支給いただいたおかげで、コロナ禍により在宅の授業と勤務を強いられる環境の中でも研究書籍を十分に購入でき、論文執筆に集中することができました。岡崎嘉平太国際奨学財団関係者のみなさまにも、2007年に来日して以来、家族のように親交を深めさせていただいているからこそ、生活の不安がなく、博士論文の完成まで辿り着くことができました。心より深謝申し上げます。

職場にも恵まれているとつくづく思います。国立国語研究所では石黒先生をはじめ、先生方と職員の方々、特に石黒班のみなさまから多大なる応援をしていただきました。東洋大学国際教育センターで教育実践経験が浅い筆者に日本語授業を担当する機会を与えていただいたおかげで、学習者の学びへの理解をより深めることができました。早稲田大学理工学術院創造理工学部社会文化領域の熊遠報教授、永富青地教授、渋谷裕子准教授には、筆者がテ

イーチャング・アシスタントを務めた時期から長年にわたり、学位取得のことを気にかけていただいております。多方面においてお世話になりました。明治大学理工学部総合文化教室の林ひふみ教授と清水則夫教授は、常に話を熱心にお聴きくださり、明るく激励してくださいました。東京理科大学経営学部ビジネスエコノミクス学科の施建明教授と東京大学大学院人文社会系研究科アジア文化研究専攻の陳捷教授には、日本に留学し学問を修めた先輩として多くの経験を共有していただいたおかげで、心強くなりました。すべての方に深く感謝いたします。

友人たちにも深謝の意を表します。共に高校時代を送り、共に来日した親友の蒯承穎氏と、中京大学工学部情報工学科道満恵介准教授には、生活全般においてお力を添えていただきました。東華大学外語学院日語系労働学主任と上海対外貿易大学国際商務外語学院銭曉波副教授は、長らく家族ぐるみでお付き合いさせてくださり、苦境を乗り越える精神的な支えになってくださいました。心より御礼申し上げます。

最後に、15年間にわたり、学業をご応援くださった親愛なる家族に「長らくお待たせしました」とお詫びするとともに、深く感謝の意を表します。

王 慧雋
2022 年仲春